

岡崎市消防用設備等技術基準 (通則・運用・特例基準編 2026)

岡崎市消防本部

目 次

第1章 通則

- 1－1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて・・・・・・・・・・ 1
- 1－2 消防用設備等の設置単位について・・・・・・・・・・ 39
- 1－3 消防用設備等の設置単位について(図解)・・・・・・・・・・ 43
- 1－4 令第8条の解説・・・・・・・・・・ 51
- 1－5 令8区画及び共住区画の構造並びに
当該区画を貫通する配管等の取扱いについて・・・・・・・・・・ 55
- 1－6 令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について・・・・・・・・ 63
- 1－7 令第9条の解説・・・・・・・・・・ 69
- 1－8 無窓階の解説・・・・・・・・・・ 73
- 1－9 避難上又は消火活動上有効な開口部の判断基準について・・・・・・・・ 77
- 1－10 「避難口」及び「消防隊進入口」に設置する
電気錠の指導基準について・・・・・・・・ 89
- 1－11 内装制限の解説・・・・・・・・・・ 91
- 1－12 既存防火対象物に対する新基準の適用除外・・・・・・・・・・ 93
- 1－13 電気設備が設置されている部分等における
消火設備の取扱いについて・・・・・・・・ 95
- 1－14 収容人員の算定に関する基準について・・・・・・・・・・ 99
- 1－15 床面積及び階の取扱いに関する基準・・・・・・・・・・ 121
- 1－16 防災防火対象物・防災物品の指導基準・・・・・・・・・・ 135

第2章 特殊な建築物に対する指導

- 2－1 消防活動用空地等の設置指導基準について・・・・・・・・・・ 141
- 2－2 高層建築物等の屋上に設けるヘリコプター緊急離着陸場等の
設置に関するガイドラインの制定について・・・・・・・・ 149
- 2－3 駅施設等に対する防火管理及び消防用設備等の
設置指導要領について・・・・・・・・ 195

第3章 特例基準

- 3－1 消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準について・・・・・・・・ 199
- 3－2 スケルトン状態の防火対象物の取扱い・・・・・・・・・・ 219

第4章 届出等

- 4－1 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について・・・・・・・・ 227

備考：1－2から1－6までは現在改定中のため、令和6年法改正前の内容のもの

＜法令等の用語＞

- 1 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- 2 令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- 3 規則とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- 4 条例とは、岡崎市火災予防条例（昭和 37 年 7 月 1 日条例第 20 号）をいう。
- 5 条例規則とは、岡崎市火災予防規則（昭和 38 年 2 月 1 日規則第 1 号）をいう。
- 6 建基法とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- 7 建基令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- 8 主要構造部とは、建基法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部をいう。
- 9 耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造をいう。
- 10 防火構造とは、建基法第 2 条第 8 号に規定する防火構造をいう。
- 11 防火戸とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備であるものをいう。
- 12 特定防火設備である防火戸とは、建基令第 112 条第 1 項に規定するものをいう。
- 13 不燃材料とは、建基法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。
- 14 準不燃材料とは、建基令第 1 条第 5 号に規定する準不燃材料をいう。
- 15 難燃材料とは、建基令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。
- 16 令別表対象物とは、令別表第 1 (1)項から(15)項までに掲げる防火対象物をいう。
- 17 令 8 区画とは、令第 8 条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画をいう。
- 18 専用不燃区画とは、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室をいう。
- 19 専用不燃区画（自閉式等）とは、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）を設けた専用の室をいう。
- 20 共住区画とは、特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成 17 年消防庁告示第 2 号）に規定する特定共同住宅等の住戸等の床又は壁の区画をいう。
- 21 常時閉鎖式防火戸とは、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの防火戸をいう。
- 22 煙感知器連動閉鎖式防火戸とは、随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動により自動的に閉鎖する防火戸をいう。
- 23 航空法とは、航空法（昭和 27 年 7 月 15 日法律第 231 号）をいう。
- 24 航空法規則とは、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）をいう。
- 25 堅穴区画とは、建基令第 112 条第 9 項に規定する区画をいう。

第1章 通 則

1－1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、別表1を参考とすること。

第2 令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の1又は2に該当するものとする。

1 令別表対象物の区分に応じ、別表2（A）欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められる別表2（B）欄に掲げる用途に供される部分で、次の(1)から(3)までの全てに該当するもの。

(1) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。

(2) 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

なお、密接な関係を有するとは、主たる用途に供される部分を利用する者が、主に従属的な部分を利用する場合をいう。

(3) 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。

なお、従属的な部分の利用時間が主たる用途の利用時間の範囲内ならば、当該従属的な部分の利用時間は当該主たる用途の利用時間とほぼ同一とみなす。

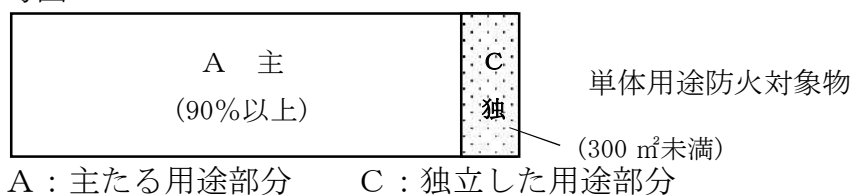
参考図



2 主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イ(1)から(3)まで、ロ若しくはハに掲げる防

火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）。

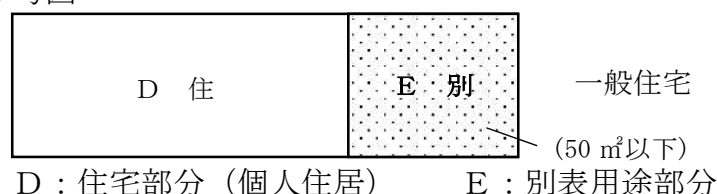
参考図



第3 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、前記第1によるほか、次により取り扱うものであること。

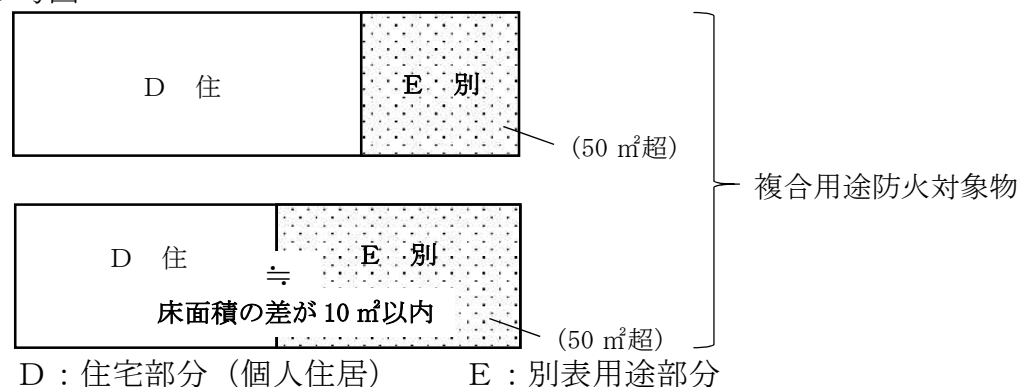
- 1 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートル以下の場合、一般住宅の用途に供される部分の床面積の如何にかかわらず当該防火対象物（防火管理者の選任を必要とするもの又は令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで、ロ若しくはハの用途に供する部分が存する防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）を除く。）は、一般住宅に該当するものであること。この場合において、当該防火対象物が防火管理者の選任を必要とするもの又は同表1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで、ロ若しくはハの用途に供する部分が存する防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）にあっては2に準じて用途を判定するものであること。

参考図



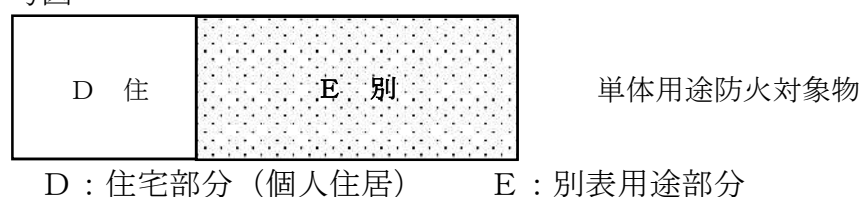
- 2 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートルを超える場合は、次の(1)又は(2)によること。
 - (1) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さい場合又はおおむね等しい場合（床面積の差が10平方メートル以内）は、当該防火対象物は、複合用途防火対象物に該当するものであること。

参考図



- (2) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、令別表対象物（令別表対象物の用途が前記(1)により複合用途防火対象物と判定される場合にあっては、複合用途防火対象物）に該当するものであること。

参考図



第4 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートル以下の防火対象物（防火管理者の選任を必要とするもの又は令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで、ロ若しくはハの用途に供する部分が存する防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）を除く。）については、一般住宅として取り扱うものであること。

第5 令和8年4月1日において現に存する防火対象物又は新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物に対してこの運用基準を適用した場合に混乱を生ずると認められるときは、従前の運用基準により判定してもよいものであること。

別表 1

政令別表第 1 に掲げる防火対象物の定義等

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(1)項イ	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。	客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席、能楽堂	1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。 2 客席には、いす席、座り席、立席、が含まれるものであること。 3 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。 4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。
(1)項ロ	1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。	市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂、結婚式場、結婚披露宴会場、公民館、こどもの家、葬儀場、市民ホーム、地域交流センター	興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯乐的なものが反復継続されるものをいう。なお、反復継続とは、月 5 日以上行われるものをいう。
(2)項イ	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダン	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ、キャバクラ、ラウンジ	客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まないものであること。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(2)項イ	スをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。		
(2)項ロ	1 遊技場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、撞球、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、ビリヤード場、ビンゴ場、射的場、ゴーゴー喫茶、ディスコ、ダンス教習所、ゲームセンター、カラオケ施設、バッティングセンター、サバイバルゲーム場、ラジコンサーキット場、プリントシール機専門店、場外投票券売場	1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2 ダンス教習所とは、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。(いわゆるダンススクールは、(15)項として取扱うこと。) 3 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。 4 カラオケ施設とは、設備を設けて客に歌を唄わせる営業を行う施設をいう(個室においてサービスを提供するものを除く。) 5 バッティングセンター又はゴルフ練習場(シュミレーション形式含む)であって、不特定多数が利用しない場合(会員制、スクール形式、レッスン形式など)は、本項ではなく練習場として(15)項で取扱うこと。
(2)項ハ	1 本項の防火対象物は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)及びその他これに類するものとして総務省令で定めるものをいう。 2 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。(原則的に店舗型性風俗特殊営業がこれにあたる。) 3 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗を	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、のぞき部屋(興行場法の適用のないもの)、アダルトビデオレンタルショップ、セリクラ、出会い系喫茶	1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場((1)項イ)、テレフォンクラブ及び個室アダルトビデオ((2)項ニ)、アダルトショップ((4)項)、ラブホテル及びモーテル((5)項イ)、ソープランド((9)項イ)等、既に令別表第1(1)項から(14)項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項に含まれないものであること。 2 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。(風営法第2条第6項) (1) 浴場業(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場を業として営業することをいう。)の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業(同項第1号) (2) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業(前号に該当する営業を除く。)(同項第2号)

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(2)項ハ	いう。		(3) 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業（同項第3号） ※ 風営法第2条第6項第3号の政令で定める興行場は、次の①から③に掲げる興行場で、専らこれらの各号に規定する興行の用に供するものをいう（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「風営令」という。）第2条）。 ① モードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場 ※ 本項に該当するものは「姿態を見せる」ものに限定され、「映像を見せる」興業の用に供する興行場は、(2)項ニに該当する。 ② のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場 ③ ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場 (4) 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条に置いて同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（同項第4号） (5) 店舗を設けて、専ら、性的好

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(2)項ハ			奇心をそそる写真、ビデオテープ等その他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業（同項第5号） (6) 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定める次のもの（同項第6号） 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、前(1)、(2)に該当するものを除く。）（風営令第5条） 3 省令第5条第1項第1号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗とは、いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいう。
(2)項ニ	1 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるものをいう。 2 総務省令で定める店舗は、次の(1)～(3)に掲げるものをいう。 (1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 (2) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗	カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ（個室（これに類する施設を含む。）を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）、テレフォンクラブ、個室ビデオ	1 1の防火対象物にカラオケ等を行うための複数の個室を有するものを行い、1の防火対象物に当該個室が1しかないものは含まれない。 2 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 3 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(2)項ニ	(3) 風営令第2条第1号に規定する興行場(客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場)		者に取り次ぐことによって営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。)をいう(風営法第2条第9項)。 4 本項では、興行場(ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場(風営令第2条第1号))のうち、映像を見せるものに限定している。 5 本項に規定する個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。
(3)項イ	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	茶屋、料亭、割烹	
(3)項ロ	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店、スナック、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス、ガールズバー	1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2 ライブハウスとは、客席(全ての席を立ち見とした場合を含む。)を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
(4)項	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専門店、営業用給油取扱所、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。 2 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(4)項		見本市会場、自動車展示販売店	
(5)項イ	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。 4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。	保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル、ウィークリーマンション（旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用対象であるもの）、サービスアパートメント（旅館業法の適用対象であるもの）、国家戦略特区外国人滞在施設、住宅宿泊事業を行う施設、無料定額宿泊所（宿泊を目的としているもので、日常生活支援住居施設含む。）、グランピングテント	1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。 2 宿泊とは、宿泊が反復継続され社会性を有するものであること。 3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。 4 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。 (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 (3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。 5 旅館業法の適用対象となる施設（第2条第5項に規定される下宿営業を除く。）が本項に該当するものであること。 6 国家戦略特区外国人滞在施設とは、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項に規定する特定認定を受けた施設をいう。 7 住宅宿泊事業を行う施設とは、住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅（届出住宅）のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 (1) 住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第2号）第4条第3項第10号に規定する、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない旨の届出が行われていないもの。 (2) 宿泊室（住宅宿泊事業法施行規

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(5)項イ			則第4条第4項第1号チ(4)に規定する、宿泊者の就寝の用に供する室)の床面積の合計が50㎡を超えるもの。 ((1)、(2)のいずれにも該当しない届出住宅は、本項に含まれない(住宅として取扱う。)) 8 無料定額宿泊施設に含まれる日常生活支援住居施設のうち、入居者が要介護区分1以上であり、かつ、施設が業として報酬の有無にかかわらず規則第5条第6項に規定するサービスの提供を行っているものは、(6)項ロ(1)又は(6)項ハ(1)とする 9 不特定多数の者を1未満の短期間で日割りにより宿泊させるものは、本項に該当するものであること。 10 通常、重機を使用せず、また高所での作業がなく、短時間で解体ができる簡易的なテント等は、別表外であり、本項に含まれないものであること。
(5)項ロ	1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿とは、1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの(構造上の共用部分を有するもの)をいう。	寮、事業所専用の研修のための宿泊所、ゲストハウス(シェアハウス)、無料定額宿泊所(住宅の貸付を目的としているもので、日常生活支援住居施設含む。)	1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋(別表外)であり、共同住宅として扱わないものであること。 3 ゲストハウス(シェアハウス)とは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。 4 無料定額宿泊施設に含まれる日常生活支援住居施設のうち、入居者が要介護区分1以上であり、かつ、施設が業として報酬の有無にかかわらず規則第5条第6項に規定するサービスの提供を行っているものは、(6)項ロ(1)又は(6)項ハ(1)とする。
(6)項イ(1)	次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとし	病院	1 病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項イ(1)	て総務省令で定めるものを除く。)をいう。 1 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。)を有すること。 2 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は第5号に規定する一般病床を有すること。		を有するものをいう((6)項イ(3)において同じ。))。 2 消火活動を適切に実施することができる体制とは、次のいずれにも該当する体制をいう(以下、介護医療院において同じ。))。 (1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制 (2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員(宿直勤務を行わせる者を除く。)の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制 3 前2の「体制」とは前1(1)による職員の総数の要件及び前1(2)による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制をいうものであること。(例) 病床数が60の場合、職員の総数が5人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が2人以上である体制をいう。 4 前2(1)の「職員の数」とは、1日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員(宿直勤務者を含む。)の総数を基準とするものであること。なお、職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。 5 前2(1)及び前2(2)の「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいうこと。なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者はこの限りではないこと。 6 前2(1)の「病床数」とは、医療法第7条に規定する病床数(以下「許可病床数」という。)をいうこと。 7 前2(2)の「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うこと

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項イ(1)			を認められた職員をいうこと。 8 特定診療科名とは、医療法第3条の2に規定する診療科名のうち、規則第5条第4項各号に掲げるもの（肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科、歯科等）以外をいう。
		介護医療院	1 介護医療院とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう（(6)項イ(2)、(3)において同じ。）。（参考：介護保険法第8条第29項） 2 入所定員が20人以上の施設であるものをいう。 3 介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから、特定診療科名を有するものと取り扱うこと（(6)項イ(2)において同じ。）。 4 療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第3条第1号に規定するもの。）は、医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床として取り扱うこと。 5 規則第5条第3項に規定する「病床数」は「療養床数」と読み替えて取り扱うこと。
(6)項イ(2)	次のいずれにも該当する診療所をいう。 1 診療科名中に特定診療科名を有すること。 2 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	クリニック	1 特定診療科名とは、医療法第3条の2に規定する診療科名のうち、規則第5条第4項各号に掲げるものの以外をいう。 2 「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数（医療法第7条に規定する病床数をいう。）が4以上であるものをいうこと。 3 診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項イ(2)			しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう（(6)項イ(3)、(4)において同じ。）。
		介護医療院	入所定員が4人以上、19人以下の施設であるものをいう。
(6)項イ(3)	病院（(6)項イ(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(6)項イ(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所をいう。	医院、クリニック	助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦、産婦又はじょく婦の入所施設を有しないもの又は9人以下の入所施設を有するものをいう（(6)項イ(4)において同じ。）。
		介護医療院	(6)項イ(1)、(2)に掲げるもの以外のものをいう。
(6)項イ(4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所をいう。	医院、クリニック	1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれない。 2 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。

(6)項ロ・(6)項ハの判定については、下記を参考とすること。

- 1 高齢者に対する住環境を整備し、単に高齢者の入居を対象としたシルバーマンション、高優賃共同住宅、サービス付き高齢者向け住宅等は、(5)項ロに該当するものであるが、共有部分において介護サービスの提供をするものは、高齢者福祉施設として(6)項ロ又は(6)項ハに該当するものであること。又、(6)項ハに分類される施設であっても入居・宿泊を伴う施設（(6)項ハ中具体例欄の下線の施設）があることから、用途判定については届出の有無や名称のみで判断せず、営業形態、サービス内容、サービス受給者の要介護等の程度の要件を総合的に判断し、判定する必要があることは、従来から変わるものでないこと。（平成21年消防予第131号）
- 2 「避難が困難な要介護者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3から5の者をいう。
- 3 「避難が困難な障害者」とは、障害支援区分4から6の者をいう。
- 4 避難が困難な要介護者を「主として」入居させるものとは、避難が困難な要介護者居室の定員の割合が施設全体の定員の半数以上のものをいい、要介護者居室の定員及び施設全体の入居者の定員の状況に関する資料の提出を求めて要介護者居室の定員の割合を確認すること。なお、要介護者居室とは、介護保険法第7条第1項に定める要介護状態区分が1以上の者を入居させる居室をいうこと。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
5 避難が困難な要介護者を「主として」宿泊させるものとは、宿泊サービス利用者の半数以上が避難が困難な要介護者のものをいい、判定にあたっては、ひと月当たりの、施設に宿泊させるサービスの提供に関する資料の提出を求めて確認すること。 6 避難が困難な障害者を「主として」入所させるものとは、避難が困難な障害者の割合が施設全体の入所者の8割を超えるものをいい、判定にあたっては、障害支援区分4以上の者の割合を、入所者の障害支援区分に関する資料の提出を求めて確認すること。 7 令第21条第1項第1号口の「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」とは、夜間において利用者が就寝を伴う用途における火災危険に着目したものであり、入院や入所を含むものであること。利用者に対して日中に行っている役務（治療や保育等）が夜間を通して行われるのみで宿泊を伴わないものについては、原則として該当しないものであること。			
(6)項口(1)	1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（参考：老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の3）		
	2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（参考：老人福祉法第20条の4）		
	3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（参考：老人福祉法第20条の5）		
	4 軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要	1 軽費老人ホームA型 2 軽費老人ホームB型 3 ケアハウス	1 軽費老人ホームA型とは、軽費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 2 軽費老人ホームB型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ロ(1)	介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもので、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。（参考：老人福祉法第20条の6）		して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。 3 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。
	5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるものをいう。（参考：老人福祉法第29条）	サービス付 高齢者向け住宅	サービス付高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス（状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。）の提供、家事代行又は健康管理のいずれか1つでも行われているものについては、(6)項に含まれる。 なお、上記に該当しないものについても実態により(6)項として判断されるべきものもあるため、用途の判定については、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上ですること。
	6 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。（参考：介護保険法第8条第28項）	老人保健施設 介護老人保健施設	老人保健施設とは、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。 老人保健施設に係る老人保健法の規定は、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）により削除され、平成12年4月1日時点で現に存する老人保健施設は介護老人保健施設とみなされることとされた。
	7 老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者等を、短期間入所させ、養護する事業を		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ロ(1)	行うための施設をいう。(参考：老人福祉法第5条の2第4項)		
	8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）とは、65歳以上の者であつて、身体上または精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているものをいう。(参考：老人福祉法第5条の2第5項)		
	9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であつて、認知症であるために日常生活を営むのに支障がある者等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行うための施設をいう。(参考：老人福祉法第5条の2第6項)	認知症高齢者 グループホーム	
	10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、次のいずれかのものをいう。 (1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもの。	宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設	

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項口(1)	(2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているもの。		
(6)項口(2)	救護施設とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。（参考：生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項）		
(6)項口(3)	乳児院とは、乳児（健康上、その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。）を入院させてこれを養育することを目的とする施設をいう。（参考：児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条）		
(6)項口(4)	障害児入所施設とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設をいう。（参考：児童福祉法第42条）	1 福祉型障害児入所施設 2 医療型障害児入所施設	1 福祉型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うものをいう。 2 医療型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うものをいう。
(6)項口(5)	1 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）のう		施設入所支援とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援をいう。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ロ(5)	ち、障害支援区分（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第2号から第7号までに定める「障害支援区分」をいう。）4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項）		
	2 短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項）		
	3 共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割を超えるものをいう。（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項）	障害者 グループホーム	
(6)項ハ(1)	1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む。）を通わせ、入浴、排せつ、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう（参考：老人福祉法第20条の2の2）		1 生活相談のみを行うものは、本項に含まれない(15)項として取扱う。。 2 宿泊サービスを伴うものは、(6)項ロ(1)又は(6)項ハ(1)のその他これらに類するものに含まれる。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ハ(1)	2 軽費老人ホーム((6)項ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。(参考：老人福祉法第20条の6)	1 軽費老人ホームA型 2 軽費老人ホームB型 3 ケアハウス	1 軽費老人ホームA型とは、軽費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 2 軽費老人ホームB型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。 3 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。
	3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。(参考：老人福祉法第20条の7)	高年者センター 地域福祉センター	
	4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその養護者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(参考：老人福祉法第20条の7の2)	在宅介護支援センター	宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない(15)項として取扱う。)
	5 有料老人ホーム((6)項ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設のうち、要介護者用の居室の定員	サービス付高齢者向け住宅	サービス付高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス(状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。)の提供、家事代行又は健康管理のいずれか1つでも行われているものについては、(6)項に含まれる。なお、上記

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ハ(1)	が全定員の半数未満であるものをいう。(参考：老人福祉法第29条)		に該当しないものについても実態により(6)項として判断されるべきものもあるため、用途の判定については、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上ですること。
	6 老人デイサービス事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（その養護者を含む。）等につき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他必要な便宜を供与する事業を行うための施設をいう。(参考：老人福祉法第5条の2第3項)		1 生活相談のみを行うものは、本項に含まれない(15)項として取扱う。) 2 宿泊サービスを伴うものは、(6)項ロ(1)又は(6)項ハ(1)のその他これらに類するものとして取扱う。
	7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。）とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供していないものをいう。(参考：老人福祉法第5条の2第5項)		
	8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、次のいずれかのものをいう。 (1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療	宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設	

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ハ(1)	を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）のうち、要介護者用の居室の定員が全定員の半数未満であるもの。 (2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）のうち、実態として利用者をひと月当たり5日以上施設に宿泊させるサービスを提供していないもの。		
(6)項ハ(2)	更生施設とは、生活保護を必要とする状態にあるもので、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。（参考：生活保護法第38条第3項）		
(6)項ハ(3)	1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。（参考：児童福祉法第36条）		
	2 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。 ※ 託児所が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部分でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保育母数に関わらず保育所に含まれる。なお、住居と兼用しているものは含まれない。（参考：児童福祉法第39条）	1 認可保育所 2 認可外保育所 3 保育室 4 事業所内保育所 5 院内保育所 6 ベビーホテル 7 認定こども園（幼保連携型こども園を除く。）	1 保育所のうち、国、都若しくは区市町村が設置するもの又は国、都及び区市町村以外のものが児童福祉法第35条第4項による都知事の認可を得て設置するものをいう。 2 保育所のうち都道府県知事、政令指定都市又は中核市の市長の認可を受けていないもの。 3 保育室設置基準に基づき、区市町村が保育室利用契約を締結し、かつ、都費の補助対象となっているもの。 4 事業所内に設置され、当該事業所の従業員の児童を対象として保育事業をおこなっているもの及び事業所外に設置され、専ら特定の事業所の従業員の児童を対象としているもの。 5 事業所内保育所のうち、医療機関

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ハ(3)			内に設置されているもの。 6 次の条件のうち、いずれか1つ以上該当するもので、他の分類に含まれないもの。 (1) 午後7時以降の保育を行っているもの (2) 児童の宿泊を行う保育を行っているもの (3) 時間単位での児童の預かりを行っているもの 7 認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)とは、就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、岡崎市長の認定を受けた以下3つの施設をいう(岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成31年3月25日条例第18号)第3条)。 (1) 幼稚園型認定こども園認可幼稚園が、保育が必要な子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えたもの。 (2) 保育所型認定こども園認可保育所が、保育が必要な子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的機能を備えているもの。 (3) 地方裁量型認定こども園幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たすもの。
	3 幼保連携型認定こども園とは、幼稚園的機能と保育所的機能の両方を合わせて持つ単一の施設で小学校就学前の子供の教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設をいう。(参考:就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第9条)		
	4 児童養護施設とは、乳児を除く保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを目的と	(虚弱児施設)	虚弱児施設とは、身体の虚弱な児童に適正な環境を与えて、その健康増進を図ることを目的とする施設をいう。虚弱児施設に係る児童福祉法の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号)により削除され、平成10年4月1日時点で現に存する虚弱児

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ハ(3)	する施設をいう。（参考：児童福祉法第41条）		施設は、児童養護施設とみなされることとされた。
	5 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（参考：児童福祉法第44条）		
	6 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等のその他厚生省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。（参考：児童福祉法第44条の2）	こども家庭支援センター	宿泊施設がない児童家庭支援センターは本項に含まれない（(15)項として取扱う。）。
	7 一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。（参考：児童福祉法第6条の3第7項）		
	8 家庭的保育事業を行う施設とは、乳児又は幼児について、家庭的保育者（市町村長又は特別区の区長が適当と認めるもの）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う施設をいう。（参考：児童福祉法第6条の3第9項）		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ハ(3)	9 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（同項ロに掲げるものを除く。）とする。		
(6)項ハ(4)	1 児童発達支援センターとは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする施設をいう。（参考：児童福祉法第43条）	1 福祉型児童発達支援センター 2 医療型児童発達支援センター	1 福祉型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものをいう。 2 医療型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものをいう。
	2 児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（参考：児童福祉法第43条の2）		
	3 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。（参考：児童福祉法第6条の2の2第2項）		
	4 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ハ(4)	又は休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するための施設で児童発達支援センターを除くものをいう。（参考：児童福祉法第6条の2の2第3項）		
(6)項ハ(5)	1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。（参考：身体障害者福祉法第31条）	身体障害者福祉センター A 型（都道府県又は指定都市が設置するもの）、身体障害者福祉センター B 型（区市又は社会福祉法人が設置するもの）、在宅障害者デイサービス施設、障害者更生センター（障害者とその家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための便宜を提供する施設）	
	2 障害者支援施設（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（のぞみの園及び児童福祉施設を除く。）のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項）		
	3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。（参考：障害者の日常生活及		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ハ(5)	び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項)		
	4 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項)	身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム	
	5 活介護を行う施設とは、常時介護を必要とする障害者につき、主に昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を供与するための施設をいう。(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項)	障害者通所事業所、障害者生活介護事業所	
	6 短期入所（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。）を行う施設とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項)		
	7 自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。(参考：障害者の日常生活及び社会生活を総	1 自立訓練(機能訓練)事業所 2 自立訓練(生活訓練)事業所	1 自立訓練(機能訓練)事業所とは、身体障害者が、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものをいう。 2 自立訓練(生活訓練)事業所とは、知的障害者又は精神障害者に、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練を行うもの

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ハ(5)	合法的に支援するための法律第5条第12項)		をいう。
	8 就労選択支援を行う施設とは、就労または就労継続を希望し、就労移行支援・就労継続支援・一般事業所での雇用などの選択に際して支援が必要な障害者（主務省令で定める者）を対象に、短期間の生産活動などを通じて就労に関する適性・知識・能力を評価し、就労の意向や必要な配慮等を整理するとともに、その評価結果に基づき適切な支援を行う事業者等との連絡調整や便宜提供を行う施設をいう。（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項）		
	9 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する65歳未満の障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な便宜を供与する施設をいう。（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項）		
	10 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項）	1 就 労 継 続 支 援 （A型）事業所 2 就 労 継 続 支 援 （B型）事業所	1 就労継続支援（A型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。 2 就労継続支援（B型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等について、生産活動そ

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ハ(5)			の他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。
	11 共同生活援助を行う施設（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が全入所者の8割以下のものをいう。（参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項）	障害者グループホーム	
(6)項ニ	1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。（参考：学校教育法第72条）	幼稚園、特別支援学校、盲学校、聾学校	幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。
(7)項	1 小学校とは、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。 2 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。 3 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。 4 高等学校とは、中学校におけ	消防学校、消防大学校、自治大学校、警察学校、警察大学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校、農業大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、	1 学校教育法では、専修学校は修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上あり、校舎面積が130㎡以上とされている。 2 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあつては3箇月以上1年未満）であり、校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。 3 同一敷地内にあって教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。 4 学習塾などで、個別指導形式であるものは、(15)項として取扱うこと。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(7)項	る教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 6 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 9 各種学校とは、前1から8までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう（他の法令で定めるものを除く。）。 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。	海上保安学校、国土交通大学校、進学予備校、学習塾、自動車学校	
(8)項	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。 3 その他これらに類するもの	資料館、郷土館、岡崎城、ホテル学校	本項は、物品を鑑賞、観覧、閲覧することを主な目的としたものを指す。不特定多数の者の利用が見込まれる点で(14)項と、物品販売等を主な目的としない点で(4)項と異なる。

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(8)項	とは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。		
(9)項イ	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。	スーパー銭湯、サウナ浴場、岩盤浴、蒸風呂	公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
(9)項ロ	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂湯、酵素風呂、岩盤浴	1 (9)項イに同じ。 2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させるものであること。
(10)項	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。		
(11)項	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に含まれないものであること。
(12)項イ	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。 1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。	自動車工場、給食センター、自動車修理工場	

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(12)項イ	2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。		
(12)項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。		ラジオスタジオは、本項に含まれないものであること。
(13)項イ	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。		1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。 2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。 3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。 4 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車とは、同法施行規則第1条で定める総排気量又は定格出力を有する原動機によるものをいう。 総排気量又は定格出力は、次のとおり。 (1) 内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その排気量は0.125リットル以下、その他のものにあっては0.050リットル以下 (2) 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その定格出力は1.00キロワット以下、その他のものにあっては0.60キロワット以下 5 運送会社等の中継施設（荷捌きを含む。）については(15)項として取扱うこと。
(13)項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(14)項	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。	農業倉庫、定温倉庫、低温倉庫、穀物乾燥施設、ジェットスキー保管庫	
(15)項	その他の事業場とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。	官 公 署、銀 行、事 務 所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、納骨堂、ゴルフ練習場、卸 売 市 場、写 真 館、保健所、新聞社、電 報 電 話 局、郵 便 局、畜 舎、研修所、ク リ ー ニ ン グ 店（取り次ぎ点に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場 外 投 票 券 売 場、モ デ ル 住 宅、体育館、レンタルルーム、水族館、貸レコード店、学童保育クラブ、駐輪場（自転車のみ）、はり灸院、ミニゴルフ場、車検場、荷捌き場、児 童 育 成 セ ン ター、質屋・買取専門店（販売がないもののに限る）	1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 観覧席（小規模な選手控席を除く。）を有しない体育館は本項に該当するものであること。 4 異性同伴（休憩のみのもの）、宿泊又は飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。 5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、P R センター等）は、本項に該当するものであること。 6 運送会社等の中継施設（荷捌きを含む。）については本項に該当するものであること。 7 学校の形態を有していない学習塾、料理教室、スイミングスクール等については本項に該当するものであること。 8 場外投票券売場であっても、客席及びモニターを設け観戦・観覧等をする場合は2項（ロ）として取り扱うこと。
(16)項イ	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16)項イ及び（16の2）項を除く。）の用途を含むものをいう。		
(16)項ロ	本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16)項イ及び（16の2）項を除く。）の用途を含まないものをいう。		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(16の2) 項	法第8条の2第1項で定義されているため省略		1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m(20m未満の場合は当該距離)以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。 3 地下街の同一階層の地下鉄道部分(出札室、事務室等)は地下街に含まれないものであること。
(16の3) 項	政令別表第1で定義されているため省略		準地下街の範囲は次のとおりとすること。 1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m(10m未満の場合は、当該距離)以内の部分とすること。 2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。 3 建築物の地階が建基政令第123条第3項第1号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第8条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。 5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知連動閉鎖式(2段階下式のものを含む。)の特定防火設備で区画され

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(16の3) 項			ている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。
(17)項	本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。	明願寺、旧額田郡公会堂、旧額田郡物産陳列所、宗教法人甲山寺、宗教法人瀧山寺、瀧山東照宮、弥勒山信光明寺、宗教法人大樹寺、瀧山寺三門、宗教法人八幡宮（土呂八幡宮）、上地八幡宮、宗教法人天恩寺、保久八幡宮（農村舞台）、妙源寺	1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。 5 重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。 6 本項の防火対象物は、建築物に限られるものではなく、建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。 7 (1)項から(16)項に該当する防火対象物が本項であるときは、本項で必要な消防用設備等のほかに(1)項から(16)項の用途に必要な消防用設備等の設置も必要であること。
(18)項	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施		1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2 延長は屋根の中心線で測定するも

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	設をいう。		のであること。
(19)項	本項は、市町村長の指定する山林をいう。		山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。
(20)項	省令第5条で定義されているため省略		1 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。 (1) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの (2) 係船中の船舶 (3) 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶 2 船舶安全法第32条によって同法第2条第1項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数20t未満の漁船は、専ら本邦の海岸から20海里（昭和55年4月1日から12海里）以内の海面又は内水面において従業するものであること。（船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令（昭和49年政令第258号）） 3 鉄道営業法に基づく、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第83条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。 4 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条に定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱若しくは荷扱のため乗務する係員の車室であること。 5 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条に定める消火器を設けなければならないものは、すべての車両である。 6 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(20)項			第67号)第47条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。 (1) 火薬類（火薬にあつては5kg、猟銃雷管にあつては2,000箇、実砲、空砲、信管又は火管にあつては200箇をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (2) 危政令別表第3に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (3) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）で定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (4) 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車 (6) 放射性輸送物等、核燃料輸送物等又は核分裂性輸送物等を運搬する自動車のうち、道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準第47条第1項第6号に該当する自動車 (7) 乗車定員11人以上の自動車 (8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車（専ら幼児の運送の用に供する自動車をいう。）

※ 避難所が開設された場合、防火対象物の用途に変更が生じないものとして運用する。

別表 2

区分		(A)主たる用途部分	(B)従属的用途部分
(1)項	イ	舞台部・客席・映写室・ロビー・切符売場・出演者控室・大道具・小道具室・衣装部屋・練習室	専用駐車場・売店・食堂・喫茶室
	ロ	集会室・会議室・ホール・宴会場	食堂・喫茶室・専用駐車場・図書室・展示室
(2)項	イ	客席・ダンスフロア・舞台部・調理室・更衣室	託児室・専用駐車場
	ロ	遊技室・遊技機械室・作業室・更衣室・待合室・景品場・ゲームコーナー・ダンスフロア・舞台部・客席	売店・食堂・喫茶室・専用駐車場
	ハ	客室・通信機械室・リネン室・物品庫・更衣室・待合室・舞台部・休憩室・事務室	託児室・専用駐車場・売店
	ニ	客室・通信機械室・物品庫・更衣室・待合室・舞台部・休憩室・事務室	託児室・専用駐車場・売店
(3)項	イ	客席・客室・厨房	結婚式場・専用駐車場
	ロ	客席・客室・厨房	結婚式場・専用駐車場
(4)項		売場・荷さばき室・商品倉庫・食堂・事務室	催事場・写真室・遊技場・結婚式場・専用駐車場・美、理容室・診療室・集会室
(5)項	イ	宿泊室・フロント・ロビー・厨房・食堂・浴室・談話室・洗濯室・配膳室・リネン室	娯楽室・宴会場・結婚式場・バー・会議室・ビアガーデン・両替所・旅行代理店・専用駐車場・美、理容室・売店
	ロ	居室・寝室・厨房・食堂・教養室・休憩室・浴室・共同炊事場・洗濯室・リネン室	売店・専用駐車場
(6)項	イ	診療室・病室・産室・手術室・検査室・薬局・事務室・機能訓練室・面会室・談話室・研究室・厨房・付添人控室・洗濯室・リネン室・医師等当直室	食堂・売店・専用駐車場
	ロ	居室・集会室・機能訓練室・面会室・食堂・厨房	売店
	ハ	教室・職員室・遊技室・休養室・講堂・厨房・体育館	食堂
	ニ	居室・集会室・機能訓練室・面会室・厨房・診療室・作業室・教室・職員室・遊技室・休養室・講堂・体育館	食堂・売店
(7)項		教室・職員室・体育館・講堂・図書室・会議	食堂・売店

		室・厨房・研究室・クラブ室・保健室	
(8)項		閲覧室・展示室・書庫・ロッカー室・ロビー・ 工作室・保管格納庫・資料室・研究室・会議 室・休憩室	食堂・売店
(9)項	イ	脱衣場・浴室・休憩室・体育室・待合室・マ ッサージ室・ロッカー室・クリーニング室	食堂・売店
	ロ	脱衣場・浴室・休憩室・クリーニング室	専用駐車場
(10)項		乗降場・待合室・運転指令所・電力指令所・ 手荷物取扱所・一時預り所・ロッカー室・仮 眠室	売店・食堂・旅行案内所
(11)項		本堂・拝殿・客殿・礼拝堂・社務所・集会室	宴会場・厨房・結婚式場・ 専用駐車場
(12)項	イ	作業所・設計室・研究室・事務室・更衣室・ 物品庫	売店・食堂・専用駐車場・ 託児室
	ロ	撮影室・舞台部・録音室・道具室・衣裳室・ 休憩室	売店・食堂・専用駐車場
(13)項	イ	車庫・車路・修理場・洗車場・運転手控室	売店・食堂
	ロ	格納庫・修理場・休憩室・更衣室	専用駐車場
(14)項		物品庫・荷さばき室・事務室・休憩室	売店・食堂・専用駐車場
(15)項		事務室・休憩室・会議室	売店・食堂・専用駐車場・ 診療室

(注) 本表（A）欄及び（B）欄に列举されている用途は、当該用途と態様が極めて類似しているものをそれぞれ含むものとする。

1－2 消防用設備等の設置単位について

第1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

第2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として一棟であること。ただし、次の1から3のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱って差し支えないものであること。

1 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次の(1)から(3)までに適合している場合

(1) 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。

(2) 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3メートル未満、その他の場合は6メートル未満であること。

(3) 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6メートル、2階以上の階にあっては10メートルを超えるものであること。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、この限りでない。

ア 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3メートル以内の距離にある部分に限る。次のイにおいて同じ。）については、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 耐火構造又は防火構造で造られていること。

(イ) (ア)以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもの又はスプリンクラー設備（閉鎖型）若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

イ アの外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4平方メートル以内の開口部で防火戸が設けられている場合にあっては、この限りでない。

ウ 渡り廊下については次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 吹抜け等の開放式であること。

(イ) (ア)以外のものについては次のaからcまでに適合するものであること。

a 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を不燃材料又は準不燃材料で造ったものであること。

b 建築物の両端の接続部に設けられた出入口の部分の面積はいずれも4平方メートル以下であり、当該部分には防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に

閉鎖する構造のものを設けられていること。

- c 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、スプリンクラー設備（閉鎖型）又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合にあってはこの限りでない。

- (a) 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1平方メートル以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1メートル以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1メートル以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

- (b) 機械排煙設備にあつては、規則第30条の規定に基づき設置されていること。

- 2 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次の(1)から(8)までに適合する場合

- (1) 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分を含む。）の主要構造部は、耐火構造であること。

- (2) 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態にあるものであること。

- (3) 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

- (4) 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6メートル以上であり、その幅員は6メートル未満であること。ただし、双方の建築物の接続部にスプリンクラー設備（閉鎖型）又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

- (5) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

- (6) (5)の出入口の開口部の面積は4平方メートル以下であること。

- (7) (5)の出入口には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

- (8) 地下連絡路には、1(3)ウ(イ)c(b)により排煙設備が設けられていること。ただし、スプリンクラー設備（閉鎖型）が設けられている場合は、この限りでない。

- 3 建築物と建築物が洞道で接続された場合で、次の(1)から(5)までに適合する場合

- (1) 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2平方メートル以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- (2) 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。
- (3) 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20メートルを超える場合にあっては、この限りでない。
- (4) (1)の点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が2平方メートル以上のものにあっては、自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。
- (5) (1)の換気のための開口部が常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。

第3 その他

この運用基準について疑義を生じた場合は、予防課長と協議すること。

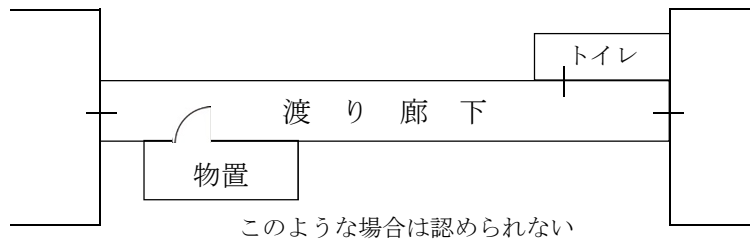
1-3 消防用設備等の設置単位について（図解）

第1 地階以外の階において渡り廊下で接続される場合

次の1から3までの全てに適合すれば別棟とみなしてよい。

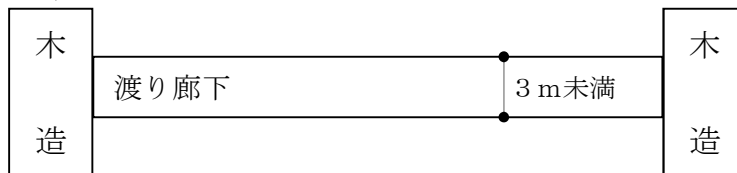
1 使用方法

- (1) 通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- (2) 可燃物品等の存置その他通行上支障のないこと。

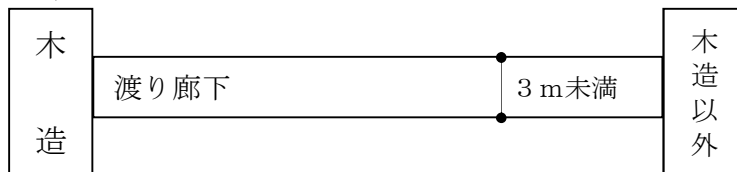


2 有効幅員

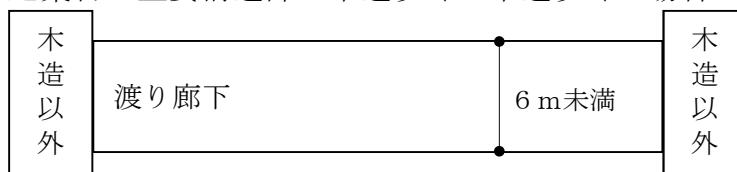
- (1) 建築物の主要構造部が木造と木造の場合



- (2) 建築物の主要構造部が木造と木造以外の場合

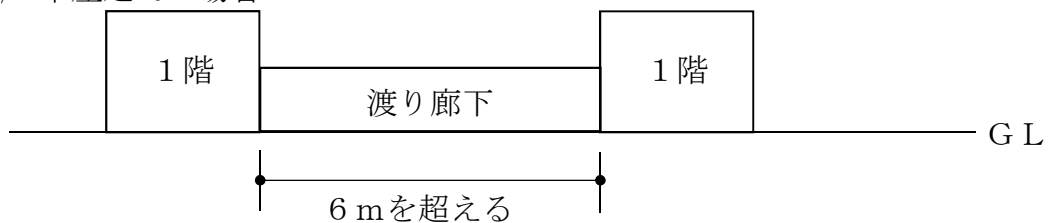


- (3) 建築物の主要構造部が木造以外と木造以外の場合



3 建築物相互間の距離

- (1) 平屋建ての場合



(2) 2階以上の場合（渡り廊下が1階にある場合は、(1)を準用する。）



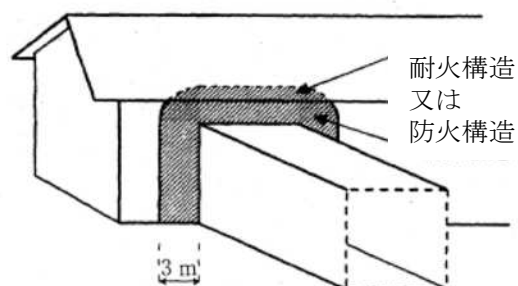
4 3に適合しない場合の条件付き別棟

次の(1)から(3)までに適合すれば別棟とみなしてよい。

(1) 建築物の条件

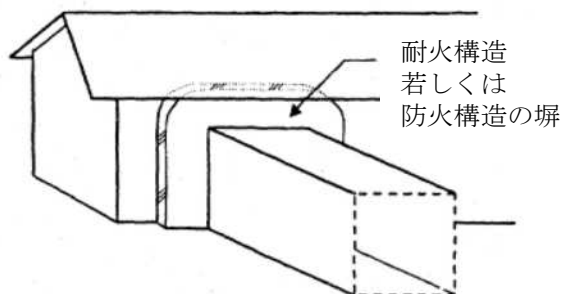
ア又はイによること

ア 渡り廊下の接続部分から3メートル以内の距離にある部分（）の屋根及び外壁は耐火構造又は防火構造とすること。

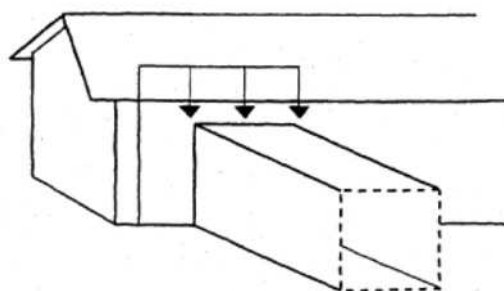


イ ア以外の場合は次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 渡り廊下の接続部分から3メートル以内の距離にある部分を延焼防止上有効に保護する耐火構造若しくは防火構造の塀(自立構造のもの)を設けること。



(イ) 渡り廊下の接続部分から3メートル以内の距離にある部分を延焼防止上有効に保護するスプリンクラー設備(閉鎖型)又はドレンチャー設備を設けること。

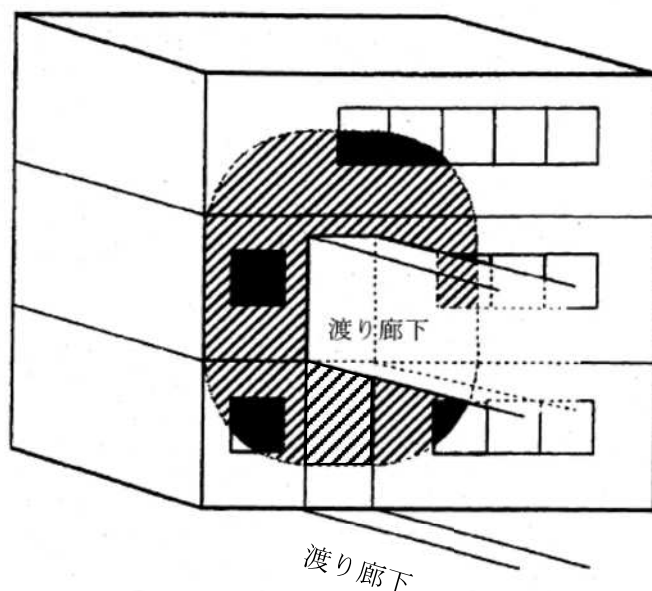


(2) 建築物の開口部の条件

渡り廊下の接続部分から3メートル以内の距離にある部分()には、開口部を設けないこと。ただし、次のア及びイを満足する場合は、開口部を設けることができる。

ア 開口部()の面積の合計は4平方メートル以下であること。

イ 防火戸とすること。

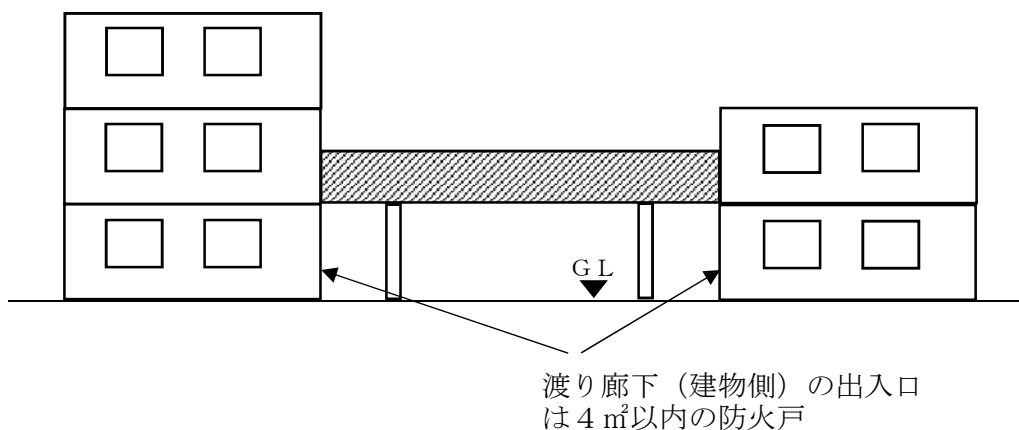


注：2階の接続部分から捉えた場合

(3) 渡り廊下の条件

ア 開放式の場合

渡り廊下の建物側の出入口は、防火戸とすること。



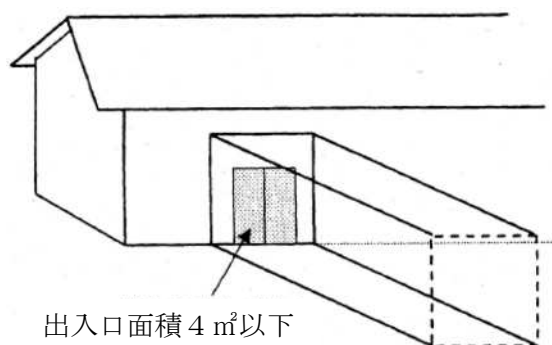
イ 非開放式の場合

(ア) 構造

構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で、造ったものであること。

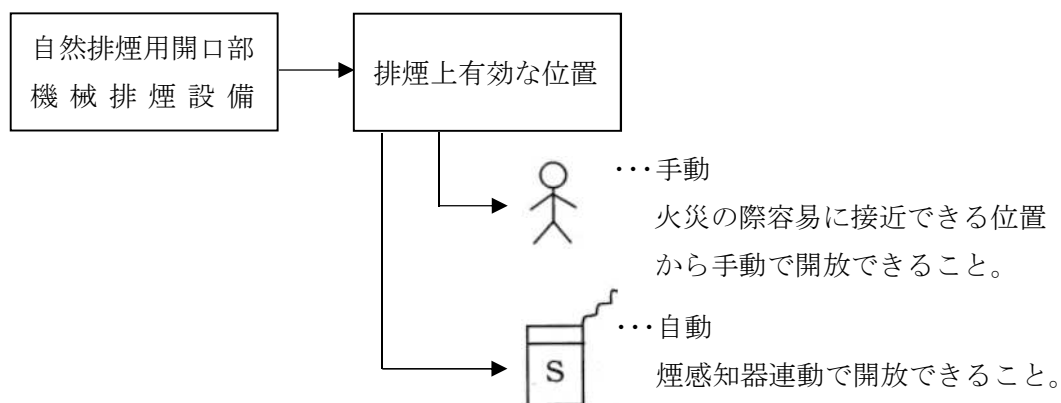
(イ) 接続部の出入口

- a 両端の出入口の面積は、いずれも4平方メートル以下であること。
- b 出入口は防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器連動で閉鎖するもののものとする。



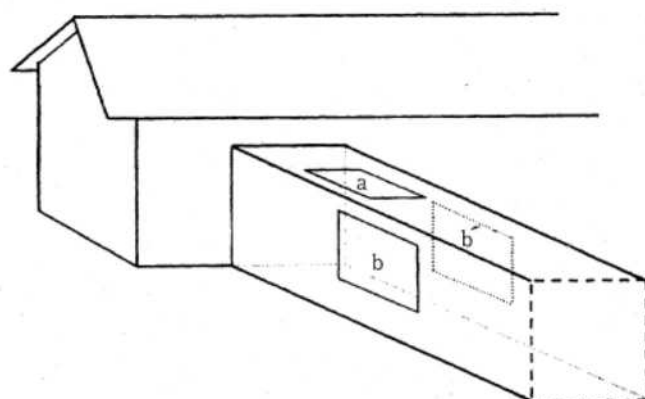
(ウ) 排煙

自然排煙用開口部又は機械排煙設備を設置すること。ただし、スプリンクラー設備（閉鎖型）又はドレンチャー設備が設けられているものについては設置を免除する。

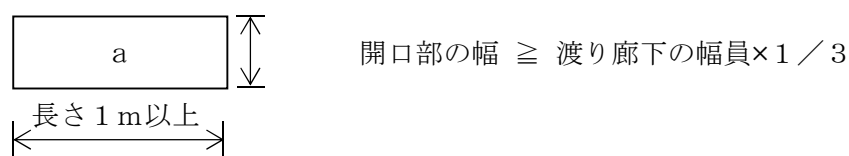


a 自然排煙用開口部

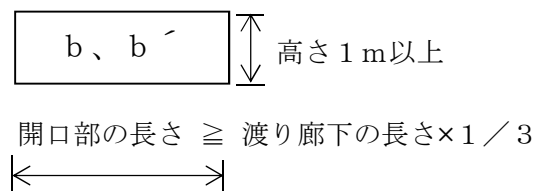
開口部の面積($a \text{ m}^2 + b \text{ m}^2 + b' \text{ m}^2$)の合計は1平方メートル以上とすること。



(a) 屋根又は天井に設ける開口部



(b) 外壁に設ける開口部（両側に設置）



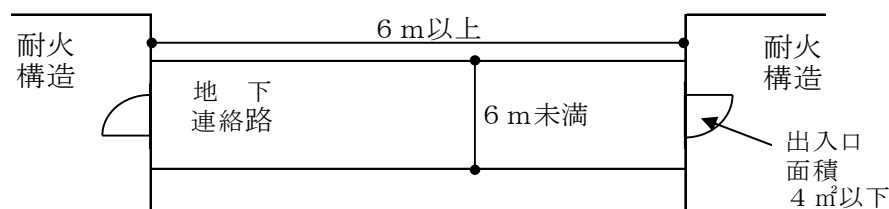
b 機械排煙設備

規則第30条の規定に基づき設置されていること。

第2 地下連絡路で接続される場合

次の1から7までに適合すれば別棟とみなしてよい。

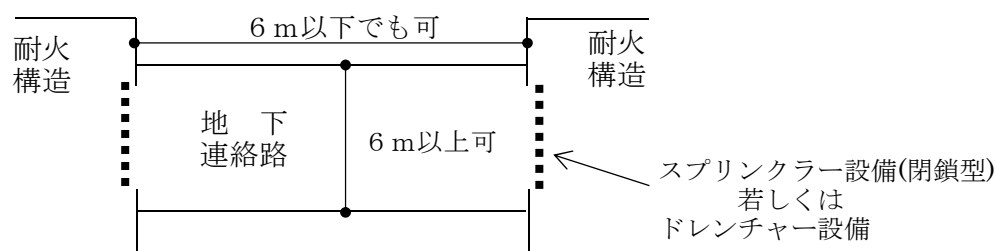
- 1 接続される建築物又はその部分（地下連絡通路が接続されている階の部分を含む。）の主要構造部は耐火構造
- 2 通行又は運搬の用のみに供されること。可燃性物品等は置かず、通行の支障の無いようにしておくこと。



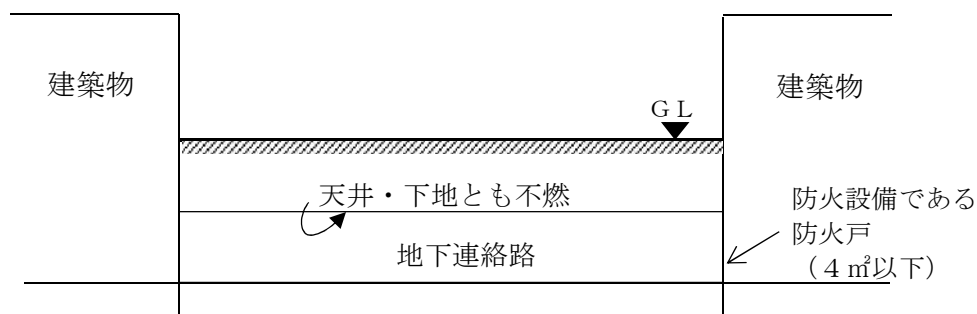
3 地下連絡路の長さ（両端出入口の防火戸間の距離）

長さ ≥ 6 m かつ 幅員 < 6 m

ただし、双方の建築物の接続部にスプリンクラー設備（閉鎖型）又はドレンチャー設備が設けた場合は、地下連絡路の長さを6メートル以下、幅員を6メートル以上とすることができる。

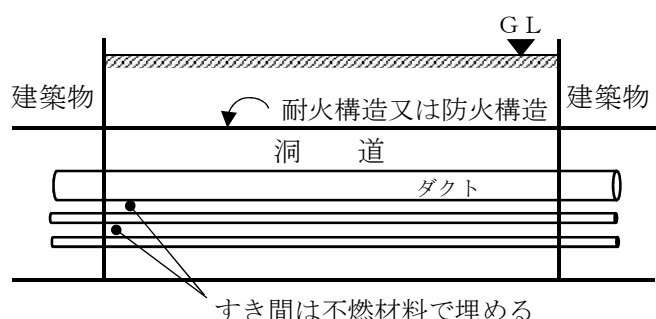


- 4 建築物と地下連絡路とは、両端の出入口部分を除き開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されていること。
- 5 地下連絡路の出入口
出入口の面 $\leq 4\text{ m}^2$
- 6 地下連絡路は耐火構造で、かつ、その天井・壁の仕上げを下地とも不燃材料とする。
- 7 スプリンクラー設備（閉鎖型）が設けられていないときには、非常電源付きの機械排煙設備を設け、煙を有効に排除できること。

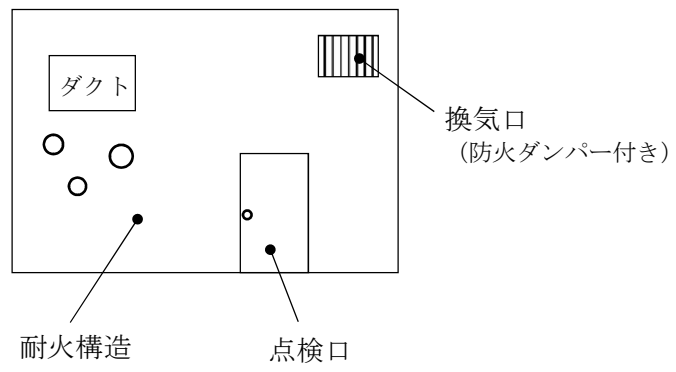


第3 洞道で接続される場合

洞道とは、換気、暖房又は冷房の設備の風道（以下「ダクト」という。）、給排水管、配電管等の配管類及び電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。



- 1 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げは下地とも不燃材料であること。
- 2 点検又は換気のための開口部
大きさ $\leq 2\text{ m}^2$ （ただし、2平方メートル以上のものは自閉装置付き）
点検のためには防火設備である防火戸
換気のためには防火ダンパーをつける。
- 3 洞道内のダクトその他の配管、配線等の壁・床の貫通部のすき間は不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20メートル以上のときはこの限りでない。

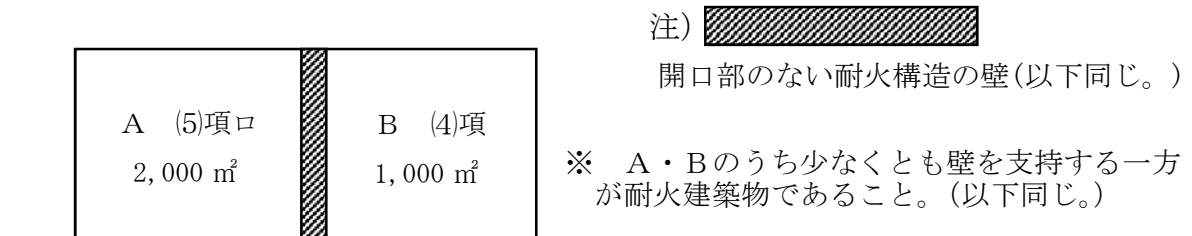


1-4 令第8条の解説

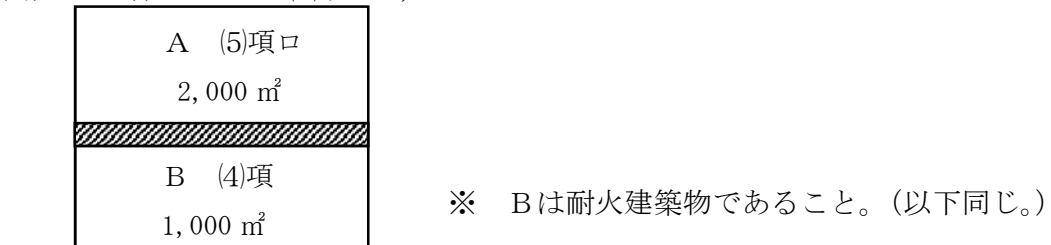
第1 令8区画の規定については、次によるものとする。

1 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその用途、面積に応じて消防用設備等を設置すること。

〔例〕＜全体としては(16)項イ3,000㎡＞



〔例〕＜全体としては(16)項イ3,000㎡＞

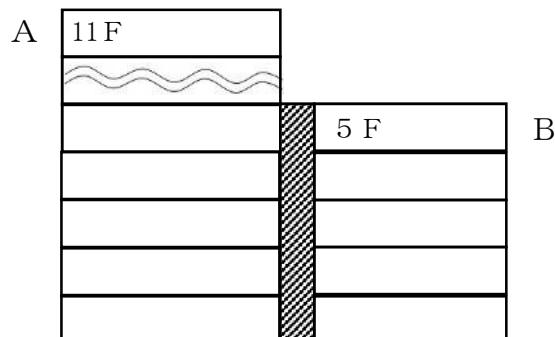


A→延べ面積2,000平方メートルの(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→延べ面積1,000平方メートルの(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

2 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、下の部分の階数を算入すること。

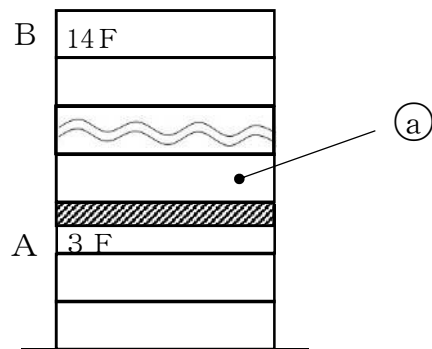
〔例〕



A→階数11の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→階数5の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

〔例〕



A→階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→階数14の防火対象物として、また、(a)部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

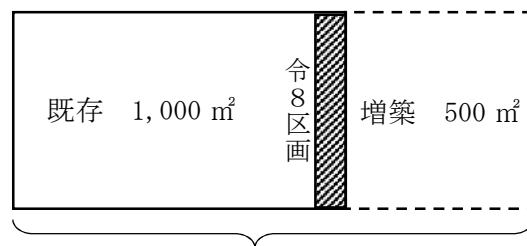
3 令8区画の構造等及び令8区画を貫通する配管等

令8区画の構造等及び令8区画を貫通する配管等の取扱いについては、「1－5 令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」によること。

第2 留意事項

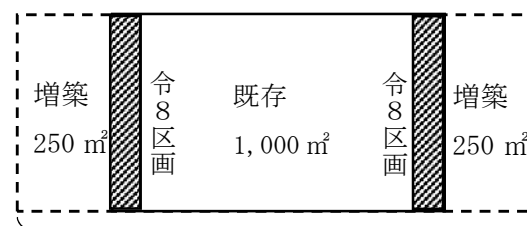
- 1 令第8条の規定は、令第3節すなわち消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準について適用されるものであり、防火管理、防災等の規定に関しては適用されない。
- 2 令第8条により、令第3節において各部分が別の防火対象物とみなされても、防火上完全に安全というわけではないので非常事態を報知する非常警報設備等を設置する場合は、できる限り令第9条かつこ書の趣旨を生かし、全体に設置することが望ましい。
- (1) 令8区画を設けて増築等をした場合の法第17条の2の5第2項第2号の関係

〔例1〕



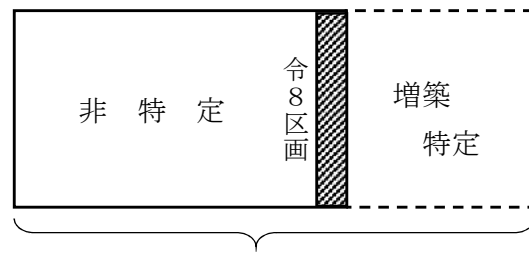
棟全体が現行基準の適用を受ける。

〔例2〕



棟全体が現行基準の適用を受ける。

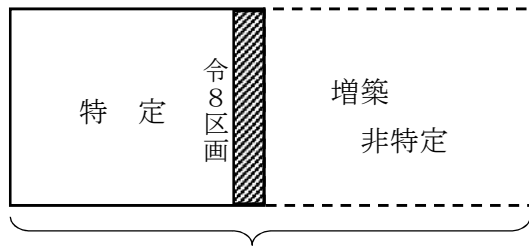
- (2) 令8区画を設けて増築等をした場合の法第17条の2の5第2項第4号の関係
〔例1〕



棟全体が現行基準の適用を受ける。

- ※ 消防用設備等の設置については、非特定部分と特定部分が、令8区画されているので、それぞれの基準を適用する。

〔例2〕



棟全体が現行基準の適用を受ける。

- ※ 消防用設備等の設置については、特定部分と非特定部分が、令8区画されているので、それぞれの基準を適用する。

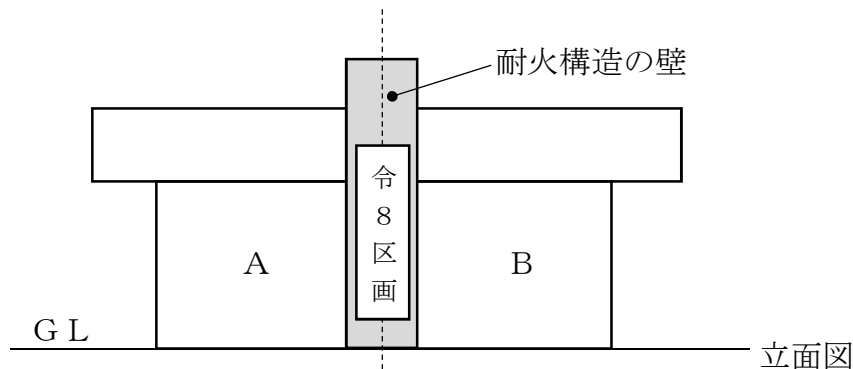
1－5 令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画
を貫通する配管等の取扱いについて

第1 令8区画の構造等

令8区画の構造等については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次の1から4に示す構造等を有すること。

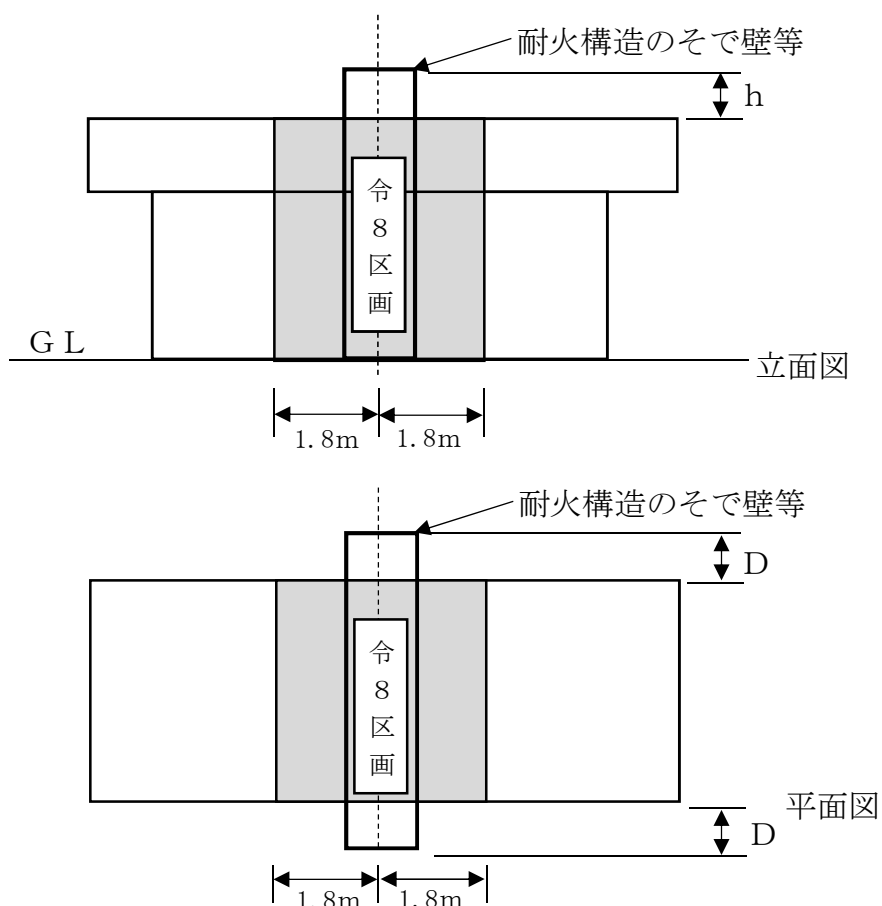
- 1 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれらと同等に堅牢かつ容易に位置、構造等が変更できない耐火構造であること。
- 2 建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。
- 3 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁又は屋根から50センチメートル以上突き出していること。ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を中央とする幅3.6メートル以上にわたる耐火構造であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。
 - (1) 開口部が設けられていないこと。
 - (2) 開口部を設ける場合には、防火戸とし、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90センチメートル以上離れていること。（別図1から別図5参照）

別図1



※ A、Bのうち少なくとも耐火構造の壁を支持する一方が耐火建築物であること。（以下同じ。）

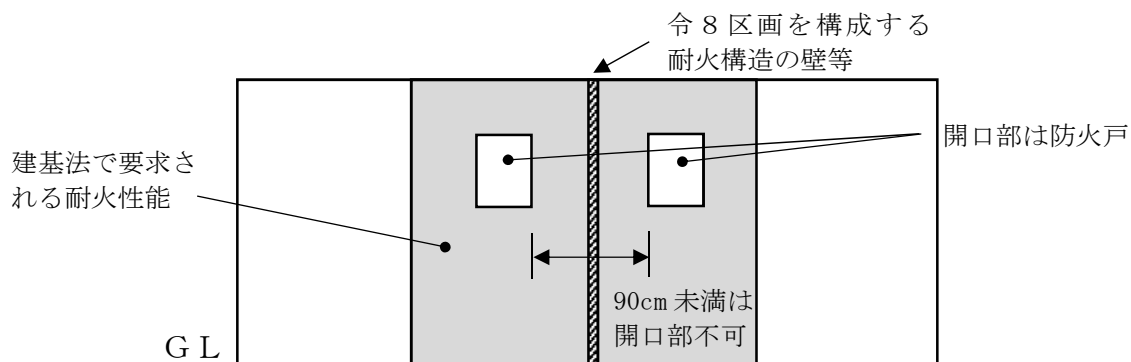
別図 2



※ h 及び D は 50 センチメートル以上とすること。ただし、網掛け部分が耐火構造であり、かつ、開口部が設けられていない場合、若しくは、開口部が防火戸であり、令 8 区画を介して接する開口部相互が 90 センチメートル以上離れている場合は、h 及び D のそで壁はなくてよい。

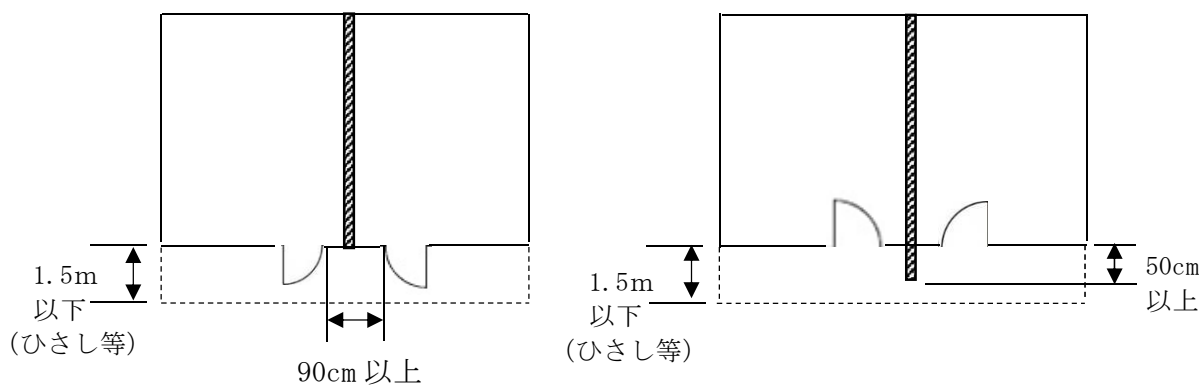
なお、網掛け部分の耐火構造の屋根又は外壁は建基法において当該屋根又は外壁に要求される耐火性能を有するものであること。

別図 3 そで壁をなくする場合の条件

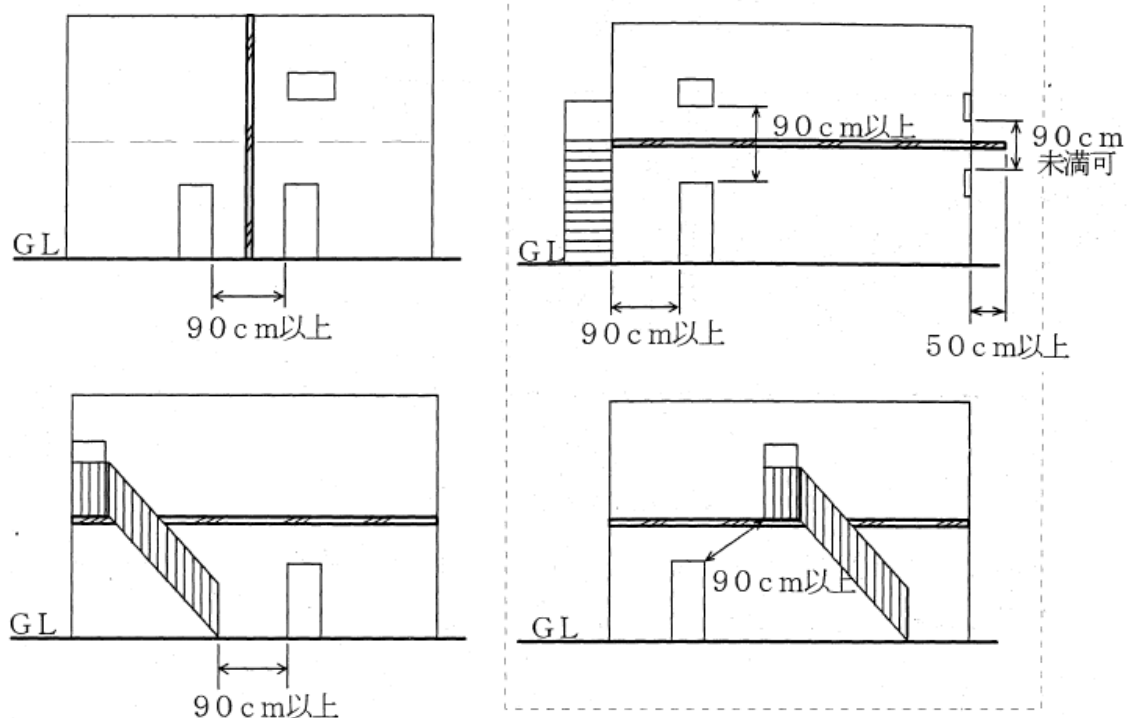


※ どのような大きさの開口部であっても、開口部間の距離が 90 センチメートル未満となる位置には設けられない。

別図 4



別図 5



4 外気が流通する部分（D：奥行5メートル未満）の区画等で、次のア又はイに適合するもの。

(1)

ア DはWより小さいこと。

イ ④の内外に戸、シャッター（パイプシャッターを含む。）、たれ壁がないこと。

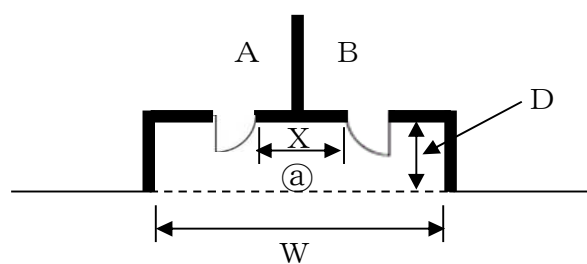
ウ プロティ部分は、耐火構造で、下地、仕上げとも不燃材料であること。

エ 人の出入りにのみ供されていること。

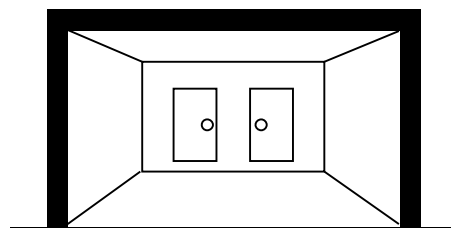
オ プロティ部分に面する出入口の戸は、各1か所のみであり自動閉鎖装置付きの防火戸とし、その他の開口部のないこと。

カ 令8区画Xを中心とする3.6メートル以内は、前3のただし書きを適用する。（別図6参照）

別図 6



(平面図)



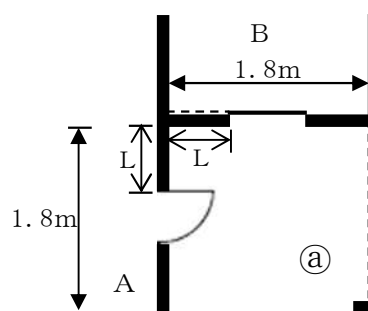
(立体図)

(2)

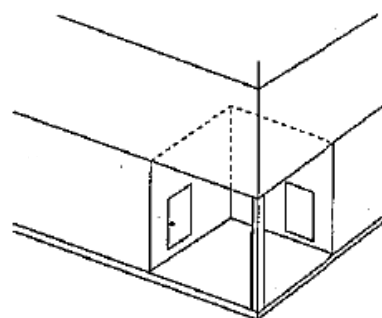
ア (1)イからカに同じ。

イ Lはそれぞれ0.9メートル以上 (別図 7 参照)

別図 7



(平面図)



(立体図)

第2 令8区画を貫通する配管等

次の1から8によるものとする。ただし、1に掲げる配管の設備種別等の取扱いについては、別表1のとおり取り扱うものとする。

別表1 令8区画の貫通を認める配管等

適用の可否 配管用途		令8区画適用の可否	
		認める	認めない
給排水設備		鋼管等、評定配管	左記以外の配管
衛生設備		鋼管等、評定配管	左記以外の配管
電気設備		鋼管等、評定配管	左記以外の配管
ガス設備			鋼管等でも認められない。
空調設備	ダクト等		冷暖房、換気ダクト(ダンパー付きを含む。)
	冷媒配管(制御ケーブルを含む。)	鋼管等、評定配管	左記以外の配管
輸送処理設備			ダストシュート、メールシュート、リネンシュート

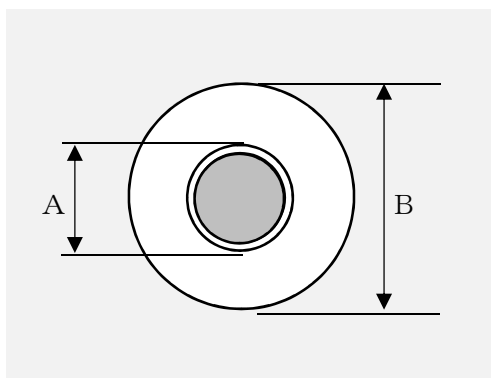
また、令8区画を貫通する個々の配管等については、一般財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)に設置されている消防防災用設備等性能評定委員会において、個々に性能評定が行われることとされているので、区画を貫通する配管、貫通部分に関する施工方法等に係る防火性能等について、安全センターの性能評定を受けたもの(以下「評定配管」という。)であれば、当該評定工法によることで1から7までを満たすものとして令8区画貫通を認めて差し支えないものであること。

- 1 配管の用途は、原則として、給排水管(排水管に付属する通気管を含む。)であること。
- 2 一の配管は、呼び径200ミリメートル以下のものであること。
- 3 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴の直径が300ミリメートル以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300ミリメートルの円に相当する面積以下であること。(別図8参照)

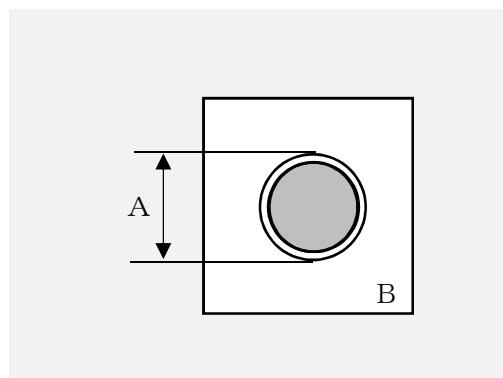
別図8 令8区画に設ける穴と配管の大きさ

円形



A : 配管の呼び径は 200 mm以下
B : 穴の直径は 300 mm以下

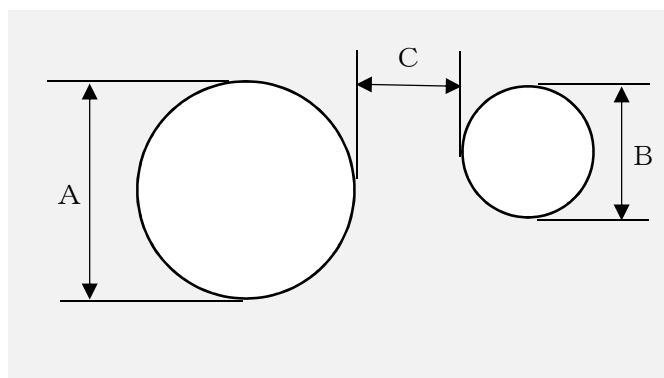
矩形



A : 配管の呼び径は 200 mm以下
B : 穴の面積が概ね 700 cm²に相当する面積以下(直径 300 mmの円に相当する面積以下)

- 4 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離(当該直径が200ミリメートル以下の場合にあっては、200ミリメートル)以上であること。(別図9参照)

別図9 令8区画に設ける穴相互の離隔距離

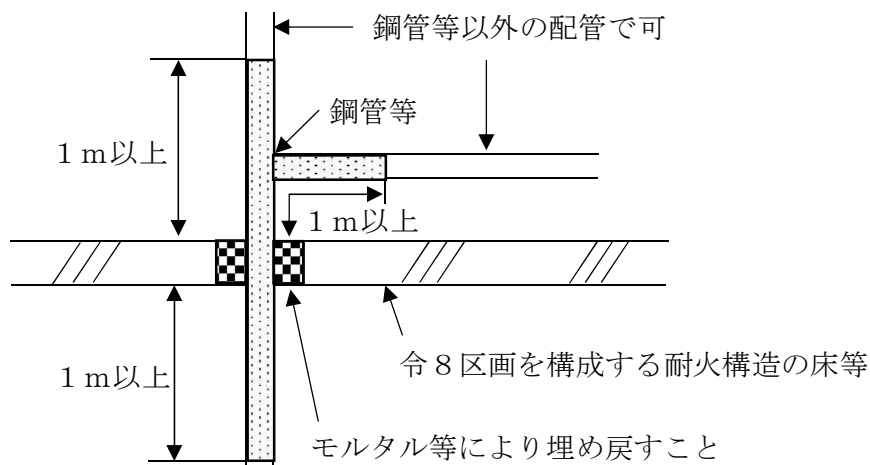


A : 穴の直径 (300 mm以下)
B : 穴の直径 (300 mm以下)
C : 穴相互の離隔距離(A又はBの直径の大なる方の値以上とするが、200 mm以下の場合は 200 mm以上とする。)

- 5 配管及び貫通部は、建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。
- 6 貫通部はモルタル等の不燃材料で、完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。

- 7 配管の表面に可燃物が接触した場合に、熱伝導により発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。
- 8 鋼管及びこれに類する配管については、前各号の規定によるほか、別図10により施工することで区画貫通を認めて差し支えないものであること。

別図10 鋼管で令8区画を貫通する場合の施工例



第3 その他

- 1 平成28年4月1日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等については、従前の例によることで差し支えないものであること。
また、法第7条に基づき消防長が同意したものについても同様に取り扱って差し支えないものであること。
- 2 区画を貫通する配管、貫通部分に関する施工方法等に係る防火性能等について、安全センターの性能評価を受けたものにあつては、その表示が付されるものであること。
- 3 安全センターにおいて性能評価されたものについては、安全センターの機関誌及びホームページに掲載されるものであること。

1－6 令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について

令8区画及び特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第2号。以下「位置・構造告示」という。）に規定する共住区画の取扱いについては、それぞれ「1－5 令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」（以下「1－5運用」という。）及び位置・構造告示によりその基準が定められている。

令8区画及び共住区画を貫通する配管及び当該貫通部（以下「配管等」という。）の運用は次によるものとする。

第1 令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて

令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等のうち、別添により設置されているものにあつては、1－5運用及び位置・構造告示に適合するものとして取り扱って差し支えないものであること。

第2 共住区画を貫通する燃料供給配管のうち、次により設置されているものにあつては、位置・構造告示第3第3号(4)に適合するものとして取り扱って差し支えないものであること。

- 1 配管の用途は、共同住宅の各住戸に設けられている燃焼機器に灯油又は重油を供給するものであること。
- 2 配管は、日本産業規格（以下「J I S」という。）H3300（銅及び銅合金の継目無管）を含むものであること。
- 3 当該配管を含む燃料供給施設は、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年8月6日付け消防危第81号）に適合するものであること。

1 鋼管等を使用する範囲

令 8 区画及び共住区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側 1 メートル以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次の(1)及び(2)に適合する場合は、貫通部から 1 メートル以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

- (1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

2 鋼管等の種類

令 8 区画及び共住区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- (1) J I S G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)
- (2) J I S G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
- (3) J I S G 3452 (配管用炭素鋼管)
- (4) J I S G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)
- (5) J I S G 3459 (配管用ステンレス鋼管)
- (6) J I S G 5525 (排水用鋳鉄管)
- (7) 日本水道協会規格(以下「J W W A」という。) G 115 (水道用ステンレス鋼管)
- (8) J W W A K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (9) J W W A K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (10) J W W A K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (11) 日本水道鋼管協会規格(以下「W S P」という。) 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (12) W S P 032 (排水用ノンタルエポキシ塗装鋼管)
- (13) W S P 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (14) W S P 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (15) W S P 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

3 貫通部の処理

- (1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書(J A S S)15「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

- (2) ロックウールによる方法

ア J I S A9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するロックウール保温材(充填密度150kg/m³以上のものに限る。)又はロックウール繊維(充填密度150kg/m³以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールですき間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25ミリメートル以上のケイ酸カルシウム板又は0.5ミリメートル以上の鋼板を床又は壁と50ミリメートル以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

4 可燃物への着火防止措置

鋼管等の表面から150ミリメートルの範囲に可燃物が存する場合には、(1)又は(2)の措置を講ずること。

(1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア 被覆材

ロックウール保温材(充填密度150kg/m³以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25ミリメートル以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

(ア) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100mm以下	貫通部の床の上面から上方60cm の範囲に一重に被覆する。
100mmを超え200mm以下	貫通部の床の上面から上方60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cm の範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100mm以下	貫通部の壁の両面から左右30cm の範囲に一重に被覆する。
100mmを超え200mm以下	貫通部の壁の両面から左右60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cm の範囲には、もう一重被覆する。

(2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、鋼管等の表面から150ミリメートルの範囲内に存在する可燃物にあつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

5 鋼管等の保温

鋼管等を保温する場合にあつては、次の(1)又は(2)によること。

- (1) 保温材として4(1)アに掲げる材料を用いること。
- (2) 給排水管にあつては、J I S A9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えないこと。この場合において、3及び4の規定について、特に留意すること。

6 鋼管等の接続

鋼管等を1の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

- (1) 鋼管等は、令8区画及び共住区画を貫通している部分において接続しないこと。
- (2) 鋼管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

ア メカニカル接続

- (ア) ゴム輪(ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。)を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (イ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (ウ) あらかじめ差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれないように挿入すること。
- (エ) 押し輪又はフランジで押さえること。
- (オ) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ 差込み式ゴムリング接続

- (ア) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
- (イ) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。
ここで用いるゴムリングは、E P D M（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪^{ひず}みを有するゴムで造られたものとする。
- (ウ) ゴムリングの内面に、シール剤を塗布すること。
- (エ) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
- (オ) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ 袋ナット接続

- (ア) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- (イ) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

- (ウ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (エ) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ ねじ込み式接続

- (ア) 挿入管の差し口端外面に管用テーパ雄ねじを切ること。
- (イ) 接合剤をねじ部に塗布すること。
- (ウ) 継手を挿入管にねじ込むこと。

オ フランジ接続

- (ア) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
 - (イ) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
 - (ウ) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締め付け、ガスケットに均一な圧力がかかるように締め付けること。
- (3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

7 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考) 施工方法の例（鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合）

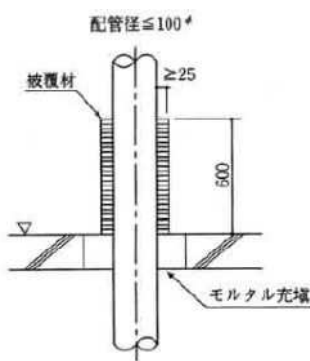


図-1

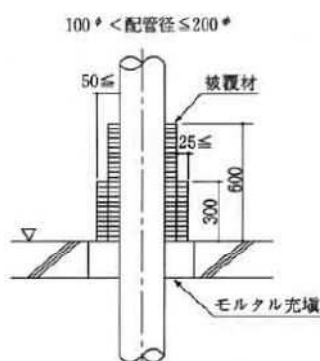


図-2

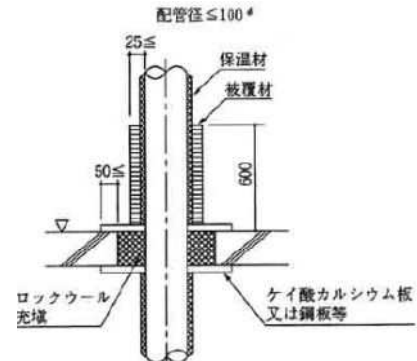


図-3

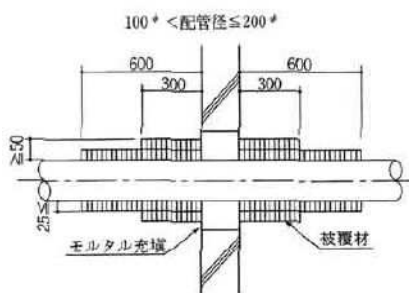


図-4

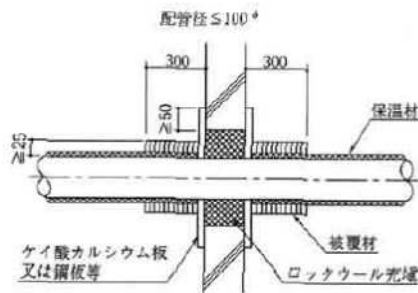


図-5

1-7 令第9条の解説

消防用設備等の設置については一般的には棟単位であるが、その例外規定が令第8条等の規制のほか、この令第9条である。

防火対象物の用途が令別表第1(16)項に掲げる用途に供されるものにあつては、それぞれの用途単位ごとに一の防火対象物とみなして、令で定める消防用設備等の設置の基準が適用される。

[例1] 屋内消火栓設備について

耐火構造5階建（無窓階に該当しない。内装制限なし。）⇒2倍読み

(4)項	100 m ²	}	(4)項	300 m ²	令第11条の設置義務なし
(4)項	200 m ²				
(2)項イ	400 m ²		(2)項イ	400 m ²	令第11条の設置義務なし
(3)項ロ	400 m ²	}	(3)項ロ	800 m ²	令第11条の設置義務なし
(3)項ロ	400 m ²				

※ 延べ面積1,500m² ⇒ 条例第40条の2の設置義務なし

しかしながら、全ての消防用設備等の設置について、前記の考えが適用されるものでなく、令第9条のかっこ書きの設備については、棟単位の原則が適用されるので、(16)項の防火対象物であっても、全ての用途の面積で設置の基準が適用される場合がある。

[例2] 自動火災報知設備について

(15)項	150 m ²	}	(16)項イ	450 m ²
(3)項ロ	150 m ²			
(3)項イ	150 m ²			

※ 令第21条第1項第3号は、令第9条の規定が除外されている。

よって、(16)項イで合計面積が450平方メートルあるので、この場合は、設置義務が生じる。

令第9条の規定が適用されない場合（令第9条かっこ書）

1 スプリンクラー設備

令第12条第1項第3号	(16)項イの防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの
令第12条第1項第10号	(16)項イの防火対象物で、特定用途に供される部分の面積が3,000平方メートル以上のもののうち、当該特定用途の存する階
令第12条第1項第11号ハ	(16)項イの防火対象物の階のうち、特定用途に供される部分が存する階で、当該部分の床面積が地階又は無窓階にあっては1,000平方メートル以上、4階以上10階以下の階にあっては1,500平方メートル（2項又は4項にあっては1,000平方メートル）以上のもの
令第12条第1項第12号	(16)項ロの防火対象物の11階以上の階

2 自動火災報知設備

令第21条第1項第3号イ	(16)項イの防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの
令第21条第1項第7号	(16)項イの防火対象物で、特定用途に供される部分が避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（当該階段が屋外、又は避難上有効な構造を有する階段にあっては、1）以上設けられていないもの
令第21条第1項第10号	(16)項イの防火対象物で、地階又は無窓階に、2項又は3項の用途に供される部分が存するもので、2項又は3項の用途に供される部分の床面積の合計が100平方メートル以上の階
令第21条第1項第14号	(16)項の防火対象物の11階以上の階

3 ガス漏れ火災警報設備

令第21条の2第1項第5号	(16)項イの防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上で、特定用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの
---------------	--

4 漏電火災警報器

令第22条第1項第6号	(16)項イの防火対象物で、延べ面積が500平方メートル以上で、特定用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの
令第22条第1項第7号	(16)項で契約電流容量が50アンペアを超えるもの

5 非常警報設備(放送設備)

令第24条第2項第2号	(16)項の防火対象物で、収容人員50人以上のもの又は地階及び無窓階の収容人員が20人以上のもの
令第24条第3項第2号	(16)項の防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの又は地階の階数が3以上のもの
令第24条第3項第3号	(16)項イの防火対象物で、収容人員500人以上のもの

6 避難器具

令第25条第1項第5号	(16)項イの防火対象物で2階以上の階（2階にあつては2項又は3項の用途に供される部分がある場合）で避難階又は地上に直通する階段が1か所で収容人員が10人以上のもの
-------------	--

7 誘導灯

令第26条	(16)項イの防火対象物全部
-------	----------------

1－8 無窓階の解説

第1 無窓階

建築物の地上階のうち、避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。

なお、無窓階以外の階の判定については、次の第2及び後述「避難上又は消火活動上有効な開口部の判断基準」によること。

第2 普通階

1 11階以上の階の場合

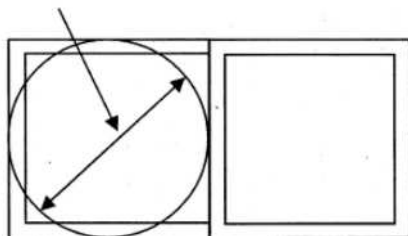
直径50センチメートル以上の円が内接することができる開口部【図1】の有効開口面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超えていること。（以下「普通階」という。）

2 10階以下の階の場合

直径1メートル以上の円が内接することができる開口部【図2】又は幅及び高さがそれぞれ75センチメートル以上及び1.2メートル以上の開口部【図3】を2以上有する普通階であること。

【図1】 直径50cm以上の円が内接できる開口部

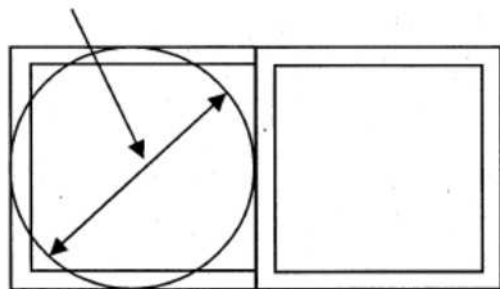
直径50cm以上



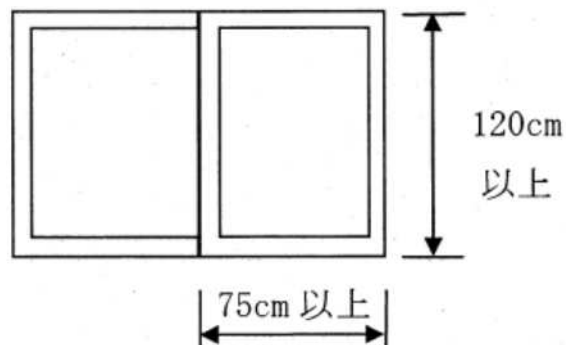
※図は引き違い窓の場合の例

【図2】 直径1m以上の円が内接できる開口部

直径1m以上



【図3】 幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び120cm以上の開口部



3 前記1及び2の図1、図2及び図3の開口部は、次の条件に該当すること。

- (1) 床面から開口部の下端までの高さは、1.2メートル以内であること。
- (2) 開口部は、道路又は道路に通ずる幅員1メートル以上の通路、その他の空地に面したものであること。(11階以上の階の場合は除く。)**【図4】**

また、通路その他の空地の取り扱いについては、次のアからウによること。

ア 駐車車両（原動機付自転車、自動二輪車を含む。）は、固定物として取り扱うこと。

イ 植栽を設ける場合は、地被植物とすること。

ウ 門扉、フェンス等を設ける場合は、次の(ア)又は(イ)のいずれかによること。

【図5】

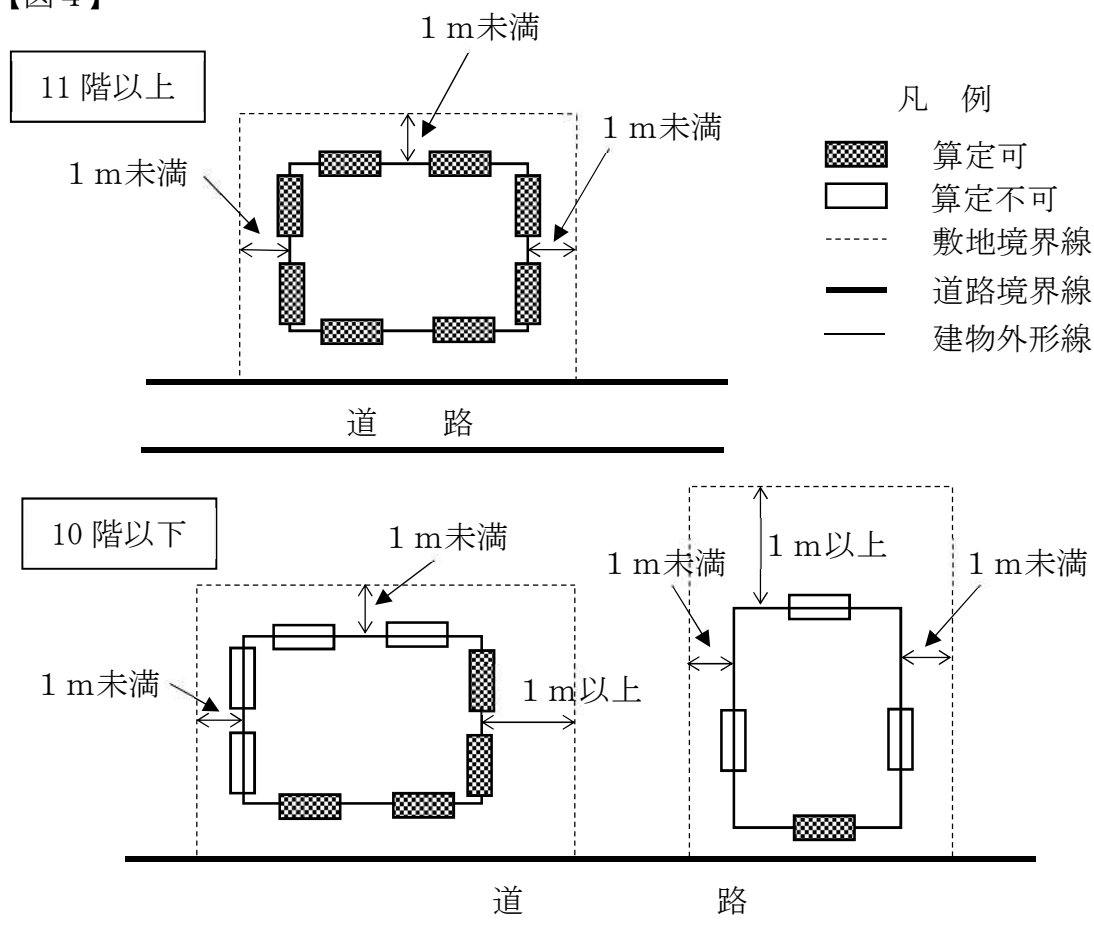
(ア) 有効幅0.75m以上を有する門扉（避難及び消火活動上支障がないものに限る。）を設けること。

(イ) 容易に乗り越えることができる高さ（地盤面から高さ1.2m以下。）とすること。

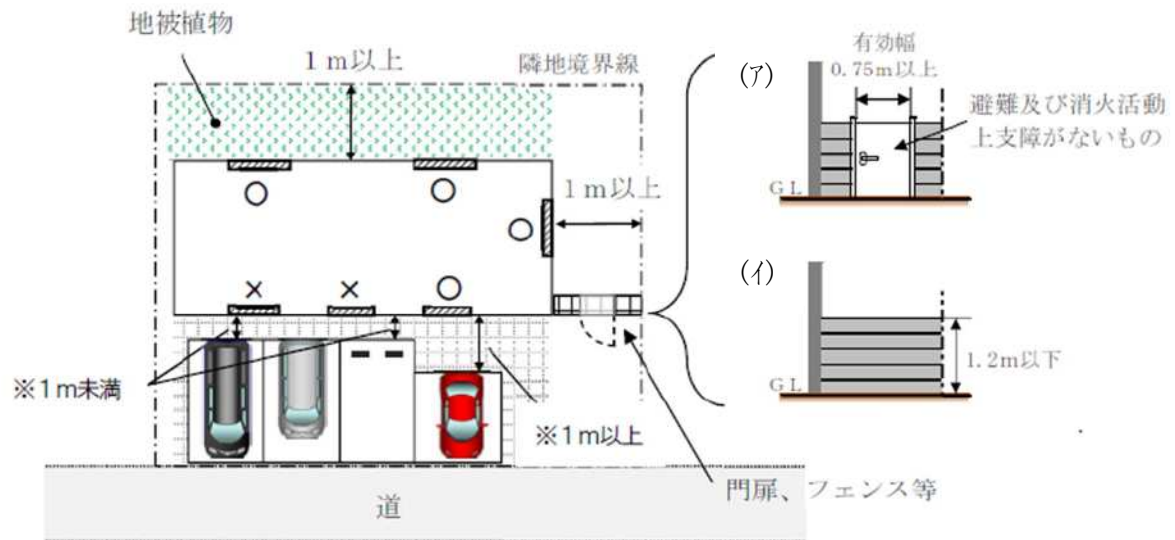
- (3) 開口部は、内部から容易に避難できるとともに、外部からも容易に進入できるものであること。

- (4) 開口部の扉、窓等は、容易に開放できるよう常時良好な状態に維持管理されていること。

【図4】



【図 5】



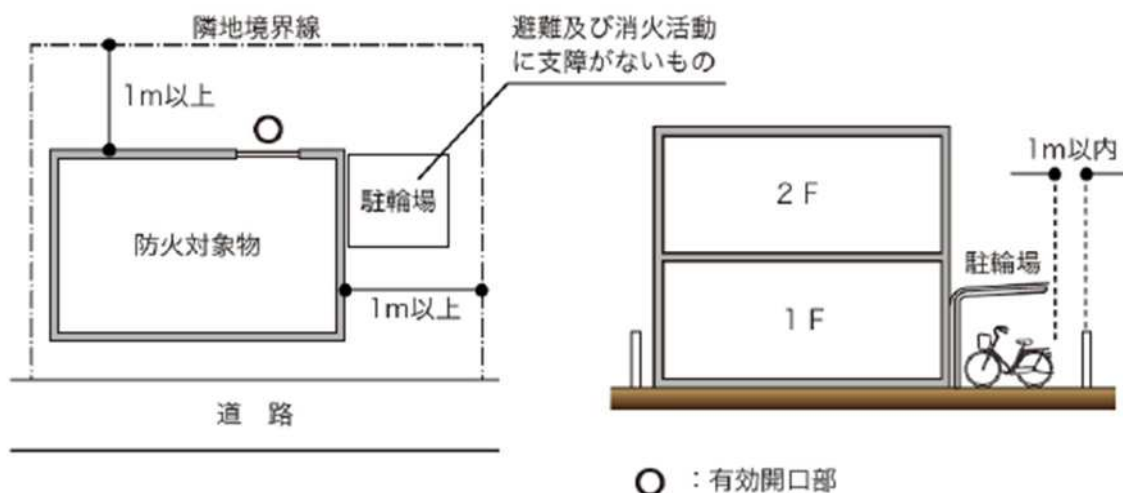
※開口部から駐車範囲を示す白線等までの距離

白線等が存在しない場合は、開口部から縁石までの距離を 1.5m 以上で指導すること。

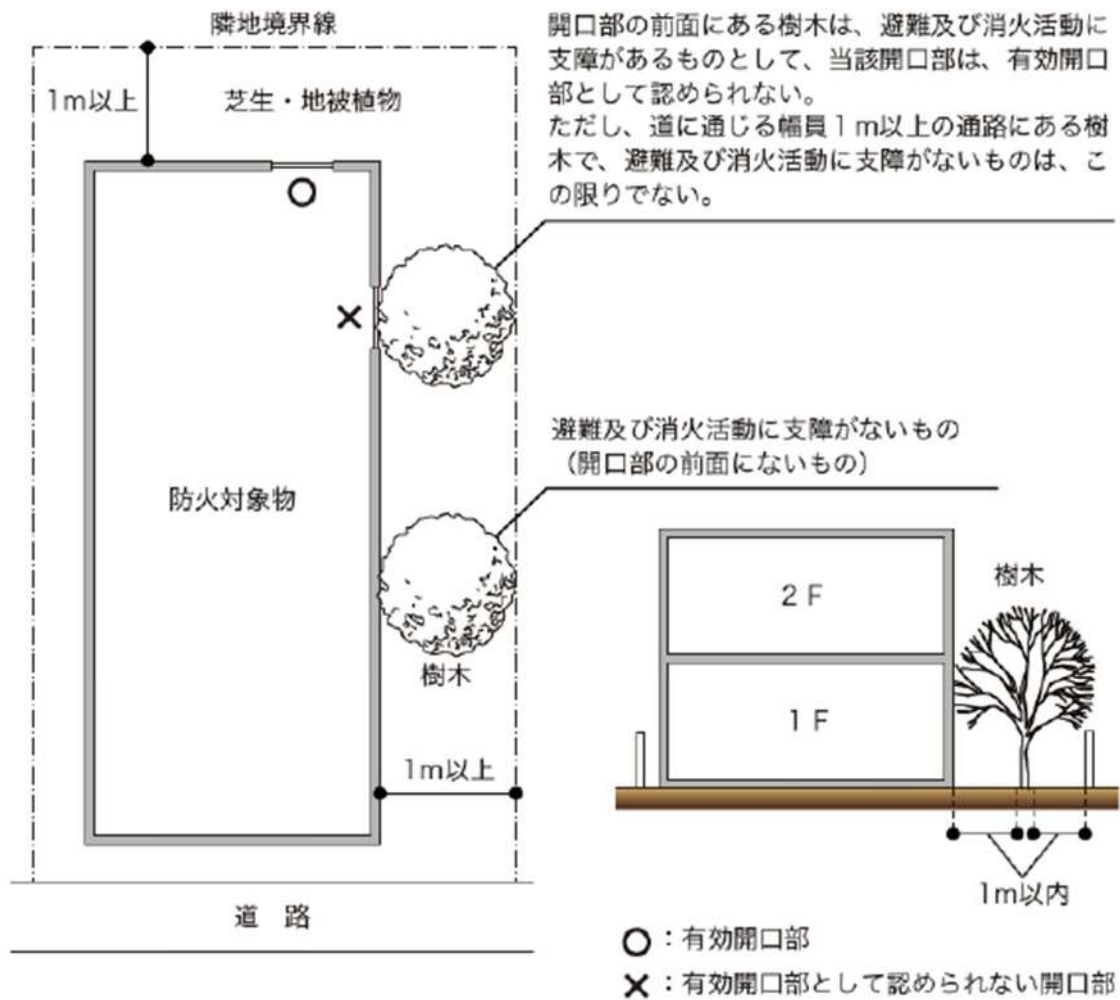
4 次に掲げる空地等は、規則第 5 条の 5 第 2 項第 2 号の「通路その他の空地」として取り扱うことができるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの
- (2) 道路又は通路に通じる幅員 1 m 以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分等）で、避難及び消火活動が有効にできるもの
- (3) 1 m 以内の空地又は通路にある樹木、へい及びその他の工作物で、避難及び消火活動に支障がないもの【図 6】【図 7】

【図 6】

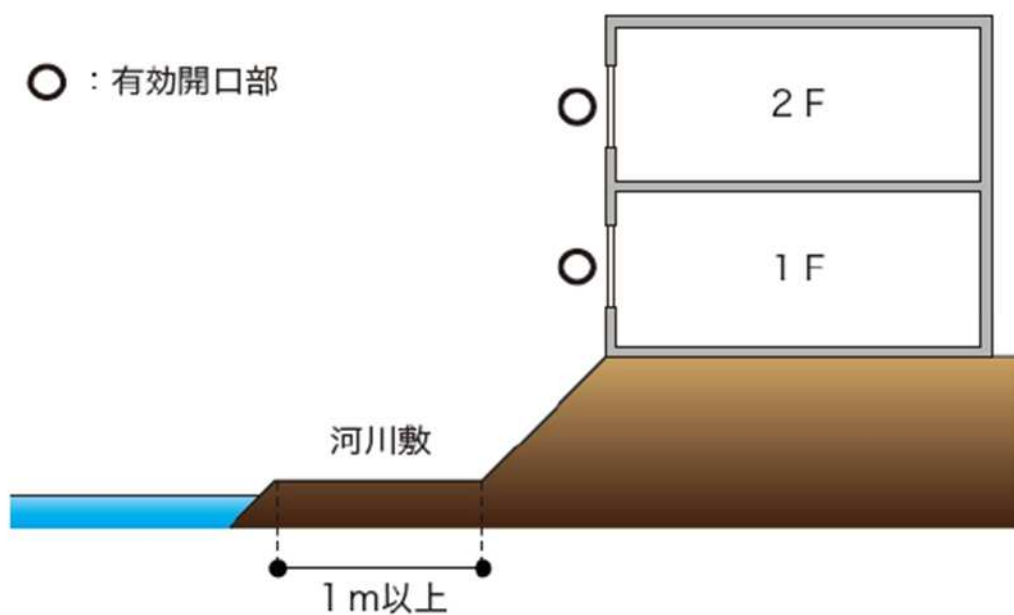


【図 7】



(4) 傾斜地及び河川敷で、避難及び消火活動が有効にできるもの【図 8】

【図 8】



1－9 避難上又は消火活動上有効な開口部の判断基準

避難上又は消火活動上有効な開口部（以下「有効開口部」という。）は、令第10条、規則第5条の5に基づくものであるが、建築物の形態及び開口部の形状等により、次の判断基準に基づき開口部の算定可否及び面積算定を行うものとする。

第1 建築物の形態等による有効開口部算定の判断基準

有効開口部として算定することができる部分は、別記1によること。

第2 開口部の形状等による有効開口部算定及び有効開口面積の判断基準

有効開口部として算定することができる部分は、扉、窓等を開放することができる部分とし、別記2によること。

第3 容易に破壊することのできるガラスの種別等

容易に破壊することのできるガラスの種別等については、別記3によること。

第4 開口部の組合せによる有効開口部算定の判断基準

有効開口部として算定することができる部分は、別記4によること。

第5 大型開口部又は特殊開口部の有効開口部算定の判断基準

有効開口部として算定することができる部分は、別記5によること。

第6 特殊開口部の有効開口部算定の判断基準

有効開口部として算定することができる部分は、別記6によること。

第7 電氣的に施錠、解錠ができる錠前（以下「電気錠」という。）を設置する開口部の有効開口部算定の判断基準

電気錠を設置する開口部で、次のいずれかの方法によって解錠できる場合には、有効開口部として算定することができる。ただし、電気錠には自動火災報知設備に準ずる非常電源を附置（電気錠の種類で、通電時は施錠し、非通電時は解錠される「通電時施錠型」を除く。）すること。

- 1 防災センター、守衛室等に設置した遠隔操作装置により解錠するもの
- 2 自動火災報知設備の火災感知と連動し、解錠するもの
- 3 扉の直近の見やすい位置に、非常時手動で解錠できる装置により解錠するもの

第8 既存防火対象物の取扱いについて

現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物の開口部の取扱いについては、本通知の判断基準を適用して差し支えないものとし、従前の基準で設置済みの消防用設備等で本通知の判断基準を適用することにより自主設置となるものについては、引き続き維持管理を行うことが望ましいものであること。

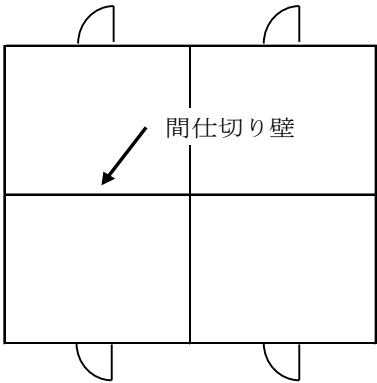
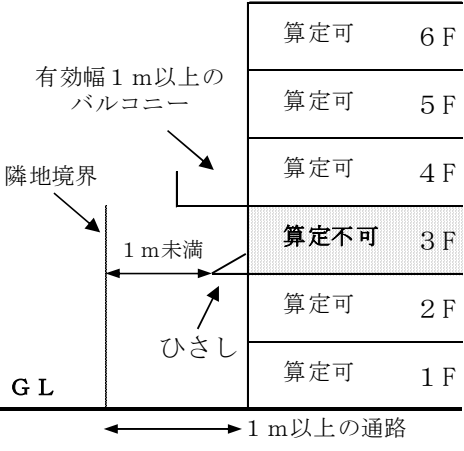
第9 その他

- 1 別記3のガラスの種別等については、「消防用設備等（特殊消防用設備等）工事計画届」等の関係図書に記載された内容をもって判断すること。

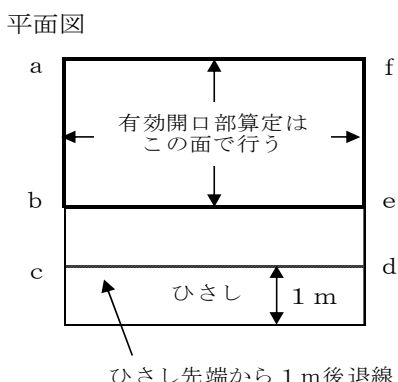
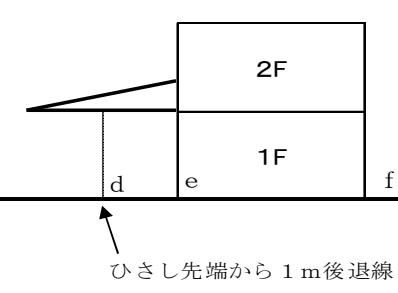
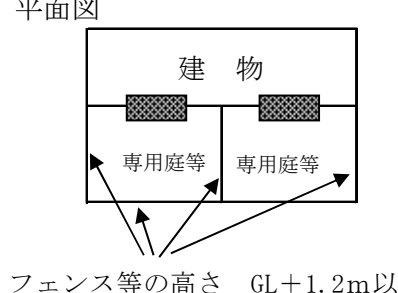
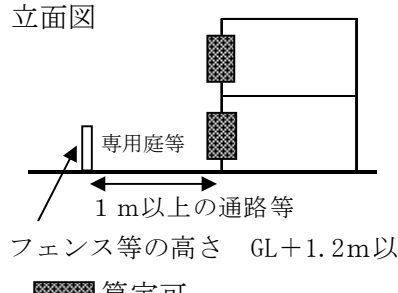
なお、既存防火対象物等で別記3のガラスの種別等が確認できない場合には、関係図書の提出又はガラス厚測定器の活用等により判断すること。

- 2 開口部の有効開口面積等の計算において、個々の開口部の有効開口面積算定については、小数点第3位を切り捨てた数値とし、床面積の30分の1については、小数点第3位を切り上げた数値とすること。

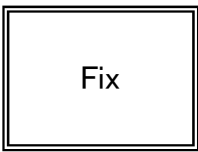
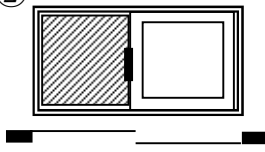
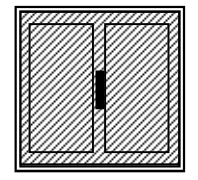
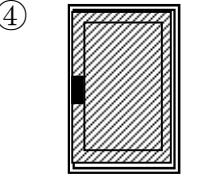
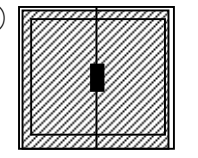
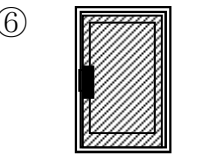
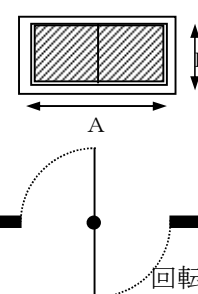
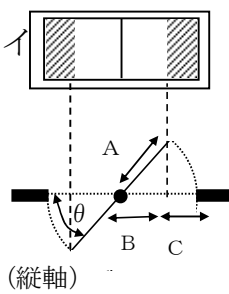
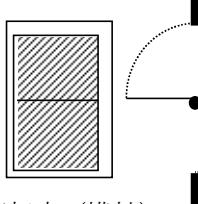
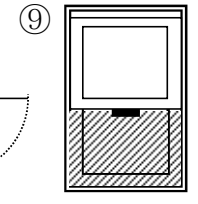
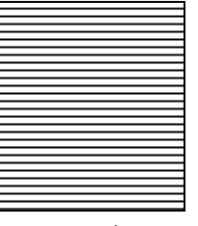
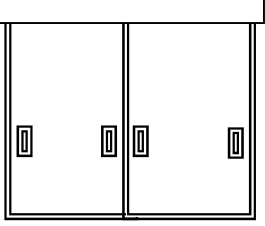
建築物の形態等による有効開口部算定について

建築物の形態等	判断基準等												
(1) 複数の棟が渡り廊下等で接続され、消防用設備等の設置単位が同一棟となる場合	立面図  ○ 渡り廊下で接続された階は、各棟の階及び渡り廊下の面積を合算した形で有効開口部算定を行う。 ○ 渡り廊下で接続されていない階は、それぞれの棟の階ごとに有効開口部算定を行う。この結果、それぞれの棟の階ごとの判定が異なったときは、実態により判定する。												
(2) 一の階が間仕切り壁等により、行き来できない多区画となる場合	平面図  ○ 階全体で有効開口部算定を行う。 (消防法施行令第8条の区画に該当する場合は、当該区画ごとに有効開口部算定を行う。) ※ 階全体で普通階と判定された場合は、区画ごとに普通階の要件を満たすか、各区画間に連絡通路、扉を設けることが望ましい。												
(3) ひさし、バルコニー等の突起物により隣地境界からの有効幅員が確保できない場合	立面図  <table border="1" data-bbox="718 1487 935 1890"> <tr><td>算定可</td><td>6 F</td></tr> <tr><td>算定可</td><td>5 F</td></tr> <tr><td>算定可</td><td>4 F</td></tr> <tr><td>算定不可</td><td>3 F</td></tr> <tr><td>算定可</td><td>2 F</td></tr> <tr><td>算定可</td><td>1 F</td></tr> </table> ○ 突起物により下階（1、2階）の開口部は有効開口部算定可とする。 ○ 突起物部分がバルコニー等で、その有効幅員が1 m以上かつ、当該バルコニー等が道路又は道路に通ずる敷地等に面していれば、突起物より上階（4～6階）の開口部は有効開口部算定可とする。	算定可	6 F	算定可	5 F	算定可	4 F	算定不可	3 F	算定可	2 F	算定可	1 F
算定可	6 F												
算定可	5 F												
算定可	4 F												
算定不可	3 F												
算定可	2 F												
算定可	1 F												

(4) 建物の上階がセットバックしている場合	立面図	○ ひさしや2階屋上部分の強度が、人が歩行できる程度以上があれば、2～5階の開口部も有効開口部算定可とする。
(5) 中庭に面する開口部の場合	平面図 ※道路又は道路に通ずる敷地等	○ 地盤面のレベルに有効幅員1 m以上、高さ2 m以上の通路(扉等が存する場合は施錠されていないこと)が、道路又は道路に通ずる敷地等に面していれば、中庭に面する開口部は有効開口部算定可とする。
(6) 吹き抜けが存する場合	平面図 断面図 ☐ 算定不可 ☒ 算定可	○ 2階の有効開口部算定に際し、吹き抜けに面する開口部は有効開口部算定不可とする。

(7) 奥行きが 1 m を超えるひさしがある場合	平面図  有効開口部算定はこの面で行う ひさし 1 m ひさし先端から 1 m 後退線 立面図  2F 1F d e f ひさし先端から 1 m 後退線	○ 左図の場合、有効開口部算定は $a - b$、$b - e$、$e - f$、$f - a$ 面で行う。 なお、この場合の無窓階、普通階に係る階床面積は a、b、e、f で囲まれた部分として差し支えない。 ○ 2 階における $b - e$ 面の有効開口部算定については、(3)によること。
(8) 専用庭等に面する開口部の場合	平面図  建物 専用庭等 専用庭等 フェンス等の高さ GL+1.2m 以下 立面図  専用庭等 1 m 以上の通路等 フェンス等の高さ GL+1.2m 以下 算定可	○ 専用庭等に設置してあるフェンス等の高さが地盤面のレベルから 1.2 m 以下で、道路又は道路に通ずる敷地等に面していれば、専用庭等の開口部は有効開口部算定可とする。

開口部の形状等による有効開口部算定及び有効開口面積について

開口部の形状別有効開口面積	判断基準等
①  はめ殺し窓 ②  引き違い窓 (戸) ③  両開き窓 (戸) ④  片開き窓 (戸) ⑤  両引き戸 ⑥  片引き戸 ⑦ ア  回転窓 (縦軸) イ  ⑧  回転窓 (横軸) ⑨  上げ下げ窓 ⑩  シャッター  ハンガードア	○ 各開口部の斜線部分を有効開口部算定可とする。以下、留意点を示す。 ① はめ殺し窓等開閉不可の開口部は、原則として有効開口部算定不可とする。 ただし、別記 3 のガラスを使用する場合は有効開口部として算定して差し支えない。 ② 引き違い窓 (戸) の開放部分は、厳密に測定すると当該開口部の 2 分の 1 にはならないが、算定上は単純に 2 分の 1 で計算して差し支えない。 ⑦ 開放角度が 90 度の場合 (図ア参照) は、全開口部 ($A \times B$) が有効面積となる。 開放角度が θ 度の場合 (図イ参照) は、C の部分が有効寸法となる。 C は、$A \times (1 - \cos \theta)$ となる。 ⑧ ⑦ の例によること。 ただし、横軸上部の開口部は、横軸が床面から 1.2m を超える場合、有効開口部算定不可とする。 ⑩ 大型開口部 (シャッター、ハンガードア等) は、原則として有効開口部算定不可とする。ただし、別記 5 による一定の基準を満たせば有効開口部算定可とする。

容易に破壊することのできるガラスの種別等

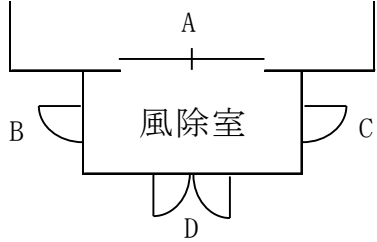
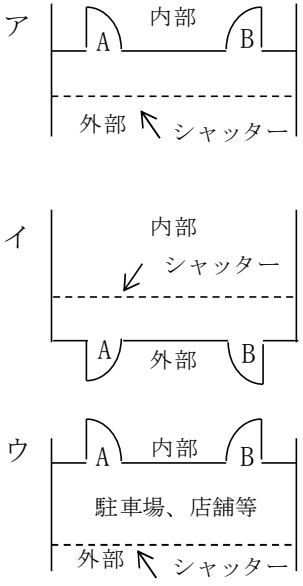
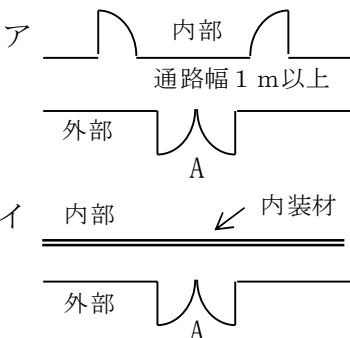
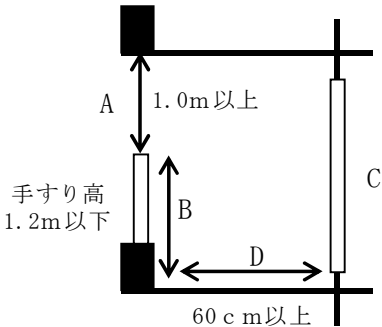
ガラス開口部の種類			算定可否			
ガラスの種類	厚さ	窓等の形態	足場あり	足場なし		
				窓ガラス用フィルム		
				なし	Aあり	Bあり
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	8.0mm以下 (厚さが6.0mmを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。)	引き違い窓等	○	○	○	○
		はめ殺し窓	○	○	○	×
網入り板ガラス 線入り板ガラス	6.8mm以下	引き違い窓等	○	○	○	○
		はめ殺し窓	×	×	×	×
	6.8mmを超え10.0mm以下	引き違い窓等	○	×	×	×
		はめ殺し窓	×	×	×	×
強化ガラス 超耐熱結晶化ガラス	5.0mm以下	引き違い窓等	○	○	○	○
		はめ殺し窓	○	○	○	×
複層ガラス	使用するガラスの組合せごとに本表により判定する。					
合わせガラス	○フロート板ガラス6.0mm以下+PVB(ポリビニルブチール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6.0mm以下	引き違い窓等	○	○	×	×
	○フロート板ガラス5.0mm以下+PVB(ポリビニルブチール)30mil(膜厚0.76mm)以下+網入り板ガラス又は線入り板ガラス6.8mm以下	はめ殺し窓	×	×	×	×

合わせ ガラス	○フロート板ガラス 5.0mm 以下+ PVB (ポリビニルブチラ ール)60mil(膜厚1.52 mm) 以下+フロート板 ガラス5.0mm 以下	引き違い窓等	○	×	×	×
	○フロート板ガラス 6.0mm 以下+ PVB (ポリビニルブチラ ール)60mil(膜厚1.52 mm) 以下+網入り板ガ ラス又は線入り板ガ ラス6.8mm 以下					
	○フロート板ガラス 3.0mm 以下+ PVB (ポリビニルブチラ ール)60mil(膜厚1.52 mm) 以下+型板ガラス 4.0mm 以下	はめ殺し窓	×	×	×	×
倍強度ガラス		引き違い窓等	×	×	×	×
		はめ殺し窓	×	×	×	×

備考

- 1 足場ありとは、避難階又はバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。
- 2 フィルムAは、開口部のガラスに貼付された窓用フィルムのうち次のものをいう。
 - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス
 - (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス
- 3 フィルムBは、開口部のガラスに貼付された窓用フィルムのうち次のものをいう。
 - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 μ m を超え400 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス
 - (2) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス
- 4 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルムA、窓ガラス用フィルムB）同じ判定であること。

開口部の組合せによる有効開口部算定について

開口部の組合せによる形態		判断基準等
① 風除室がある場合		Aと(B+C+D)の有効開口部面積を比較し、面積の少ない方で有効開口部算定を行う。 上記により、Aが有効開口部算定される場合の階床面積は、風除室の面積を除く面積として差し支えない。
② シャッターと扉の組合せの場合		○ シャッターが有効開口部とみなされる場合 ア A、Bで有効開口部算定を行う。 この場合の階床面積は、A、B開口部面とシャッター面に囲まれた部分を除いた面積として差し支えない。 イ A、Bで有効開口部算定を行う。 ウ シャッターと扉の間の状況によりシャッター部分で有効開口部算定を行う。ただし、AとBが有効開口部である場合に限る。
③ 外壁の直近に間仕切り壁等がある場合		ア 通路幅 1 m 以上であれば、Aは有効開口部算定可とする。 ただし、通路に通行障害となるものが置かれられない場合に限る。 イ 内装材の種類及び厚さ等にかかわらず、Aは有効開口部算定不可とする。
④ 外壁面にバルコニーがある場合		Aが1 m以上、かつ、B（手すりの高さ）が1.2m以下、かつD（バルコニー幅）が60 c m以上の場合には、Cは有効開口部算定可とする。 なお、バルコニーに面する敷地が1 m未満の場合は、別記 1 の(3)によること。

大型開口部の有効開口部算定について

種 別	平常時の 開閉方式	停電時、屋内か らの開放措置	非常時、外部からの進入措置	算 定 可 否
軽量シャッター	電動式	チェーン等によ り手動で開放	水圧開放装置（※１）を設け れば可	可
	手動式	同 左	エンジンカッター等（※２）	可
重量シャッター	電動式	チェーン又はハ ンドル等により 手動で開放	水圧開放装置（※１）を設け れば可	可
	手動式	同 左	水圧開放装置（※１）を設け れば可	可
軽量オーバー スライダー シャッター	電動式	チェーン等によ り手動で開放	水圧開放装置（※１）を設け れば可	可
	手動式	同 左	エンジンカッター等（※２）	可
重量オーバー スライダー シャッター	電動式	チェーン等によ り手動で開放	水圧開放装置（※１）を設け れば可	可
	手動式	同 左	水圧開放装置（※１）を設け れば可 また、シャッター直近に有効 開口部となる出入口があれば 全面可	可
ハンガードア	電動式	手動で開放	ハンガードアに進入可能な くぐり戸又は直近に有効開 口部となる出入口があれば 全面可	可
	手動式	同 左		

※１ 水圧開放装置（認定品）は、送水圧により電動開閉スイッチを作動（非常電源付き）させ、巻き上げる方式とする。（別図参照）

避難階以外の階で当該装置を使用する場合、送水口は避難階を原則とし、電動開閉スイッチの設置される高さにおいて、必要送水圧が確保できるよう設置すること。

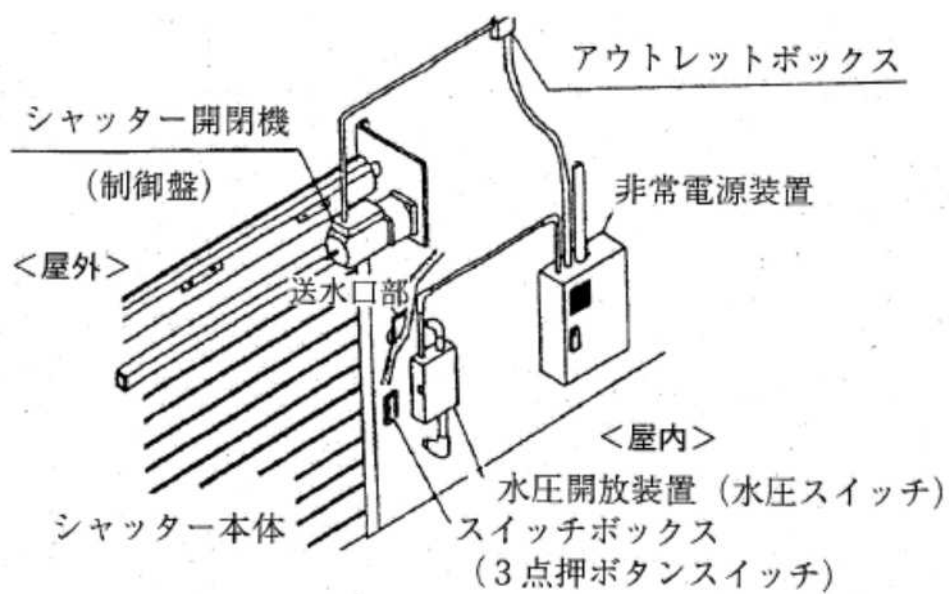
※２ エンジンカッター等消防車両に積載の資機材を使用し開放可能な場合で、避難階に設けた場合のみ有効開口部算定可とする。ただし、避難階以外の階であってもシャッターの幅以上、かつ、奥行き 1 m 以上の有効に消火活動ができるスペースを設けた場合は、有効開口部算定可とする。

備考

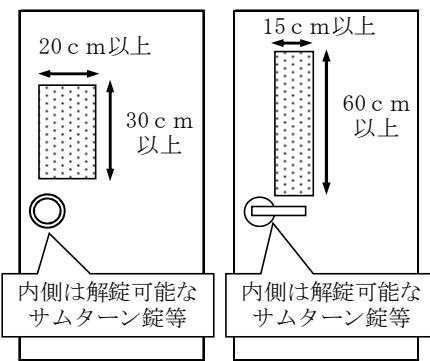
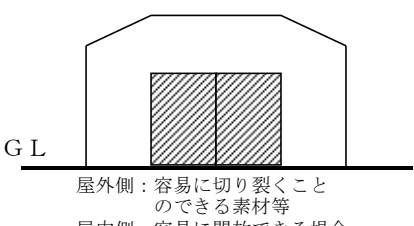
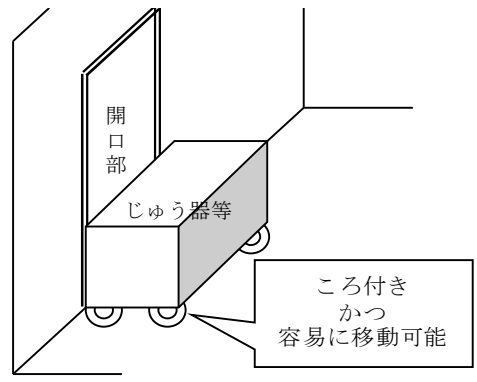
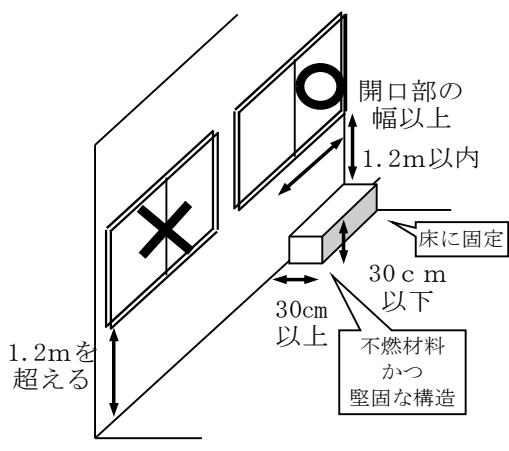
- 1 重量、軽量の定義を明確化した基準はないが、概ね材質厚が 1.5mm 以上を重量（特定防火設備である防火戸を想定）、材質厚 0.8mm 以下を軽量としている。その中間材質厚のものは、原則として重量と定義付けるものとする。
- 2 種別、開閉方式等については、代表的なものを掲載した。これらと内容が異なる場合で、判断が困難なものについては消防本部予防課指導係と協議すること

と。

別図



特殊開口部の有効開口部算定の判断基準

	開口部の形態等	判断基準等
① ガラス 小窓付き 鉄扉等		容易に破壊することのできるガラス（別記 3）を使用したガラス小窓（20cm×30cm 以上又は、15cm×60cm 以上）付き鉄扉等で、当該小窓を破壊し、内側の施錠を容易に解錠できる場合は、鉄扉等を有効開口部として算定することができる。
② シート 素材を使用 した開口部 について		開口部の素材が容易に切り裂くことのできるシート素材等で、かつ、内側から容易に開放できる場合にあっては、当該開口部を有効開口部として算定することができる。
③ じゅう 器等が開 口部前面 に置かれ た場合		開口部の前面にじゅう器等が置かれた場合は、原則として有効開口部算定不可とする。ただし、次の場合は有効開口部として算定することができる。 ○ じゅう器等がころ付きのもので、容易に移動させることができる。
④ 開口部 の下端が 床から 1.2 m を 超える場 合		開口部の下端が床から1.2 mを超える場合は、原則として有効開口部算定不可とする。ただし、次の要件を全て満たす踏み台を設けた場合は有効開口部として算定することができる。 (1) 不燃材料、かつ、堅固な構造 (2) 床に固定 (3) 高さは概ね30cm 以内、踏面は奥行30cm 以上、幅は開口部の幅以上のもの (4) 踏み台から開口部下端までの高さが1.2m以内

1-10 「避難口」及び「消防隊進入口」に設置する電気錠の指導基準について

条例第47条に定める「避難口」及び条例第41条の5に定める「消防隊進入口」又は規則第5条の5に定める「避難上又は消火活動上有効な開口部」に電気錠を設置する場合の取扱いについては、次のとおりとする。

第1 電気錠の種類

施錠の方法により、次のように分類する。

- 1 通電時施錠型
通電時は施錠し、非通電時は解錠されるもの
- 2 通電時解錠型
通電時は解錠し、非通電時は施錠されるもの
- 3 瞬時通電施錠型
瞬時通電により施錠できるもの
- 4 瞬時通電解錠型
瞬時通電により解錠できるもの

第2 非常時における電気錠の解錠方法

電気錠を非常時に解錠する方法により、次のように分類する。

- 1 防災センター、守衛室等に設置した遠隔操作装置により解錠するもの(以下「遠隔解錠」という。)
- 2 自動火災報知設備の火災感知と連動し、解錠するもの(以下「連動解錠」という。)
- 3 扉の直近の見やすい位置に、非常時手で解錠できる装置により解錠するもの(以下「非常解錠装置」という。)

第3 設置基準

「避難口」又は「消防隊進入口」に電気錠を設置する場合は、次表によること。

設置場所	電気錠の種類	遠隔解錠	連動解錠	非常解錠装置	非常電源
避難口	通電時施錠型	○	○	○ 屋内型	
	通電時施錠型以外	○	○	○ 屋内型	○
消防隊進入口	通電時施錠型	○	○	○ 屋外型	
	通電時施錠型以外	○	○	○ 屋外型	○

備考 1 表中○印は、設置を要する範囲を示す。

2 ホテルの客室等に用いる電気錠の種類は、通電時施錠型とすること。

3 自動火災報知設備が設置されていない防火対象物については、連動解錠の設置を要しないものとする。

4 非常解錠装置は、防犯上その他やむをえない事由がある場合は、設置を要しないものとする。

また、認知症高齢者等を収容する老人福祉施設等又は精神病院等において、防火管理が適正に行われ、常時人のいる場所から遠隔操作により施解錠が管理されるもののうち、認知症高齢者等又は精神障がい者等の重症患者を収容する病棟又は病室が存する階についても、設置を要しないものとする。

5 電気錠に附置する非常電源は、自動火災報知設備に準ずるものとする。

第1 内装制限の目的

建築物の内装の制限をする目的とは、壁、天井等の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料、難燃材料で仕上げることにより、建築物内の火災の初期成長を妨げてフラッシュオーバーの時間を遅らせ、避難、消火活動等を容易にしようとするものである。

この目的は、法、建基法とも同じである。

(注) 室内とは居室だけでなく、廊下、階段等も含めて当該用途に供する部分をいい、押入のような部分は除かれる。

第2 法上の内装制限

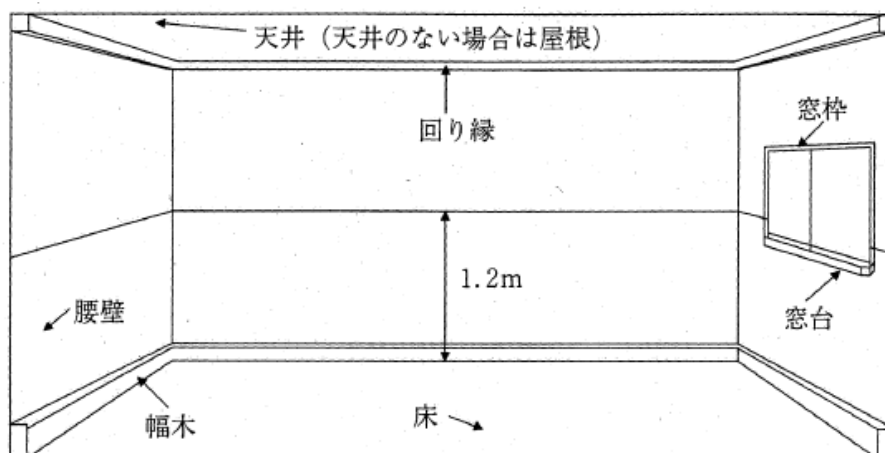
法では、内装制限をしなければならないという規定ではなく、内装制限をした場合には、次に掲げる消防用設備等の設置の基準を緩和することができるというものである。

1 内装制限により緩和措置のある消防用設備等

- (1) 消火器(規則第6条第2項)
- (2) 屋内消火栓設備(令第11条第2項)
- (3) スプリンクラー設備(規則第13条第1項第2号)
- (4) 動力消防ポンプ設備(令第20条第2項)
- (5) 漏電火災警報器(令第22条第1項)
- (6) 避難器具(規則第26条第5項第1号ニ)
- (7) 連結散水設備(規則第30条の3第1項第1号イ)

第3 内装制限する範囲

【居室】の場合



(注) 小面積の幅木、窓枠、窓台、回り縁等と床は対象外である

居室の内装（天井・壁（建基法上は、床面からの高さが1.2メートル以下の部分は除かれているが、法上の消防用設備等の緩和措置を受ける場合は、1.2メートル以下の部分も内装制限の対象となる。））は、不燃材料、準不燃材料、難燃材料（以下「防火材料」という。）を使用しなければならない。

【廊下・階段】の場合

天井、壁（腰壁を含む。）の内装は、準不燃材料とする。

避難階段、特別避難階段では、下地、仕上げとも不燃材料とする。

第4 壁紙・塗料等

内装制限を受ける室内の仕上げとして、壁紙を貼る、若しくは塗料等を塗るなどの方法があるが、これらの場合は、一般的に下地との組合せで国土交通大臣の認定を受けているので注意が必要である。

認定を受けた防火材料には認定番号が付され、不燃材料は「NMー通算番号」、準不燃材料は「QMー通算番号」、難燃材料は「RMー通算番号」という付番方法となっており、同じ建築材料であっても申請者により認定番号が異なる。

なお、塗料、塗壁等代表的な認定番号は、次表のとおりである。

申請者の名称	建築材料の名称	新認定番号	旧認定番号
一般社団法人 日本塗料工業 会	塗料塗装/不燃材料	NM-8585	基材同等第0001
	塗料塗装/準不燃材料	QM-9816	基材同等第0001
	塗料塗装/難燃材料	RM-9364	基材同等第0001
特定非営利活 動法人湿式仕 上技術センタ ー	無機質砂壁状吹付材塗り/不燃材料	NM-8571	基材同等第0003
	無機質砂壁状吹付材塗り/準不燃材料	QM-9811	基材同等第0003
	無機質砂壁状吹付材塗り/難燃材料	RM-9366	基材同等第0003
	有機質砂壁状塗料塗り/不燃材料	NM-8572	基材同等第0004
	有機質砂壁状塗料塗り/準不燃材料	QM-9812	基材同等第0004
	有機質砂壁状塗料塗り/難燃材料	RM-9361	基材同等第0004
	複合型化粧用仕上材塗り/不燃材料	NM-8573	基材同等第0005
	複合型化粧用仕上材塗り/準不燃材料	QM-9813	基材同等第0005
	複合型化粧用仕上材塗り/難燃材料	RM-9362	基材同等第0005
	繊維壁材塗り/不燃材料	NM-8574	基材同等第0008
	繊維壁材塗り/準不燃材料	QM-9814	基材同等第0008
	繊維壁材塗り/難燃材料	RM-9363	基材同等第0008

1-12 既存防火対象物に対する新基準の適用除外

消防用設備等の設置基準が制定又は改正された場合、その基準(以下「新基準」という。)の施行の際、現に存する防火対象物(以下「既存防火対象物」という。)に対しては、原則として新基準は適用されないが、次に掲げる場合は、新基準に従って消防用設備等を設置又は改修しなければならない。

第1 適用が除外されない消防用設備等

次に掲げる消防用設備等(令第34条に規定する設備)に係る設置基準又は技術基準の改正等がなされた場合(法第17条の2の5第1項括弧書き)

- 1 消火器及び簡易消火用具(水バケツ、乾燥砂、膨張ひる石等)
- 2 不活性ガス消火設備(全域放出方式のもので総務省令で定める不活性ガス消火剤を放射するものに限る。)(不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であつて総務省令で定めるものの適用を受ける部分に限る。)
- 3 自動火災報知設備(令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ及び(16の2)項から(17)項に掲げる防火対象物に限る。)
- 4 非常警報器具及び非常警報設備
- 5 漏電火災警報器
- 6 避難器具
- 7 誘導灯及び誘導標識
- 8 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等であつて、前1から7までに掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの

第2 特定防火対象物の場合

既存防火対象物の用途が特定用途(令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物)である場合(法第17条の2の5第2項第4号)

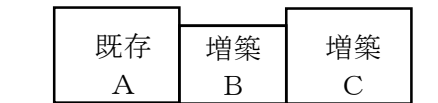
(注:全ての消防用設備等について新基準の適用を受けることとなり、「遡及対象物」と称している。)

第3 増改築、模様替えを行った場合

新基準の施行日以後に、次の1又は2に掲げる規模以上の増改築又は模様替え等が行われた場合

- 1 防火対象物の延べ面積の2分の1以上、又は1,000平方メートル以上の増改築が行われた場合(法第17条の2の5第2項第2号、令第34条の2)
- 2 防火対象物の主要構造部である壁について行う過半の修繕又は模様替えが行われた場合(法第17条の2の5第2項第2号、令第34条の3)

(例図)



床面積の合計が、1,000平方メートル以上となる増築 (B 、 $B + C \geq 1,000\text{m}^2$) を行ったとき、又は増築が $1/2 A$ 以上となったときは、A 部分も含めて改正された現行基準が適用される。

第4 違反状態にある場合

新基準の規定の適用の際、旧基準の規定に適合しておらず、違反となっている場合(法第17条の2の5第2項第1号)

第5 用途変更の場合の特例

防火対象物の用途変更がなされ、当該用途変更後の基準に適合していない場合でも、原則、用途変更後の基準は適用されないが、次に掲げる場合は、用途変更後の基準に従って消防用設備等を設置又は改修しなければならない。

- 1 防火対象物の用途を特定用途に変更した場合(法第17条の3第2項第4号)
- 2 用途変更後に、次の(1)又は(2)に掲げる規模以上の増改築又は模様替え等が行われた場合
 - (1) 防火対象物の延べ面積の2分の1以上、又は1,000平方メートル以上の増改築が行われた場合(法第17条の2の5第2項第2号、令第34条の2)
 - (2) 防火対象物の主要構造部である壁について行う過半の修繕又は模様替えが行われた場合(法第17条の2の5第2項第2号、令第34条の3)
 - (3) 用途変更の際、用途変更前の基準の規定に適合しておらず、違反となっている場合(法第17条の3第2項第1号)

1-13 電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて

第1 令第13条第1項の規定により、電気設備が設置されている部分に関する事項

- 1 令第13条第1項の規定により、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が設置されている部分で、床面積が200平方メートル以上の防火対象物又はその部分には、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下「特殊消火設備」という。）を設置しなければならないこととされているが、この場合の「その他これらに類する電気設備」には、リアクトル、電圧調整器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等が該当するものであること。ただし、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- (1) 配電盤又は分電盤又は制御盤のみのもの
- (2) 電気設備のうち、冷却又は絶縁のための可燃性の油類を使用せず、かつ、水素ガス等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの
- (3) 電気設備のうち容量が、20キロボルトアンペア未満（同一場所に2以上設置されている場合は、それぞれの電気設備の容量の合計をいう。）のもの
- (4) 蓄電池設備で、その蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるもの
- (5) 蓄電池設備で、鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池のうち、制御弁式のもの
- (6) 配線、照明、電動機等
- (7) 急速充電設備で、その全出力が20キロワット以下のもの

- 2 電気設備が設置されている部分の床面積とは、当該電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5メートルの線で、囲まれた部分の面積（同一の室内に電気設備が2か所以上設置されている場合はその合計面積をいう。）をいうものであること。ただし、専用不燃区画（自閉式等）で区画されている部分に設ける場合は、当該区画された部分の床面積とすることができる。（別図参照）

3 電気設備が設置されている部分に対する特例

- (1) 次のいずれかに該当する場合で、電気設備が設置されている部分に大型消火器を設置したときは、令第32条の規定を適用し、特殊消火設備を省略して差し支えないものであること。

ア 密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備で内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で、絶縁劣化、アーク等による発火のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000キロボルトアンペア未満のもの

イ 1,000キロボルトアンペア未満の容量の電気設備

ウ 自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）、蓄電池設備の基準（昭

和48年消防庁告示第2号)又はキュービクル式非常電源専用受電設備の基準(昭和50年消防庁告示第7号)に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備

エ 密封方式のOF (Oil Filled) ケーブル油槽

オ 発電機又は変圧器で、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスが発生するおそれのないもの

- (2) 電気設備が設けられている場所が、次のア及びイに該当し、かつ、電気設備がウに該当する場合には、規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、令第32条の規定を適用し、移動式の特殊消火設備(警備員等が常駐するものに限る。)とすることができるものとする。

ア 主要構造部を耐火構造とした専用の構造物で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料でしたものであり、かつ、延焼のおそれがないものであること。

イ アの建造物の開口部には、防火戸(自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。)を設けたものであること。

ウ 電気設備には、火災が発生した場合、自動的に電流を遮断する装置が設けられていること。

第2 条例第40条の4第1項第2欄の規定により、電気設備が設置されている部分に関する事項

1 条例第40条の4第1項第2欄に規定する無人変電設備

無人とは、原則として同一敷地内に関係者が常時駐在していないものをいう。
なお、次のいずれかに該当する場合は、無人変電設備として扱わない。

- (1) 夜間、休日等で無人状態となるもの。
 - (2) 付近の別の敷地内に関係者が常駐しており、有効な巡視が行われているもの。
 - (3) 当該設備の状況を監視することができる制御所(関係者が常時勤務し、当該設備に火災及び事故等が発生した場合(同時多発時を含む。)、直ちに出勤できる体制にあるものに限る。)において、遮断機の操作及び保護継電器等の操作状況の監視並びに火災発生 of 覚知ができ、かつ、火災発生の場合、当該制御所から速やかに通報ができるもの。
- 2 無人変電設備等に特殊消火設備を設置した場合にあっては、常時人のいる場所に特殊消火設備が作動した旨を把握できるように移報すること。
- 3 全出力の算定について

(1) 変電設備の全出力

変電設備の全出力の算定は、変圧器の定格容量キロボルトアンペア(一の変圧器の容量が5キロボルトアンペア未満のものは除く。)の和に次の表の係数を乗じて算定すること。この場合、主変圧器(連絡変圧器)の二次側に接続さ

れる変圧器の容量は含まないものとする。また、2以上の専用不燃区画に分散して設けた変圧器は、当該専用不燃区画ごとに算定するものとする。

変圧器の定格容量の合計 (KVA)	係数
500未満	0.80
500以上1,000未満	0.75
1,000以上	0.70

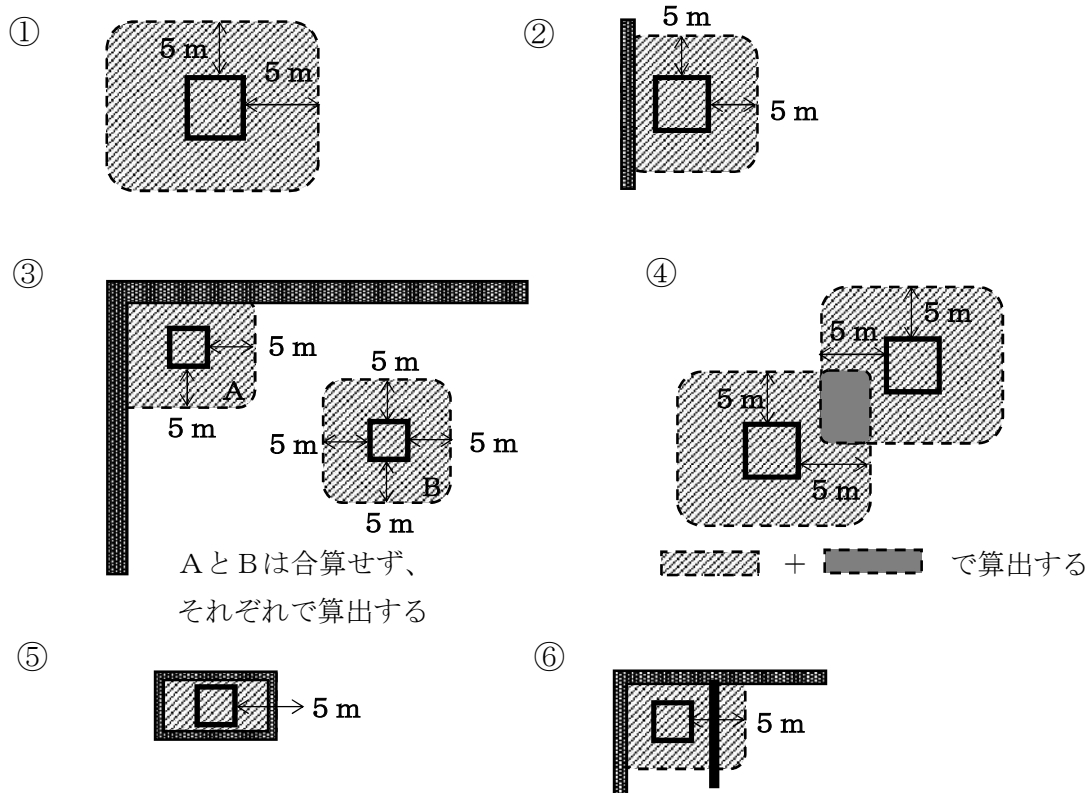
(2) 発電設備の全出力

発電設備の全出力は、当該設備の定格容量キロボルトアンペアに発電機の力率を乗じて得た値の和により算定すること。ただし、2以上の専用不燃区画に分散して設けた場合は、当該専用不燃区画ごとに算定するものとする。

第3 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分に関する事項

- 令第13条第1項の規定により、鍛造場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する部分（以下「鍛造場等」という。）で床面積200平方メートル以上の防火対象物又はその部分に特殊消火設備を設置することとされているが、この場合の「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等のうち、最大消費熱量の合計が350キロワット以上のものが設置されている場所が該当するものであること。
- 鍛造場等の床面積の算定は、第1.2によること。（別図参照）
 なお、同一の室内（専用不燃区画）に設置されている全ての該当設備の面積を合算すべきであるが、鍛造場等の距離が10m以上離れ、可燃物等がなく延焼の危険がないと判断される場合は、令第32条の規定を適用することは差し支えないものとする。
- 火気使用設備のうち燃料にプロパンガス、都市ガス等の可燃性ガス又は灯油、重油等の液体燃料を使用するものにあつては、当該設備の燃料の供給を消火剤放射前に停止できる構造とすること。この場合、消火設備が自動式のものにあつては、停止装置を自動式とすること。
- 鍛造場及び金属溶解設備が設置されている部分に設置する特殊消火設備は、規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、令第32条の規定を適用し、移動式の特殊消火設備とすることができるものとする。

電気設備・鍛造場等が設置されている部分の床面積の算出方法(図解)



【凡例】

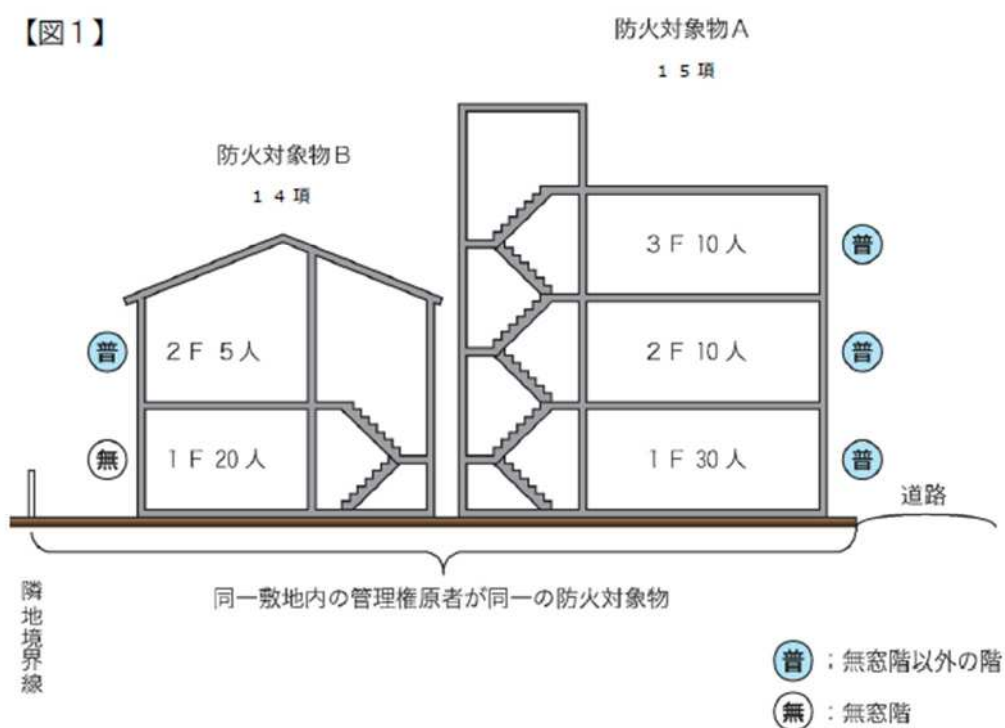
- 電気設備等
- 床面積算定部分
- 専用不燃区画(自閉式等)
- 専用不燃区画(自閉式等)以外の区画

1-14 収容人員の算定に関する基準について

この基準は、防火管理者及び消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の設置及び維持に係る収容人員の算定に関し、規則第1条の3の規定によるほか、必要な事項を定めるものとする。

第1 共通の取扱い

- 1 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）とし、令第24条の適用については棟単位又は階単位とし、令第25条の適用については階単位とすること。【図1】



防火管理者又は消防用設備等		防火対象物	用途	棟収容人員又は階収容人員の算定	
法第8条	防火管理者	A	1 5 項	棟収容人員50人	75人
		B	1 4 項	棟収容人員25人	
令第24条	非常警報設備	A	1 5 項	棟収容人員50人	
		B	1 4 項	階収容人員（1階・無窓階）20人	
令第25条	避難器具	A	1 5 項	階収容人員（3階）10人	

2 従業者の取扱いは次によるものとする。

- (1) 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用されるものにあつては、「従業者」として取り扱わないこと。
- (2) 交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる「従業者」が重複して在所する交替時の数としないこと。ただし、引き継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。
- (3) 外勤者及び外商者等は、「従業者」の数に算入すること。
- (4) 階単位で収容人員を算定する場合で同一人物が防火対象物内の各階を移動する場合はそれぞれの階の人員に算入すること。
- (5) 階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を 3 m^2 で除して得た数の「従業者」として算定すること。ただし、その数が「従業者」の数よりも大きい場合は、この限りでない。

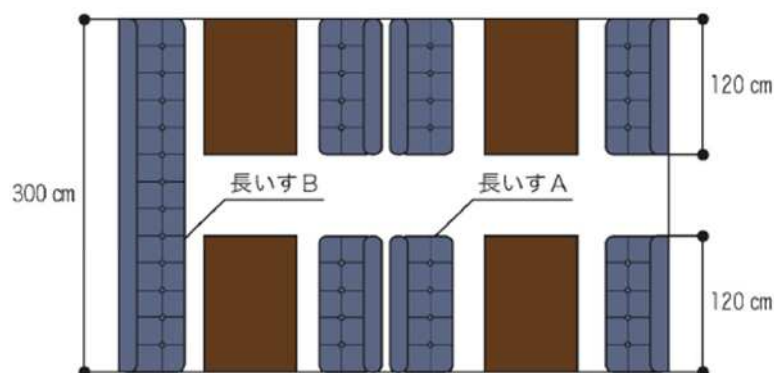
3 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。

- (1) 単位面積当たりで除した際に生じる小数点以下の数は切り捨てること。ただし、切り捨てた値が0となる場合は1とすること。
- (2) 廊下、階段及び便所等は、原則として収容人員算定の床面積に含めないこと。
- (3) 床面積は概念上建築物に限るものとされているが、建築物以外の工作物にあつても通念上必要と認められる場合は準用すること。

4 規則第1条の3第1項の表中の用語等の運用は、次によること。

- (1) 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファー及び掘りこたつ等で常時同一の場所に置かれ、容易に移動することができないものを含むこと。
- (2) 「長いす席」の正面幅を 0.4m 又は 0.5m で除す場合は、1つ1つの長いすについて除算し、そのつど端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではないこと。【図2】

【図2】



飲食店（政令別表第1(3)項口に掲げる防火対象物）の場合

○長いすA： $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2$ 人 2人席 $\times 6 = 12$ 人

○長いすB： $3.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 6.0 \rightarrow 6$ 人

合計：12人 + 6人 = 18人

第2 防火対象物の取扱い

1 令別表第1の各項ごとの取扱いは、次によること。

(1) 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

ア 「客席の部分」とは、観客が観覧の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいうこと。また、当該部分の通路の部分については、収容人員算定の対象からは除かれること。

イ 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいうものとし、いす席の縦（横）通路の延長部分、非常口その他の出入口の扉が回転する部分等は含まれないこと。

ウ 「立見席を設ける部分」の床面積を 0.2 m^2 で除する場合の席の部分ごとについては、立見席を設ける部分が2以上ある場合は、それぞれの部分ごとに除算をし、その商を合算することとし、その合算数値において端数が生じた場合は切り捨てること。

エ ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分は、「その他の部分」として 0.5 m^2 で除して算定すること。

(2) 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

ア 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。

(ア) ボウリング場は、レーンに附属する固定式のいす席の数とすること。

(イ) ビリヤードは、1台につき2人とすること。

(ウ) 麻雀は、1台につき4人とすること。

(エ) ルーレット等のゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分 0.5m につき1人として算定すること。

(オ) (ア)から(エ)により遊技人数を算定できない場合は、当該機械又は施設を使用できる者の数とすること。【図3-1】

イ ボウリング場等にゲームコーナーがある場合は、当該コーナーの機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数を合算して収容人員を算定すること。

ウ キャバレー等のホステスは、「従業者」として取り扱うこと。

エ コンパニオン等、派遣の形態がとられているものについては、従業者として取り扱わないこと。

オ 漫画喫茶等の個室で、いすが設けられているものについては、「固定式のいす」とみなして算定すること。【図3-2】

カ 次に掲げる部分は、「その他の部分」として取り扱うものとする。

【図3-2から図3-5】

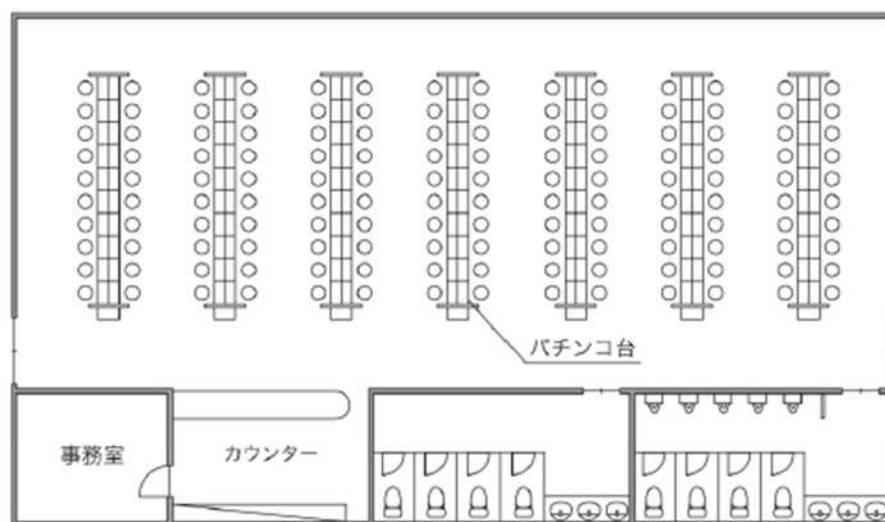
(ア) キャバレー又はライブハウス等のステージ部分

(イ) ディスコ又はダンスホール等の踊りに供する部分

(ウ) 漫画喫茶等で漫画等を陳列する部分

(エ) 飲食店等の和室、待合室又は待合部分

【図3-1】（パチンコの算定方法例）

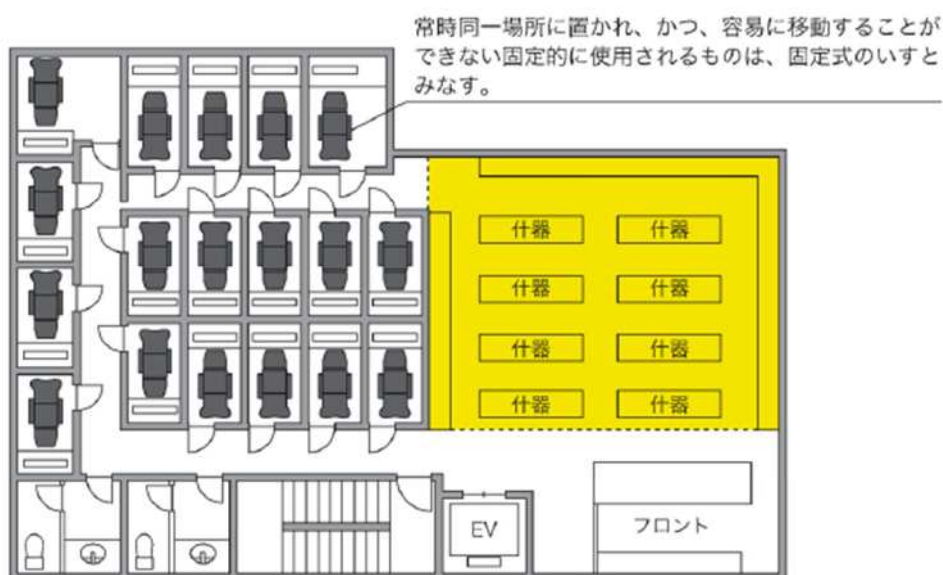


○従業者の数：10人

○遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数
：パチンコ台140台→140人

階収容人員：150人

【図3-2】（漫画喫茶等の算定方法例）



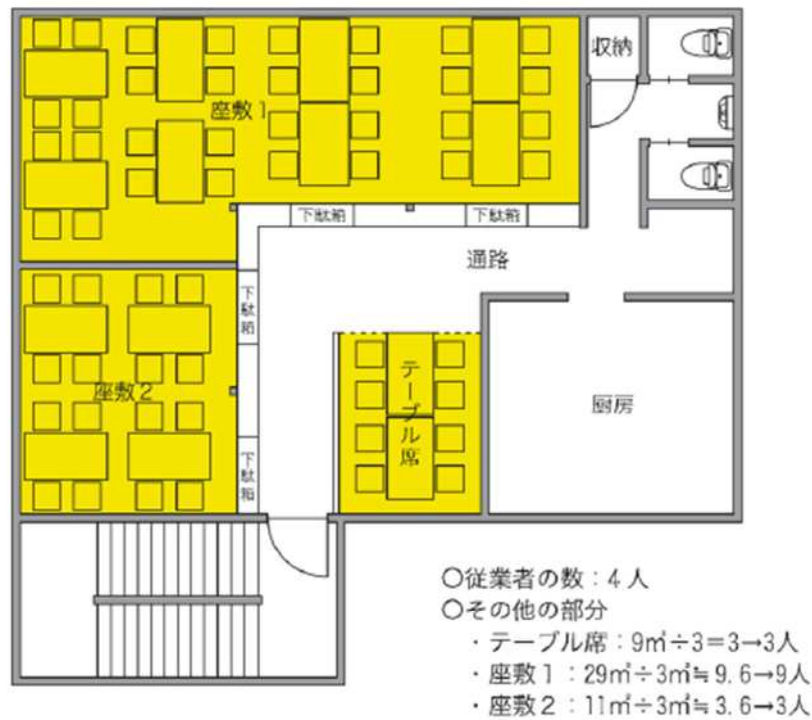
○従業者の数：2人

○固定式のいす席：18→18人

○その他の部分
・ $44\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 14.6 \rightarrow 14$ 人

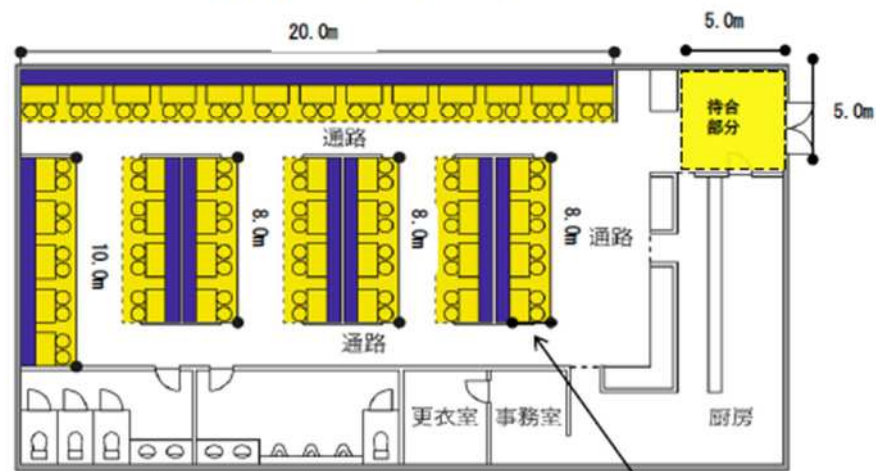
階収容人員：34人

【図3-3】（飲食店の算定方法例 その1）



階収容人員：19人

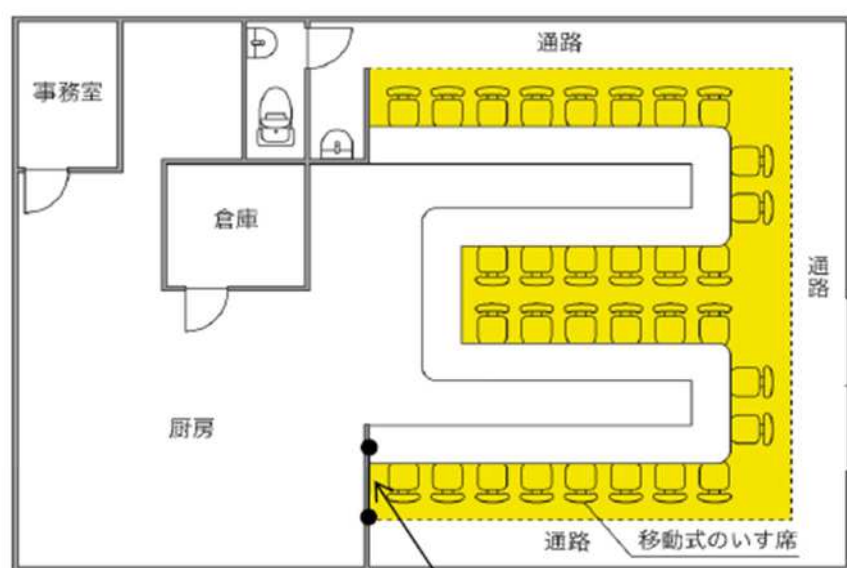
【図3-4（飲食店の算定方法例 その2）】



- 従業者の数：6人
○飲食の用に供する部分
固定式のいす席（長いす）
・20.0÷0.5=40人
・10.0÷0.5=20人
・8.0÷0.5=16→16人×6=96人
その他の部分
・(3.0m²÷3m²) + (1.5m²÷3m²) + (1.2m²÷3m²×6か所) + (2.5m²÷3)
10人+5人+4人×6か所+8人=47人

階収容人員 209人

【図3-5（飲食店の算定方法例 その3）】



○従業者の数：3人

○飲食の用に供する部分（その他の部分）： $32\text{m} \div 3\text{m} \approx 10.6 \rightarrow 10$ 人

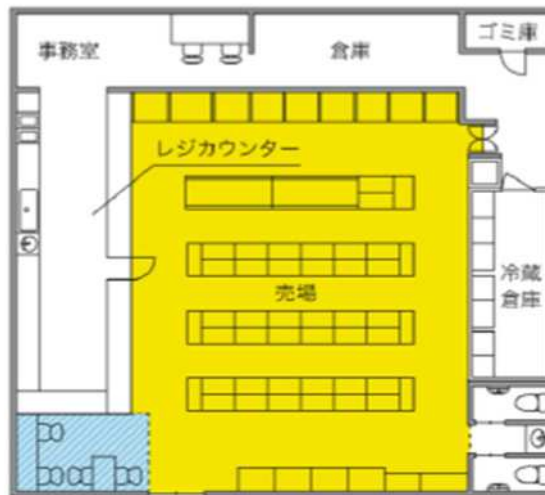
階収容人員：13人

奥行きは実寸による（カウンター下も含む）

(3) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

「主として従業員以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用に供する部分又は客の利便に供する部分（駐車場及び駐輪場等を除く。）をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分を含むものとするが、事務室及び商品置場等は含まれないこと。【図4】

【図4】（物品販売業を営む店舗の算定方法例）



○従業員の数：3人

○主として従業員以外の者の使用に供する部分

・ 飲食又は休憩の用に供する部分（）の床面積を3㎡で除して得た数

飲食コーナー $13\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 4.3 \rightarrow 4$ 人

・ その他の部分（）の床面積を4㎡で除して得た数

売場 $90\text{㎡} \div 4\text{㎡} \approx 22.5 \rightarrow 22$ 人

随収容人員：29人

(4) 令別表第1(5)項に掲げる防火対象物

ア シングルベッド又はセミダブルベッドは1人、ダブルベッド以上又は2段ベッドは2人として算定すること。

イ 「和式の宿泊室」の面積には、前室、押入れ及び床の間等は含まれないものとし、畳の部分に限定されること。

ウ 一の宿泊室に洋式と和式の部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルーム等、同時に宿泊利用されることのないものについては、この限りではない。

エ 「簡易宿所」とは、ユースホステル、カプセルホテル及び山小屋等、簡易宿所の類をいうものであること。

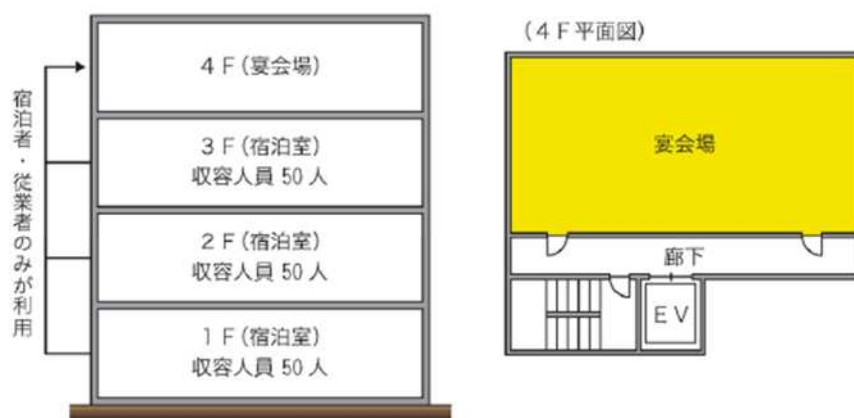
オ 「簡易宿所」の中二階（棚状）式のものは、棚数をベッドの数とみなして算入すること。

カ 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態から見て「団体客を宿泊させるもの」が過半に及ぶもの又は通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態になるものをいうこと。

キ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者のみに限られる場合、法第8条の規定の適用については、当該部分を棟収容人員に算定しないことができること。ただし、令第24条及び令第25条の規定の適用については、当該部分をほかの階のものが利用する場合に限り、階収容人員を算定するものとする。【第5-1】

ク 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者以外の者も利用する実態にある場合には、これらの部分について規則第1条の3の表中令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の区分の下欄の三により算定し、全体の収容人員に合算すること。【第5-2】

【図5-1】（宿泊者・従業員のみが利用）



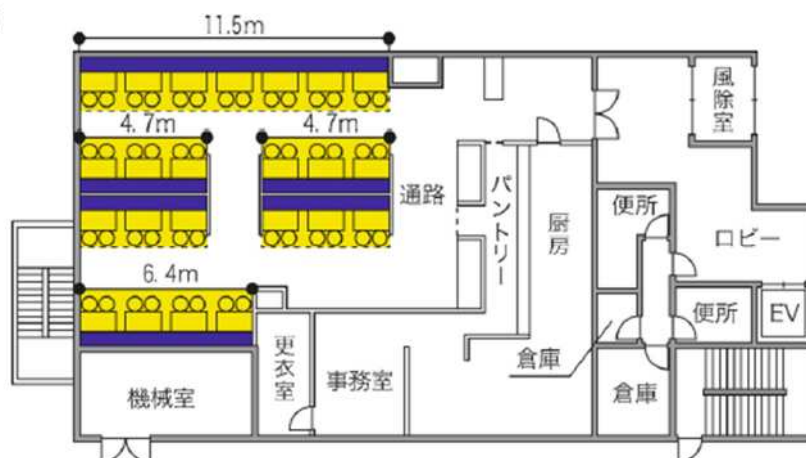
① 棟収容人員 宿泊者150人+従業員の数10人=160人（法第8条）

② 4階の宴会場は、「集会、飲食又は休憩用の部分」として階の収容人員を算定する。

ただし、その数が①の数よりも大きい場合は、①の数とする。（令第24条及び令第25条）

【図5-2】(宿泊者・宿泊者以外(1階)・従業員が利用)

(1階)



○従業員の数：6人

○飲食の用に供する部分

固定式のいす席(長いす) ■■■■

・ $11.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 23 \rightarrow 23\text{人}$

・ $6.4\text{m} \div 0.5\text{m} = 12.8 \rightarrow 12\text{人}$

・ $4.7\text{m} \div 0.5\text{m} = 9.4 \rightarrow 9\text{人} \times 4 = 36\text{人}$

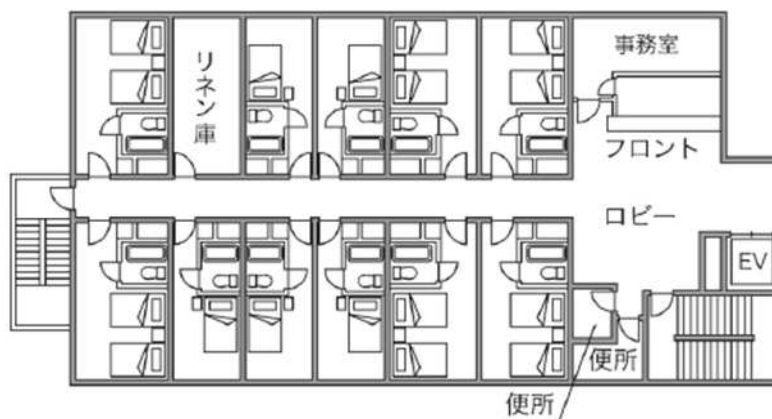
その他の部分 ■■■■

・ $(17\text{m} \div 3\text{m}) + (10\text{m} \div 3\text{m}) + (7\text{m} \div 3\text{m} \times 4\text{カ所})$

$\approx 5\text{人} + 3\text{人} + 2\text{人} \times 4\text{カ所} = 16\text{人}$

1階 階収容人員：93人

(2階)



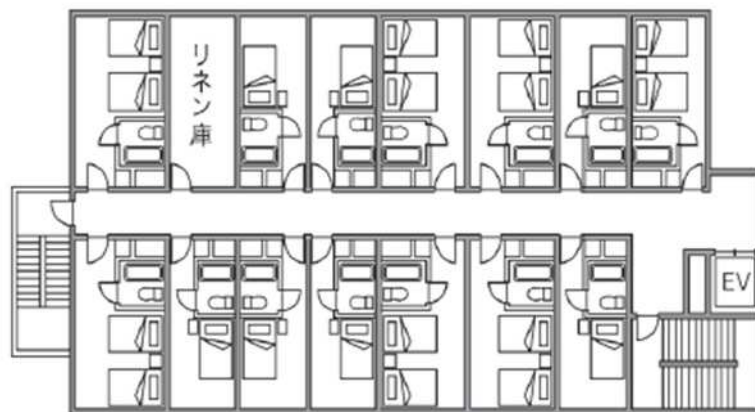
○従業員の数：3人

○洋式の宿泊室

ベッドの数：17→17人

2階 階収容人員：20人

(3階～7階)



○従業者の数：0人

○洋式の宿泊室
ベッドの数：21→21人

階収容人員：21人×5＝105人

棟収容人員：218人

ケ 共同住宅の収容人員の算定は、建築確認時には「居住者」の数は不明であるため当該収容人員については、次の表により算定し、必要な消防用設備等を設置すること。

この場合において、単身者専用のものは1人又は貸契約等により一の住居における居住者の数があらかじめ定められている場合は、当該「居住者数」とすることができる。

住戸の型	算定居住者数（人）
1 K、1 DK、1 LDK、2 DK	2
2 LDK、3 DK	3
3 LDK、4 DK	4
4 LDK、5 DK	5

※ 以降1室増すごとに1人増加する。

(5) 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物【図6-1及び図6-2】

- (ア) 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室及び手術室は含まれないものであること。
- (イ) 「病床」とは、収容患者の寝床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数とし、和式の場合は、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の「和式の宿泊室」の例により算定すること。
- (ウ) 患者及び見舞い客等が利用する食堂がある場合は、「待合室」の例により算定すること。
- (エ) 未熟児を収容する保育箱及び乳幼児のベッドも「病床」の数に含まれること。
- (オ) 廊下が待合となっている場合は、建基法第119条に規定する廊下の最小幅以外の部分を「待合室」の例により算定すること。
- (カ) 予約診療制度を実施している診療所等についても本項の防火対象物として同様に算定すること。

【図6-1】（患者を入院させるための施設を有する診療所の算定方法例）

(1階)

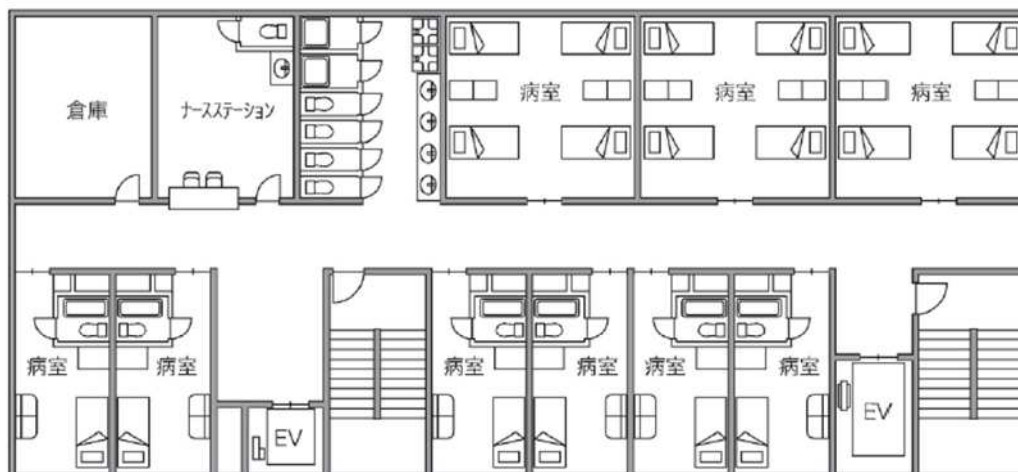


○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：10人

○待合室： $55 \div 3 \text{m} \approx 18.3 \rightarrow 18$ 人

1階 階収容人員：28人

(2階)

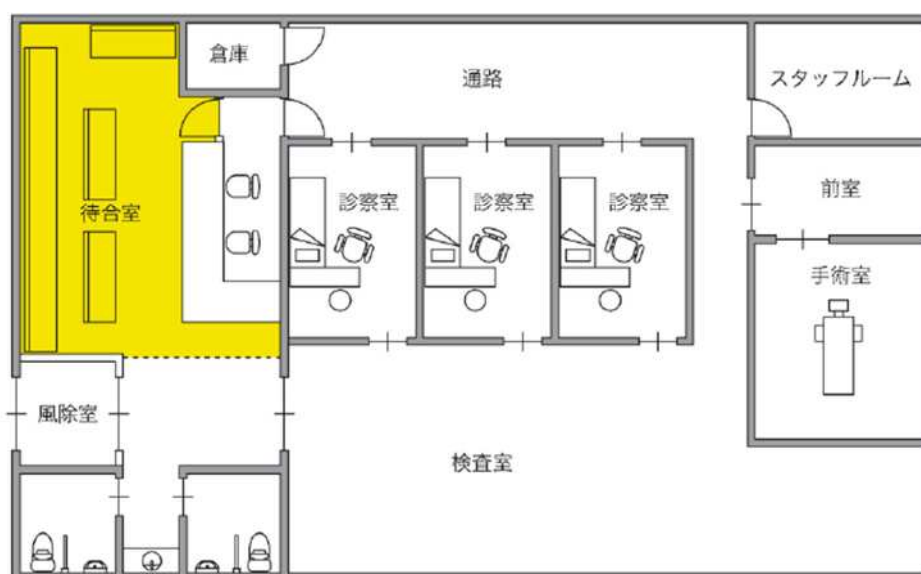


○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：2人

○病室内にある病床の数：18人

2階 階収容人員：20人
棟収容人員：48人

【図6-2】（患者を入院させるための施設を有しない診療所の算定方法例）



○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：5人

○待合室： $40\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 13.3 \rightarrow 13$ 人

階収容人員：18人

イ 令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物

(ア) 「老人、乳児、幼児、身体障がい者、知的障がい者その他の要保護者」(以下「要保護者等」という。)の数の取扱いは、次によること。

a 入居施設は、要保護者等を入居させ、又は宿泊させることができる最大の数とすること。【図7-1】

b 通所施設は、要保護者等を通所させることができる事業者側の想定する最大の数とすること。【図7-2】

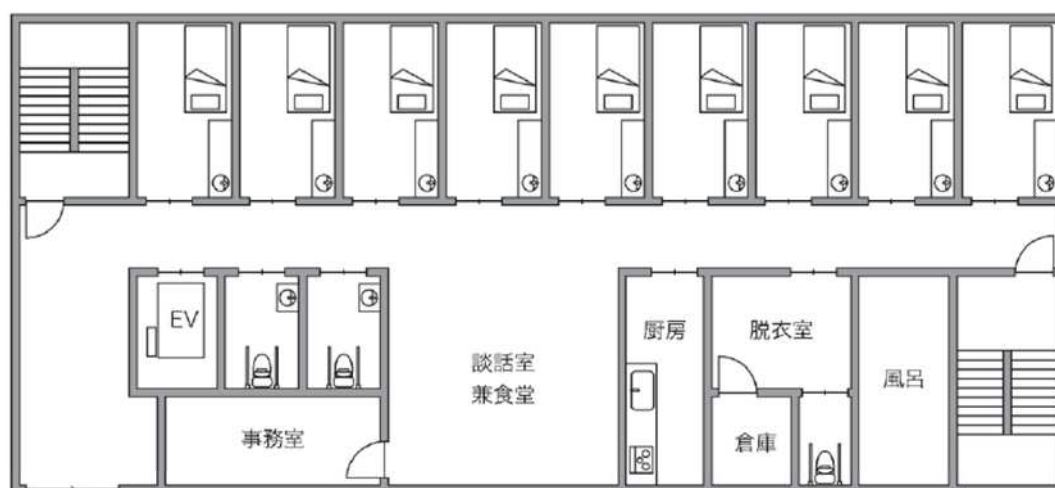
(イ) 要保護者等が移動して使用するリハビリ室又は遊戯室等の部分(以下「リハビリ室等」という。)については、使用上想定する最大の数とすること。この場合の階収容人員の取扱いは、次によること。【図7-3】

a 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

b 令第24条及び令第25条の規定の適用については、当該部分を算定すること。

(ウ) 要保護者等が常時使用する室とリハビリ室等が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること。ただし、同一階の同一人が使用する場合はこの限りではない。

【図7-1】(認知症高齢者グループホームの算定方法例)

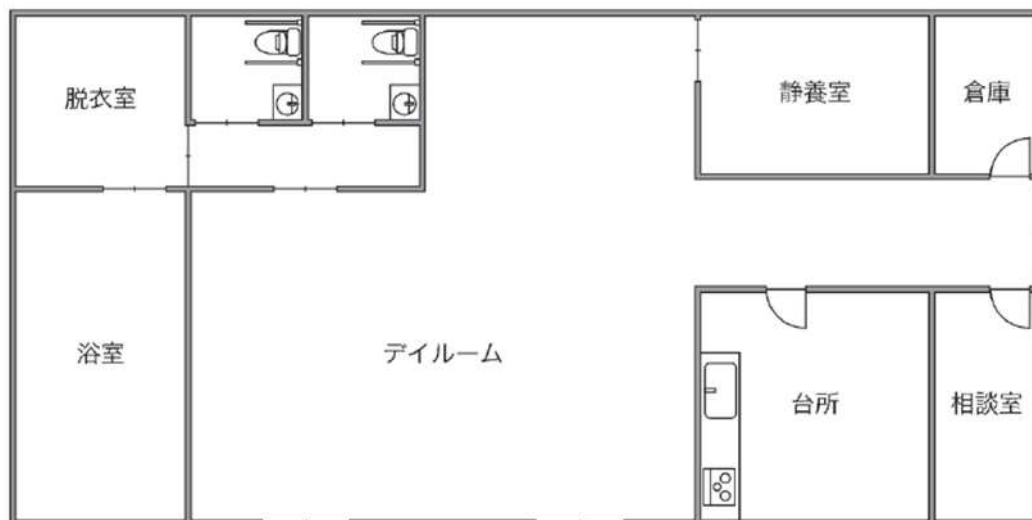


○従業者の数：3人

○要保護者の数：9人

階収容人員：12人

【図7-2】（老人デイサービスの算定方法例）

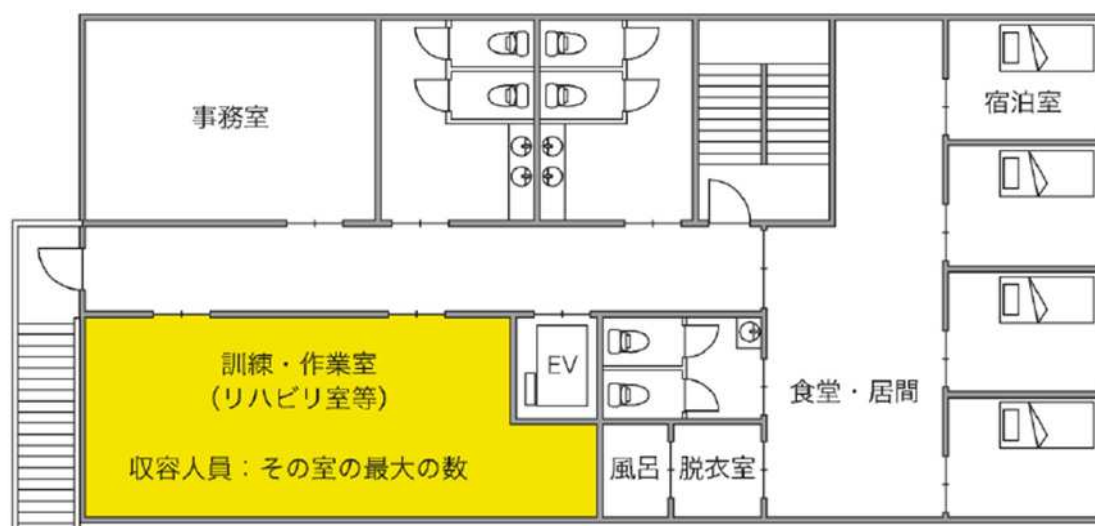


○従業者の数：3人

○要保護者の数：15人

階収容人員：18人

【図7-3】（リハビリ室等の算定方法例）

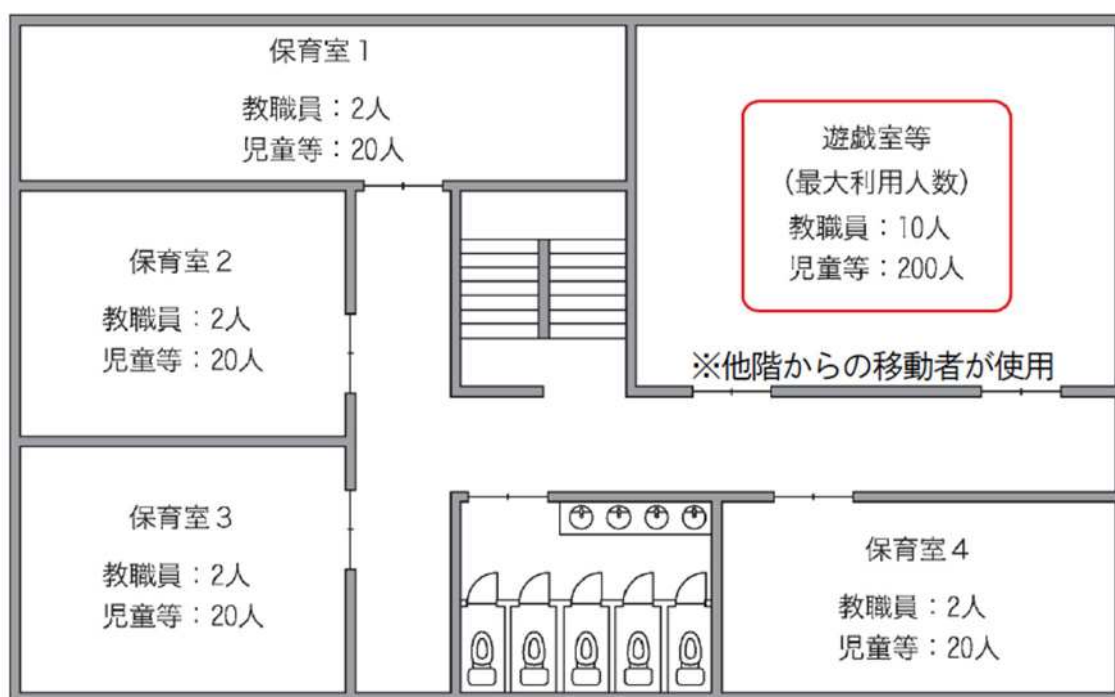


要保護者の数：リハビリ室等を利用する最大の数＋宿泊室に宿泊する要保護者の数

ウ 令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物

- (ア) 「幼児、児童又は生徒」(以下「児童等」という。)の数は、現に在籍する児童等の数又は事業者側が想定している児童等の最大の数とすること。
- (イ) 児童等が移動して使用する遊戯室、体育教室又は多目的室等の部分(以下「遊戯室等」という。)については、使用上想定する最大の数とすること。この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。【図8】
- a 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。
- b 令第24条及び令第25条の規定の適用については、当該部分を算定すること。
- (ウ) 児童等が常時使用する室と遊戯室等が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること。ただし、同一階の同一人が使用する場合はこの限りではない。

【図8】(遊戯室等の算定方法例)



○教職員の数：18人

○幼児の数：280人

階収容人員：298人

(6) 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

ア 「児童、生徒又は学生の数」(以下「生徒等」という。)は、現に在籍する生徒等又は事業者側が想定している生徒等の最大の数とすること。

イ 生徒等が移動して使用する講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室又は体育教室等の部分(以下「特別教室等」という。)については、使用上想定する最大の数とすること。この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。

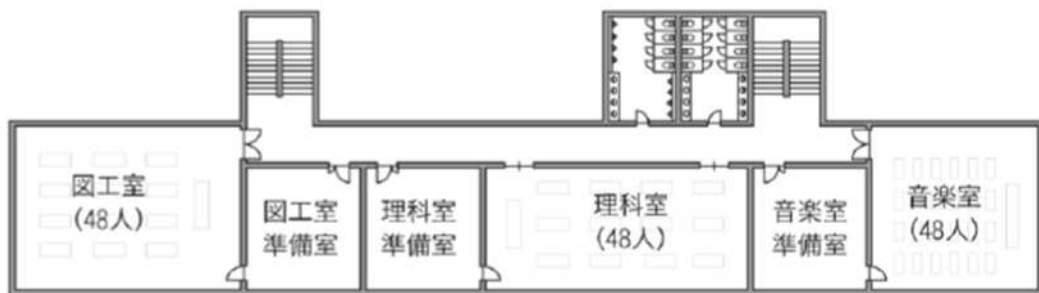
【図9】

(ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

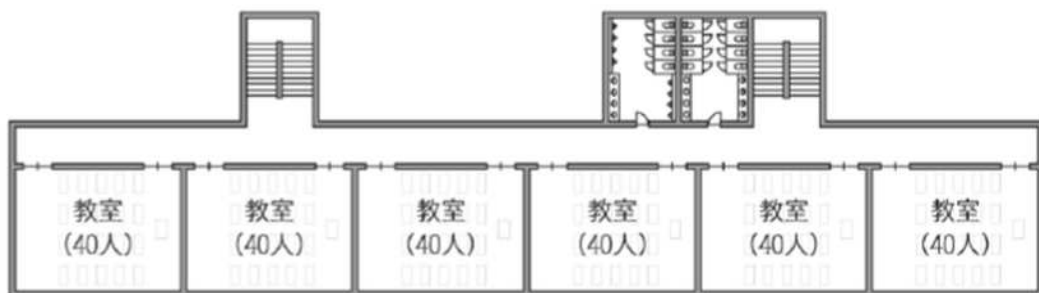
(イ) 令第24条及び令第25条の規定の適用については、当該部分を算定すること。

ウ 生徒等が常時使用する室と特別教室等が同一階に存する場合の階収容人員の取り扱いは、それぞれの数を合算すること。ただし、同一階の同一人が使用する場合はこの限りではない。

【図9】(特別教室等の算定方法例)



○教職員の数：3人
○生徒等の数：48人×3特別教室＝144人
階収容人員：147人

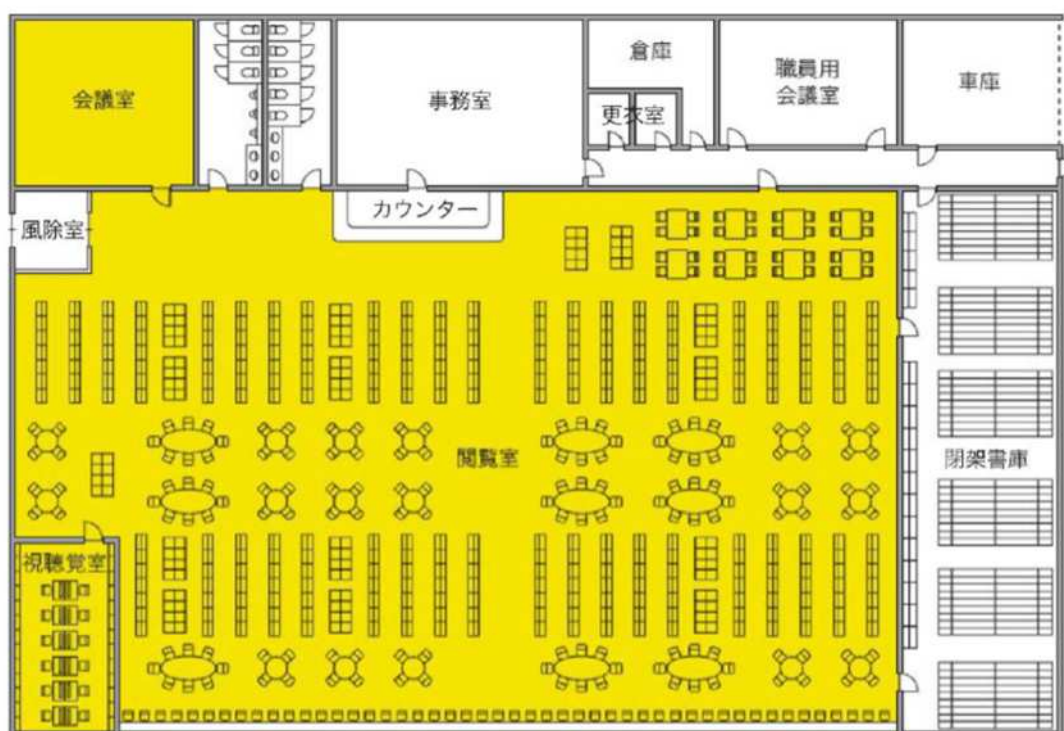


○教職員の数：6人
○生徒等の数：40人×6教室＝240人
階収容人員：246人

(7) 令別表第1(8)項に掲げる防火対象物【図10】

- ア DVD等の視聴覚部分及び複写室についても「閲覧室」として取り扱うこと。
- イ 閲覧室の開架（利用者が直接に書架から資料を取り出すことができるものをいう。）部分、展示室及び展覧室内の展示物が置かれている部分についても「閲覧室、展示室及び展覧室」として、床面積に算入すること。
- ウ 「従業者」のみが使用する会議室は、「会議室」として取り扱わないこと。
- エ 利用者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、「休憩室」として取り扱うこと。

【図10】（図書館の算定方法例）



○従業員の数：30人

○閲覧室： $1,200 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 400 \rightarrow 400$ 人

○視聴覚室： $100 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 33.3 \rightarrow 33$ 人

○会議室： $150 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 50 \rightarrow 50$ 人

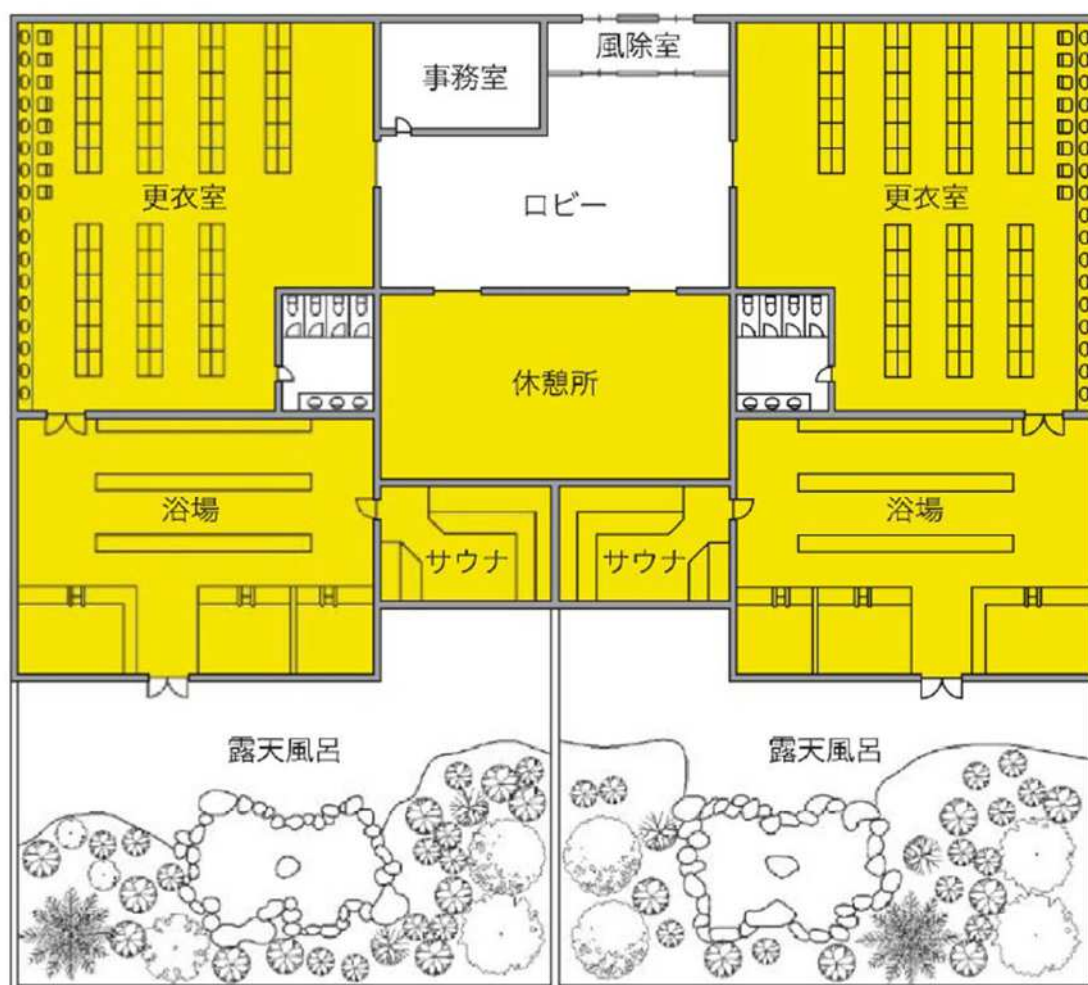
階収容人員：513人

(8) 令別表第1(9)項に掲げる防火対象物【図11】

ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、火焚場及びボイラーマンの居室は含まないものとし、蒸気浴場及び熱気浴場等に類するものについては、その浴場をいうこと。

イ 蒸気浴場、熱気浴場等の特殊浴場に従属するトレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として算定すること。

【図11】（スーパー銭湯の算定方法例）



○従業者の数：10人

○浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数

- ・浴場 $150\text{㎡} \div 3\text{㎡} = 50 \rightarrow 50\text{人} \times 2\text{カ所} = 100\text{人}$
- ・サウナ $50\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 16.7 \rightarrow 16\text{人} \times 2\text{カ所} = 32\text{人}$
- ・脱衣場 $200 \div 3\text{㎡} \approx 66.7 \rightarrow 66\text{人} \times 2\text{カ所} = 132\text{人}$
- ・休憩所 $200 \div 3\text{㎡} \approx 66.7 \rightarrow 66\text{人}$

階収容人員：340人

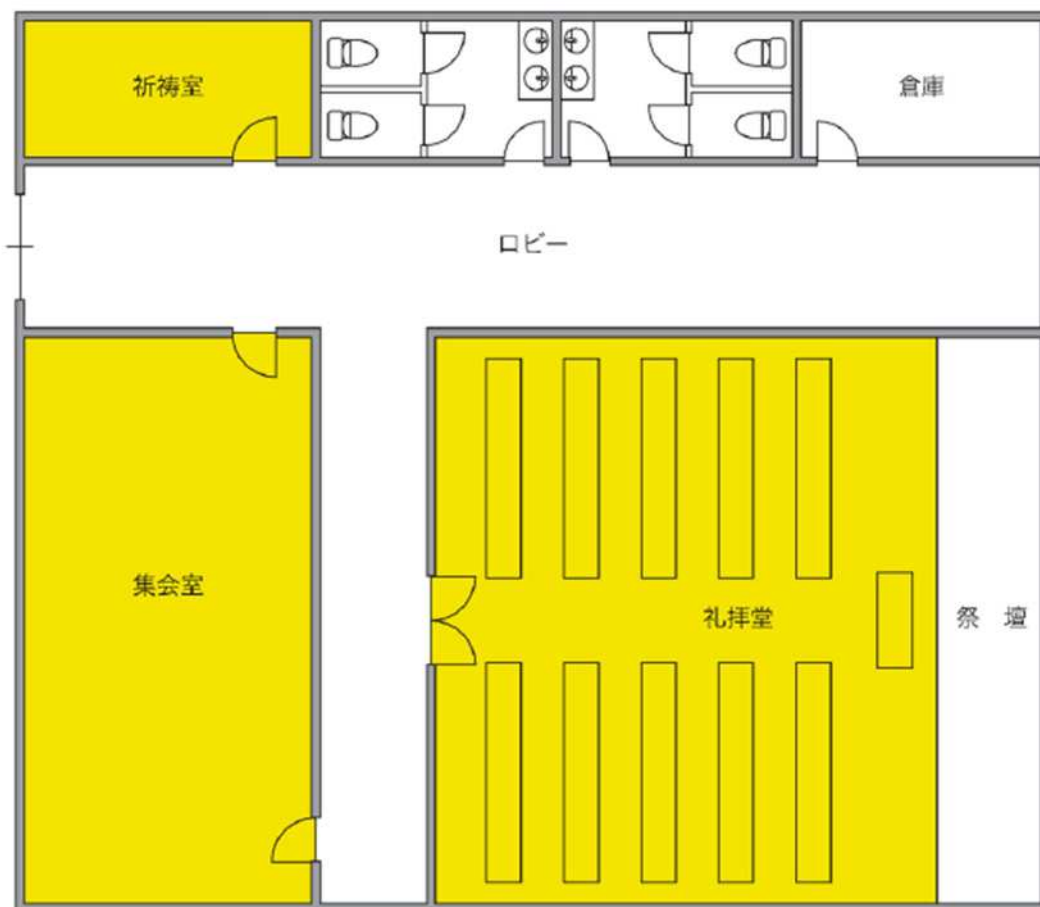
(9) 令別表第1(10)項に掲げる防火対象物

車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者として食堂、売店等の「従業者」を含めること。

(10) 令別表第1(11)項に掲げる防火対象物【図12】

祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

【図12】(教会の算定方法例)



○神職、僧侶、牧師その他従業者の数：3人

○礼拝、集会又は休憩の用に供する部分（黄色）床面積の合計を3㎡で除して得た数

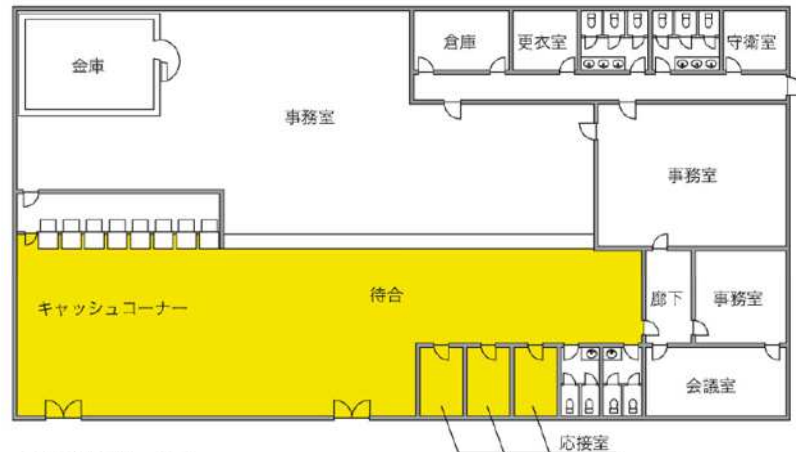
- ・礼拝堂 $150\text{㎡} \div 3\text{㎡} = 50 \rightarrow 50\text{人}$
- ・集会室 $100\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 33.3 \rightarrow 33\text{人}$
- ・祈祷室 $25\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 8.3 \rightarrow 8\text{人}$

階収容人員：94人

(11) 令別表第1(15)項に掲げる防火対象物

ア 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、壁又は床に固定されたパーテーション及びカウンター等によって仕切られている従業者の使用に供する部分以外の部分をいうこと。【図13-1】

【図13-1】（銀行の算定方法例）



○従業者の数：20人

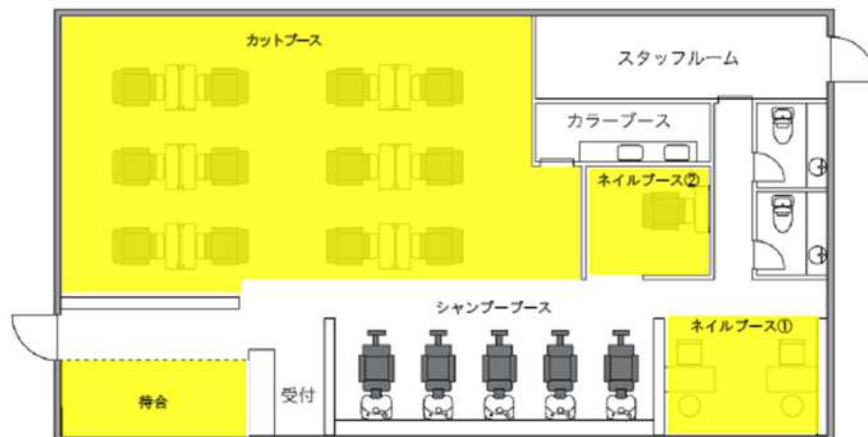
○主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数

- ・ロビー及びキャッシュコーナー $145\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 48.3 \rightarrow 48\text{人}$
- ・応接室 $14\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 4.7 \rightarrow 4\text{人} \times 3\text{カ所} = 12\text{人}$

階収容人員：80人

イ 理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、接骨院又は整体院等に待合室が存し、従業者が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のものの算定については、実態に応じて、「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱う部分を判断すること。ただし、同一階の同一人物が使用する場合は、重複計上しないものとする。【図13-2】

【図13-2】（美容院の算定方法例）



○従業者の数：6人

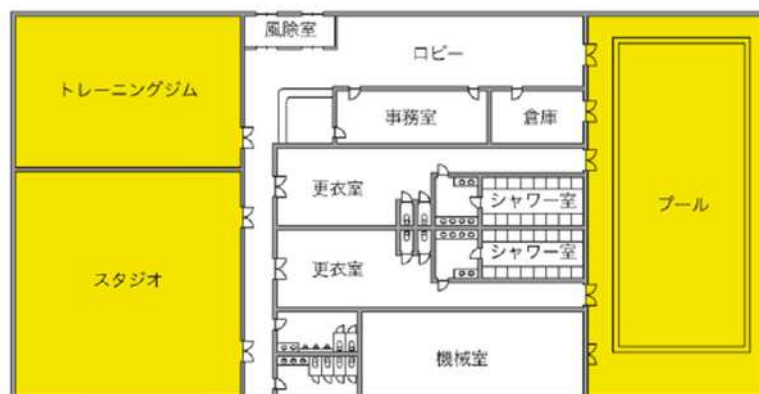
○主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数

○待合 $6\text{㎡} \div 3 = 2\text{人}$ ○カットブース $54\text{㎡} \div 3 = 18\text{人}$

○ネイルブース① $6\text{㎡} \div 3 = 2\text{人}$ ○ネイルブース② $5\text{㎡} \div 3 \approx 1\text{人}$ 合計 23人

ウ スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等についてはプール、プールサイド、コート、打席部分及びミーティングルーム等を人員算定のための床面積に算入すること。【図 13－3】

【図 1 3－3】（スポーツクラブの算定方法例）



○従業者の数：20人

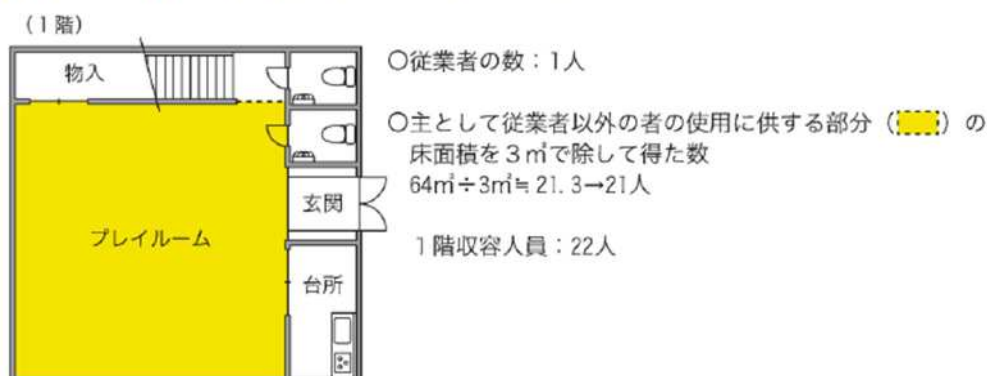
○主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数

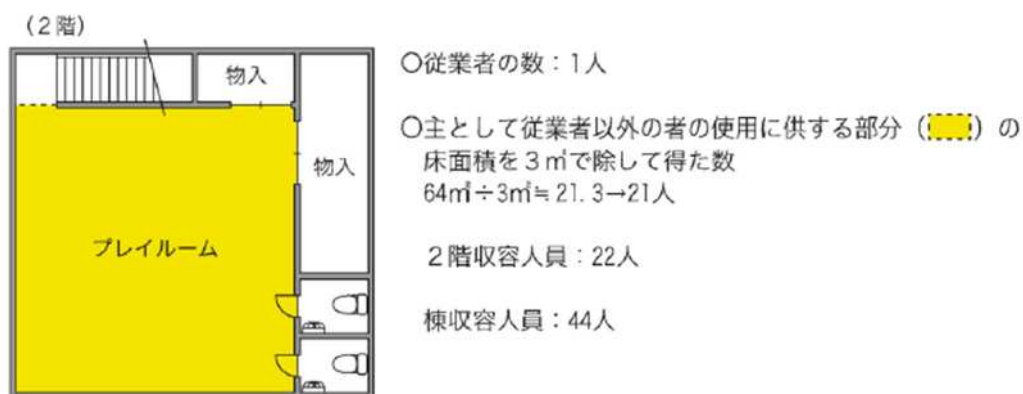
- ・スタジオ $250\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 83.3 \rightarrow 83$ 人
- ・トレーニングジム $200\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 66.7 \rightarrow 66$ 人
- ・プール $500\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 166.7 \rightarrow 166$ 人

階収容人員：335人

エ 放課後保育クラブについては、従業者の数と、児童の数とを合算して得た数ではなく、プレイルーム等の児童が使用する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。【図 13－4】

【図 1 3－4】（放課後保育クラブの算定方法例）



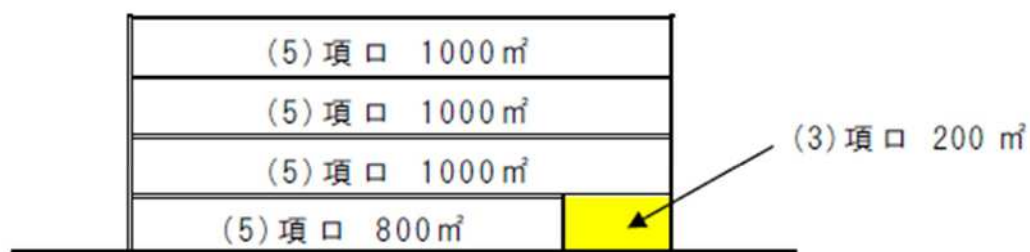


- (12) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物
 各用途の部分ごとに算定した数を合算して算定すること。

2 その他

- (1) 防火対象物の機能従属部分又はみなし従属部分は、主たる用途の用途判定に従い収容人員を算定すること。【図14】
- (2) 一般住宅は、収容人員の算定の対象とはならないこと。
- (3) いずれの場合においても竣工後は実態に即して見直しを行うこと。

【図14】



○棟用途（5）項口（みなし従属部分有り）
 →（3）項口の部分は（5）項口として収容人員を算定する。

1-15 床面積及び階の取扱いに関する基準

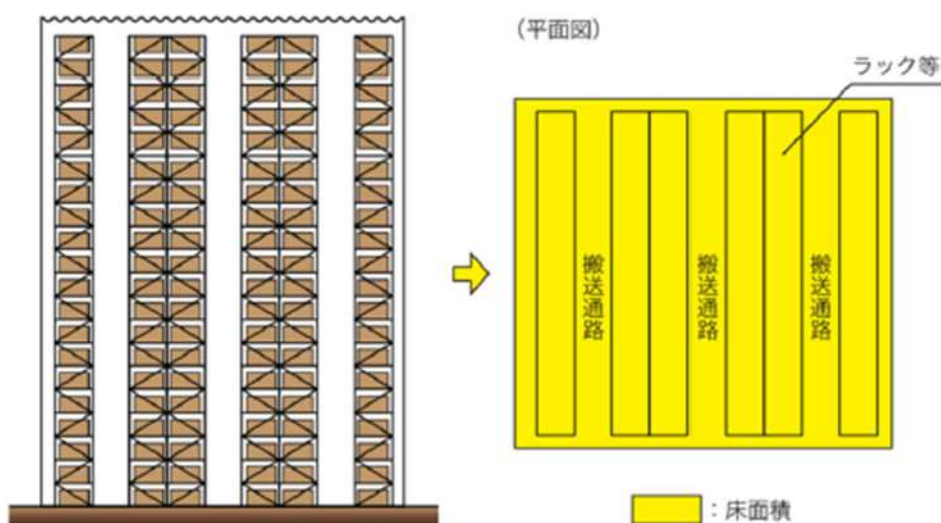
第1 趣旨

この基準は、法第17条の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の設置に係る面積及び階の算定に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 床面積の算定

消防用設備等の設置に係る床面積の算定は、建基令第2条第1項第3号に規定する床面積及び別記「床面積の算定方法について」（昭和61年4月30日建設省住指発第115号）によるほか、次によるものとする。

- 1 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するが、具体的には、その形状機能等から社会通念に従って判断すること。
- 2 建物内に設けられた架台は、当該部分で作業、通行、運搬の用に供される場合は床として扱うが、物品をのせるだけで人がほとんど乗ることがなければ床として扱わないこと。
- 3 ラック式倉庫の延べ面積等の算定は、次によること。
 - (1) ラック式倉庫（棚又はこれらに類するものを設け、搬送装置（昇降機により収納物の搬送を行う装置をいう。）を備えた倉庫をいう。）の延べ面積は、各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等（棚又はこれに類するものをいう。以下この項において同じ。）及び搬送通路を設けた部分については、当該部分の水平投影面積により算定すること。【図1】



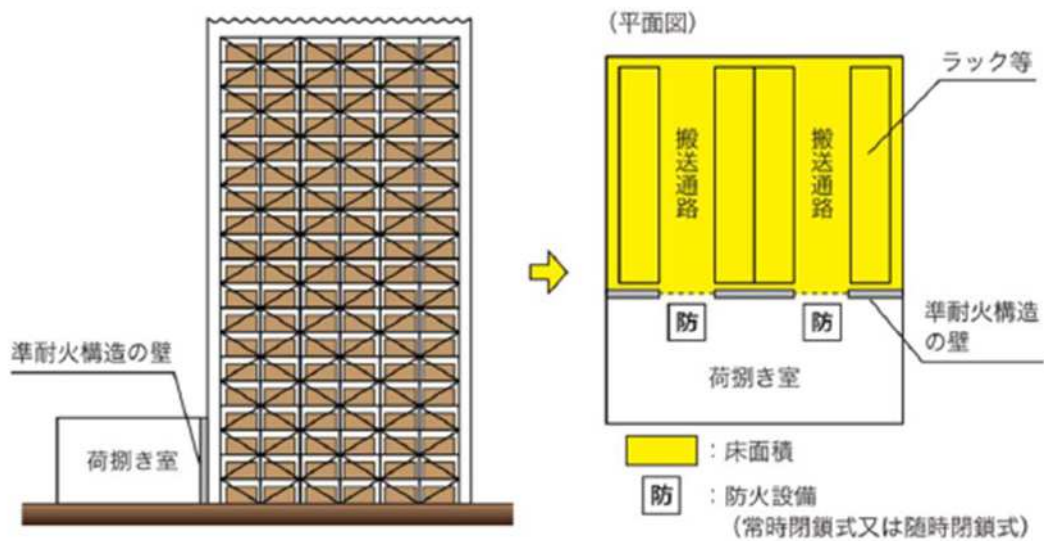
【図1】

(2) ラック式倉庫のうち令第12条第1項第5号の適用において次のいずれかに該当する場合は、ラック等を設けた部分の面積により算定すること。

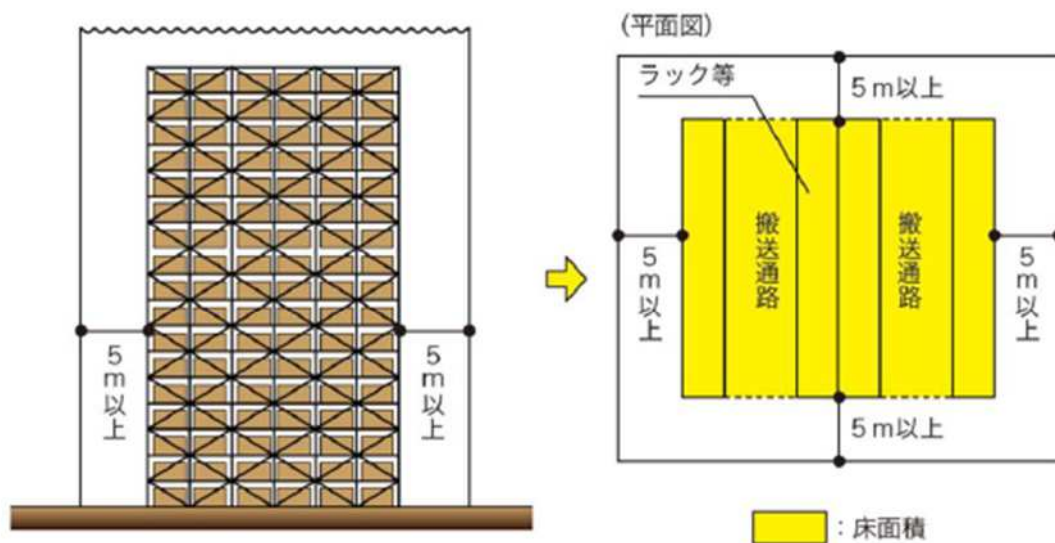
この場合、当該部分に対してのみスプリンクラー設備を設置すればよいこと。

ア ラック等を設けた部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備（区画に用いる防火戸は、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。）で区画されているもの【図2】

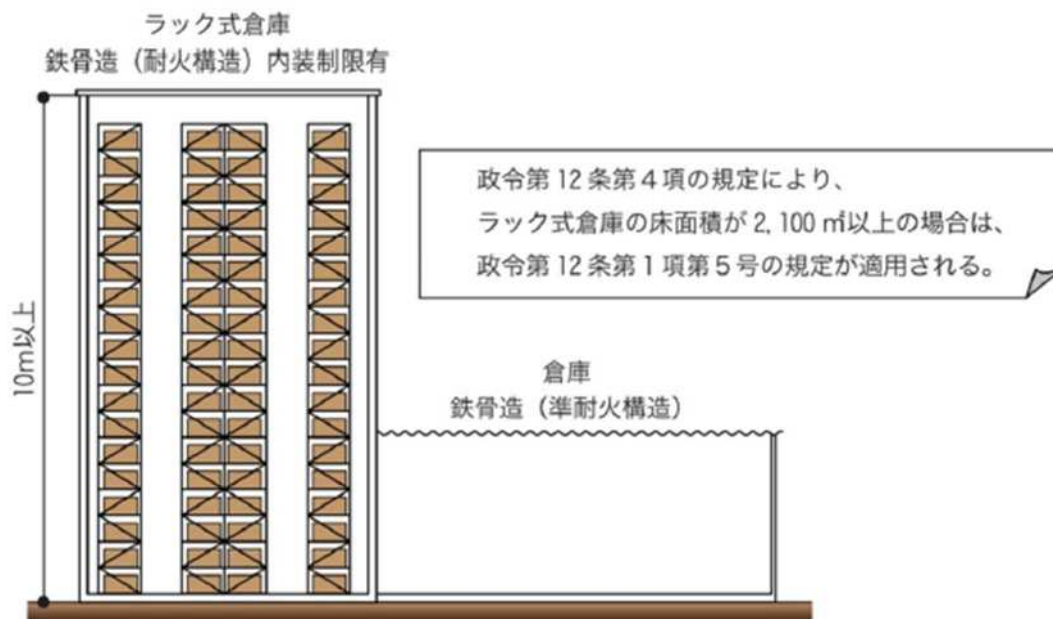
イ ラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているもの【図3】



【図2】

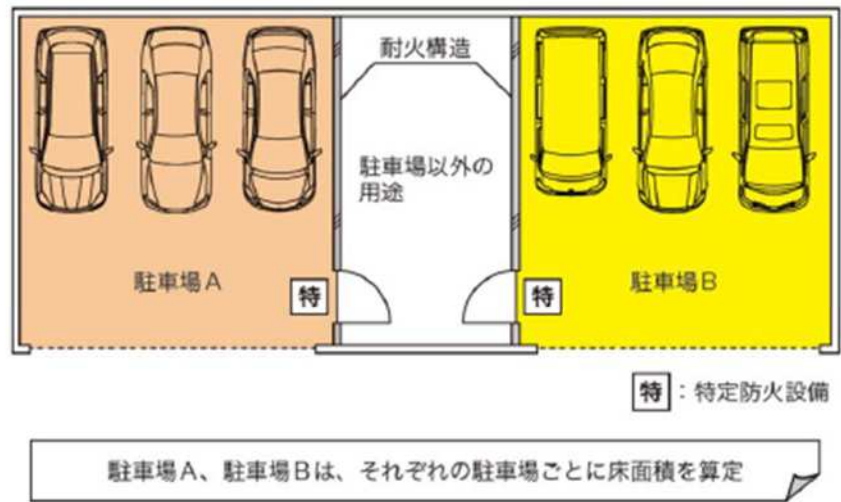


【図3】



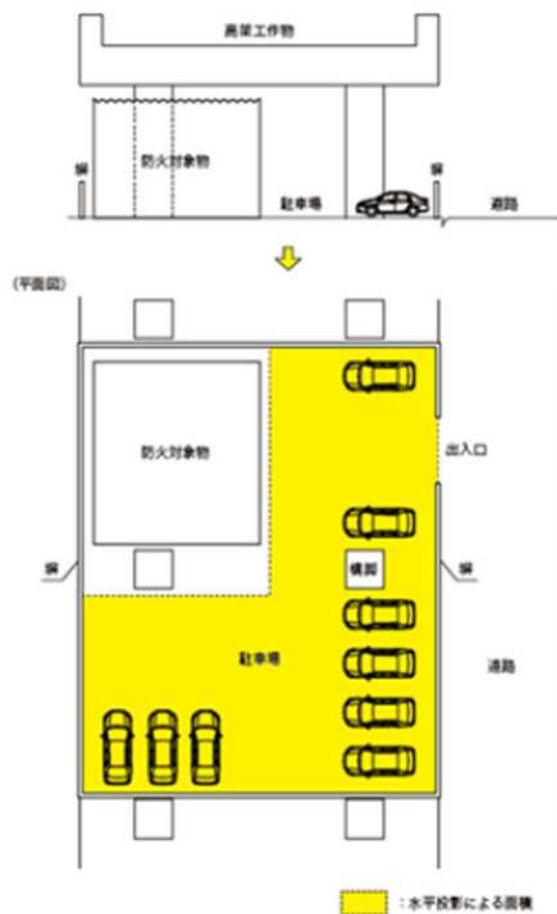
【図 4】

- (3) 前アに該当する場合、令第12条第4項の適用については、ラック等を設けた部分における倉庫の構造によることとしてよいこと。【図 4】
- (4) ラック等を設けた部分の床面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあっては、当該倉庫全体の規模にかかわらず、令第12条第1項第5号に規定するラック式倉庫として取り扱わないことができること。
- (5) 自動式ラックのものは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック（広がりをもった床板（グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。）を有し、階層が明確なものをいう。）については、階層ごとに床があるものとして算定すること。
- 4 駐車の用に供する部分の床面積等は、次により算定すること。
- (1) 車路は、床面積に算入すること。ただし、上部が開放された部分は、算入しないものとする。
- (2) 耐火構造により有効に防火区画された駐車の用に供しない部分を介して、2個所以上の駐車の用に供する部分が存する場合は、それぞれの駐車の用に供する部分ごとに床面積を算定すること。【図 5】



【図 5】

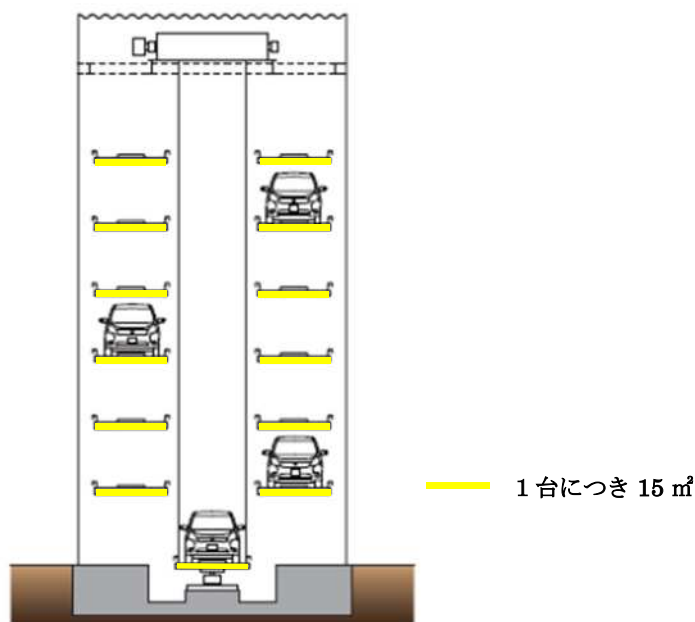
- (3) 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設ける令別表第一に掲げる防火対象物に付随する駐車のために供する部分は、さく、へい等で囲まれた部分又は当該工作物の水平投影面積を床面積に算入すること。【図 6】



【図 6】

- (4) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造（立体駐車場）及び同方法で自転車を駐輪させる構造（立体駐輪場）の床面積については、立体駐車場については駐車台数 1 台につき 15m^2 、立体駐輪場については駐輪台数 1 台につき 1.2m^2 で算定すること。

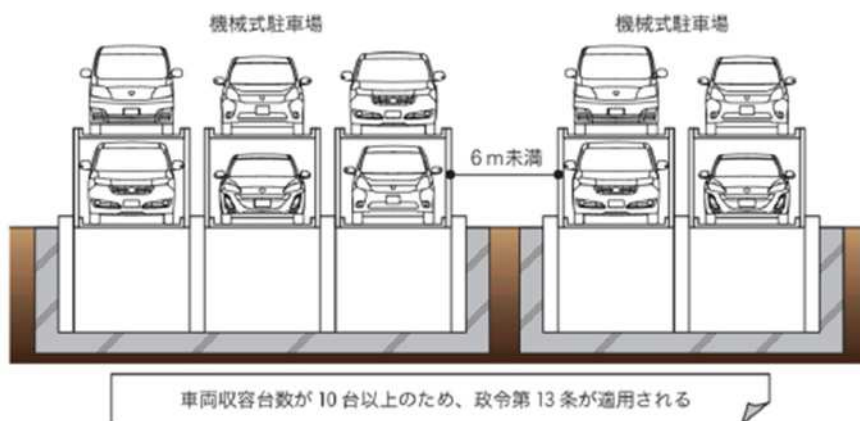
【図 7】



【図 7】

- (5) 多段方式の機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、工作物に限る。以下同じ。）の収容台数の算定方法について、機械式駐車場を複数近接して設置した場合、設置される機械式駐車場相互の間隔が 6 m 以下となるものにあつては、防火壁その他防火上有効な構造のもの（以下この項において「防火壁等」という。）により延焼防止措置がなされている場合を除き、それぞれの機械式駐車場の収容台数を合計し、令第 13 条を適用する。

【図 8】



【図 8】

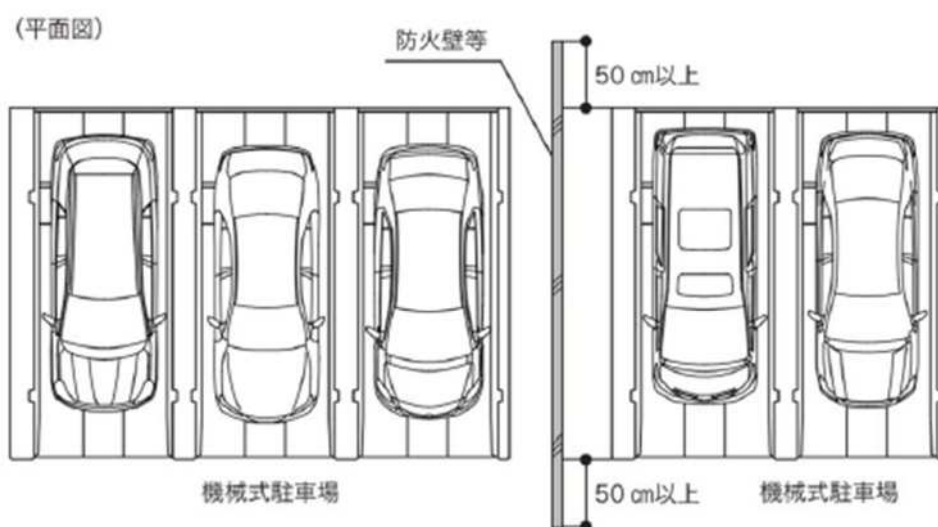
なお、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合の取り扱いは、次のとおりとすること。【図9から図12】

ア 耐火構造とし、かつ、自立する構造とすること。

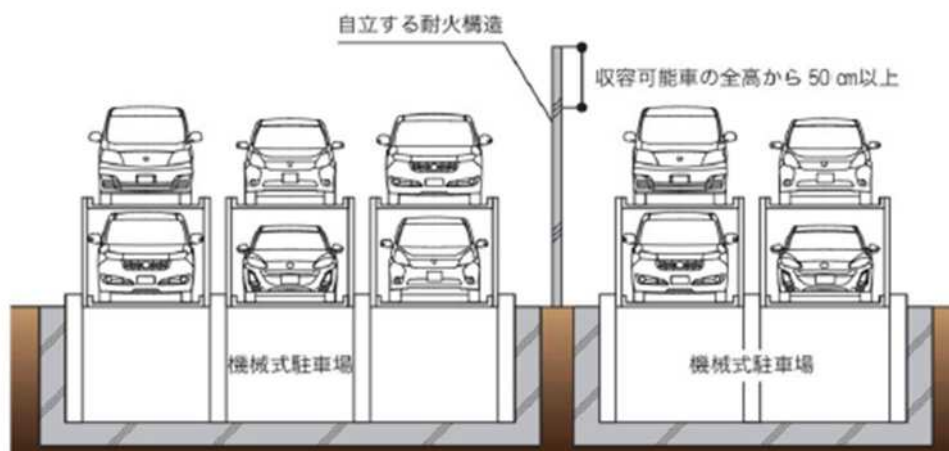
イ 機械式駐車場の両端から50 c m以上、最上段の車両の頂部より50 c m以上突出させること。

ウ 防火壁等には、配線、配電管が貫通する場合を除き、その他の開口部を設けないこと。

エ 配線、配電管が、防火壁等を貫通する場合においては、当該管と防火壁等とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること（雨水処理のための排水管を除く。）。

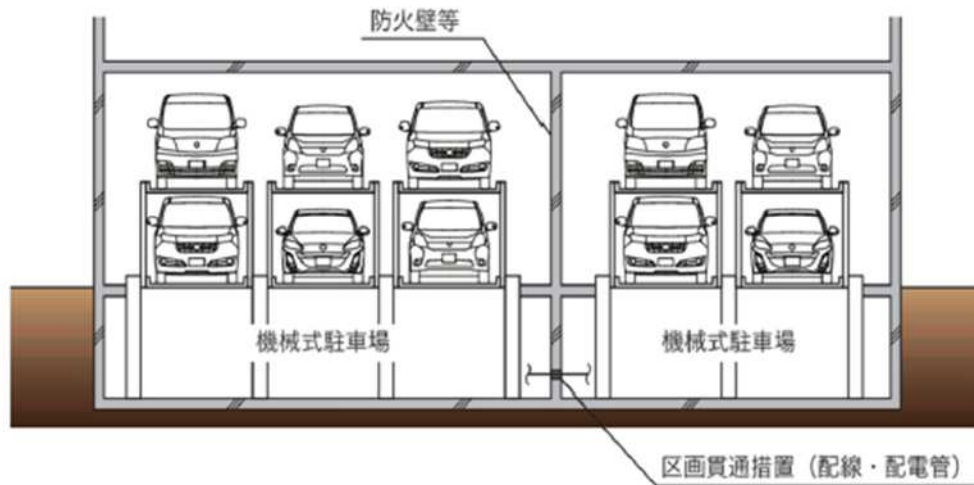


【図 9】



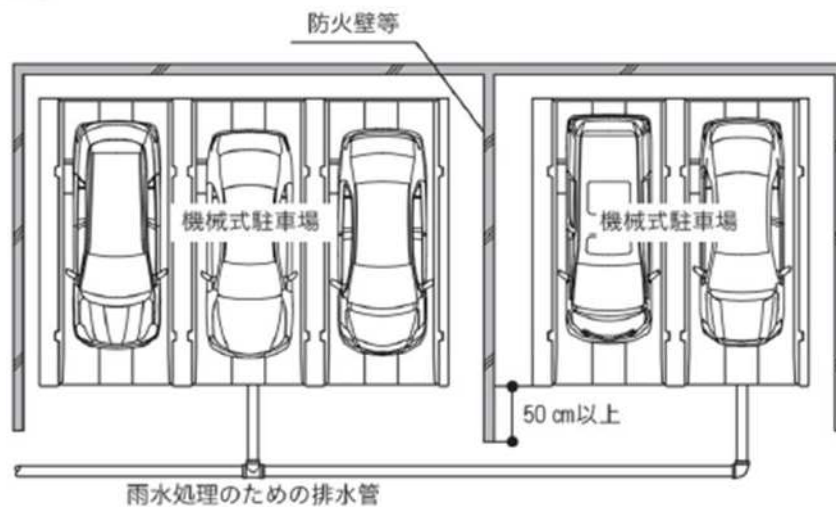
【図 10】

(防火対象物内に収納される場合)



【図 11】

(平面図)



【図 12】

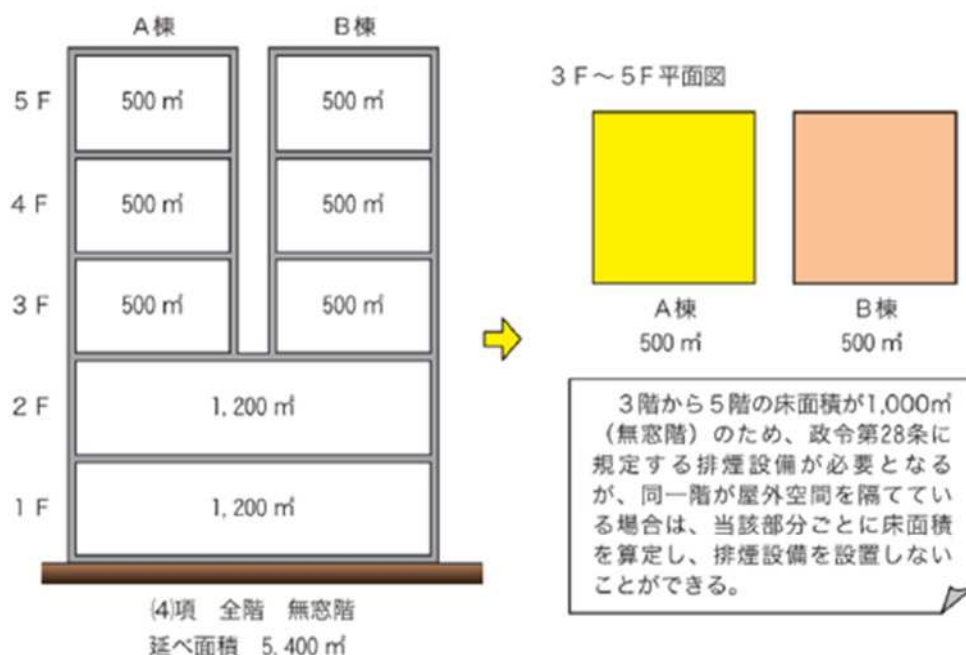
- 5 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行き $\times$ 2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

- 6 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。ただし、危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条の規定の例によらず法第10条第4項の規定の例によるものであること。【図13】



【図13】

- 7 階に対する消防用設備等の設置に係る規定の適用の際、同一階が屋外空間等で隔てられている場合にあっては、隔てられた部分ごとに床面積を算定できるものであること。【図14】

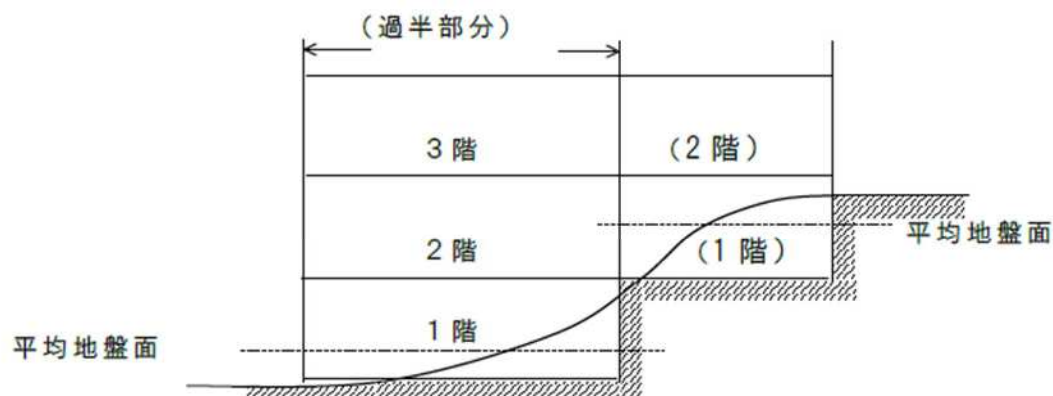


【図14】

第3 階数の取扱い

消防用設備等の設置に係る階数の取扱いは、建基令第1条第2号及び第2条第1項第8号によるほか、次によるものとする。

- 1 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、第2床面積の算定1で床として扱う場合は階数に算定するものであること。
- 2 建物内に設けられた架台は、第2床面積の算定2で床として扱う場合は階数に算定するものであること。
- 3 住戸の小屋裏部分を利用して設ける物置（以下「小屋裏物置」という。）で、次の各号に該当するものについては、階とみなさないものであること。
 - (1) 小屋裏物置の部分の水平投影面積は、直下の階の床面積の2分の1以下であること。
 - (2) 小屋裏物置の天井の最高の高さは、1.4m以下であること。
- 4 自動式ラック倉庫及び立体自動車車庫（機械式駐車装置の設置された部分を含む。）の可動床は階数に算定しないこと。
- 5 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより当該建築物の同一階が、部分によって階数を異にする場合は、過半を占める部分の地盤面を平均地盤面とし階数を算定するものであること。【図15】



【図 15】

別記

○ 床面積の算定方法について

昭和61年 4 月30日
建設省住指発第115号
建設省住宅局建築指導課長より
特定行政庁主務部長あて

床面積の算定方法については、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定されており、また、「昭和32年11月12日住指発第1132号新潟県土木部長あて」「昭和39年2月24日住指発第26号各特定行政庁建築主務部長あて」例規が示され、従来、これらに基づいて取り扱われてきたところであるが、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び区画の中心線の設定について、なお、地方により統一を欠く向きがある。

今般、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び壁その他の区画の中心線の設定について、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

なお、本通達は、昭和61年8月1日以後確認申請書又は計画通知書が提出されるものから適用する。

記

1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で固まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) ピロティ

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。

(2) ポーチ

原則として床面積に算入しない。ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。

- (3) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物
ピロティに準ずる。
- (4) 吹きさらしの廊下
外気に有効に開放されている部分の高さが 1.1m 以上であり、かつ、天井の高さの $1/2$ 以上である廊下については、幅 2 m までの部分を床面積に算入しない。
- (5) バルコニー・ベランダ
吹きさらしの廊下に準じる。
- (6) 屋外階段
次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。
イ 長さが、当該階段の周長の $1/2$ 以上であること。
ロ 高さが 1.1m 以上、かつ、当該階段の天井の高さの $1/2$ 以上であること。
- (7) エレベーターシャフト
原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。
- (8) パイプシャフト等
各階において床面積に算入する。
- (9) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット
タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。
- (10) 出窓
次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。
イ 下端の床面からの高さが、30 cm 以上であること。
ロ 周囲の外壁面から水平距離 50 cm 以上突き出ていないこと。
ハ 見付け面積の $1/2$ 以上が窓であること。
- (11) 機械式駐車場
吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1 台につき 15 m² を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。
- (12) 機械式駐輪場
床として認識することが困難な形状の部分については、1 台につき 1.2 m² を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。
- (13) 体育館等のギャラリー等
原則として、床面積に算入する。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

2 区画の中心線の設定方法

次の各号に掲げる建築物の壁その他の区画の中心線は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造の建築物

イ 軸組工法の場合

柱の中心線

ロ 枠組壁工法の場合

壁を構成する枠組材の中心線

ハ 丸太組構法の場合

丸太材等の中心線

(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物

鉄筋コンクリートの躯体、P C 板（プレキャストコンクリート板）等の中心線

(3) 鉄骨造の建築物

イ 金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合

胴縁等の中心線

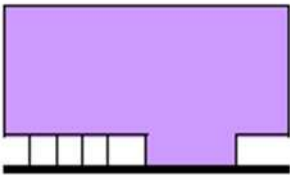
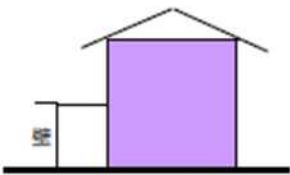
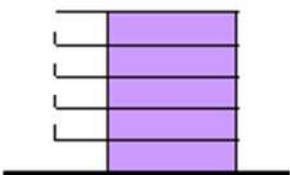
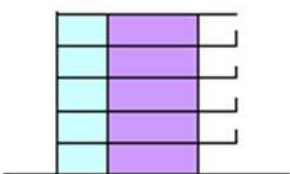
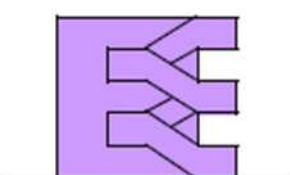
ロ イ以外の場合

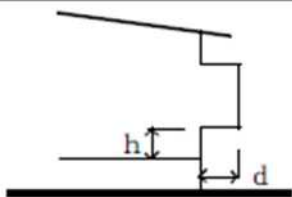
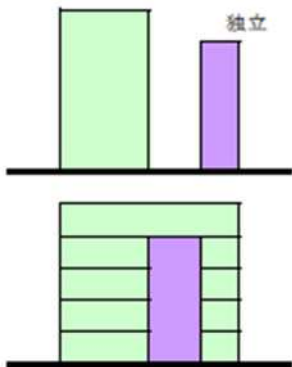
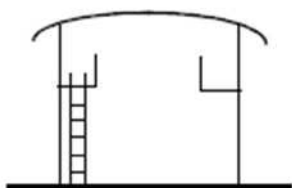
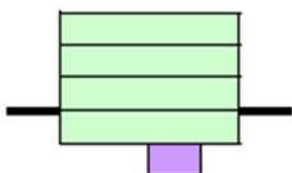
P C 板、A L C 板（高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート板）等の中心線

(4) 積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

コンクリートブロック、石、れんが等の主要な構造部材の中心線

床面積の算定方法について（イメージ図）

型 別	立 面 図	床面積に算入しない	床面積に算入する
ピロティ		※1 ・十分に外気に開放され、かつ 屋内的用途に供しない部分	・左以外の部分 (自動車車庫、自転車 置場等)
ポーチ		・右以外の場合原則として算入 しない	・屋内的用途に供す る部分
公歩廊等		(傘型又は壁を有しない門型の建築物はピロティに 準じる)	
吹きさらしの廊下		※2 ・外気に有効に開放されている 部分の高さが1.1m以上であり かつ天井の高さの1/2以上で ある廊下の幅2mまでの部分	・左以外の部分
バルコニー ベランダ		(吹きさらしの廊下に準じる)	
屋外階段		※2 ・外気に有効に開放されている 部分が次の条件を満たす階段 イ; 長さが階段の周長の1/2以上 ロ; 高さが1.1m以上、かつ、 階段の天井高の1/2以上	・左以外の階段
エレベーター シャフト		・着床できない階であることが明ら かな階のシャフト断面積相当 部分	・左以外の場合 (各階において床面 積に算入する)
パイプシャフト 等			・各階において床 面積に算入する

型 別	立 面 図	床面積に算入しない	床面積に算入する
出 窓		・$h \geq 30\text{cm}$、$d < 50\text{cm}$、かつ見付け面積の1/2以上が窓であるもの - h; 下端の床面からの高さ - d; 周囲の外壁面からの水平距離	・左以外の場合
機 械 式 駐 車 場		独立の立体駐車場 ・床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき15㎡を床面積として算定する ・床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき15㎡とみなし算定した数値と各階のフロアと同位置に床があるものとして算定した数値の内、大きいほうの数値とする ・床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による	
機 械 式 駐 輪 場		(機械式駐車場に準じる。ただし、1台当たりの床面積は、1.2㎡とする)	
体育館等のギャラリー等		・保守点検等一時的な使用を目的としている場合 (幅が1m程度以下)	・原則として算入する (観覧のためのもの)
給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット		・タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するもの (0.6～1.5m程度、タラップ)	・左以外の場合 (ポンプを併置など)

・建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手すり、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

※1 十分に外気に開放され・・・その部分の接する道路又は空地と一体の空間を形成し、かつ、常に人又は車の通行が可能な状態にあるもの。

※2 外気に有効に開放されている部分・・・ 1 隣地からの距離が50cm以上であること。

2 同一敷地内の建築物の部分からの距離が2m以上であること。

防災防火対象物及び防災物品の取扱いは、次によること。

第1 防災防火対象物

防災性能を有する防災対象物品を使用しなければならない防火対象物は次による。

- 1 消防法（以下「法」という。）により指定される対象物（法第8条の3）
高層建築物、地下街
- 2 消防法施行令（以下「令」という。）により指定される対象物（令第4条の3）
令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(12)項ロ及び(16の3)項並びに(16)項に掲げる防火対象物で前記のいずれかに該当する用途に供される部分
- 3 消防法施行規則（以下「規則」という。）により指定されるもの（規則第4条の3）

工事中の建築物その他の工作物のうち、次のもの

- (1) 建築物（都市計画区域外のもっぱら住居の用に供されるもの及びこれに附属するものを除く。）
 - (2) プラットホームの上屋
 - (3) 貯蔵槽（工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等）
 - (4) 化学工業製品製造装置
 - (5) 上記(2)に掲げるものに類する工作物
- 4 防災規制を受ける防火対象物の部分

法第8条の3及び令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

- (1) 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー、観覧席、通路等の外気に開放された部分（屋内的用途が存する部分に限る。）
 - (2) 防災規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で、防災防火対象物の用途に供する廊下、階段等の共用部分
- 5 防災規制を受けない防火対象物の部分

高層建築物で、その一部が高さ31m以下にあり、令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分

第2 防災対象物品

- 1 法第8条の3第1項及び令第4条の3第3項に定めるほか、防災対象物品は次による。なお、商品、美術工芸品的なもの、手工芸品的なもの、臨時的なもの及び火災予防上支障のないものは除く。

	防災対象物品	防災対象物品に含むもの	防災対象物品に含まないもの
カーテン等	カーテン	・布製のアコーディオンドア・衝立て ・室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの	・壁の張りつけ、壁の仕上げ材料になるカーテン ・外壁に沿って垂れ下がっている広告幕
	布製のブラインド	布製ののれん、装飾幕、紅白幕、目かくし等で、下げ丈がおおむね1 m以上のもの	・プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
	どん帳、暗幕、舞台上で使用する幕	舞台上において使用する映写用スクリーン	・すだれ、たてす ・タペストリー
	大道具の合板、展示用合板	展示会場で用いられる合板・ベニアで、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの	・商品の陳列棚として使用する合板、壁の一部となっている合板及び黒板に使用される合板（ベニアも同様の扱いとする。）
	工事用シート	工事用シート	・飛沫防止用シート ・アスベスト飛散防止用プラスチックシート ・独立したさお等に掲げる旗
じゅうたん等	じゅうたん	織りカーペット（だん通を除く。）をいう。	・大きさがおおむね2 m ² 以下のじゅうたん等（複数を継ぎ合わせ又は敷き詰めて使用するものは、その継ぎ合わせ又は敷き詰めた状態の大きさとする。）
	毛せん	フェルトカーペットをいう。	・電気カーペット等の電化製品
	タフテッドカーペット、ニッテッドカーペット、フックドラック、接着カーペット及びニードルパンチカーペット	接着カーペットとは、フロック・カーペット及びコード・カーペットをいう。	・接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂床シート及びプラスチックタイル
	ござ	いぐさ・ポリプロピレン・竹等が使用されるもの	・畳
	人工芝	屋上に敷かれた人工芝	・じゅうたん等の下敷きにクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等
	合成樹脂製床シート	クッションフロア	・屋外の観覧場のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
	床敷物	・玄関マット ・ジョイントマット	・毛皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するもの

2 次のものは、防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。

- (1) 建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料、建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第1条第5号に規定する準不燃材料及び建基令第1条第6号に規定する難燃材料に該当する合板
- (2) 法第8条の3第3項及び規則第4条の4第8項に基づき、消防庁長官が指定した表示（以下「指定表示」という。合板の日本農林規格により格付けされた合板に付される難燃処理又は防災処理を施した旨の表示）が付されている合板
- (3) 指定表示（日本産業規格 L4404・L4405・L4406・A5705 に適合するものに付される難燃表示）が付されているじゅうたん等
- (4) 法第8条の3第5項及び規則第4条の4第9項に基づき、処理又は作製した物品に、次に掲げる事項を明らかにしたもの
 - ア 防災処理品」又は「防災作製品」の文字
 - イ 処理をし、又は作製した者の氏名又は名称
 - ウ 処理をし、又は作製した年月

第3 防災表示

規則第4条の4第1項第2号に定める防災ラベルについては、次によること。

- 1 室内に固定又は敷き詰められたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合で、1室に2種類以上のじゅうたん等が敷き詰められた場合の表示は、じゅうたん等の種類ごととすること。
- 2 廊下に固定又は敷き詰められたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合は、じゅうたん等が連続している範囲に1個以上の防災ラベルを付すこと。
- 3 階段に固定又は敷き詰められたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合は、各階の階段踊場に1個以上の防災ラベルを付すこと。
- 4 経年等により防災表示が認識できない場合については、原則、当該表示は必要であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 指定表示が付されているもの
 - (2) 防災表示が認識できない防災対象物品が、当該防災防火対象物内にある防災対象物品と同一の製品であると判断できる場合
 - (3) 防災性能試験番号登録済通知書等の記録で防災物品と判断できる場合

備 考

- 1 カーテンとは、幕の一種で、通常の使用状態としては窓、出入口、厨房の開口部、室の仕切り、ベッドの囲いなどに使用されるものをいう。また、百貨店の特売場等での赤白の幕や、目かくしに使用する布製のものについても含まれる。
- 2 布製のブラインドとは、窓、出入口等の開口部等に日よけ、目かくし等のために用いられるもので、いわゆる巻き上げブラインド、ベネチアンブラインド等で布製のものが該当するが、木製のブラインド及びプラスチック製のブラインドは該当しない。
- 3 暗幕とは、採光をさえぎる目的で使用される幕で、通常、劇場、映画館、集会場などにおいて用いられるものをいう。
- 4 展示用の合板とは、展示の用に供されるものをいい、展示用パネル、掲示板、バックボード、仕切用パネル等を使用させる合板をいう。壁面の一部に枠組等をつけて展示の用に供している掲示板のように壁の一部となっているもの及び黒板に使用される合板はこれに該当しない。
- 5 どん帳その他舞台において使用する幕とは、どん帳のほか、舞台において使用する幕として水引き、袖幕、暗転幕、定式幕、かすみ幕、中幕、映写幕、バック幕などをいう。どん帳は、図案をほどこした厚手の幕で、幕間または演劇等の終了時に下げておくものである。水引きは、舞台前に張り渡す金らんなどの幕である。暗転幕は、舞台で演劇の場面をかえるときに下げる幕である。かすみ幕は、舞台の上間の上に横に張った細長い幕である。
- 6 大道具用の合板とは、舞台において使用される舞台装置のうち建物、書割、樹木、岩石等登場人物が手にとることのない飾りに付けに使用される合板をいう。
- 7 工事用シートとは、建築物その他の工作物の工事の際に使用されているシート類をいう。工事用シートは、建基令第136条の5に規定された工事現場の周辺に飛散する落下物に対する防護措置として用いられるほか、盗難防止や飛火防止などに用いられるものである。工事用シートについては、立ち上がっている状態において使用されているもののみが規制の対象とされ、床を保護する目的のために床に敷かれるシートやコンクリートの養生の目的で使われるものは防災規制の対象とならない。

また、機械等を覆っているシートは規制対象品には該当しないが、建築物その他の工作物の天井、壁等一部の工事に用いられるもの、例えば、中空に張った状態で使用するものは防災性能を有する工事用シートでなくてはならないと解する。

なお、網状のもので網目が12ミリメートル以下のものは工事用シートに該当する。

- 8 じゅうたん等とは、次に掲げるものをいう
 - (1) じゅうたん（織カーペット（だん通を除く。）をいう。）
 - (2) 毛せん（フェルトカーペットをいう。）
 - (3) タフテッドカーペット、ニッテッドカーペット、フックドラッグ、接着カーペット及びニードルパンチカーペット

- (4) ござ
- (5) 人工芝
- (6) 合成樹脂製床シート
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、床敷物のうち毛皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するもの以外のもの。

※1 毛皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するものは、床敷物であってもじゅうたん等に含まれないものである。この場合、「毛皮製床敷物」とは、虎、熊などの毛皮の敷物をいい、「毛製だん通」とは、だん通のうちパイルなどの組成繊維が毛製のものをいう。また床敷物のうち毛皮製床敷物または毛製だん通に類するものとは、美術工芸品又は手工芸品的なだん通やチューブマット等がこれに該当する。

※2 規制の対象とならないものとしては、次のようなものが挙げられる。

- (1) 畳、プラスチックタイル（一般的にPタイルと呼ばれているもの）などのように床そのものであるもの
- (2) 8(1)から(7)に掲げる床敷物の類であっても、その大きさがおおむね2㎡以下のもの
- (3) 合成樹脂製床シートのうち、床にのり付けされたもの

合成樹脂製床シートで床にのり付けされたものは床そのものになるので、本条のじゅうたん等には該当しないこととされている。しかし合成樹脂製床シート以外のものについては、床にのり付けされるものであっても床そのものにはならないためじゅうたん等に該当する。

※3 第2 1文中の「火災予防上支障のないもの」については、面積が小さい物品等が該当することになるが、安易に防災対象物品外とせず、予防課と協議し判断すること。

第2章 特殊な建築物に対する指導

2-1 岡崎市消防活動用空地等設置指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、4階以上（地階を除く。）又は高さ15メートル以上の建築物に対するはしご付消防自動車（以下「はしご車」という。）の進入路及び消防活動に必要な空地等の設置指導に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消防活動用空地とは、災害発生時にはしご車が建築物に接近し活動する際、はしご車の性能を十分に発揮するために、専用に設けた空地をいう。
- (2) 取付道路とは、はしご車進入路及び消防活動用空地に接した車道をいう。
- (3) はしご車進入路とは、取付道路から消防活動用空地までのはしご車が進入できる通路をいう。

(消防活動用空地等)

第3条 消防活動用空地等については、次の各号に適合するものとする。

(1) はしご車進入路

ア はしご車進入路の幅員は、原則として4メートル以上とし、取付道路の幅員に応じ、別表1に掲げる幅員を確保すること。ただし、はしご車が有効に進入できるよう隅切りを別表2のとおり設ける場合はこの限りでない。

イ はしご車進入路の勾配は、12パーセント以下とすること。

ウ はしご車進入路の構造は、総重量25トンのはしご車が走行するに十分な強度を有すること。

エ はしご車進入路の上部に植樹、架空電線及びアーチ等、はしご車の通行に支障となる物件がないこと。ただし、やむを得ずアーチ等を設ける場合にあっては、その直下の地盤面から有効で4メートル以上の高さを確保すること。

(2) 消防活動用空地

ア 消防活動用空地の形状は、原則として幅6メートル以上、長さ12メートル以上とし、別図1「消防活動用空地の設置基本図」に基づいて建築物との間隔を保有すること。

イ 消防活動用空地を取付道路に接して設置する場合は、別図2に示すようにはしご車が進入可能な隅切りを設けること。

ウ 消防活動用空地は、消防隊進入口又は非常用進入口を有する外壁に面して設置することとし、共同住宅にあっては、原則としてバルコニー側に設置すること。

エ 消防活動用空地及びその周辺上空には、はしご車の伸てい、その他活動上支

障となる物件がないこと。

オ 消防活動用空地の縦、横断勾配は5パーセント以下とする。

カ 消防活動用空地の構造は、はしご車活動時のジャッキ荷重（1.005N/mm²）に耐える構造とすること。

なお、アスファルトコンクリート又はセメントコンクリート以外のもので施工しようとするときは、これらと同等以上の強度を確認することができる設計計算書、構造等により協議し設置すること。

キ 消防活動用空地の地下には、原則として水槽、埋設配管等の工作物を設けないこと。ただし、やむを得ず水槽等を設ける場合にあっては、はしご車活動時のジャッキ荷重（1.005N/mm²）に耐える構造とすること。

（規制標識）

第4条 当該建築物の住民等に対し、消防活動用空地が災害時にはしご車が活動する場所であることを認識させるため、消防活動用空地には別図3「消防活動用空地の規制標識詳細図」に示す規制標識を設置すること。

2 消防活動用空地が敷地等の関係から、前条第2号に適合するよう空地が確保できない場合で、はしご車以外の消防自動車は活動できる空地を設置するときは、当該規制標識を設けず、次条に規定する規制標示のみ設置すればよいものとする。

（規制標示）

第5条 消防活動用空地には、前条による標識のほか、別図4-1～3に示す「消防活動用空地の規制標示配置図1」又は別図5に示す「消防活動用空地の規制標示配置図2」による規制標示を設置すること。

（消防活動用空地等の維持管理）

第6条 建築物の関係者は、消防活動用空地等を常に良好に維持・管理すること。

（緩和規定）

第7条 第1条に規定する建築物のうち、次のいずれかに該当するものは第3条第2号による消防活動用空地を設けないことができる。

- (1) 二方向避難が確保されているもの。（避難器具を用いて二方向避難を確保する場合は、4階以上の避難器具を上下操作式（ハッチの開口部は700mm角以上）としたもの）
- (2) 公道に面し道路境界線から建築物までの間隔が7メートル以内のもので、道路及びその周辺上空には、はしご車の伸ていその他活動上支障となる物件がないもの。

附 則

この要綱は、平成24年8月16日から運用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から運用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から運用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月6日から運用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から運用する。

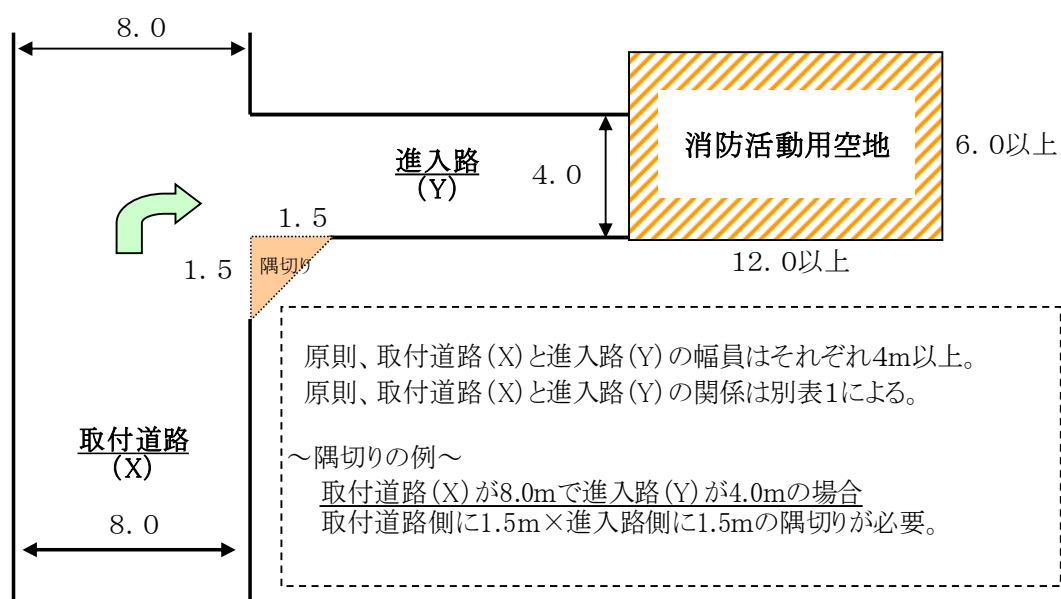
別表1 はしご車進入路の幅員と取付道路の幅員との関係 (単位：m)

取付道路幅員 X	4	5	6	7	8	9	10
進入路幅員 Y	10	9	8	7	6	5	4

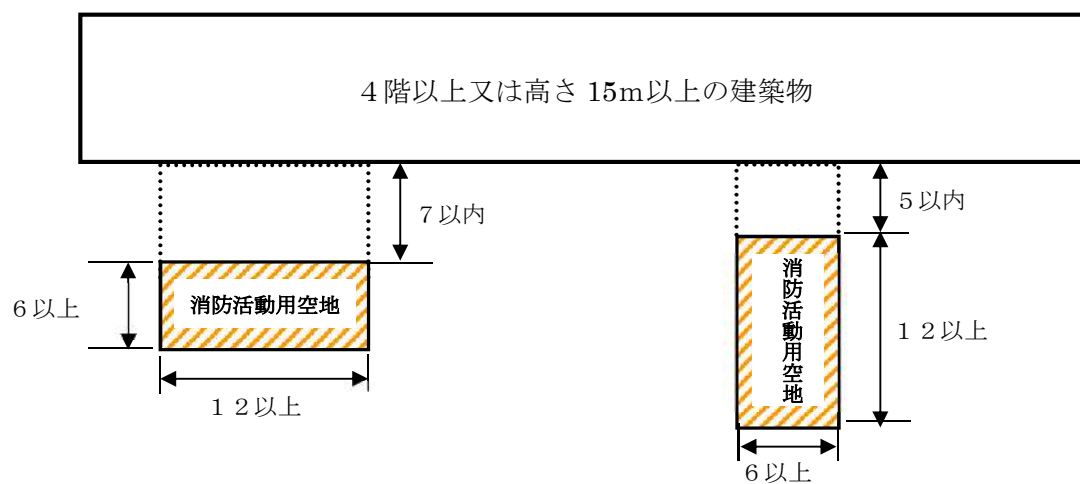
別表2 隅切り一覧表 (単位：m)

X取付 Y進入	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0
4.0	－	－	－	－	1.5 × 1.5	1.0 × 1.0
5.0	－	－	－	1.5 × 1.5	1.0 × 1.0	
6.0	－	－	1.5 × 1.5	1.0 × 1.0		
7.0	－	1.5 × 1.5	1.0 × 1.0			
8.0	1.5 × 1.5	1.0 × 1.0				
9.0	1.0 × 1.0					

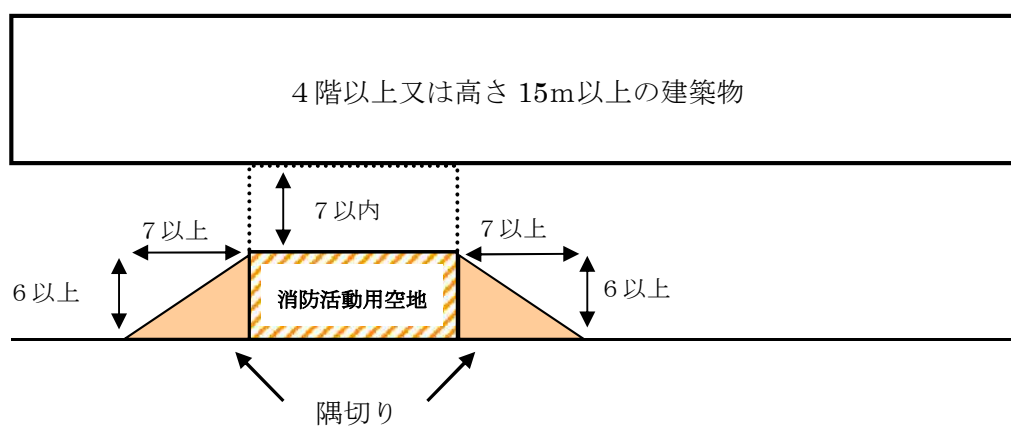
参考 (単位：m)



別図 1 消防活動用空地の設置基本図 (単位：m)

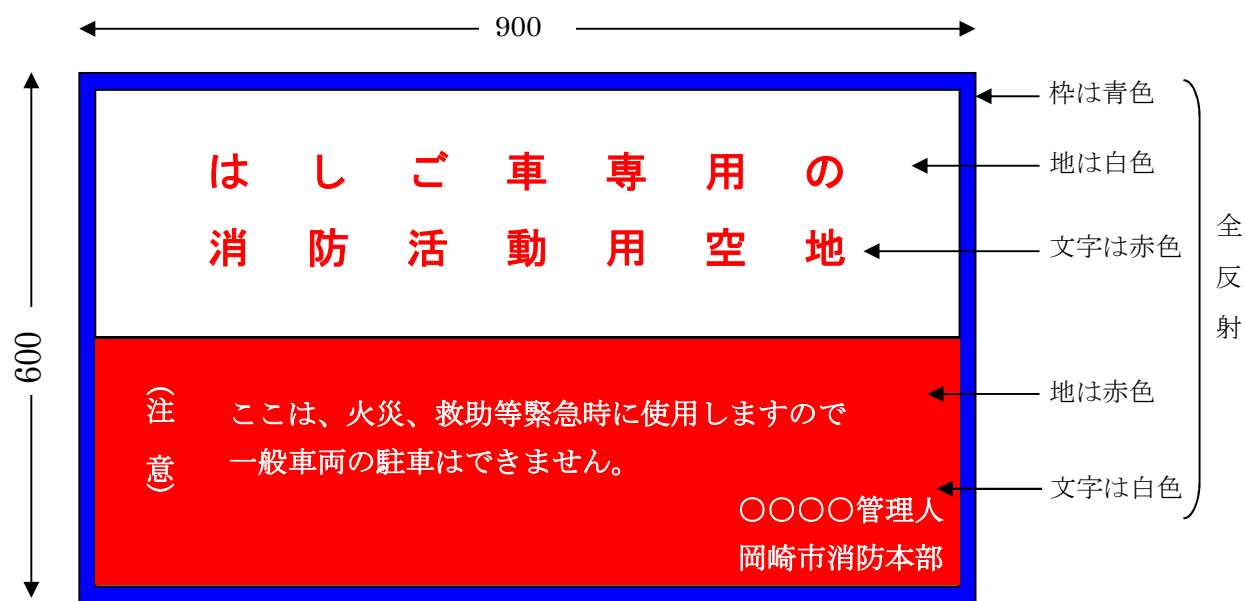


別図 2 はしご車の進入に必要な隅切りの設置図 (単位：m)

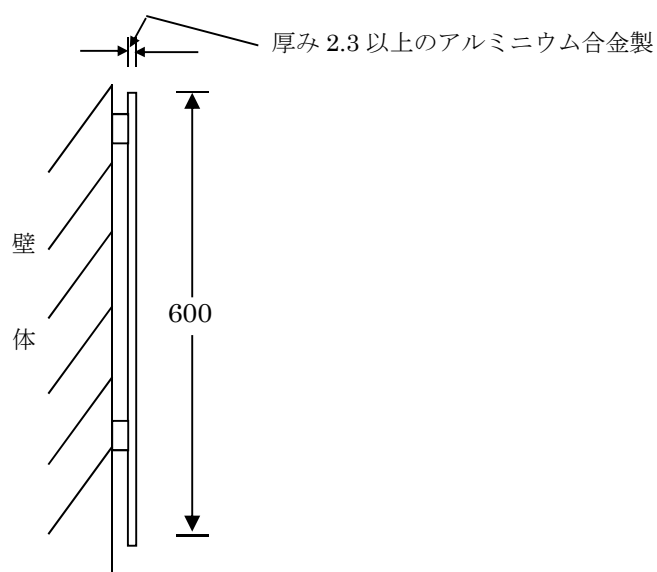


別図3 消防活動用空地の規制標識詳細図 (単位: mm)

1 標識板

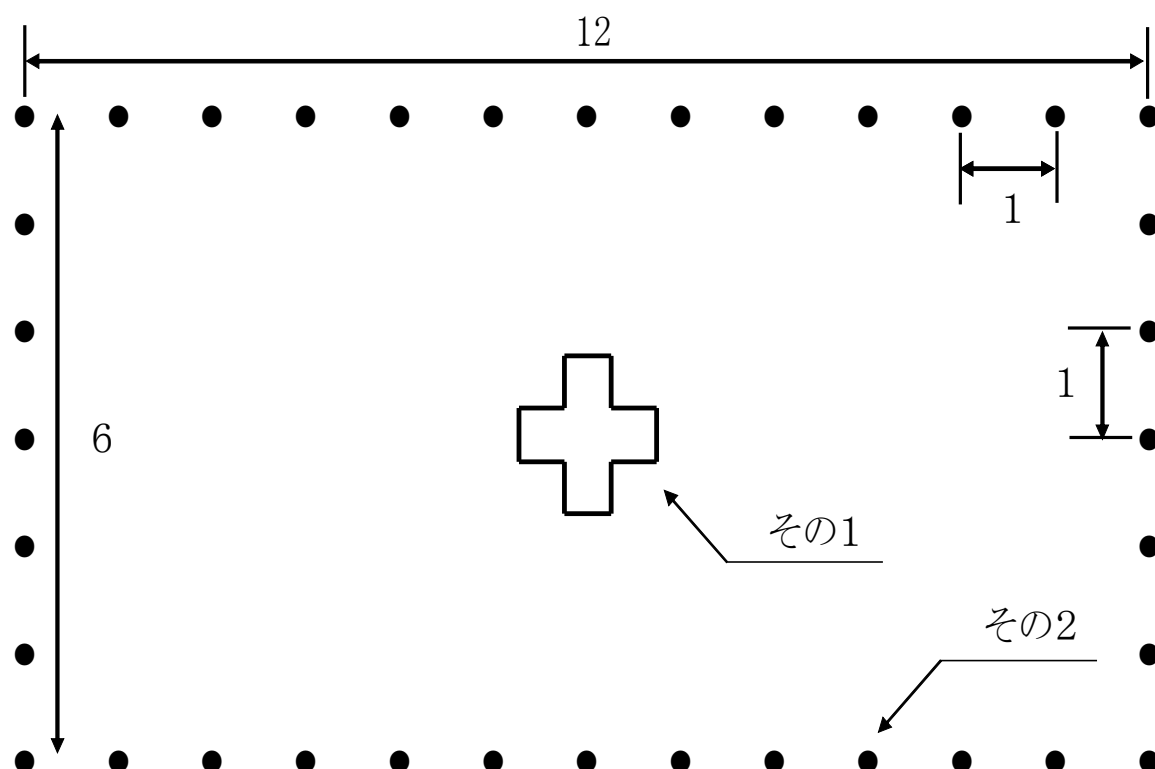


2 壁体取付型



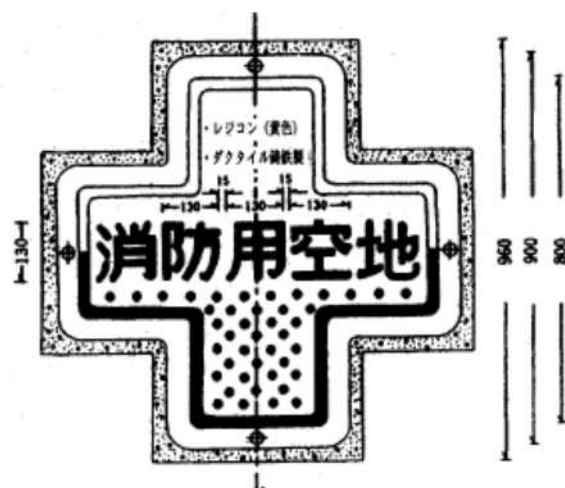
3 支柱取付型 (支柱2本による取付、詳細図省略)

別図 4－1 消防活動用空地の規制標示配置図 1 （単位：m）

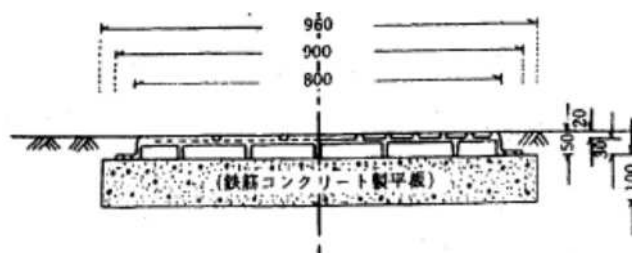


別図 4－2 消防活動用空地の規制標示詳細図（その 1） （単位：mm）

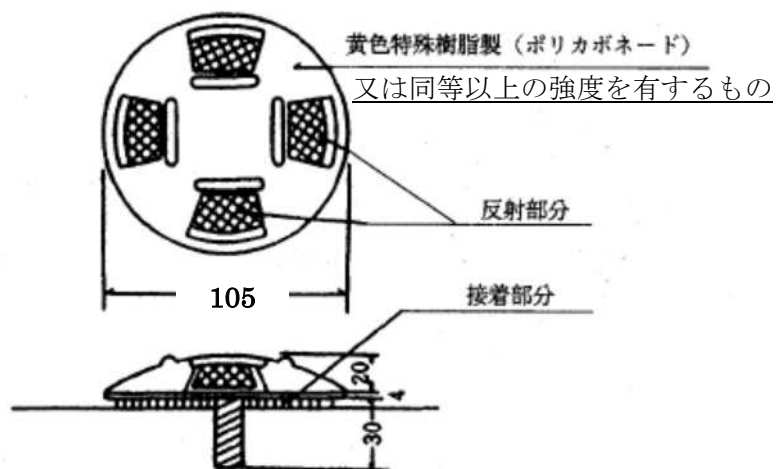
1 組立平面図



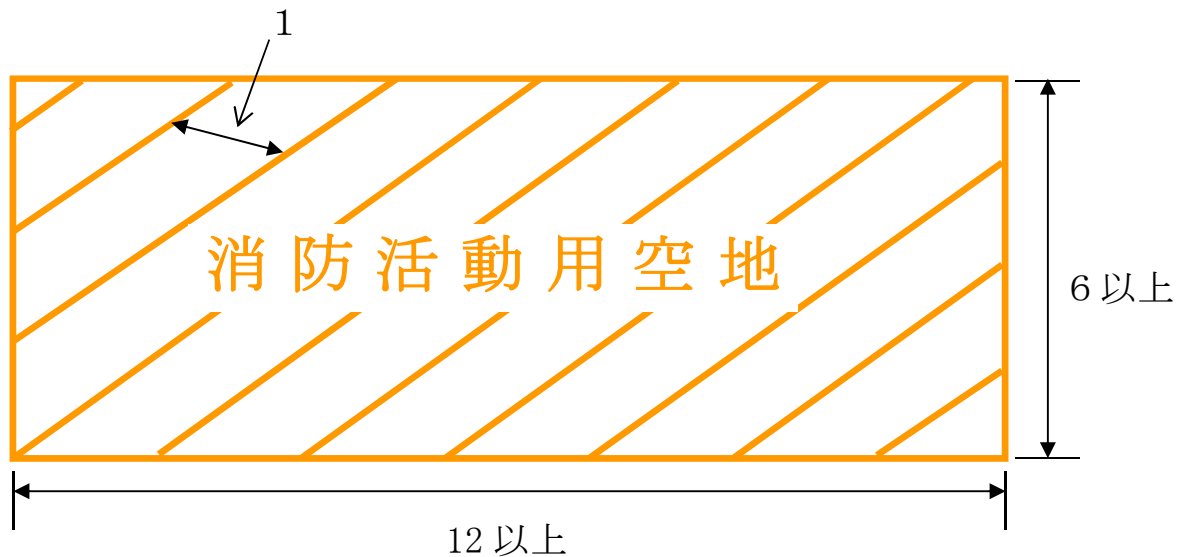
2 組立断面図



別図 4－3 消防活動用空地の規制標示詳細図（その 2） （単位：mm）



別図 5 消防活動用空地の規制標示配置図 2 （単位：m）



- ※ 1 黄色でペイントする。
- ※ 2 線の幅は 10 c m とする。
- ※ 3 はしご車が進入する方向から文字が読めるようにする。

2-2 高層建築物等の屋上に設けるヘリコプター緊急離着陸場等の設置に関するガイドラインの制定について

第1 設置指導に係る留意事項

- 1 緊急離着陸場等の目的は、避難場所を確保するとともに、消防隊の人命救助等活動の拠点とすることである。
- 2 緊急離着陸場等の設置については、建築物の関係者に対して、その必要性を説明し、理解と協力を求めて行うこと。
- 3 緊急離着陸場等は、原則として新築の建築物に対して設置指導すること。
- 4 事前相談及び防災計画書の提出時等の機会をとらえて、超高層建築物等に係る建築計画の早期把握に努め、緊急離着陸場等の設置指導に対する時機を失することのないよう配慮すること。この場合において、愛知県消防航空隊と十分協議すること。
- 5 飛行場外離着陸場として使用しようとする場合は、航空法の適用により国土交通大臣の許可が必要になるものであること。
- 6 飛行場外離着陸場で昼間時のみの使用を予定している対象物については、緊急離着陸場として24時間活用できるよう、夜間照明設備の設置を指導すること。
- 7 緊急離着陸場等を設置した以降に、その周辺にヘリコプターの活動を阻害する工作物、超高層建築物が設置された場合、使用不能となる場合があることについて関係者に説明する必要があること。
- 8 別記に定めるガイドライン第1・3に定める設置対象物以外のものの関係者から、緊急離着陸場等を設置したい旨の申出があった時は、このガイドラインに準じて指導すること。

第2 事務処理に係る留意事項

「緊急離着陸場等設置（廃止）届出書（別記様式）」を正副各1部（添付図書を含む。）及び当該届出書に添付する図書の写しを3部提出させること。

なお、認識番号決定後、当該認識番号を副本に記載のうえ関係者に交付すること。

（添付図書の写し3部については、建築部、管轄消防署所及び愛知県消防航空隊において各1部を保管するものとする。）

第3 その他

このガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。

なお、このガイドライン施行の際、現に存する防火対象物又は現に工事中の防火対象物については、従前の例によるものとする。

別記様式

緊急離着陸場等設置（廃止）届出書

年 月 日

（宛先）岡崎市消防長

（届出者）住 所

氏 名

（電話（ ） 番）

緊急離着陸場等の設置（廃止）について、次のとおり届け出ます。

建築物の名称					
所在地					
設計者 所在地・名称					
施工者 所在地・名称					
建築物の 構造・規模等	用途			構造	
	面積	床面積 m^2 、延べ面積 m^2			
	階数	地上 階、地下 階、PH 階			
	高さ（軒高）	m（最高高さ m）			
	離着陸場等の広さ	m ×	m	最大許容荷重 t	
消防用設備等 （主なもの）					
その他	1 屋上部分に直通する階段数（ ）				
	2 屋上部分の非常用EV着床の有無（ ）				
	3 屋上部分の扉の解錠方法（ ）				
※受付欄		※種 別		※認識番号	
		1 離着陸場 2 救助用スペース			

注

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 届出者が法人にあってはその名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- この届出には、関係図書を添付すること。

高層建築物等の屋上に設けるヘリコプター
緊急離着陸場等の設置に関するガイドライン

第1 緊急離着陸場等技術基準

1 趣旨

この基準は、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置推進について(平成2年2月6日付け消防消第20号消防庁消防課長等通知)」に基づき、高層建築物等における消防活動の有効性を確保するため、高層建築物等の屋上に設置する緊急離着陸場等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) 緊急離着陸場とは、航空法第81条の2(搜索又は救助のための特例)の適用により、災害活動に際し、建築物の屋上に緊急用ヘリコプターが離着陸する場所をいう。
- (2) 緊急救助用スペースとは、航空法第81条の2(搜索、救助のための特例)の適用により災害活動に際し、建築物の屋上で緊急用ヘリコプターがホバリングする場所をいう。
- (3) 緊急離着陸場等とは、火災等の災害時に建築物の屋上等で緊急に航空消防活動を行うための緊急用ヘリコプターが離着陸又はホバリングできる建築物の屋上施設で緊急離着陸場又は緊急救助用スペースをいう。
- (4) 飛行場外離着陸場とは、航空法第79条ただし書きの国土交通大臣の許可を受けた航空機が離着陸を行う飛行場以外の場所をいう。
- (5) 3次救急医療機関等とは、救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日付け厚生省医発第692号)に定める救命救急センター及び大学病院等をいう。

3 設置対象物

緊急離着陸場等の設置対象物は、高さ45メートルを超える建築物若しくは3次救急医療機関のうち、進入区域、進入表面及び転移表面積が次の各号に定めるすべてに適合する建築物とする。

- (1) 進入区域の長さが500メートル以上、幅が離着陸地点から500メートル離れた地点で200メートル以上確保できること。
- (2) 表面が直線の2方向に設定できること。ただし、進入表面が直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて進入表面が設定できること。
- (3) 緊急離着陸場を設置する場合、進入表面の勾配は、8分の1、転移表面の勾配は、2分の1とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。

また、転移表面の高さは、45メートルとすること。ただし、建築構造又は周囲の状況からやむをえない場合にあっては、進入表面の勾配を5分の1、転移表面の勾配を1分の1とすることができる。

- (4) 緊急救助用スペースの進入表面の勾配は、3分の1、転移表面の勾配は、1分の1とし、当表面上に物件等が突出していないこと。

また、転移表面の高さは45メートルとすること。ただし、建築構造又は周囲の状況からやむをえない場合にあっては、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで垂直上方に移行できるものとする。

4 設置区分

前記3の設置対象には、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める緊急離着陸場等を設置するものとする。

- (1) 高さが45メートルを超え、100メートル未満の高層建築物には、緊急離着陸場又は緊急救助用スペース
- (2) 3次救急医療機関等若しくは高さが100メートル以上の高層建築物には、緊急離着陸場

5 緊急離着陸場の設置基準

緊急離着陸場は、次の(1)から(7)までに掲げる基準により設置するものとする。

(1) 離着陸帯等

ア 3次救急医療機関等に設置する場合、離着陸帯の長さ及び幅は、原則24メートル以上、他の対象物に設置する場合、20メートル以上とすること。

イ 離着陸帯は、緑色の地に黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで離着陸帯の外周線、着陸帯の境界線、㊦の接地帯標識、最大許容荷重、認識番号及び連絡装置の設置方向を別図1-1から別図1-3に基づき表示すること。

ウ 離着陸帯の床面強度は、ラーメン及びスラブ設計とも短期荷重とし、その荷重は、3次救急医療機関等に設置する場合は、13トン、他の対象物に設置する場合は、10トン以上とすること。

エ 床面の構造は、次によること。

(ア) プラットホーム式又は通常床式として、床面は滑りにくい構造とすること。

(イ) 床面の最大縦横勾配は、2パーセント以下とすること。

(2) 夜間照明設備

ア 緊急離着陸場の付近で進入表面及び転移表面に突出しない位置に飛行場灯台を設置すること。

また、飛行場灯台の型式は、白色閃光型とし、灯光光源の中心が水平面から角度2～8度上方（パラペット等の上端部以上）に向くように設けること。

イ 着陸帯の境界線上に埋込式の境界灯(境界灯の灯光色は、航空黄の不動光とする。)を等間隔に、8個以上設けること。

ウ 相はなれた位置から離着陸帯を有効にふかん照明できるように着陸区域照明灯を2基以上設けること。

エ 離着陸帯側面から10メートル以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等(進入表面側は認められない。)の夜間視認が困難な物件は、低光度航空障害灯を設置すること。ただし、低光度航空障害灯を設置しがたい

場合は、夜光塗料及び反射塗料を10センチメートル幅で交互に帯状に塗色すること。

オ 夜間照明制御盤を緊急離着陸場の付近に、次により設置するとともに、防災センター等に遠隔操作盤を設けること。

(ア) 夜間照明制御盤は、防災センター等からの遠隔操作に対し、優先して制御できること。

(イ) 防災センター等からの遠隔操作によっても必要時に点灯できること。

(ウ) 夜間照明制御盤には、「ヘリコプター用夜間照明制御盤」である旨の表示を施すこと。

(エ) (ウ)の表示は白地に赤色文字とするか又は、白地に黒色文字とし表示(板)の周囲に赤色塗料又は赤テープ等で幅2センチメートル以上の枠(以下、赤枠幅について同じ。)を施すこと。

(オ) 防災センター等の遠隔操作盤には、(ウ)及び(エ)に準じた表示を施すこと。

カ 非常電源装置として連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備を設置すること。

キ 非常電源からの配線は、耐火構造とした主要構造部に埋設又はこれと同等以上の耐火性能のある方法等により保護するか、若しくは耐火電線を使用すること。

(3) 脱落・転落防止施設

緊急用ヘリコプターの脱落及び消防隊員、要救助者等の転落を防止するため、次の基準により脱落・転落防止施設を設置すること。

ア 脱落防止施設として、高さ及び幅ともに10センチメートル程度の車輪止めを離着陸帯の外周に設けること。

イ 転落防止施設の高さは、建基令第126条第1項に規定する1.1メートル以上のもので手すり壁、さく又は金網等とし、進入表面及び転移表面から突出しないように次により設けること。

(ア) 固定式転落防止施設

別図1－4に示すような着陸帯の床面から1.5メートル程度下部で、回り廊下の幅が2メートル程度のキャットウォーク方式とするか、若しくは水平張り出し幅が2メートル以上となる張り出しフェンス方式等の転落防止用として有効な構造とすること。

(イ) 可動起立式転落防止施設

a 可動起立式の操作部(電動機のスイッチ又は手動ハンドル等)は、緊急離着陸場の床面以外の場所で待避場所の付近とし、かつ、緊急離着陸場を見通せる位置に設けること。

b 可動起立式の操作部は、1か所のスイッチ又はハンドル等により容易で、かつ、全周にわたり同時に起立・収納ができるものであること。

c 電動機によるものにあつては、非常電源を付置すること。

d 操作部には、「緊急離着陸場の転落防止用手すり等の可動起立式の操作部」である旨及び操作方法等の表示を施すこと。

e dの表示は、別図1－5の例によること。

(4) 燃料流出防止施設

ア 緊急用ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合、雨水排出口への流入を防止できる十分な容量のためます又は油分離槽並びに側溝の施設を設置すること。

なお、その容量は、ためますにあっては合計1,250リットル以上、油分離槽にあっては、合計1,250リットル以上の油層の容量を確保できるものとする。

イ 燃料流出防止用ためますの設置場所には、ためますの燃料流出防止弁の取扱要領を表示した次の(ア)、(イ)及び(ウ)の表示(板)を設置すること。(ただし、油分離槽にあってはこの限りでない。)

(ア) 表示(板)には、「ヘリコプターの離着陸時には、ためますの燃料流出防止弁を閉鎖すること。」の文例に準じた表示がなされていること。

(イ) 表示(板)は、白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。

(ウ) 文字の大きさは、3センチメートル角の丸ゴシック等とすること。

(5) 待避場所

屋上に緊急用ヘリコプターが接近した場合、要救助者等が待避する場所を次により設けること。

ア 待避場所は、次の(ア)又は(イ)により設けること。

(ア) 緊急離着陸場を通常床式として屋上部分に設置した場合は、屋上への階段又は非常用エレベーターと緊急離着陸場の間で、階段又は非常用エレベーターに近い側に設けること。

(イ) 緊急離着陸場をプラットホーム式とした場合は、次のa及びbにより設けること。

a 屋上への階段又は非常用エレベーターと屋上から緊急離着陸場へ至る階段等の間で、緊急離着陸場への階段に近い屋上部分に設けること。ただし、緊急離着陸場と屋上部分との高低差が5メートルを超える場合は、緊急離着陸場の床面から1.5メートル程度低い位置に床等を設け設置すること。

b 屋上部分と待避場所及び緊急離着陸場間を有効に行き来でき、担架等の搬送が容易にできる幅員及びゆるやかな勾配の階段等を付置すること。

イ 待避場所の広さは、概ね50平方メートル以上の広さとすること。ただし、1か所の待避場所で50平方メートル以上確保できない場合は、連絡通路等で有効に行き来できる複数の待避場所の合算とすることができる。

ウ 待避場所から緊急離着陸場に至る部分に段差がある場合は、容易に接近で

きるよう階段等を設けること。

エ 待避場所には別図 1－6 に示す待避標識を表示すること。

(6) 消防用設備等

緊急離着陸場付近の屋上には、次により連結送水管及び消火器を設置すること。

ア 連結送水管の放水口は単口型とし、呼称65Aのホース2本以上(離着陸帯を有効に包含できる本数であること。)及び噴霧切替式ノズル1本の放水器具を備えた格納箱を屋上への階段出口付近等に設置すること。

なお、格納箱は赤色で塗色し、白色で「放水口及び放水器具格納箱」である旨の表示をするか、若しくは格納箱をステンレス製等とし、材質の地色に見やすい色の文字で表示し、当該表示(板)の周囲に赤色塗料又は赤テープ等で枠を施すものとする。

イ 消火器は、8リットル以上の泡又は強化液消火器若しくはこれと同等以上の性能を有する水系の消火器を屋上への階段出口付近等に2本以上設置すること。

なお、消火器に雨水等がかかるおそれのある場合は、格納箱に収納するものとし、当該格納箱は赤色で塗色し、白色で「消火器」である旨の表示をするか、若しくは格納箱をステンレス製等とし、材質の地色に見やすい色の文字で表示し、当該表示(板)の周囲に赤色塗料又は赤テープ等で枠を施すものとする。

(7) 連絡装置

ア 緊急離着陸場の付近に、防災センター等と連絡できる非常電話等の連絡装置を設置すること。

イ 非常電話等に雨水等がかかるおそれのある場合は、格納箱に収納するものとし、当該格納箱は赤色で塗色し、白色で「非常電話」である旨の表示をするか、若しくは格納箱をステンレス製等とし材質の地色に見やすい色の文字で表示し、当該表示(板)の周囲に赤色塗料又は赤テープ等で枠を施すものとする。

6 緊急救助用スペースの設置基準

緊急救助用スペースは、次の(1)から(3)までに掲げる基準により設置するものとする。

(1) 大きさ、構造等

ア 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、原則としてそれぞれ10メートル以上とすること。

イ 緊急救助用スペースには、黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで緊急救助用スペースの境界線、®の標識、認識番号及び連絡装置の設置方向を別図 1－7 (別図 1－2 を含む。)に基づき表示すること。

ウ 床面の強度は、通常床強度とすること。

エ 床面の構造は、次によること。

(ア) プラットホーム式又は通常床式とし、床面は滑りにくい構造とすること。

(イ) 床面の最大縦横勾配は、消防活動等に影響しない程度の表面とすること。

(2) 消防用設備等

消火器を 5・(6)・イに示す基準に基づいて設置すること。

(3) 夜間照明設備、転落防止施設、待避場所及び連絡装置

それぞれ 5・(2)、(3)(アを除く。)、(5)及び(7)に示す基準に基づいて設置すること。ただし、5・(5)・イの待避場所の広さについては、概ね25平方メートル以上の広さとして差し支えないものとする。

また、境界灯にあつては、地上式のものとすることができる。

7 屋上出入口の構造等

屋上の出入口は、次の(1)から(5)までに掲げる基準による構造等とするものとする。

(1) 屋上には、建築物内の緊急離着陸場等をできるだけ段差のない通路で連絡した出入口を設置すること。

(2) 屋上の出入口は、避難階段及び非常用エレベーターと有効に通じていること

(3) 屋上の出入口の扉を施錠する場合は、次のいずれかの方法により解錠できること。

ア 電気を用いて施錠管理するものは、通電時施錠型の電気錠で自動火災報知設備の作動と連動して解錠する装置及び防災センター等からの遠隔解錠操作により一斉に解錠できる装置を設けること。

イ 屋内からは容易に破壊できるカバー付きの手元非常解錠装置を設け、屋外からは手動により解錠できる装置を設けること。

ウ その他これと同等の解錠性能を有するものとする。

(4) 階段室の屋上部分には、附室、前室等緩衝空間を設置すること。

(5) 3次救急医療機関等の屋上出入口は、担架を搬送するために必要な幅員を確保するとともに、担架の積載が可能な非常用エレベーター等に連絡していること。

8 排煙排出口の配置

機械排煙設備の排出口は、排出された煙が消防活動や避難の支障とならないよう配置すること。

9 非常用エレベーターの屋上着床

非常用エレベーターのある建築物は、棟ごとに1基以上の非常用エレベーター(奥行2メートル以上)が屋上に着床できることとし、当該エレベーターにその旨の表示をすること。ただし、7・(2)の基準を満たし、消防活動上及び救急患者搬送上支障がないと認められる場合は、屋上に着床しないことができる。

10 維持管理

緊急離着陸場等に係る各施設については、消防活動等を行う際に有効に活用で

きるよう別に定める点検実施要領に基づき適正に維持管理すること。

11 基準の特例

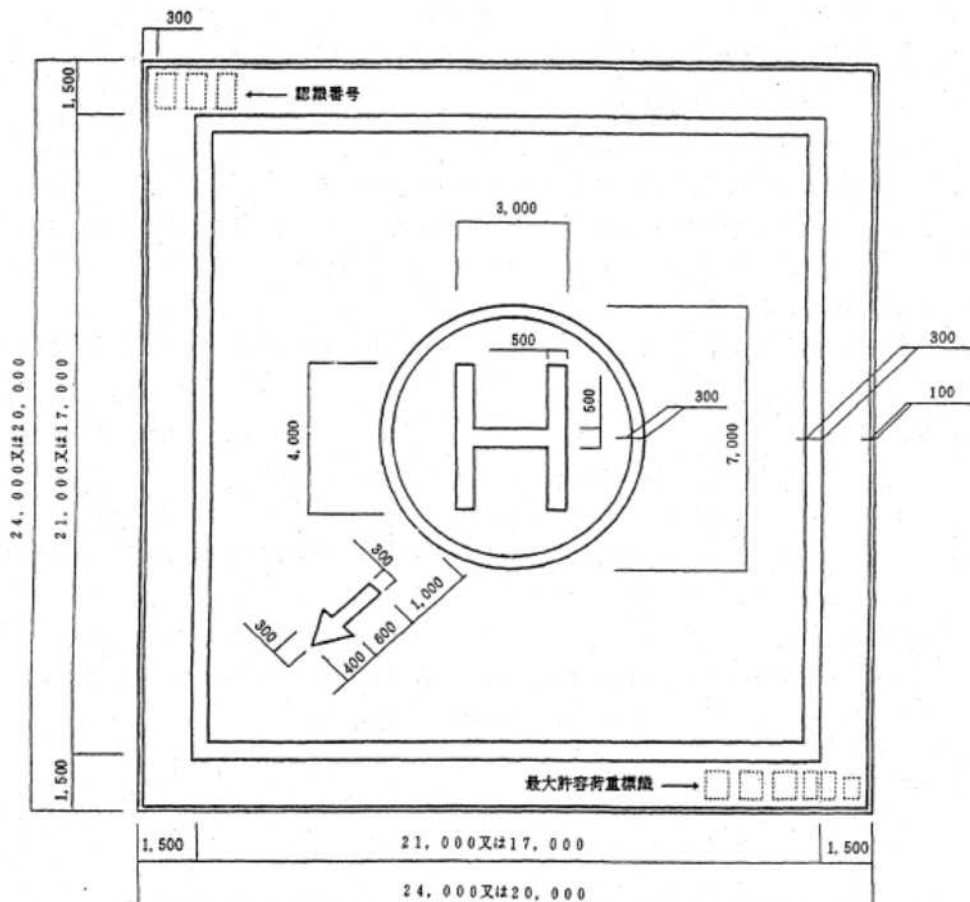
緊急離着陸場等の設置については、消防長が防火対象物の位置、構造及び設備等の状況から判断して、この基準によらなくとも消防活動上支障ないと認めるときは、この基準によらないことができるものとする。

12 図書の提出

緊急離着陸場等を設置するときは、あらかじめ緊急離着陸場等設置届出書（別記様式）及び当該届出書に添付する次の(1)から(7)までに掲げる図書を提出すること。

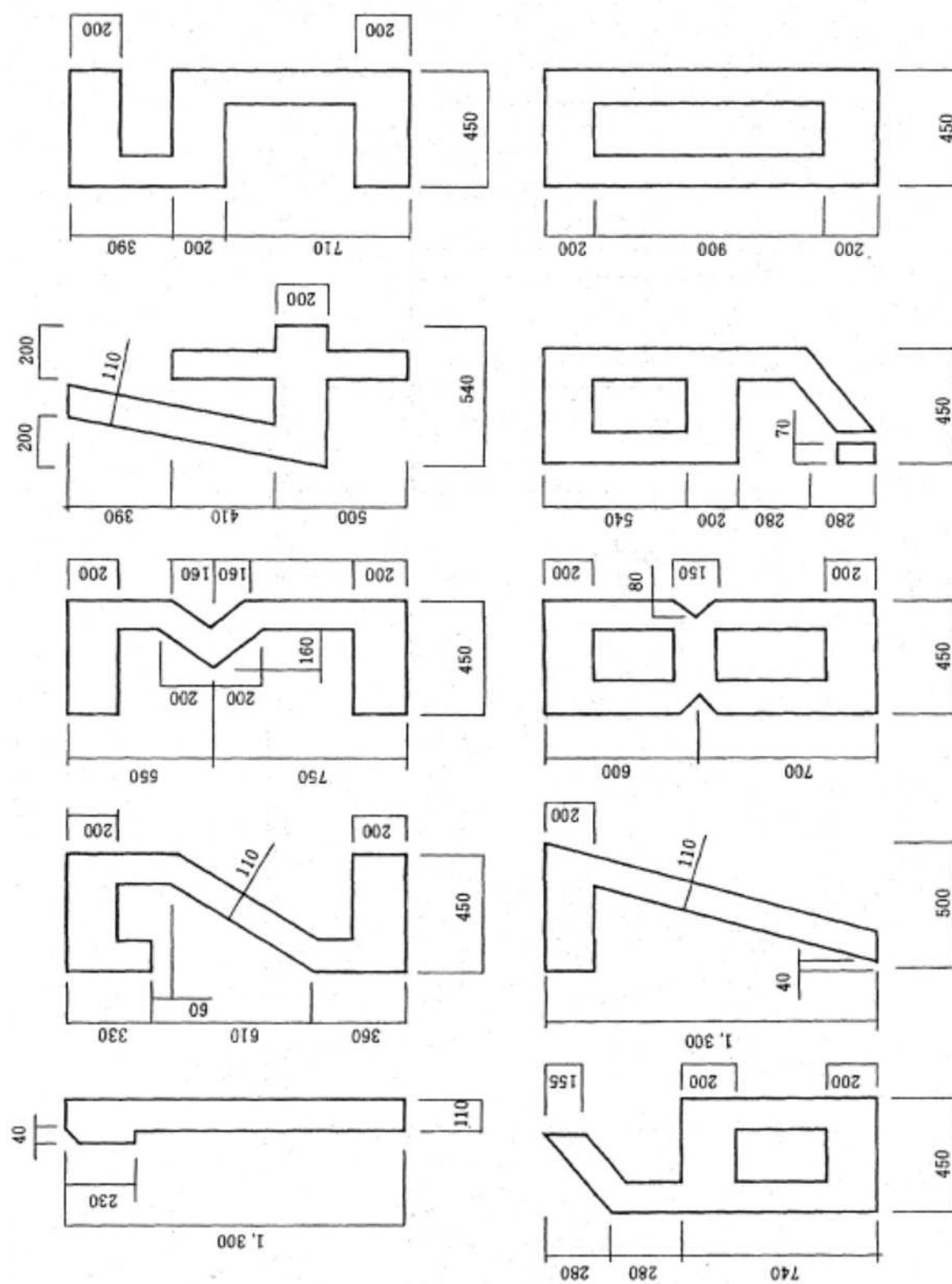
- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 防災センター等設置階、最上階及び屋上の平面図
- (4) 進入表面及び転移表面の水平投影図
- (5) 進入表面及び転移表面の断面図
- (6) 夜間照明設備及び緊急離着陸場等の消防用設備等の配置図
- (7) 構造計算書(緊急救助用スペースを設置する場合は除く。)

別図 1 - 1 緊急離着陸場図面



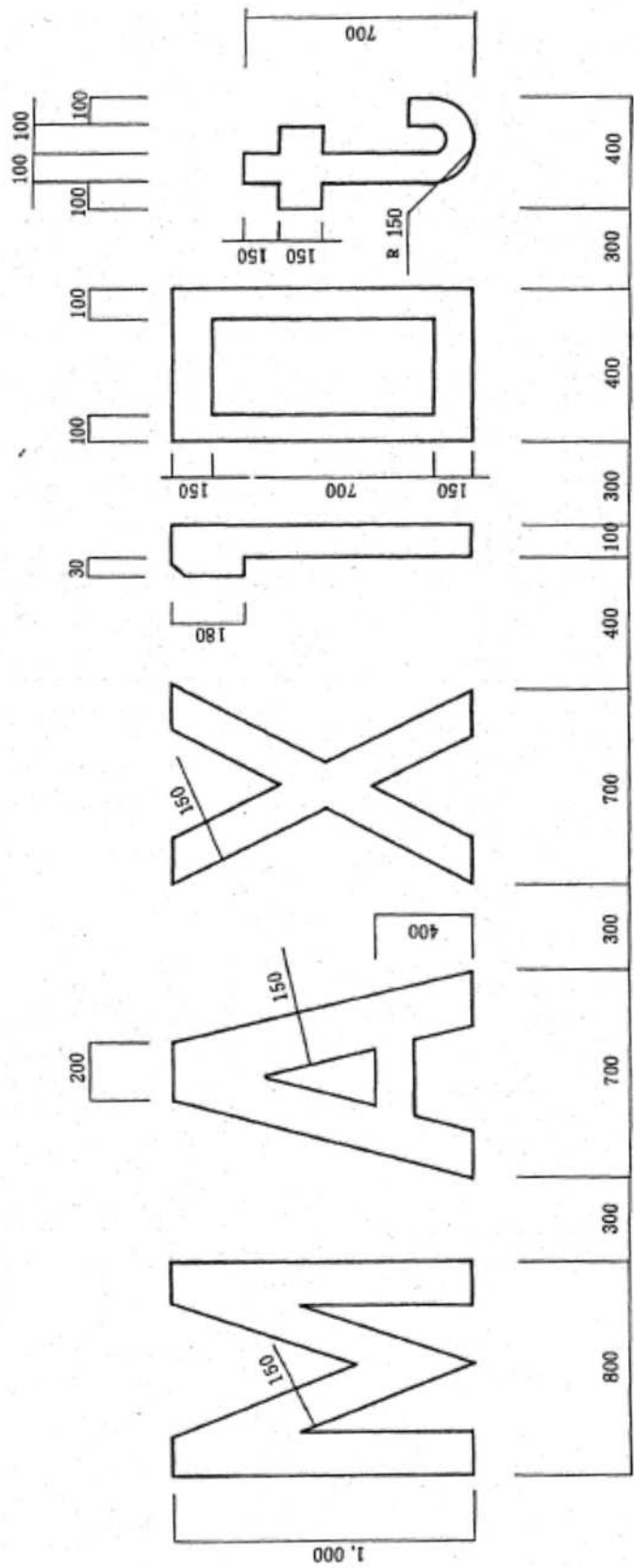
※単位は、ミリメートルとする。認識番号の文字間隔は、300ミリメートルとする。

別図 1 - 2 認識番号図面



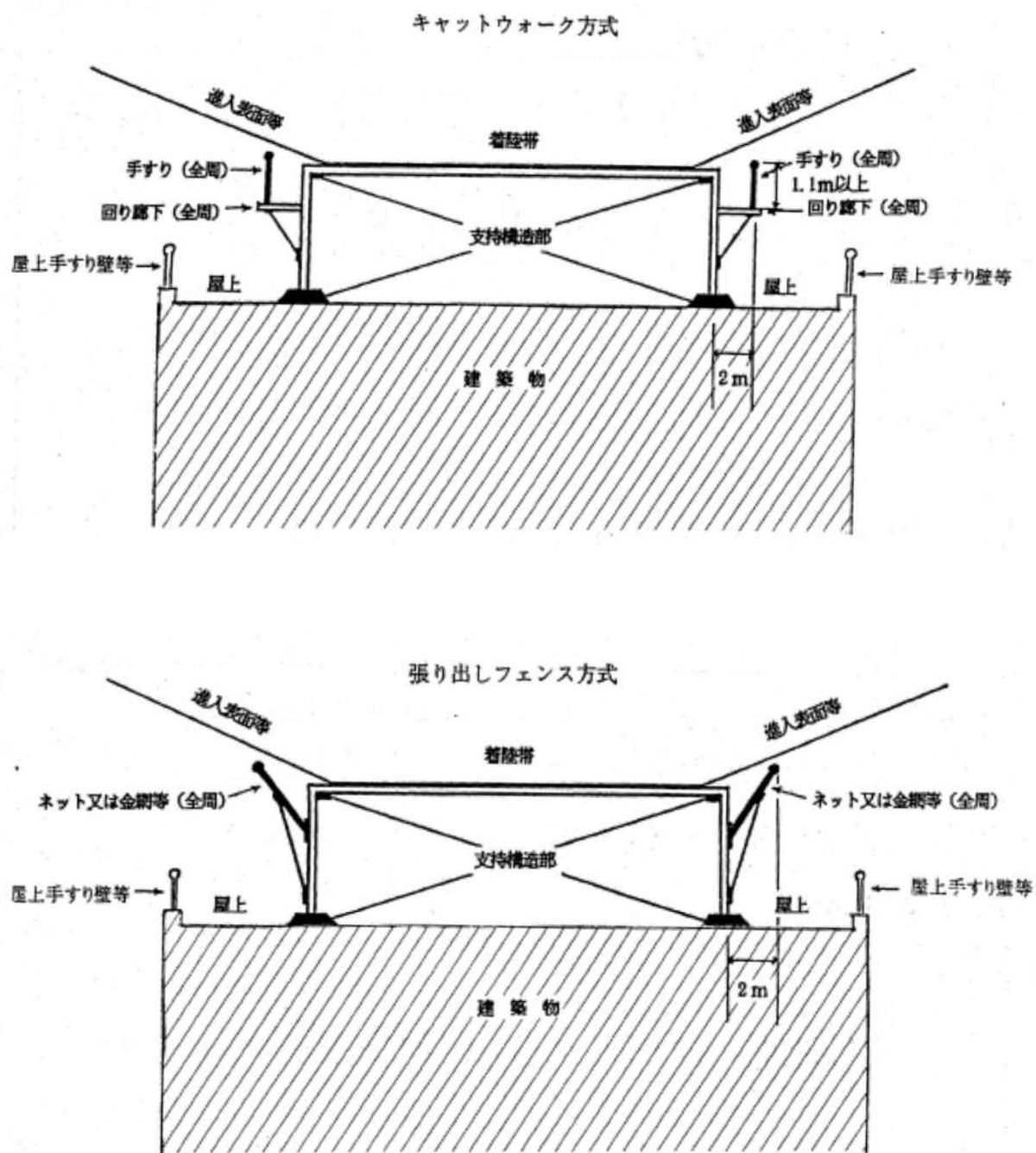
※単位は、ミリメートルとする。

別図 1 - 3



※単位は、ミリメートルとする。

別図 1 - 4 固定式転落防止施設の設置例



別図 1－5 可動起立式転落防止施設の操作方法等の表示例

ヘリコプター緊急離着陸場の転落防止用		フェンス 手すり 柵	の起立操作部
1	ヘリコプターが着陸するまでは、○○を起立させないでください。		
2	ヘリコプターが着陸したらこの	起立ボタンを押して 起立ハンドルを廻して	○○を起立してください。 (起立した○○が倒れないようにロックされたことを確認してください。)
3	完全に起立し、ロックされたことが確認された後、緊急離着陸場へ移動してください。		
4	ヘリコプターが着陸するときは、	収納ボタンを押して 収納側へハンドルを廻して	○○を収納してください。

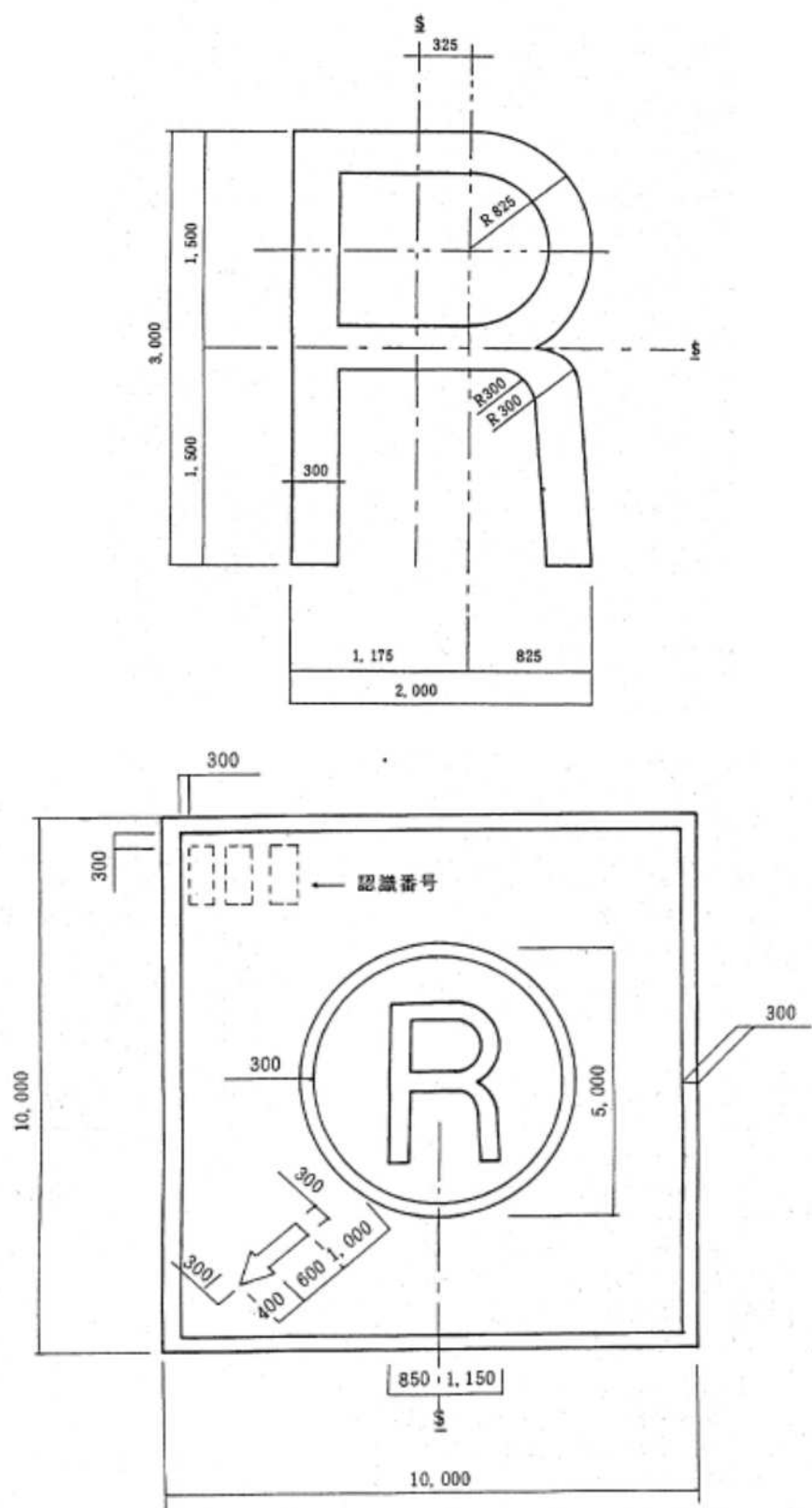
- (備考) 1 文字の大きさは、2センチメートル角の丸ゴシック等とする。
 2 表示は、白地に赤色文字とし、表示(板)の周囲を幅2センチメートル以上の赤枠で囲うこと。
 3 表示(板)の材質は、任意とする。

別図 1－6 待避標識

緊急用ヘリコプターが接近したら この場所に待避してください。
--

- (備考) 1 標識の大きさは、横125センチメートル、縦35センチメートルとする。
 2 文字の大きさは、7.5センチメートル角の丸ゴシック等とする。
 3 標識は、白地に赤枠(幅2センチメートル以上)とし、文字は赤色とする。
 4 標識の材質は、任意とする。

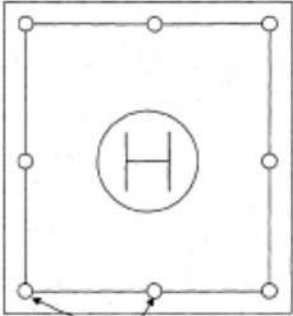
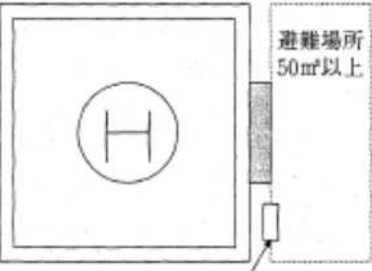
別図 1 - 7 緊急救助用スペース図面



※単位は、ミリメートルとする。認識番号の文字間隔は、300ミリメートルとする。

施設		緊 急 離 着 陸 場	
項目		基 準 の 概 略	図 解
制限表面	進入区域の長さ及び幅	長さは500m以上で、幅は着陸帯から500m離れた地点で、200m以上を確保できること。	
	進入表面の設定方向	原則として直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設け設定できる。	
	進入表面の勾配	進入区域上に勾配8分の1として設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。ただし、建築構造又は周囲の状況からやむをえない場合にあっては、勾配5分の1とすることができる。	
	転移表面の勾配	進入表面の両側に勾配2分の1として右図に示すとおり設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。ただし、建築構造又は周囲の状況からやむをえない場合にあっては、勾配1分の1とすることができる。	
離着陸帯等	大 き さ	3次救急医療機関等に設置する場合、原則として24m×24m以上、他の対象物に設置する場合、20m×20m以上とすること。	
	強 度	短期荷重としてとらえ、3次救急医療機関等に設置する場合は、13ton、他の対象物に設置する場合は、10ton以上とすること。	
	構 造	プラットホーム式又は通常床式とし、床面は滑り防止策を施すこと。	
	勾 配	最大縦横勾配は2%以下とすること。	
	標識及び認識番号等の表示	離着陸帯の外周線、着陸帯の境界線及びⓂの標識並びに離着陸帯内に認識番号、最大許容荷重及び連絡装置の設置方向を黄色(夜光塗料等)で表示すること。	
夜間照明設備 (非常電源付)	飛行場灯台	緊急離着陸場の付近で進入表面及び転移表面上に突出しない範囲に、飛行場灯台を設置すること。 (白色の閃光型)	
	境 界 灯	着陸帯に、埋込式の境界灯を等間隔に8個以上設置すること。	

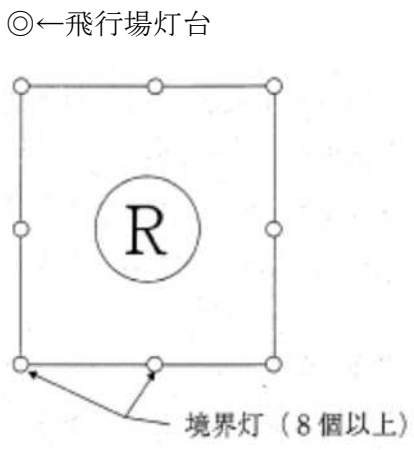
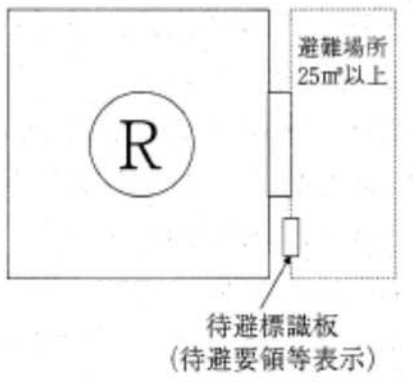
(緊急離着陸場その2)

施設 項目		緊 急 離 着 陸 場	
		基 準 の 概 略	図 解
夜間照明設備 (非常電源付)	着陸区域照明灯	離着陸帯を相はなれた位置から2基以上でふかん照明できるように設置すること。	◎←飛行場灯台  境界灯 (8個以上)
	低高度航空障害灯	離着陸帯側面から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件に設置すること。 (設置困難な場合には、夜光塗料等でもよい。)	
	夜間照明制御盤	緊急離着陸場の付近に夜間照明制御盤及び防災センター等に遠隔操作盤を設置すること	
	非常電源装置	連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備を設置すること。	
離着陸帯等	脱落・転落防止施設	航空機の脱落及び要救助者等の転落を防止するための施設を設置すること。 また、当該施設は進入表面及び転移表面から突出しない構造であること。	 待避標識板 (待避要領等表示)
	燃料流出防止装置	航空機の搭載燃料が流出した場合、雨水排水口に流れ込まない構造とすること。(ためます、油分離槽、側溝等を利用する方式とし、1,250ℓ以上の容量を確保すること。)	
	待避場所	屋上又は設置した緊急離着陸場周辺にヘリコプターが接近した場合に、要救助者等が待避する場所を設け、待避要領を表示すること。	
	消防用設備等	屋上又は緊急離着陸場付近に連結送水管及び消火器を設置すること。	
	連絡装置	緊急離着陸場の付近に防災センター等と連絡できる非常電話等を設置すること。	
その他の	屋上出入口の構造等	屋上出入口は、避難階段、非常用E V等と有効に通じていること。 また、出入口の扉は防災センター等で一括解錠できる装置又は屋外から手動で解錠でき、屋内からも手元非常解錠できる装置を設置すること。	
	排煙排出口	排煙口は、排出された煙が消防活動や避難に支障とならない位置に配置すること。	

(緊急救助用スペースその1)

施設		緊急救助用スペース	
項目		基準の概略	図解
制限表面	進入区域の長さ及び幅	長さは500m以上で、幅は緊急救助用スペースから500m離れた地点で、200m以上を確保できること。	
	進入表面の設定方向	原則として直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設け設定できる。	
	進入表面の勾配	進入区域上に勾配3分の1として設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。	
	転移表面の勾配	進入表面の両側に勾配1分の1として右図に示すとおり設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。ただし、上記の進入表面及び転移表面がとれない場合は、状況により進入表面及び転移表面を最高5mまで垂直方向に移行することができる。	
離着陸帯等	大きさ	原則として10m×10m以上とすること。	
	強度	通常床強度とすること。	
	構造	プラットホーム式又は通常床式とし、床面は滑り防止策を施すこと。	
	勾配	災害活動に影響しない程度の表面であること	
	標識及び認識番号等の表示	緊急救助用スペースの境界線及び®の標識並びに緊急救助用スペース内に認識番号及び連絡装置の設置方向を示す矢印を黄色(夜光塗料等)で表示すること。	
夜間照明設備 (非常電源付)	飛行場灯台	緊急救助用スペースの付近で進入表面及び転移表面上に突出しない範囲に、飛行場灯台を設置すること。(白色の閃光型)	
	境界灯	緊急救助用スペースに、埋込式又は地上型の境界灯を等間隔に8個以上設置すること。	

(緊急救助用スペースその2)

施設 項目		緊 急 救 助 用 ス ペ ー ス	
		基 準 の 概 略	図 解
夜間照明設備 (非常電源付)	着陸区域照明灯	緊急救助用スペースを相はなれた位置から2基以上でふかん照明できるように設置すること。	
	低高度航空障害灯	緊急救助用スペース側面から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件に設置すること。 (設置困難な場合には、夜光塗料等でもよい。)	
	夜間照明制御盤	緊急救助用スペースの付近に夜間照明制御盤及び防災センター等に遠隔操作盤を設置すること	
	非常電源装置	連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備を設置すること。	
離着陸帯等	転落防止施設	要救助者等の転落を防止するための施設を設置すること。 また、当該施設は進入表面及び転移表面から突出しない構造であること。	
	待避場所	屋上又は設置した緊急救助用スペースにヘリコプターが接近した場合に、要救助者等が待避する場所を設け、待避要領を表示すること。	
	消防用設備等	屋上又は緊急救助用スペース付近に消火器を設置すること。	
	連絡装置	緊急救助用スペースの付近に防災センター等と連絡できる非常電話等を設置すること。	
その他	屋上出入口の構造等	屋上出入口は、避難階段、非常用EV等と有効に通じていること。 また、出入口の扉は防災センター等で一括解錠できる装置又は屋外から手動で解錠でき、屋内からも手元非常解錠できる装置を設置すること。	
	排煙排出口	排煙口は、排出された煙が消防活動や避難に支障とならない位置に配置すること。	

第2 緊急離着陸場等に関する検査実施要領

1 検査の一般事項

- (1) 外観検査は、緊急離着陸場等の設置位置、構造、設備及び表示について確認すること。
- (2) 機能検査は、外観検査終了後、各設備等について機能を確認すること。
なお、非常電源による機能検査は、原則として建築物全体の消防用設備等の検査時に併せて実施するものとする。
- (3) 設置届等が検査した結果と相違するときは、改修の措置を講ずるよう指導すること。ただし、軽微な事項については、添付図書の訂正・押印をもってこれに替えることができる。
- (4) 検査は関係者立会のもとに実施し、関係者と相互に記録を確認できる方策を講ずること。
- (5) 検査終了後、すべての設備等を正常時に復すること。

2 制限表面(制限表面とは、進入表面及び転移表面をいう。以下同じ。)

外観検査(概略目視検査)で次の事項について確認する。

(1) 進入表面

緊急離着陸場等の設備及び周辺の構造物等が、緊急離着陸場にあっては8分の1の勾配(建築構造又は周辺状況等でやむをえない場合5分の1勾配)、緊急救助用スペースにあっては、3分の1勾配の表面上に突出していないこと。

(2) 転移表面

緊急離着陸場等の設備及び周辺の構造物等が、緊急離着陸場にあっては2分の1の勾配(建築構造又は周辺状況等でやむをえない場合1分の1勾配)、緊急救助用スペースにあっては、1分の1勾配の表面上に突出していないこと。

(3) 垂直移行制限表面

制限表面を最高5メートル上方に垂直移行して設置された緊急救助用スペースにあっては、周辺の構築物等が、上方に垂直移行した面を基準に設定された進入表面及び転移表面の勾配の表面上に突出していないこと。

3 離着陸帯等

外観検査で次の事項について確認する。

(1) 大きさ

緊急離着陸場等の大きさは、設置届等に記載された大きさであること。

(2) 強度

緊急離着陸場の強度は、使用するヘリコプターの離着陸に耐えうる堅固な強度であること。(最大許容荷重を設置届等の強度計算書で確認する。)ただし、緊急救助用スペースにあっては通常の屋上強度で支障ない。

(3) 構造

離着陸帯等の構造は、プラットホーム式又は通常床式であって、床面が滑りにくいものであること。なお、プラットホーム式緊急救助用スペースにあつて

は、開口率の少ないパンチングメタル等(人の歩行に支障とならないパンチングの間隔、大きさであること。)であれば支障ないものとする。

(4) 勾配

緊急離着陸場の勾配は、雨水等が溜まらないよう 2 パーセント以下の勾配(概略目視)が施されていること。

(5) 標識及び表示

緊急離着陸場の標識及び表示は、設置指導基準又は設置届等にも示されたとおりの大きさであって、黄色の夜光塗料等により標識及び表示が施されているか、次の事項について確認する。

ア 緊急離着陸場

- (ア) ㊦の標識・・・・・・・・・・・・・設置指導基準にも示された寸法
- (イ) 離着陸帯の外周線・・・・・・・・・・・・・設置指導基準にも示された大きさ
- (ウ) 着陸帯の境界線・・・・・・・・・・・・・設置指導基準にも示された大きさ
- (エ) 認識番号・・・・・・・・・・・・・3桁の番号
- (オ) 最大許容荷重・・・・・・・・・・・・・「MAX13 t」又は「MAX10 t」の表示
- (カ) 連絡装置の設置方向を示す矢印・設置指導基準にも示された寸法

イ 緊急救助用スペース

- (ア) ㊦の標識・・・・・・・・・・・・・設置指導基準にも示された寸法
- (イ) 緊急救助用スペースの境界線・・・・・設置指導基準にも示された大きさ
- (ウ) 認識番号・・・・・・・・・・・・・3桁の番号
- (エ) 連絡装置の設置方向を示す矢印・設置指導基準にも示された寸法

4 夜間照明設備(非常電源を含む。)

(1) 外観検査

夜間照明設備は、型式認定を受けた灯器又はこれと同等以上のものでヘリコプターの進入に障害とならない位置に堅固で確実に設置されているか、次の事項について確認する。

ア 飛行場灯台

緊急離着陸場等の付近でヘリコプターの進入に妨害とならない位置(離着陸帯外とする。)に(回転する飛行場灯台にあつては灯光光源の中心が水平面から角度 2 ～ 8 度上方(パラペット等の上端部以上)に向くように固定されていること。)設置されていること。

イ 境界灯

- (ア) 緊急離着陸場にあつては、埋込式で着陸帯の境界線上に等間隔で 8 個以上設置されていること。
- (イ) 緊急救助用スペースにあつては、埋込式又は地上型で緊急救助用スペースの境界線上に等間隔で 8 個以上設置されていること。

ウ 着陸区域照明灯

緊急離着陸場等を有効に照明できる位置で、灯光光源の中心軸が下向きに

なるよう確実に固定され設置届等に記載された数が設置されていること。

エ 低光度航空障害灯

(ア) 離着陸帯側面又は緊急救助用スペース側面から10メートル以内で勾配2分の1の表面上に突出している物件（アンテナ等）に設置されていること。

(イ) 低光度航空障害灯の設置が困難な部分（避雷針等）は、夜光塗料及び反射塗料が10センチメートル幅で、交互に帯状に塗色されていること。

オ 風向灯（吹流しを含む。）（設置されている場合に限る。）

(ア) 緊急離着陸場等の近傍で風の流れが構造物等の影響を受けない場所に、堅固で確実に固定されて設置されていること。

(イ) 吹流し本体は、保守管理が容易に実施できるよう取り付けであること。

カ 夜間照明制御盤

(ア) 緊急離着陸場等への連絡通路(階段)付近で、避難等の障害とならない場所に設置されていること。

(イ) 雨水等のかかるおそれのある場所にあつては、雨水等の侵入防止措置が講じられていること。

(ウ) 制御盤には、「ヘリコプター用夜間照明制御盤」である旨の表示がなされていること。

(エ) 防災センター等の遠隔操作盤には、(ウ)に準じた表示がなされていること。

キ 非常電源装置

(ア) 連続4時間以上の電源が継続供給可能な自家発電設備であること。
（燃料タンク容量の確認を含む。）

(イ) 非常電源装置からの配線は、耐火電線若しくは耐火構造とした主要構造部に埋設する等これと同等以上の耐火性能のある方法で保護されていること。

(2) 機能検査

機能検査は、設置されたすべての夜間照明灯器が、緊急離着陸場等の近傍に設置された夜間照明制御盤の操作及び防災センター等の遠隔操作盤による操作並びに非常電源による自動切替点灯において、適正に作動・点灯するかどうかを次の事項について確認する。

なお、当該検査では各照明灯器の球切れがなく、かつ、著しく明るさが低いものでないことの確認のみとし、照度の測定は要しないものとする。

また、電源回路及び操作回路の絶縁抵抗検査等は、消防用設備等の試験基準第28配線により行うこと。

ア 飛行場灯台

(ア) 飛行場灯台の灯光は、水平面を含む上方すべての方向から視認でき、航空空白の閃光であること。

(イ) 飛行場灯台の閃光回数は、1 分間に30～60回の範囲内であること。

イ 境界灯

境界灯の灯光は、航空黄の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までのすべての角度から視認できること。

ウ 着陸区域照明灯

着陸区域照明灯の灯光は航空可変白の不動光で、緊急離着陸場等の全面をふかん照明できること。

エ 低光度航空障害灯

低光度航空障害灯の灯光は航空赤の不動光で、光源の中心を含む水平面下15度より上方のすべての方向から視認できること。

オ 風向灯（吹流しを含む。）（設置されている場合に限る。）

風向灯の照明は、吹流しの指示する方向が明瞭に視認できる明るさを有するものであること。

カ 夜間照明制御盤

(ア) ランプチェック機能があるものにあつては、チェックボタンを押すことにより夜間照明制御盤内に取り付けてある各照明灯器を表示したランプが正常に点灯すること。

(イ) 「遠方」・「手元」切替機能がある制御盤の場合

a 夜間照明制御盤の切替スイッチを「遠方」（防災センター側）にし、防災センター等の遠隔操作盤のスイッチ操作によって各照明灯器が一斉に点灯・消灯すること。

b 防災センター等の遠隔操作盤のスイッチが「点灯」の状態で夜間照明制御盤の切替スイッチを「手元」（夜間照明制御盤側）にした場合、夜間照明制御盤のスイッチ操作によって各照明灯器が一斉に消灯・点灯すること。

c 夜間照明制御盤の切替スイッチは、常時「遠方」にしてあること。

(ウ) 「遠方」・「手元」切替機能がない制御盤の場合は後押し優先機能を有し、次の操作ができること。

a 防災センター等の遠隔操作盤のスイッチ操作によって各照明灯器が一斉に点灯・消灯すること。

b 防災センター等の遠隔操作盤のスイッチ操作によって点灯した各照明灯器が夜間照明制御盤のスイッチ操作によって一斉に消灯・点灯すること。

(エ) 常用電源によって点灯している各照明灯器を非常電源に切り替えた場合、自動切替・自動点灯すること。

また、非常電源から常用電源に切り替えた場合にも自動復旧・自動点灯すること。

5 脱落・転落防止施設等

(1) 外観検査

ア 脱落防止施設（緊急救助用スペースを除く。）

プラットホーム式の緊急離着陸場にあつては、ヘリコプターの脱落防止として高さ及び幅ともに10センチメートル程度のブロック（車輪止め）が離着陸帯の外周に堅固に固定して設けられていること。

イ 転落防止施設

(ア) 緊急離着陸場等の外周に有効な高さ（設置届等に記載された高さであること。）を有する転落防止用フェンス等が、制限表面から突出しない位置又は方法（キャットウォーク方式又は張り出しフェンス方式等）で堅固で確実に取り付けられていること。ただし、広い屋上に設けられた通常床式緊急離着陸場等の場合は当該屋上の転落防止用フェンス等が制限表面から突出せず、堅固に設置されていれば支障ないものとする。

(イ) 可動起立式の転落防止用フェンス等にあつては、操作方法等の表示がなされ、起立後、堅固で確実に固定される機構を有していること。

(ウ) 可動起立式の操作部は適切な場所・位置であり、操作部には設置指導基準に示された表示が設けられていること。

ウ 燃料流出防止施設（緊急救助用スペースを除く。）

(ア) 有効な床面の勾配と側溝が設けられていること。なお、側溝には、床面との高低差のないグレーチング等（人の歩行に支障ない隙間を有するものであること。）の蓋が取り付けられていること。

(イ) 側溝に集合配管が接続されており、配管の先端は合計1,250リットル以上の容量のためます又は合計1,250リットル以上の油層の容量を確保できる油分離槽に確実に結合されていること。ただし、1か所で1,250リットル以上の確保が困難な場合、625リットルのものが2個以上設置しであれば支障ないものとする。

(ウ) ためますには、燃料流出防止弁が取り付けであること。なお、緊急離着陸場への待避場所付近にためますの燃料流出防止弁の取扱要領を表示した表示（板）が設置されていること。

(エ) 油分離槽にあつては、常時水が張られていること。

エ 待避場所

(ア) 緊急離着陸場等が通常床式の場合は、屋上への階段等の出口と緊急離着陸場等の間で、階段等に近い側に設けられていること。

(イ) 緊急離着陸場等がプラットホーム式の場合は、屋上への階段等の出口と屋上から緊急離着陸場等へ至る階段等の間で、緊急離着陸場等への階段等に近い屋上部分に設けられていること。

(ウ) 緊急離着陸場等と屋上部分との高低差が5メートルを超える場合は、緊急離着陸場等の床面から1.5メートル程度低い位置に堅固な床等を設けて

設置されていること。

- (エ) 待避場所の広さは、緊急離着陸場にあつては概ね50平方メートル以上、緊急救助用スペースにあつては概ね25平方メートル以上の広さであること。
- (オ) 屋上部分と待避場所及び緊急離着陸場等の間を有効に行き来でき、担架等の搬送が容易にできる幅員及びゆるやかな勾配の階段等が設置されていること。
- (カ) 待避場所には、設置指導基準で示されている待避要領等を表示した待避標識が設置されていること。

(2) 機能検査（可動起立式の転落防止施設に限る。）

- ア スイッチ又はハンドルの操作により確実にかつ一斉に起立・収納ができること。
- イ 起立後、ロック機構により堅固に固定されること。
- ウ 電動機によるものにあつては、非常電源に切り換えた場合においても上記ア及びイが確実にできること。

6 消防用設備等

(1) 消防用設備

ア 連結送水管

消防用設備等の試験基準第21連結送水管によるほか、次の事項について確認する。

(ア) 外観検査

a 放水口

- (a) 結合金具は、呼称65Aの差込式の差し口であること。
- (b) 設置場所は、直通階段、非常用エレベーターの乗降ロビー又は階段の出入口から容易に識別できる位置で、かつ、緊急離着陸場等に近い位置に設けられていること。ただし、階段等の出入口から5メートル以上離れているものは、その旨の誘導標識が階段等の出入口から見やすい位置に設けられていること。
- (c) 放水口である旨の表示がされていること。
- (d) 放水口格納箱の扉は容易に開閉でき、放水口開閉弁の口金にホース結合金具の着脱が容易で、かつ、ハンドルの開閉が行いやすいように取り付けられていること。
- (e) 赤色の位置表示灯が上部に設けられていること。

b 放水用器具等

- (a) ホース格納箱は、放水口格納箱と兼用するか又は放水口の直近に設けられていること。
- (b) 格納箱には「放水器具格納箱」（放水口兼用の場合は「放水口」を併記）である旨の表示が施されていること。

- (c) 格納箱の扉は容易に開閉できること。
- (d) 格納箱には、呼称65Aの20メートルホース2本以上（離着陸帯を有効に包含できる数）と筒先1本が格納されていること。
- (e) 筒先は呼称65Aの結合器具（受け口）を有する筒先で、噴霧切り替えができるものであること。

(イ) 機能検査

a 検査方法

- (a) 消防自動車からの送水用ホースを送水口に接続する。
- (b) 放水口に、所要のホースと筒先を接続し放水体制をとる。
- (c) 消防自動車から送水を開始し、送水圧力0.5メガパスカル、0.7メガパスカル、1メガパスカルと順次圧力を上げ、放水部における圧力を測定する。
- (d) 加圧送水装置が設けられている場合は、(a)から(c)によるほか、送水開始後加圧送水装置を起動（非常電源による起動を含む。）させ、同様に放水圧を測定する。

なお、この場合、消防自動車からの送水圧力は、加圧送水装置の許容押込み圧力を超えないよう注意すること。

b 合否の判定

- (a) 筒先からの放水圧力が0.35メガパスカル以上であること。
- (b) 配管、弁等からの水漏れがないこと。
- (c) 加圧送水装置の起動及び圧力等は適正であること。

イ 消火器

消防用設備等の試験基準第1消火器によるほか、外観検査で次の事項について確認する。

(ア) 設置場所及び設置個数

- a 設置場所は、屋上又は緊急離着陸場等の付近で避難等の障害にならない場所であること。
- b 8リットル以上の泡又は強化液消火器若しくはこれと同等以上の性能を有する水系の消火器が2本以上設置されていること。

(イ) 消火器本体及び格納箱

- a 消火器本体は検定品であり、各部に変形、損傷等がないこと。
- b 消火薬剤の漏れ等がないこと。
- c 耐震措置を要する消火器は転倒防止等の措置が施されていること。
- d 雨水等のかかるおそれのある場所にあつては、雨水等の侵入防止措置を講じた格納箱に収納され、かつ、容易に取り出しができること。
- e 格納箱には「消火器」である旨の表示が施されていること。

(2) 非常連絡装置

ア 外観検査

- (ア) 非常連絡装置として非常電話等が、緊急離着陸場等に表示された連絡装置の設置方向を示す矢印の方向で、かつ、わかりやすい位置に設置されていること。
- (イ) 雨水等のかかるおそれのある場所にあつては、雨水等の侵入防止措置を講じた格納箱に収納されて設けられていること。
- (ウ) 格納箱には、「非常電話」である旨の表示が施されていること。

イ 機能検査

- (ア) 非常電話等は、緊急離着陸場等と防災センター等の双方から直通で容易に呼出し及び通話ができること。
- (イ) 非常電源に切り替えた場合においても緊急離着陸場等と防災センター等の双方から直通で容易に呼出し及び通話ができること。

7 その他

(1) 屋上出入口の構造等

ア 外観検査

- (ア) 屋上出入口は、緊急離着陸場等とできるだけ段差のない通路で連絡されていること。
- (イ) 屋上出入口は、避難階段、非常用エレベーター等と有効に通じていること。
- (ウ) 屋上出入口の扉の錠は、次のいずれかの装置によるものであること。
 - a 電氣を用いて施錠管理するものは、通電時施錠型の電氣錠で自動火災報知設備の作動と連動して解錠する装置及び防災センター等からの遠隔解錠装置により一斉に解錠できる装置が設けられていること。
 - b 手動により施錠管理するものは、屋内からは容易に破壊できるカバー付きの手元非常解錠装置、屋外からは手動により解錠できる装置が設けられていること。
 - c その他のこれらと同等の解錠性能を有する装置が設けられていること。

イ 機能検査

- (ア) 屋上出入口の扉で電氣を用いて施錠管理するものにあつては、自動火災報知設備の作動及び防災センター等のスイッチ操作で一括解錠できること。
また、非常電源に切り替えた場合においても同様に解錠できること。
- (イ) 屋上出入口の扉で手動により管理するものにあつては、屋内からは手元非常解錠装置の操作、屋外からは手動により容易に解錠できること。

(2) 排煙排出口

排煙排出口は、ヘリコプターの進入、離着陸、消防活動及び避難等に支障のない位置、場所に設置されていること。

第3 緊急離着陸場等に関する点検実施要領

1 付帯設備等の種類及び点検者の資格等

緊急離着陸場等における各種付帯設備等の種類は次のとおりとし、それぞれの設備等に対する点検者の資格については、次によることが望ましいものとする。

- (1) 夜間照明設備・・・・・・・・・・電気工事士（1種又は2種）
又は電気主任技術者（1種、2種又は3種）
若しくはこれらの設備に精通した者
- (2) 転落防止施設・・・・・・・・・・電気工事士（1種又は2種）
（電動機による可動起立式） 又は電気主任技術者（1種、2種又は3種）
若しくはこれらの設備に精通した者
- (3) 消火施設
 - ア 消火器・・・・・・・・・・乙種第6類消防設備士
又は第1種消防設備点検資格者
 - イ 連結送水管・・・・・・・・・・甲種若しくは乙種第1類、第2類消防設備士
又は第1種消防設備点検資格者
- (4) 非常連絡装置・・・・・・・・・・甲種若しくは乙種第4類消防設備士
又は第2種消防設備点検資格者
若しくはこれらの設備に精通した者
- (5) 電気錠装置・・・・・・・・・・電気工事士（1種又は2種）
又は電気主任技術者（1種、2種又は3種）
若しくはこれらの設備に精通した者

なお、上記以外の項目については、資格の有無を問わず防火対象物の関係者等が点検を実施して差し支えないものとする。

2 点検の期間等

項目ごとの点検報告の期間は、次によるものとする。

- (1) 外観点検及び機能点検は6か月ごと、総合点検は1年ごとを原則とする。
- (2) 点検結果の報告は、特定防火対象物にあっては1年に1回、その他の防火対象物にあっては3年に1回、予防課へ報告することが望ましいものとする。

3 点検の実施及び報告要領等

- (1) 点検実施要領は、別添点検実施要領のとおりとする。ただし、消火器、連結送水管、自家発電設備及び配線の点検実施要領は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等の点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年10月16日付け消防庁告示第14号）」（以下「告示第14号」という。）別表第1消火器具の点検の基準、別表第20連結送水管の点検の基準、別表第24自家発電設備の点検の基準及び別表第26配線の点検の基準並びに「消防設備等の点検要領の全部改正について（平成14年6月11日付け消防予第172号）」第1消火器具、第20連結送水管、第24自家発電設備及び第26配線の各点検要領により点検を実施するものとする。

- (2) 点検結果の記入様式は、様式 3－1「緊急離着陸場等点検票」のとおりとする。ただし、消火器、連結送水管、自家発電設備及び配線の点検票の様式は、告示第14号別記様式第1消火器具の点検票、別記様式第20連結送水管の点検票、別記様式第24自家発電設備の点検票及び別記様式第26配線の点検票によるものとする。
- (3) 点検結果を予防課へ報告する場合の様式は、平成16年消防庁告示第9号別記様式第1「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書」によるものとし、点検結果を記入した前記(2)の各別記様式を添付するものとする。ただし、別記様式第1、別記様式第20、別記様式第24及び別記様式第26については、防火対象物の点検結果報告に含めて報告されている場合は、省略することができる。
- (4) 前記1 付帯設備等の種類のうち、(1)、(2)、(3)イ、(4)及び(5)に付置される非常電源の点検については、防火対象物の消防用設備等の点検に合わせて実施してもよいものとする。

点検実施要領

第1 外観点検

1 離着陸帯等

(1) 点検方法

目視により次の項目について確認する。

- ア 進入表面及び転移表面
- イ 離陸帯の外周線及び境界線
- ウ ㊦又は㊲の標識
- エ 認識番号の表示
- オ 最大許容荷重の表示
- カ 非常連絡装置の設置方向を示す矢印
- キ 床面の状況

(2) 判定方法

- ア 進入表面及び転移表面の基準勾配から突出した構築物等が無いこと。
- イ 標識及び表示のペイント等にはく離がなく、鮮明であること。
- ウ 床面は、離着陸や救助活動の障害になるようなものが無く、かつ、滑りにくいものであること。

2 待避場所

(1) 点検方法

- ア 待避要領を表示した標識が鮮明であるかどうかを目視により確認する。
- イ 待避場所及び避難経路上に障害物が無いことを目視により確認する。

(2) 判定方法

- ア 待避要領を表示した標識が鮮明であること。
- イ 待避場所及び避難経路上に避難の障害となるようなものが無いこと。

3 夜間照明設備

(1) 飛行場灯台

ア 点検方法

- (ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。
- (イ) 変形、腐食及びパッキンの老化等が無いかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

- (ア) 取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。
- (イ) 打こん等の損傷、塗装のはく離及び腐食等が無いこと。
- (ウ) 雨水等の浸入防止用のパッキンに老化等が無いこと。
- (エ) 回転する灯台にあっては、その回転光軸部分が2～8度の仰角で取り付けられていること。

(2) 境界灯

ア 点検方法

(ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。

(イ) 変形、腐食及びパッキンの老化等が無いかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

(ア) 取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。

(イ) 打こん等の損傷、塗装のはく離及び腐食等が無いこと。

(ウ) 雨水等の浸入防止用パッキンに老化等が無いこと。

(3) 着陸区域照明灯

ア 点検方法

(ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。

(イ) 変形、腐食及びパッキンの老化等がないかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

(ア) 取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。

(イ) 打こん等の損傷、塗装のはく離及び腐食等が無いこと。

(ウ) 雨水等の浸入防止用パッキンに老化等が無いこと。

(エ) 灯光軸の中心が緊急離着陸場等の中央に向くように取り付けてあること。

(4) 風向灯（吹き流しを含む。ただし、設置されている場合に限る。）

ア 点検方法

(ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。

(イ) 変形、腐食及びパッキンの老化等が無いかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

(ア) 取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。

(イ) 打こん等の損傷、塗装のはく離及び腐食等が無いこと。

(ウ) 雨水等の浸入防止用パッキンに老化等が無いこと。

(エ) 吹き流しは、老化等による損傷が無いこと。

ウ 留意事項

吹き流しに老化等の損傷がある場合は、交換すること。

(5) 低光度航空障害灯（代替の夜光塗料等による塗料を含む。）

ア 点検方法

(ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。

(イ) 変形、腐食及びパッキンの老化等が無いかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

(ア) 取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。

(イ) 打こん等の損傷、塗装のはく離及び腐食等が無いこと。

- (ウ) 雨水等の浸入防止用パッキンに老化等が無いこと。
- (エ) 低光度航空障害灯の取付けが困難で夜光塗料等を塗色したものにあつては、夜光塗料等にはく離等が無く、鮮明であること。

(6) 夜間照明制御盤

ア 点検方法

- (ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。
- (イ) 変形又は雨水、塵等の浸入が無く、扉の開閉が確実にできるかどうかを目視及び開閉操作により確認する。
- (ウ) 鮮明に表示がなされているかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

- (ア) 取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。
- (イ) 変形、損傷及び著しい腐食等が発生していないこと。
- (ウ) 制御盤内に雨水等の滞留が無いこと。
- (エ) 扉の開閉が確実にできること。
- (オ) 夜間照明制御盤である旨の表示が鮮明であること。

4 脱落・転落防止施設等

(1) 脱落防止施設

ア 点検方法

脱落防止ブロック等の固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

脱落防止ブロック等に破損、亀裂等が無く、堅固に取り付けられていること。

(2) 転落防止施設

ア 点検方法

- (ア) 固定式又は可動起立式の手すり等の取付け状態に異常が無いかどうかを目視により確認する。
- (イ) 変形及び腐食等が無いかどうかを目視により確認する。
- (ウ) 可動起立式の手すり等にあつては、ロック機構に変形等が無いかどうかを目視により確認する。
- (エ) 可動起立式の操作部である旨及び操作方法等の表示が鮮明になされているかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

- (ア) 手すり等の取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。
- (イ) 手すり等に変形、損傷及び著しい腐食等が無いこと。
- (ウ) 可動起立式の手すり等にあつては、操作部である旨及び操作方法等の表示が鮮明であり、ロック機構に変形等が無いこと。

(3) 燃料流出防止施設

ア 点検方法

- (ア) 堤体(脱落防止ブロック兼用等)にひび割れ、隙間等が無いかどうかを目視により確認する。
- (イ) 側溝、配管につまり等が無く、かつ、配管の結合部にゆるみが無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。
- (ウ) ためますに亀裂、腐食及び錆等が無く、かつ、雨水が溜まっていないかどうかを目視により確認する。
- (エ) ためますの燃料流出防止弁に錆等が無いかどうかを目視により確認する。
- (オ) 燃料流出防止弁の取扱説明表示が鮮明であるかどうかを目視により確認する。
- (カ) 油分離槽に亀裂、腐食及び錆等が無く、かつ、水が必要量張られていることを目視により確認する。

イ 判定方法

- (ア) 堤体(脱落防止ブロック兼用等)にひび割れ、隙間等が無いこと。
- (イ) 側溝、配管につまり等が無いこと。
- (ウ) 配管の結合部にゆるみが無いこと。
- (エ) ためますに亀裂、腐食及び錆等が無く、かつ、雨水が溜まっていないこと。
- (オ) ためますの燃料流出防止弁に錆等が無く開閉が容易であること。
- (カ) 燃料流出防止弁の取扱説明表示が鮮明であること。
- (キ) 油分離槽に亀裂、腐食及び錆等が無く、かつ、水が必要量張られていること。

5 非常連絡装置

(1) 格納箱

ア 点検方法

- (ア) 変形、腐食及び塵等の浸入が無く、扉の開閉が確実にできるかどうかを目視及び開閉操作により確認する。
- (イ) 非常連絡装置である旨の表示が鮮明であるかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

- (ア) 変形、損傷及び著しい腐食等が発生していないこと。
- (イ) 格納箱の内部に塵、水等が浸入していないこと。
- (ウ) 扉の開閉が確実にできること。
- (エ) 表示に汚損等が無く、鮮明であること。

(2) 電話機等

ア 点検方法

変形、損傷が無く確実に接続されているかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

変形、損傷が無く、確実に接続されていること。

6 屋上出入口の構造等

(1) 点検方法

ア 屋上出入口、避難階段等に避難の障害若しくは患者の搬送に支障となるようなものが無いかどうかを目視により確認する。

イ 屋上出入口扉の電気錠又はカバー付き手元解錠装置(以下「電気錠等」という。)に破損、錆、腐食等が無いかどうかを目視により確認する。

(2) 判定方法

ア 避難の障害、患者の搬送に支障となるようなものが無いこと。

イ 電気錠等の解錠装置に破損、錆、腐食等の異常が無いこと。

第2 機能点検

1 夜間照明設備

(1) 点検方法

ア 夜間照明制御盤並びに防災センター等の遠隔操作盤のスイッチ操作により各照明灯器が一斉に「点灯」及び「消灯」するかを確認する。

イ 防災センター等の遠隔操作盤のスイッチを「点灯」にした状態で、夜間照明制御盤のスイッチ操作によって各照明灯器が一斉に「消灯」及び「点灯」するかを確認する。

(2) 判定方法

ア 各照明灯器に球切れが無いこと。

イ 同一灯器で複数(境界灯等)取り付けである場合、灯器の明るさが著しく低いものが無いこと。

ウ 飛行場灯台は、1分間に30～60回の閃光を発していること。

(3) 留意事項

ア 各照明灯器に球切れがある場合には、電球を交換すること。

イ 同一灯器で著しく明るさの低いものは、電球を交換すること。

2 転落防止施設(可動起立式)

(1) 点検方法

操作部の操作により一斉に起立・収納が速やかに行われ、起立後、ロック機構により堅固に固定されているかどうかを確認する。

(2) 判定方法

ア 電動又は手動において、起立・収納が容易で確実にできること。

イ 起立後、ロック機構により堅固に固定できること。

3 非常連絡装置(電話機等)

(1) 点検方法

防災センター等と緊急離着陸場等の双方からの呼出し及び通話ができるかどうかを確認する。

(2) 判定方法

防災センター等と緊急離着陸場等の双方からの呼出し及び通話が確実にできること。

4 屋上出入口（解錠装置）

(1) 点検方法

ア 電気錠の場合は、防災センター等の解錠操作（自動火災報知設備の連動を含む。以下同じ。）で一括解錠できるかどうかを確認する。

(2) 判定方法

ア 電気錠の場合、防災センター等の解錠操作で一括解錠できること。

イ カバー付き手元解錠装置の場合、カバーを取り外した状態で容易に解錠できること。

第3 総合点検

1 夜間照明設備

(1) 点検方法

常用電源で「点灯」している各照明灯器が、非常電源に切り替わった場合に自動的に切り替わって点灯し、また、非常電源から常用電源に切り替わった場合にも、自動的に復旧して各照明灯器が、自動点灯するかどうかを確認する。

(2) 判定方法

非常電源への切替え、復旧に対して、自動的に各照明灯器が点灯すること。

(3) 留意事項

非常電源による夜間照明設備の総合点検は、防火対象物の非常電源の点検時に併せて実施することができるものとする。

2 転落防止施設（電動機を用いる可動起立式のものに限る。）

(1) 点検方法

ア 非常電源により、確実かつ一斉に起立・収納できるかどうかを確認する。

イ 起立後、ロック機構により堅固に固定できるかどうかを確認する。

(2) 判定方法

確実に起立・収納が行われ、ロック機構により堅固に固定されること。

(3) 留意事項

非常電源による転落防止施設（可動起立式）の総合点検は、防火対象物の非常電源の点検時に併せて実施することができるものとする。

3 非常連絡装置（電話機等）

(1) 点検方法

非常電源において、防災センター等と緊急離着陸場等の双方からの呼出し及び通話ができるかどうかを確認する。

(2) 判定方法

防災センター等と緊急離着陸場等の双方からの呼出し及び通話が確実にできること。

(3) 留意事項

非常電源による電話機等の総合点検は、防火対象物の非常電源の点検時に併せて実施することができるものとする。

4 屋上出入口（電気錠）

(1) 点検方法

停電時に解錠状態となること及び非常電源において、防災センター等の解錠操作で一括解錠できるかどうかを確認する。

(2) 判定方法

停電時に解錠状態となること及び非常電源において、防災センター等の解錠操作で一括解錠できること。

(3) 留意事項

非常電源による電気錠の総合点検は、防火対象物の非常電源の点検時に併せて実施することができるものとする。

5 自家発電設備の燃料油量

(1) 点検方法

定格出力において連続4時間以上の運転に十分な貯油量（計算値）があるかどうか燃料タンクの油量計により確認する。

(2) 判定方法

十分な貯油量があること。

(3) 留意事項

油量点検は、防火対象物の自家発電設備の点検時に併せて実施することができるものとする。

(その1)

ヘリコプター緊急離着陸場等点検票					
名 称			防火管理者		
所 在 地			立 会 者		
点検種別	外観・機能・総合	点 検 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日		
点 検 者	資格 番号	点 検 者 所属会社	社名 TEL		
	氏名		住所		
点 検 項 目		点 検 結 果			措置内容
		種別・容量等の内容	判定	不良内容	
外 観 点 検					
緊 急 離 着 陸 場 等	進入表面・転移表面				
	着陸帯外周・境界線				
	㊦又は㊧の標識				
	認 識 番 号				
	最 大 許 容 荷 重				
	非常連絡装置方向の矢印				
	床 面 の 状 況				
待 避 場 所					
夜 間 照 明 設 備	飛 行 場 灯 台				
	境 界 灯				
	着 陸 区 域 照 明 灯				
	風 向 等				
	低光度航空障害灯				
	夜間照明制御盤				
	遠 隔 操 作 盤				
脱 落 防 止 施 設 等 ・ 転 落	脱 落 防 止 施 設				
	転 落 防 止 施 設				
	燃料流出防止施設				

ヘリコプター緊急離着陸場等点検票（その2）

非常連絡装置	格納箱				
	電話機等				
屋上の構造等 屋上出入口	障害物の有無				
	電気錠装置				
	手元解錠装置				
機能点検					
夜間照明設備	飛行場灯台				
	境界灯				
	着陸区域照明灯				
	風向等				
	低光度航空障害灯				
	夜間照明制御盤				
	遠隔操作盤				
転落防止施設（可動起立式）					
非常連絡装置（電話機等）					
屋上出入口等	電気錠装置				
	手元解錠装置				
総合点検					
夜間照明設備					
転落防止施設（可動起立式）					
非常連絡装置（電話機等）					
屋上出入口等（電気錠）					
自家発電設備（燃料の量）					
備考					

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 点検結果の種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入してください。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入してください。
- 4 措置欄には、点検の際、措置した内容を記入してください。

第4 緊急離着陸場等に関する執務資料

問1 高層建築物等の屋上にヘリコプターの緊急離着陸場等を設計するに際し、ヘリコプターの進入表面等を第一に設定する必要があると思われるが、当該進入表面等を設定する判断基準はどのようなものか。

答 高層建築物の屋上に設置するヘリコプターの緊急離着陸場又は緊急救助用スペース(以下「緊急離着陸場等」という。)への進入表面等を設定するには、第一に、進入表面及び転移表面(注1)上に屋上の障害物(塔屋、避雷針等)が突出しない方向を検討する。第二に、緊急離着陸場等を中心とした半径500メートル以内に存在する他の高層建築物等を考慮する。

なお、いずれの方向にも設定可能な場合は、岡崎市付近の恒風(注2)に近い方向、即ち東西方向又は南北方向(図4-1)に進入表面を設定する。

また、進入表面が東西又は南北等の直線2方向(180度)に設定できない場合には、90度以上間隔を設けて進入表面を設定することができる。

(注1) 進入表面及び転移表面の勾配基準:航空法第2条、航空法規則第2条及び第3条の2に規定されるものである。

※ 進入表面とは、航空機の離陸直後又は最終着陸の際の直線飛行の安全を確保するために設定される制限表面である。

※ 転移表面とは、航空機が着陸のため進入を誤ったとき、着陸をやり直すための離脱の安全を確保するために設定される制限表面である。

(注2) 恒風:年間を通じて統計的に一番多く吹く風向きの風を恒風といい、岡崎市付近の恒風は、北西の風である。

[参考]ヘリコプターの着陸進入について

ヘリコプターの運航において、特にホバリングや離着陸(低速)時に、横風又は追い風が強い場合には、非常に影響を受けやすく不安定となるため、可能な限り正対風(注3)でのホバリングや離着陸が要求される。

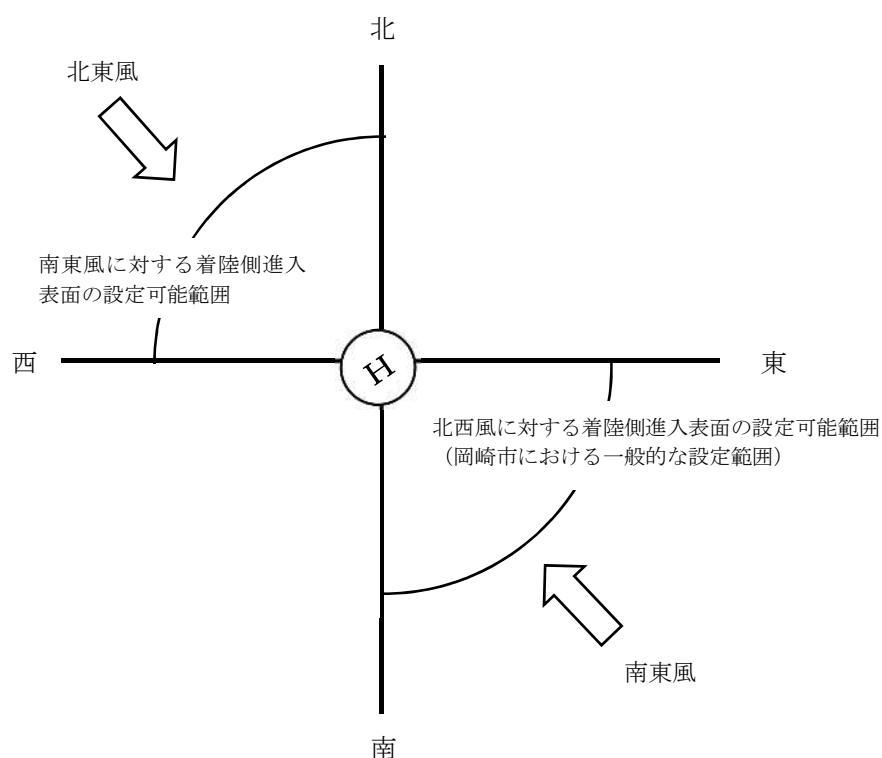
したがって、進入方向を風だけの要素で考えるならば北西風に正対する南東方向からの進入が最適である。

しかしながら進入方向は、風だけの要素で決定されるものではなく建築物屋上の広さ、障害物、進入表面等の設定の可否によって決定されるものであり、北西風に対する進入表面としては、西向きと北向きの間の90度の範囲内で進入表面等の設定が可能である。(図4-1参照)

また、決定された進入表面に対して、時には風向きが逆方向から吹くこともあるので、その場合には逆方向から進入することになる。

(注3) 正対風:ホバリング又は離着陸の際、ヘリコプターの正面(機首)に向かって吹いてくる風のことであり、言い替えれば、ある方向から風が吹いている場合に、その風の吹いてくる方向にヘリコプターの機首を向けてホバリング又は離着陸を行うことによって風に正対することになる。

図 4－1 風向きに対する進入表面の設定可能範囲



問 2 ヘリコプターの緊急離着陸場等への進入方向の表示は、いかにするか。

答 ヘリコプターの進入方向の表示について特に定めがないが、緊急離着陸場等に表示されるⓂマーク又はⓇマークを、設定した進入表面から見て読み取れる向きに表示することとする。

なお、Ⓡマークについては、直線 2 方向の進入表面のうち、南側に近い方向の進入表面から読みやすい向きに表示することが望ましい。

問 3 緊急離着陸場等の付近に風向灯（吹流し付き）を常時設置する必要があるか。また、設置の必要がある場合、その設置基準を示されたい。

答 1 常時設置の必要がある。ただし、周囲の状況及び他の設置物で風向等が容易に認識できる場合はこの限りでない。この場合、予防課と十分協議されたい。

2 風向灯（吹流し付き）の設置（注 4）場所は、離着陸帯又は緊急救助用スペース以外の離れた場所で進入表面及び転移表面から上に突出せず、かつ、離着陸帯床面から上部の風の乱れのない位置とし、高さは最低でも吹流しの全長以上とする。

（注 4）風向指示器の設置：航空法規則第 79 条第 1 項第 14 号に「飛行場標識の施設」の設置規定があり、そのなかで「風向指示器」としては通常は吹流しを設置している。

また、風向指示器には、航空法規則第 117 条 1 項第 3 号コの規定中に風向

灯（航空機に風向を示すために設置する灯火）の設置が定められており、その設置基準は、夜間において少なくとも300メートルの上空から風向指示器（吹流し）の指示する方向が明瞭に視認できるような照明を有するものであることとされている。（図4-2参照）

図4-2 風向灯（吹流し付き）の設置例



〔航空法規則別表第5〕

吹流しの形状

布製で長さ2メートル以上

頭部直径60センチメートル以上

尾部直径20センチメートル以上

吹流しの色彩

背景と反対色で1色又は数色

（一般的には赤、白2色）

問4 緊急離着陸場等技術基準によれば、脱落防止施設及び燃料流出施設を設置することとされているが、どのような設置方法があるか。

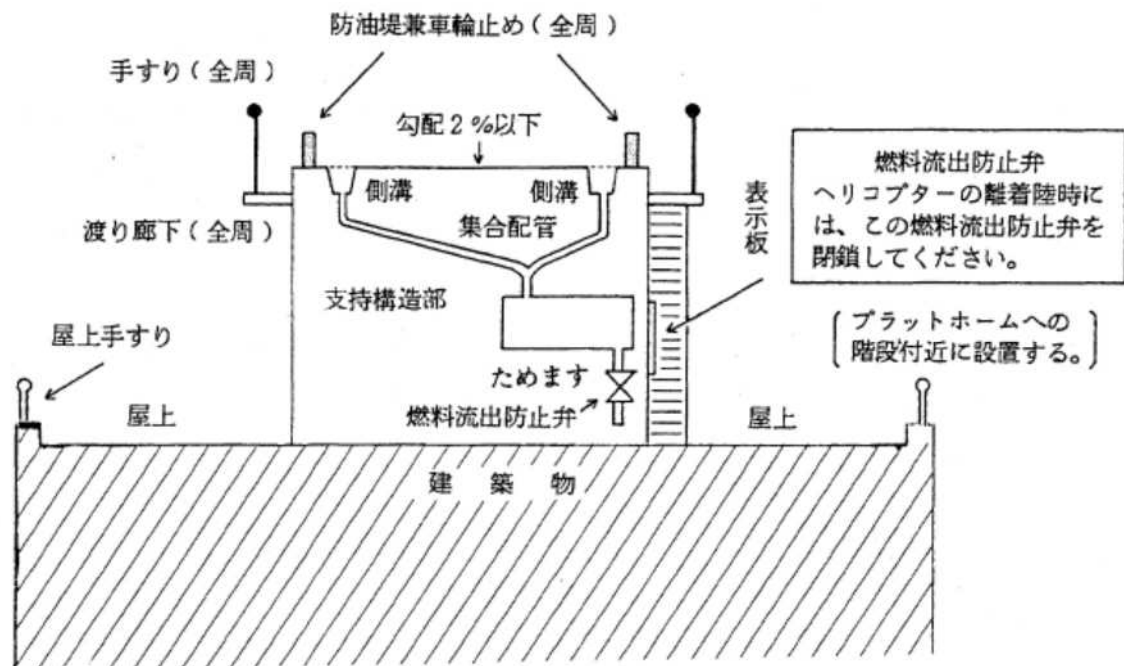
答 離着陸帯の外周にヘリコプターの脱落防止施設（注5）として、進入表面及び転移表面から突出しないよう高さ10センチメートル、幅10センチメートル程度の車輪止め及びその内側に燃料の流出防止施設として側溝を設置し、その側溝には集合配管を接続して配管端末にためます等を設置する。（注6）（図4-3参照）

（注5）脱落防止施設等：航空法規則第79条第1項第10号「構築物上のヘリポートの付帯施設」として規定されているもので、ヘリコプターの脱落防止施設（車輪止め）及び燃料の流出防止施設（防油堤、ためます又は油分離槽（以下「ためます等」という。））をいう。

（注6）燃料流出防止用ためます等は、愛知県消防航空隊が所有するベル式412EP型ヘリコプターの燃料搭載量が約1,250リットルであるので、ためます等の容量もこれを満足する容量以上とすること。

なお、ためます等の設置スペースが不足する場合には、625リットルのものを2か所にわけて設けてもよい。

図4-3 燃料流出防止施設（ためます）の例



- 問5 建築物等の屋上に支持構造部を設置し、その上に緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設けた緊急離着陸場等（以下「プラットホーム式」という。）においては、屋上から当該離着陸帯までの通路（階段）を設けなければならないが、当該通路（階段）の設置位置は進入表面に対してどの位置に設置したらよいか。
- 答 当該建築物の屋上部分から離着陸帯への通路（階段）の設置位置は設定した進入表面に対して左側又は右側に設置すること。

なお、当該通路（階段）の手すりについては、転移表面より上部に突出しないように設けるものとする。

[参考]離着陸帯への通路（階段）について

ヘリコプターが着陸した際、尾部回転翼（テールローター）による危害防止の観点から、設定した進入表面に対して左側又は右側に設定する。

- 問6 建築物の屋上の大きさ等から、進入表面上に避雷針が突き出ざるを得ないような場合、避雷針の構造を変える方法はないか。

答 緊急離着陸場又は緊急救助用スペースに設置される転落防止柵（金属製）を避雷針の代替として「棟上げ導体」とする方法がある。

- 問7 プラットホーム式の場合の床構造として、鋼製のグレーチングを使用しでもよいか。

答 地面効果（注7）を損なうので、空気が流通する構造の床材を使用してはならない。ただし、緊急救助用スペースにあっては、開口率の少ないパンチング

メタル等であれば使用しても支障ない。

(注7) 地面効果：ヘリコプターが地表面付近でホバリングをする場合、回転翼による空気の吹き降ろしと地表面の関係で揚力の増加を発生する効果を地面効果といい、地表面での空気の反発が大きいほどその影響は大きい。

なお、地面効果の有効な範囲は回転面の半径に等しい高度のホバリングまでとされている。

問8 火災時に作動する排煙設備の排煙口を高層ビルの屋上部分に設ける場合、緊急離着陸場等への影響をさけるため、いかに設置したらよいか。

答 火災時に排煙口から排出される煙は、ヘリコプターの離着陸及び要救助者(避難者)に多大の影響を与えることになるので、できるだけ離着陸帯又は緊急救助用スペースから離すとともに、設定した進入表面の左側又は右側で離着陸帯又は緊急救助用スペースに通ずる階段の反対側の位置に排煙口を設置する。

問9 緊急離着陸場の離着陸帯の床面強度は、短期荷重として13トン又は10トン以上となっているが、具体的な強度設計はどのようにしたらよいか。

答 離着陸帯の床面荷重は、一点に対する集中荷重として設計すること。

問10 緊急離着陸場等技術基準では、離着陸帯の床面強度に対する最大許容荷重を表示することとされているが、当該表示はどのような数値を表示すればよいか。

答 使用するヘリコプターの全備重量に2.25(衝撃係数)を乗じた値以上の強度を示されたい。

したがって、3次救急医療機関等に設置する場合、「MAX13t」、他の対象物に設置する場合、「MAX10t」を表示するものとする。

問11 プラットホーム式の緊急離着陸場等において離着陸帯の下部が建築基準法上の「階」に算定されることがあるが、「階」に算定されない構造としてはどのような構造が考えられるか。

答 建築主事(建築指導課等)の判断によるが、離着陸帯が工作物となり「階」に算定されない条件としては、次のことが考えられる。

- (1) 離着陸帯の下部を用途として使用しない。(クーリングタワー等の設置も認められない。)
- (2) 建築物躯体と支持構造物が構造的に別であること。(ピン構造等とし、建築物躯体の柱と直接接続しない。)
- (3) 外観上、工作物と認められる形態であること。(支持構造部の周囲を化粧板等の壁で囲わない。)

問12 高層建築物の屋上に設置された緊急離着陸場等の竣工検査時に、直接ヘリコプターが飛来して運航上支障がないかどうかを調査し、検査の可否を判定したらどうか。

答 緊急時には、高層建築物の屋上の限定された狭い場所での運航となるので、安全上からも理想的な判定方法であると思われる。しかしながら、竣工時の運航は緊急時とは認められず、あくまでも愛知県防災航空隊の許可を要することとなるため、早期に愛知県防災航空隊と調整を図り、遅延なく検査が受けられるようにすること。

問13 緊急離着陸場等技術基準で規定されている夜間照明のうち、「飛行場灯台」は「位置表示灯」で代替する事できないか。

また、「境界灯」8個のうち4個については「サーチライト」で認められるか。

答 航空法第79条のただし書きによる飛行場外離着陸場の許可のうち夜間についての許可は、航空法規則に定められた夜間照明設備の設置が必要である。

したがって、緊急離着陸場等といえども、原則として航空法規則に基づく型式認定を受けた夜間照明用灯器又はこれと同等以上の性能を有するものの設置が必要となる。

(1) 飛行場灯台（注8）は、夜間遠くの上空からでも緊急離着陸場等の位置がわかることが要求されるので、閃光型灯台を設置すること。なお、岡崎市内に設置される緊急離着陸場等で「緊急離着陸場等設置届出書」が提出され、かつ、有効な着陸区域照明灯が設置されるものにあっては、飛行場灯台を省略しても差し支えない。

(2) 境界灯（注9）は、8個以上設置するものであるが、どうしても設置が困難である場合には、4基以上の着陸区域照明灯（注10）を相はなれた位置から有効にふかん照明できるよう設置することで差し支えない。

（注8）飛行場灯台：航空法施行規則第117条第1項第3号イに規定されている。

（注9）境界灯：航空法施行規則第117条第1項第3号サに規定されているもので、次のとおりである。

(1) 灯器は、着陸帯の境界線上に、陸上飛行場にあっては15メートル以下のほぼ等間隔に8個以上設置すること。

(2) 灯光は、航空白又は航空黄の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までのすべての角度から見えるものであること。（※）

（※）灯光白色は、着陸場所と乗降場所が別々に設置されている場合に使用する。

また、灯光黄色は、着陸場所と乗降場所が同一の場合に使用する。

したがって、緊急離着陸場等においては、航空黄の境界灯を使用するものとする。

(3) 光度は、10カンデラ以上であること。

(注10) 着陸区域照明灯：航空法規則第117条第1項第3号アに規定されているもので、次のとおりである。

- (1) 灯器は、着陸区域の周辺であって航空機の航行に障害とならない場所に設置すること。
- (2) 灯光は、航空可変白の不動光であること。
- (3) 配光は、着陸区域の全面を照明し、かつ、航空機にまぶしさを与えないものであること。
- (4) 照明された着陸帯の中心における照度は10ルクス以上であること。

問14 夜間照明設備として境界灯8個を設置すれば、着陸区域照明灯を設置する必要はないか。

答 飛行場灯台が設置され、かつ、離着陸帯がヘリコプターから容易に視認できるものにあってはこの限りでない。なお、指導にあたっては、予防課と十分協議されたい。

問15 急離着陸場等技術基準のなかで、夜間照明設備として航空障害灯（注11）を設置することとしているが、その措置は具体的にどのように行うものであるか。

答 ヘリコプターの運航において特に夜間は離着陸帯等の周辺の障害物は視野に入りにくく危険であるので、安全のために離着陸帯等から10メートル以内の区域で進入表面及び転移表面付近に設けられた避雷針等（注12）の夜間視認困難な物件の先端付近に低光度航空障害灯（注13）を設置すること。

なお、避雷針に低光度航空障害灯の設置が困難な場合には、夜光塗料及び反射塗料を10センチメートル幅で交互に帯状に塗色する方法とすることができる。

(注11) 航空障害灯の設置基準：航空法規則第127条に航空障害灯の種類及び設置基準が規定され、航空法第51条の規定により設置する航空障害灯は、高光度航空障害灯、中光度航空障害灯及び低光度航空障害灯とされており、緊急離着陸場等にあつては航空法規則第127条第1項ニの規定による低光度航空障害灯を設置すれば足りるものであり、その設置基準は次のとおりである。

- (1) 灯光は航空赤の不動光で、光源の中心を含む水平面下15度より上方のすべての方向から視認できるものであること。
- (2) 光度は、10カンデラ以上のものであること。

(注12) 航空障害灯の設置物件：航空法規則第127条の2に規定されているが、航空障害灯を設置しなければならない物件は、進入表面等に著しく接近した物件で、航空機の航行の安全を害するおそれのあるものとされている。

(注13) 航空障害灯の設置位置：航空法規則第127条第1項第4号の規定による

ものであるが、航空法規則127条第1項第2号の物件（高光度航空障害灯の設置物件）以外の物件には、当該物件の頂上にすべての方向の航空機から当該物件を認識できるように中光度航空障害灯又は低光度航空障害灯を1個以上設置することとされている。この場合、物件の頂上に設置することを原則とするが、煙突その他の物件でその頂上に中光度航空障害灯又は低光度航空障害灯を設置した場合には、熱、煙等により当該灯火の機能を損なうおそれがあるので、頂上から下方1.5メートルから3メートルまでの間で、進入表面又は転移表面の下方にある物件にあってはこれらの表面に最も近い位置とすることとされている。

問16 飛行場灯台等の夜間照明制御盤の点滅スイッチは、各灯器に設けなければならないか。

答 一括の点滅スイッチとして支障ない。

なお、緊急離着陸場等に設置した夜間照明制御盤は、防災センターに設置した遠隔操作盤に優先して操作ができるものであること。（後押し優先方式でも可）

問17 非常放送設備のスピーカーを設ける場合、屋上の緊急離着陸場等の直近部分にも設置する必要があるか。

答 緊急離着陸場等の付近の待機場所において有効に聞こえるようスピーカーを設けることで差し支えない。

問18 第1 緊急離着陸場等技術基準4・(2)の「3次救急医療機関等」の「等」の中にはどのような用途を想定しているか。

答 防災対策上の拠点となるような建築物を想定している。

問19 3次救急医療機関等の建築構造上、緊急離着陸場の離着陸帯の大きさが基準以上確保することが出来ない場合、他の対象物の基準としてよろしいか。

答 お見込みのとおり。

なお、離着陸帯の床面強度に対する最大許容荷重の表示については、「MAX 10 t」とされたい。

2-3 駅施設等に対する防火管理及び消防用設備等の設置指導要領について

駅施設等（乗降場、乗降場に通ずる階段若しくは通路、乗降の用に供する建築物及び運転指令所等をいう。以下同じ。）に対する防火管理及び消防用設備等の設置指導の運用に際しては、下記第1の取扱いとすることとし、消防用設備等の技術上の指導基準は、令及び条例の規定によるほか、下記第2の指導要領により、その防火安全対策を推進するものとする。

記

第1 床面積、棟、令別表第1及び階等の取扱いについて

1 床面積の取扱いについて

駅施設等の床面積の取扱いとしては、建基法の床面積算定に関わらず、当該用途に使用される全ての部分を算定するものとする。ただし、次に掲げる部分を除き算定するものとする。

- (1) 乗降場（上屋の有無を問わない。）、乗降場に通ずる階段及び通路（乗降場に通ずる階段及び通路は、改札口の内外を問わず駅施設等の利用者の通路をいうものとするが、建屋外は除く。以下同じ。）（以下「乗降場等」という。）で外気が流通する開放された部分
- (2) 軌道敷（電車が通行するのに必要な部分）
- (3) 信号所等（運転保安等に関する施設で、乗降場等から離れているものをいう。）

2 棟の取扱いについて

「1-2 消防用設備等の設置単位について」によるものとするが、別棟となる乗降場等に存する売店等であっても、当該駅施設等と一体とみなすものとする。

3 令別表第1の取扱いについて

駅施設等の令別表第1の取扱いについては、前1及び2による面積を算定し、既存の駅施設等も含めて「1-1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」により判定するものとする。

4 階の取扱いについて

乗降場等が高架上、人工地盤上等であっても、建基法の規定に関わらず、ある階の階高の3分の1以上の部分に床が存する階は、別の階とみなして取扱うものとする。

5 主要構造部の取扱いについて

軌道敷が高架式又は地下式である土木構造体を用いた駅施設等については、前1及び2により算定する面積に係る土木構造体部分を当該駅施設等の主要構造部とみなすものとする。

第2 消防用設備等

1 消火設備

(1) 消火器具

外気が流通する開放された乗降場等に存する駅務室、売店等にあっても有効に消火できるよう設置指導すること。

(2) 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備が設けられる駅施設等にあっては、外気が流通する開放された乗降場等も有効に消火できるよう設置指導すること。

なお、ホース等を増加設置することで、有効に注水することができるものにあっては、令第11条第3項第1号イ若しくは第2号イは適用しないことができるものとする。

(3) 水噴霧消火設備等

地下部分の電気室等で、火災の際に消火の困難性が高いと予想される部分には、固定式の消火設備等（連結送水方式の水噴霧消火設備等でも可）を設置指導すること。

2 警報設備

(1) 自動火災報知設備

自動火災報知設備が設けられる駅施設等にあっては、外気が流通する開放された乗降場等に存する駅務室、売店等にあっても有効に火災を感知できるよう感知器の設置指導をすること。

(2) ガス漏れ火災警報設備

駅施設等のガス使用器具等の設置場所には、ガス漏れ火災警報設備又はガス漏れ検知器の設置指導をすること。

(3) 非常警報設備（非常放送設備）

非常放送設備が設けられる駅施設等にあっては、外気が流通する開放された乗降場等にも有効に避難誘導放送ができるよう設置指導すること。

3 消火活動上必要な施設

(1) 排煙設備

地階若しくは外気が流通する開放部を有しない乗降場等にあっては、有効に排煙できるよう排煙設備等を設置指導すること。

(2) 連結散水設備

連結散水設備を設けなければならない場所には、連結散水設備に替えてスプリンクラー設備を設置指導すること。

(3) 連結送水管

連結送水管が設けられる駅施設等にあっては、外気が流通する開放された乗降場等にも有効に消火できるよう設置指導すること。

なお、ホース等を増加設置することで有効に注水できるものにあっては令第29条第2項第1号及び条例第41条の2第2項は適用しないことができるものとする。

(4) 無線通信補助設備

地階の駅施設等にあっては設置指導すること。ただし、有効に通信ができる

と認められるものにあつては、この限りでない。

4 フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用自動消火装置

駅施設等の厨房等で油脂成分を含む蒸気を発生するおそれのあるものにあつては、フード・ダクト用及びレンジ用又はフライヤー用の有効な自動消火装置を設置指導すること。

5 非常電源

消防用設備等が義務付けられる部分のうち、特定用途の床面積の合計が、1,000平方メートル以上となる場合は、自家発電設備又は蓄電池設備を附置すること。

第3 その他

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に存する防火対象物又は現に工事中の防火対象物に係る消防法第17条に定める技術上の基準（第2に掲げる技術上の基準を含む。）については、次の(1)から(4)までに掲げる場合を除き、なお従前の例によるものとする。

(1) 令第34条の2に定める増築、改築

(2) 令第34条の3に定める大規模の修繕、模様替え

(3) 工事の着手がこの要領の施行日以降における用途変更に係る当該防火対象物の部分の合計が1,000平方メートル以上となるもの

(4) 工事の着手がこの要領の施行日以降における用途変更に係る当該防火対象物の部分の合計が延べ面積の2分の1以上となるもの

3 その他

本指導要領の適用に際し、疑義を生じた場合は、予防課と協議すること。

第3章 特例基準

3-1 消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準について

第1 趣旨

令第32条及び条例第41条の3による消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関する特例は、この基準の定めるところによるものとする。

第2 仮設建築物に対する特例

屋内消火栓設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない仮設建築物（建基法第85条第5項に規定する仮設建築物で、催事を目的としているものは除く。）で随時巡回する等火災の早期発見の措置を講じ、かつ、次に定める措置を講じたときは、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

1 屋内消火栓設備

当該仮設建築物に適応する大型消火器を規則第7条第1項の規定に基づき設置していること。

2 自動火災報知設備

非常警報設備を令第24条第4項の規定に基づき設置していること。

※ 建基法第85条第5項

特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第12条第1項から第4項まで、第21条から第27条まで、第31条、第34条第2項、第35条の2及び第35条の3の規定並びに第3章の規定は、適用しない。

仮設建築物とは、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗、共同住宅等の販売のためのモデルルーム、住宅展示場内の展示用住宅、仮設選挙用事務所等が該当する。

第3 仮設選挙事務所に対する特例

非常警報設備を設置しなければならない仮設選挙事務所で消火器及び非常警報器具を設け、かつ、随時巡回する等火災の早期発見の措置をしたときは非常警報設備を設置しないことができるものとする。

第4 学区市民ホームに対する特例

学区市民ホームは、令別表第1(1)項口として消防用設備等を設置する。ただし、自動火災報知設備は令別表第1(15)項に準じて設置することができ、放送設備が必要なものにあつては、非常ベル等を設置することで足りるものとする。また、誘導灯の消灯の取扱いにあつては、申請のあったものに限り主要避難口の施錠連動により消灯することができるものとする。

第5 地区公民館に対する特例

地区公民館は、令別表第1(1)項口として消防用設備等を設置する。ただし、自動火災報知設備は令別表第1(15)項に準じて設置することができ、放送設備が必要なものにあつては非常ベル等を設置することで足りるものとする。

また、延べ面積300平方メートル未満で、平家建てのものについては、無窓階でない階で避難上有効な掃き出し窓等がある等避難が容易にできる場合に限り、非常警報設備及び誘導灯を設置しないことができるものとする。

第6 文化財建造物に対する特例

文化財建造物(以下「建造物」という。)に対する自動火災報知設備の取扱いは次によるものとする。

- 1 一間社、茶室等で延べ面積が7平方メートル以下の小規模な建造物で次の(1)及び(2)に適合するものは、自動火災報知設備を設置しないことができる。
 - (1) 他の建築物等から独立し、火災の発生のおそれが少ないこと。
 - (2) 他の建築物等からの火災の延焼のおそれが少ないこと。
- 2 電気設備及び火気使用設備を設けておらず、ろうそく等の火気を使用しない建造物の小屋には、感知器を設置しないことができる。
- 3 観覧者等を入れない多宝塔、三重塔その他これらに類する塔の小屋裏及び階段には、煙感知器を設けないことができる。
- 4 一間社、茶室等の小規模な建造物に設ける差動式分布型感知器の空気の管の一の感知区域の露出長は、10メートル以上20メートル未満とすることができる。
- 5 建造物の敷地内が無人状態かつ、観覧者等を入れない建造物で常時人のいる場所に移報又は周囲に周知するサイレン等を設置した場合には、地区音響装置を設けないことができる。

第7 精神病院等に対する特例

精神障がい者等のうち、重症患者（非常時において自力避難が困難な患者をいう。）を収容する病棟又は病室が存する階（精神障がい者の診療若しくはリハビリテーションを行っている病棟又は病室が存する階を除く。）については、次のとおり特例を適用することができるものとする。

1 消火器具

消火器具は、規則第6条第6項の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定に基づき算定した能力単位のことを各階のナースステーション内に集中して設置することができる。

2 屋内消火栓設備

- (1) 令第11条第3項第1号の定める屋内消火栓設備を設置する場合は、同号イの規定にかかわらず、ナースステーションの出入口付近に設置することができる。
- (2) 屋内消火栓箱の上部に設ける赤色の灯火は、規則第12条第3号ロの規定にかかわらず、設けないことができる。

3 スプリンクラー設備

- (1) スプリンクラーヘッドは、規則第13条の2第1項の規定にかかわらず、開放型のものとするすることができる。
- (2) スプリンクラーヘッドは、規則第13条の2第4項第1号ホの規定にかかわらず、いたずら防止のための防護具を（散水能力及び均一散水を著しく妨げるものを除く。）を設けることができる。
- (3) 制御弁は、規則第14条第1項第3号イにかかわらず、ナースステーション内（操作及び点検の容易な場所に限る。）に設けることができる。
- (4) スプリンクラー設備には、規則第14条第1項第4号の規定にかかわらず、自動警報装置を設置しないことができる。

4 自動火災報知設備

- (1) 感知器は、いたずら防止のため天井面に火災の感知に支障のないように埋没又は感知器の下方に防護具を設けることができる。
- (2) 地区音響装置は、規則第24条第5号ロの規定にかかわらず、手動により鳴動させることができる。

5 誘導灯

避難口誘導灯及び通路誘導灯には、いたずら防止のための防護具（視認性を著しく妨げるものは除く。）を設けることができる。

第8 出火危険の著しく少ない防火対象物又はその部分に対する特例

次の1から7までのいずれかに該当する防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られ、出火の危険が著しく少なく、かつ、延焼拡大のおそれがないと認められるものは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、連結散水設備及び連結送水管を設置しないことができるものとする。

- 1 倉庫、塔屋部分等であって、不燃性の物品のみを収容するもの
- 2 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が配水管、貯水池又は貯水槽のみであるもの
- 3 冷凍室又は冷蔵庫で、室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたもの

- 4 抄紙工場の抄紙作業所、サイダー、ビール、ジュース工場等の洗場又は充填作業所等
- 5 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納せず、又は取り扱わないもの
- 6 室内プール（プールサイドを含む。）又は室内スケート場（滑走部分に限る。）の用途に供するもの
- 7 金庫室等でその開口部に特定防火設備である防火戸又はこれと同等以上のものを設けたもの

第9 自動車の修理又は整備の用に供される部分の床面積の算定に対する特例

次の1及び2により区画された部品庫（危険物を収納しないもの）は、床面積の算定から除くことができるものとする。

- 1 壁、床、天井等は、下地、仕上げとも不燃材料（普通及び線入りガラスを除く。）
- 2 開口部は、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの防火戸（シャッターを除く。）

※ 昭和59年7月14日付け消防予第113号 消防庁予防救急課長回答参照

第10 電気設備が設置されている部分に対する特例

1 令第13条第1項第6欄関係

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合で、電気設備が設置されている部分に大型消火器を設置したとき（警備員等が常駐するものに限る。）は、令第13条第1項の規定は適用しないことができるものとする。ただし、ケーブルが多条敷設されているものにあつては、当該ケーブルに延焼防止上有効な措置を施したものに限る。

- (1) 密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備で内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で、絶縁劣化、アーク等による発火のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000キロボルトアンペア未満のもの
 - (2) 1,000キロボルトアンペア未満の容量の電気設備
 - (3) 自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）、蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）又はキュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備
 - (4) 密封方式のOF（Oil Filled）ケーブル油槽
 - (5) 発電機又は変圧器で、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスが発生するおそれのないもの
- 2 条例第40条の4第2欄関係
- 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する変電設備及び発電設備が設置されている

部分に大型消火器を設置したときは、条例第40条の4第1項の規定は適用しないことができるものとする。

- (1) 変電設備（無人変電設備を除く。）又は発電設備のうち、1・(1)、(3)又は(5)に掲げるもの
- (2) 無人変電設備のうち、1・(1)、(3)又は(5)に掲げるもので、当該変電設備において火災が発生した場合、自動的に守衛室等常時人の居る場所に火災の発生を報知する装置を備え、かつ、当該守衛室等から500メートル以内の歩行距離にあるもの

第11 鍛造場又は金属溶解設備等が設置されている部分に対する特例

鍛造場又は金属溶解設備等が設置されている部分における不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の設置については、規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、移動式のものとすることができるものとする。

第12 プラットホーム、コンコース等に対する特例

- 1 両側開放のプラットホームに屋内消火栓設備を設置した場合で、当該部分の事務所、倉庫、店舗棟に有効に注水することができるものについては、令第11条第3項第1号イ及び第2号イ(1)の規定は適用しないことができるものとする。
- 2 主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたプラットホーム、コンコースその他これらに類する部分に屋内消火栓設備を技術上の基準に従い設置した場合は、令第28条の2第1項の規定にかかわらず、当該部分に連結散水設備を設置しないことができるものとする。

第13 可動式ブースに対する特例

可動式ブースは、「可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いについて」（令和5年3月30日付け消防予第211号、改正令和6年8月23日付け消防予第404号）の通知により特例を適用できるものとする。

第14 屋内消火栓設備に対する特例

- 1 不燃材料で造られた防火対象物又はその部分で、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備又は金属溶解設備等があり、屋内消火栓による放水によっては消火不能又は消火困難と認められ、又は二次的危険の発生するおそれのある部分については、屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。
- 2 メゾネット型共同住宅等の出入口がない階の住戸部分については、当該メゾネット型共同住宅等の出入口がある階に設ける屋内消火栓（当該出入口のない階の住戸部分を有効に警戒し、かつ、容易に消火できる位置に設けられている場合に限る。）により、令第11条第3項第1号イ又は第2号イの規定に適合しているものとみなすことができるものとする。

3 避難階で屋外からのみ進入が可能であり、かつ、不燃材で区画された防火対象物の部分のうち、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものについては、令第11条第3項第1号ロ、令第11条第3項第2号イ(2)及び令第11条第3項第2号ロ(2)の規定を適用しないことができるものとする。

- (1) 機械室（火災のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）、ポンプ室その他これらに類する室
- (2) 床打ちされた床面積2平方メートル以下のパイプシャフト等
- (3) 放射線源を貯蔵し、又は破棄する室

第15 スプリンクラー設備に対する特例

1 高天井の部分と高天井以外の部分とが、床、壁等により区画されていない場合で、高天井の部分の床面が、隣接する高天井以外の部分に設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドにより有効に包含されるときは、放水型ヘッド等を設置しないことができるものとする。

2 高天井の部分のうち、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものは、放水型ヘッド等その他のスプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。

(1) 体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、ロビー、会議場、通路その他これらに類する部分であって、次のアからウまでの全てに該当するもの

ア 当該部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材料でなされていること。

イ 当該部分において火気の使用がないこと。

ウ 当該部分に多量の可燃物が存しないこと。

(2) 前(1)イ及びウの要件に該当するほか、床面積がおおむね50平方メートル未満である部分

3 スプリンクラーヘッドの設置を免除することができる部分の取扱いは、次の(1)から(9)までによるものとする。

(1) 規則第13条第3項第1号の「その他これらに類する場所」には、化粧室、洗濯場（洗濯機が設置してある場合は除く。）及び脱衣場が含まれる。

(2) 規則第13条第3項第2号の「その他これらに類する室」には、電話交換室、電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、中央監視盤室、防災センター及び中央管理室が含まれる。

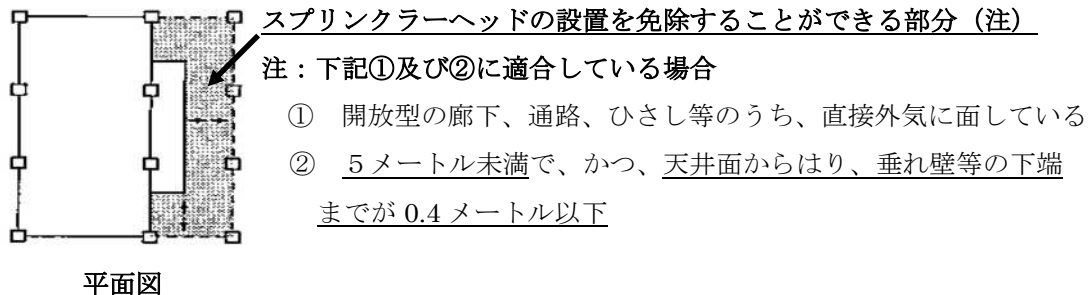
(3) 規則第13条第3項第3号の「その他これらに類する室」には、ポンプ室、冷凍機室、ボイラー室、乾燥室及びオイルタンク室が含まれる。

(4) 規則第13条第3項第4号の「その他これらに類する電気設備」には、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器が含まれる。

(5) 規則第13条第3項第5号の「その他これらに類する部分」には、吸排気ダクト、メールシュート、ダストシュート及びダムウェーターの昇降路が含まれる。

(6) 規則第13条第3項第6号に規定する「その他外部の気流が流通する場所」と

は、開放型の廊下、通路、ひさし等のうち、直接外気に面するそれぞれの部分から5メートル未満で、かつ、廊下等の天井面からはり、垂れ壁等の下端までは、0.4メートル以下であるものが含まれる。



(7) 規則第13条第3項第7号の「その他これらに類する室」には、次のアからカまでに掲げる室が含まれる。

ア 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、無菌室、洗浄消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）、陣痛室、沐浴室及び汚物室

イ 無響室、心電室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室及び培養室、血清検査室及び保存室、血液保存に供される室並びに解剖室

ウ 人工血液透析室に付属する診察室、検査室及び準備室

エ 特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室（白血病、臓器移植、火傷等治療室）、新生児室、未熟児室、授乳室、調乳室、離隔室及び観察室（未熟児の観察に限る。）

オ 製剤部の無菌室、注射液製造室及び消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）

カ 医療機器を備えた診察室、医療機器を備えた理学療法室

(8) 規則第13条第3項第8号の「レントゲン室等」には、次のア及びイに掲げる室が含まれる。

ア 放射性同位元素に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室、貯蔵室及びR I 室

イ 診断及び検査関係の撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室及びX線テレビ室

(9) 次に掲げる部分

ア 金庫室等で、当該室内の可燃物品がキャビネット等に格納されており、かつ、金庫室の開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものを設けているもの

イ 恒温室、冷蔵庫、冷凍室等で、火災を早期に感知することができ、かつ、

自動的に警報を発することができる自動温度表示装置（非常電源を付置したものの又は専用回線としたもので、前面3メートルの位置から容易に確認できる赤色の灯火及びベル又はブザー等を設けてあるものに限る。）を常時人のいる場所に設けてあるもの

ウ サウナ室

エ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備及び泡消火設備の制御弁室

オ パイプシャフト

カ 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備のガスボンベ室

キ ショーウィンド、ショーケース等が天井面まで立ち上がっているもので、当該床面積が2平方メートル未満で、かつ、奥行きが0.6メートル未満のもの
ク 押入れ又は物置（以下「押入れ等」という。）で、次の(ア)から(ウ)までのすべてに該当するものは、令第12条第2項第1号の規定にかかわらず、スプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。

(ア) 床面積が1平方メートル以下であること。

(イ) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料であること。

(ウ) スプリンクラーヘッドが押入れ等の出入口に面して次のaからcまでのいずれかにより設けられていること。

a 押入れの各部分までの水平距離が令第12条第2項第2号イの表に定める距離に閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）が設けられていること。

b 押入れ等の各部分までの水平距離が2.6メートル以下となる位置に小区画型ヘッドが設けられていること。

c 押入れ等の各部分が、側壁型ヘッドを取り付ける面の水平方向の両側にそれぞれ1.8メートル以内、かつ、前方3.6メートル以内となる範囲に包含される位置に側壁型ヘッドが設けられていること。

4 ラック式倉庫のうち、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、スプリンクラー設備を設置しないことができるものとする。

(1) ラック等の部分が可動するラック式倉庫で、次のアからウまでの全てに該当する場合

ア 屋内消火栓設備又はドレンチャー設備が設けられていること。

イ ラック等のうち火災が発生した箇所を容易に識別し、当該箇所を屋内消火栓設備又はドレンチャー設備により消火することができる位置に移動することができるものであること。

ウ ラック等を稼動するために用いる電気設備等については、耐火措置が講じられていること。

(2) 冷蔵の用に供されるラック式倉庫（庫内の温度が氷点下であるものをいう。）で、次のアからオまでの全てに該当する場合

ア 冷蔵室の部分における火気使用その他出火危険がないこと。

イ 冷蔵室の部分とその他の部分とが、準耐火構造（建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造をいう。）の床又は壁で防火区画されていること。
また、当該区画に開口部を設ける場合には、特定防火設備である防火戸とするとともに、当該開口部には、有効に冷却することにより延焼防止できるスプリンクラー設備、ドレンチャー設備等が設けられていること。

ウ 冷蔵室の壁、床及び天井の断熱材及びこの押さえが、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものであること。

(ア) 冷蔵室の壁体、天井等の断熱材料に不燃材料を使用し、かつ、これらの押さえを不燃材料としたもの

(イ) 冷蔵室に使用される断熱材料をコンクリート若しくはモルタル又はこれと同等以上の防火性能を有するもので覆い、かつ、当該断熱材料に着火するおそれのない構造としたもの

エ ラック等を設けた部分に、必要に応じ難燃材料の遮蔽板が設けられていること。

オ 当該防火対象物の周囲への防火塀の設置、空地の確保等により他の防火対象物への延焼のおそれがないこと。

5 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、「令別表第一に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年消防予第41号及び消防安第41号。）2(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもののうち、次の(1)から(4)に掲げる全ての条件に該当する場合にあっては、スプリンクラー設備を設置しないことができるものとする。

(1) 主要構造部が、準耐火構造であること。

(2) 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されていること。また、住宅部分の居室（押入れ等の収納設備を除く。）に、規則第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。

(3) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。

(4) 住宅部分（階段及び通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に住宅部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）が存しないこと。ただし、住宅部分と非住宅部分が同一階の場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設置されている等、有効に防火措置がされていると認められる場合はこの限りでない。

第16 不活性ガス消火設備等に対する特例

特定防火対象物の厨房部分にスプリンクラー設備を設置した場合は、令第13条に定める不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しないことができるものとする。

第17 自動火災報知設備に対する特例

- 1 令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物のうち、令別表第1(16)項イ（同表(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イ(1)から(3)まで、ロ若しくはハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分が存するものを除く。）に掲げる防火対象物で、次の(1)及び(2)の全てに該当する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。
 - (1) 防火対象物の延べ面積は、500平方メートル未満であること。
 - (2) 令別表第1(1)項、(2)項イからハまで、(3)項、(4)項、(6)項イ(4)、ハ若しくはニ又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途（以下この基準第17において「特定用途」という。）に供される部分が、次に適合すること。
 - ア 特定用途に供される部分の存する階は避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。
 - イ 特定用途に供される部分の床面積の合計は、150平方メートル未満であること。
 - ウ 全ての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。
- 2 令第21条第1項第7号に掲げる防火対象物「特定一階段等防火対象物」のうち、令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階「1階及び2階を除く。」（以下「避難階以外の階」という。）の特定用途に供される部分の全てが次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。
 - (1) 居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りがないもの
 - (2) 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年消防予第41号及び消防安第41号。以下「41号通知」という。）1(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの
 - (3) 一般住宅の用途に供される部分であって、41号通知2(2)により防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの
- 3 令第21条第1項及び条例第40条の5第1項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、次の(1)から(11)までのいずれかに該当するものについては、自動火災報知

設備の感知器を設置しないことができるものとする。

- (1) 準耐火建築物の天井裏等で不燃材料の壁及び床で区画された部分
- (2) 第15・3・(9)・アの金庫室等
- (3) 第15・3・(9)・イの恒温室、冷蔵庫及び冷凍室等（火災を早期に感知することができ、かつ、自動的に警報を発することができる自動温度表示装置（非常電源を付置したもの又は専用回線としたもので、前面3メートルの位置から容易に確認できる赤色の灯火及びベル又はブザー等を設けてあるものに限る。）を常時人のいる場所に設けてあるものに限る。）
- (4) 便所、浴室、シャワー室及びこれらに類する用途に供する部分
- (5) 金属等を溶融、鋳造又は鍛造する設備のある場所で、感知器により火災を有効に感知することができない部分
- (6) 振動が著しく、感知器の機能の保持が困難な場所
- (7) 階段に接続されていない10メートル以下の廊下、通路又は階段に接続された廊下や通路等で階段までの歩行距離が10メートル以下のもの
- (8) パイプシャフト、パイプダクト、ダストシュートその他これらに類するもので次に掲げるもの
ア 水平断面積が1平方メートル以下のもの
イ 耐火構造の壁若しくは床（各階又は2の階以下ごと）又は防火設備その他これと同等以上のもので区画された場所。ただし、電気配線シャフトのうち配電盤若しくは分電盤が設けられているもの又は可燃物の収納により出火危険がある部分を除く。
- (9) 押入れ又は物入れで、床面積が1平方メートル以下のもの
- (10) 不燃材料で区画され可燃性物品を収納していない水槽室等
- (11) 規則第23条第4項第1号ロに規定する「その他の外部の気流が流通する場所」とは、第15・3・(6)に準ずる場所

第18 消防機関へ通報する火災報知設備に対する特例

- 1 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものにあっては、消防機関へ常時通報することができる電話が防災センター等に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容が明示される場合は、消防機関に通報する火災報知設備を設置しないことができるものとする。
 - (1) 令別表第1(5)項イのうち、宿泊室数が10以下であるもの
 - (2) 令別表第1(6)項イ(3)及び(4)
 - (3) 令別表第1(6)項ハのうち、通所施設(就寝施設を有するものを除く。)であるもの
- 2 同一敷地内に設置義務のある棟が複数あり、主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に当該火災通報装置の遠隔起動装置を設置しているもので、次の(1)から(3)までの全てに該当する場合は、

火災通報装置の設置を一の棟とすることができるものとする。

- (1) 火災通報装置本体及び遠隔起動装置は、防災センター等に設置されていること。ただし、無人となることがある別棟の遠隔起動装置は、多数の者の目に触れやすく、かつ、火災に際し、速やかに操作することができるものと認められる箇所等にそれぞれ設置されていること。
 - (2) 主たる棟と別棟の防災センター等の間には相互通話設備が設けられていること。
 - (3) 火災時において、通報連絡、初期消火及び避難誘導等の措置を講じることのできる体制が整備されていること。
- 3 令第23条第1項各号に掲げる防火対象物のうち、令別表第一(5)項イ並びに(6)項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物以外の防火対象物で、以下のいずれかの要件を満たすものは、消防機関に通報する火災報知設備を設置しないことができるものとする。
- (1) 防火対象物の所在地が自社で通信設備を整備するいずれかの携帯電話事業者（MNO）のサービスエリア範囲内である。
 - (2) 法第17条の3の2に規定する検査の際、携帯電話での通報が可能であることが確認できる。

第19 放送設備に対する特例

令第24条第2項及び第3項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、放送設備の操作部等が設置されている防災センター等において、操作部等にモニタースピーカーが設置され、防災センター等の各部分から操作部等のモニタースピーカーまでの水平距離が10メートル以下である場合は、令第24条第4項の規定にかかわらず、放送設備のスピーカーを設けないことができるものとする。

第20 避難器具に対する特例

- 1 規則第27条第1項第3号ロの規定にかかわらず、使用方法が容易に理解できる滑り台、避難橋等については使用方法を表示する標識を設けないことができるものとする。
- 2 特定一階段等防火対象物の階のうち、2階又は地上に直通する階段が2以上設けられている階については、規則第27条第1項第1号の規定は適用しないことができるものとする。

第21 誘導灯に対する特例

- 1 規則第28条の3及び「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて」（平成11年消防予第245号）の規定にかかわらず、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものについては、避難口誘導灯を設けないことができるものとする。
 - (1) 常時出入りの用に供する廊下、通路及び屋外への出入口を居室の各部分から

容易に見通し、識別でき、避難することができるもので、かつ、居室内の各部分から10メートル未満に存する避難口

- (2) 一般住宅の用途に供される部分で、個人の住居の用途のみに供される階の主要な避難口。(防火対象物全体が令別表防火対象物として取り扱われている一般住宅部分の避難口を含む。)

ただし、不特定多数の者の避難経路となる部分及び11階以上の部分は除く。

- 2 規則第28条の3の規定にかかわらず、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものについては、通路誘導灯を設けないことができるものとする。

(1) 自然採光が避難上十分な開放式の廊下等及び階段

(2) 一般住宅の用途に供される部分で、個人の住居の用途のみに供される階の廊下及び階段。(防火対象物全体が令別表防火対象物として取り扱われている一般住宅部分の廊下及び階段を含む。)

- 3 規則第28条の3の規定にかかわらず、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものについては、誘導灯を消灯できるものとする。

(1) 自動火災報知設備が設置されていない防火対象物において、当該防火対象物が無人である場合や外光により避難口又は避難方向が識別できる場所に次のアからウまでにより誘導灯を設置する場合

ア 誘導灯の消灯方法は、階段灯用点滅器、1階(避難階)共用灯用点滅器及び誘導灯手動点滅器(設置場所については、玄関ホール又は事務所内等の防火管理を適切に行うことのできる場所)の全て開(OFF)とした場合に消灯すること。

イ 誘導灯の点灯方法は、前アの点滅器のいずれかを閉(ON)とした場合に点灯すること。

ウ 誘導灯の電気回路は、誘導灯配線系統図(別添1)に準じて行うこと。

- (2) 展示場、体育館等における一時的な催物に際し、特に暗さが要求され、誘導灯を直ちに点灯することが可能な防火管理体制が確保されている場合。ただし、この場合、条例第53条に基づく催物開催届に誘導灯の消灯に係る防火管理体制(別添2)についての資料を添付すること。

第22 連結散水設備に対する特例

- 1 主要構造部を耐火構造としたもので外周(外壁)が2面以上及び周長の2分の1以上がドライエリアその他の外気(以下「ドライエリア等」という。)に開放されており、かつ、次の(1)から(4)までの全ての要件に適合するものについては、連結散水設備を設けないことができるものとする。

(1) ドライエリア等に面して消火活動上有効な開口部(直径1メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ0.75メートル以上及び1.2メートル以上の開口部)を2以上有し、かつ、当該開口部は、規則第5条の5第2項各号の規定に適合するものであること。

- (2) 開口部が面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から2.5メートル以上であること。ただし、消火活動上支障ないものはこの限りでない。
 - (3) ドライエリア等には、地上からその底部に降りるための傾斜路、階段等（以下「傾斜路等」という。）の施設が設けられていること。
 - (4) ドライエリア等の面する部分の外壁の長さが30メートルを超えるものは、2以上の傾斜路等を有すること。
- 2 散水ヘッドの設置を免除することができる部分の取扱いは、次の(1)から(5)までによるものとする。
- (1) 規則第30条の2第2号の「その他これらに類する場所」には、化粧室、洗濯場（洗濯機が設置してある場合は除く。）及び脱衣場が含まれる。
 - (2) 規則第30条の2第3号の「エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室」には、ボイラー室、ポンプ室及び冷凍機室が含まれる。この場合において、ボイラー室には、他の有効な消火設備を設置すること。
 - (3) 規則第30条の2第3号の「通信機器室、電子計算機室その他これらに類する室」には、電話変換機室、電子計算機資料室、放送室及び中央管理室が含まれる。
 - (4) 規則第30条の2第4号の「その他これらに類する電気設備」には、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器が含まれる。
 - (5) 規則第30条の2第5号の「その他これらに類する部分」には、吸排気ダクト、メールシュート、ダストシュート及びダムウェーターの昇降路が含まれる。

第23 非常電源に対する特例

- 1 令第11条の規定に該当せず条例第40条の2第1項の規定のみに該当する防火対象物に限り、非常電源専用受電設備を非常電源とすることを認めて差し支えないものとする。
- 2 非常動力装置を次の(1)から(7)までにより設ける場合は、屋内消火栓設備の加圧送水装置の非常電源の代替として認めて差し支えないものとする。
 - (1) 床面積の合計が2,000平方メートル以下の防火対象物であること。
 - (2) 非常動力装置は、規則第31条の4第1項の認定を受け、同条第2項の規定による表示が付されているものであること。
 - (3) 非常動力装置は、停電を確認したら自動的に起動するものであること。
 - (4) 非常動力装置は、規則第12条第1項第4号ロの規定に準じて設けること。
 - (5) 非常動力装置を1時間以上駆動できるための換気設備及び操作のための非常用照明を設けた室に設けること。
 - (6) 屋内消火栓設備の起動装置及び表示灯に対しては、別途非常電源が必要であること。
 - (7) 屋内消火栓設備の加圧送水装置の原動機は、電動機によるものであること。

第24 連結送水管に対する特例

地階を除く階数が7以上の建築物のうち、延べ面積が2,000平方メートル未満で、7階以上の部分を昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに使用し、かつ、電動機等以外の可燃物を収容又は使用しないものについては、連結送水管を設置しないことができるものとする。

第25 パッケージ型消火設備に対する特例

- 1 令第11条第1項及び条例第40の2に掲げる防火対象物又はその部分のうち、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成16年消防庁告示第12号。以下「告示」という。)」第3の規定に定める「地階、無窓階又は火災の時に著しく充満するおそれのある場所」に該当しないものとして、パッケージ型消火設備を設置することができるものとする。
 - (1) 排煙のための開口として、内部からの操作により手動で開放できる構造である開口部の面積の合計が床面積の30分の1以上確保されている階であること。
 - (2) 次の(ア)及び(イ)に掲げる場所
 - (ア) 使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室及び通信機械室その他これらに類するものでないこと。
 - (イ) 二方向避難が確保されている、主要な避難口を容易に見通すことができる等、避難経路が明確であること。
 - (3) 居室等の各部分から常時出入りの用に供する廊下、通路及び屋外への出入口を容易に見通し、識別でき及び避難することができるもので、かつ、居室等の各部分からの歩行距離が、避難階にあつては20メートル以下、避難階以外の階にあつては10メートル以下である場所であること。
 - (4) 受水槽、ポンプ室その他これらに類する場所のみであること。
 - (5) 地階であるが、避難階となる防火対象物で、規則第5条の3に規定する普通階であること。
- 2 告示第3の規定により、令別表第1(14)項に掲げる防火対象物については、パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物から除外されているが、上記1・(1)又は(2)・(イ)並びに次の要件に該当する場合は、パッケージ型消設備を設置することができるものとする。
 - (1) 少量危険物の貯蔵又は取扱いがないこと。
 - (2) 条例別表第3(指定可燃物表)に掲げる物品で、同表の数量欄に掲げる数量以上の保管がないこと。
- 3 屋内消火栓設備及び令第11条第4項に規定する消火設備の有効範囲内の部分が存する既存防火対象物で、次の(1)又は(2)に該当する場合は、告示第3の規定にかかわらず、パッケージ型消火設備を設置することができるものとする。(設置するパッケージ型消火設備はI型に限る。)
 - (1) 耐火建築物で延べ面積が3,000㎡以上であるが、パッケージ型消火設備で防

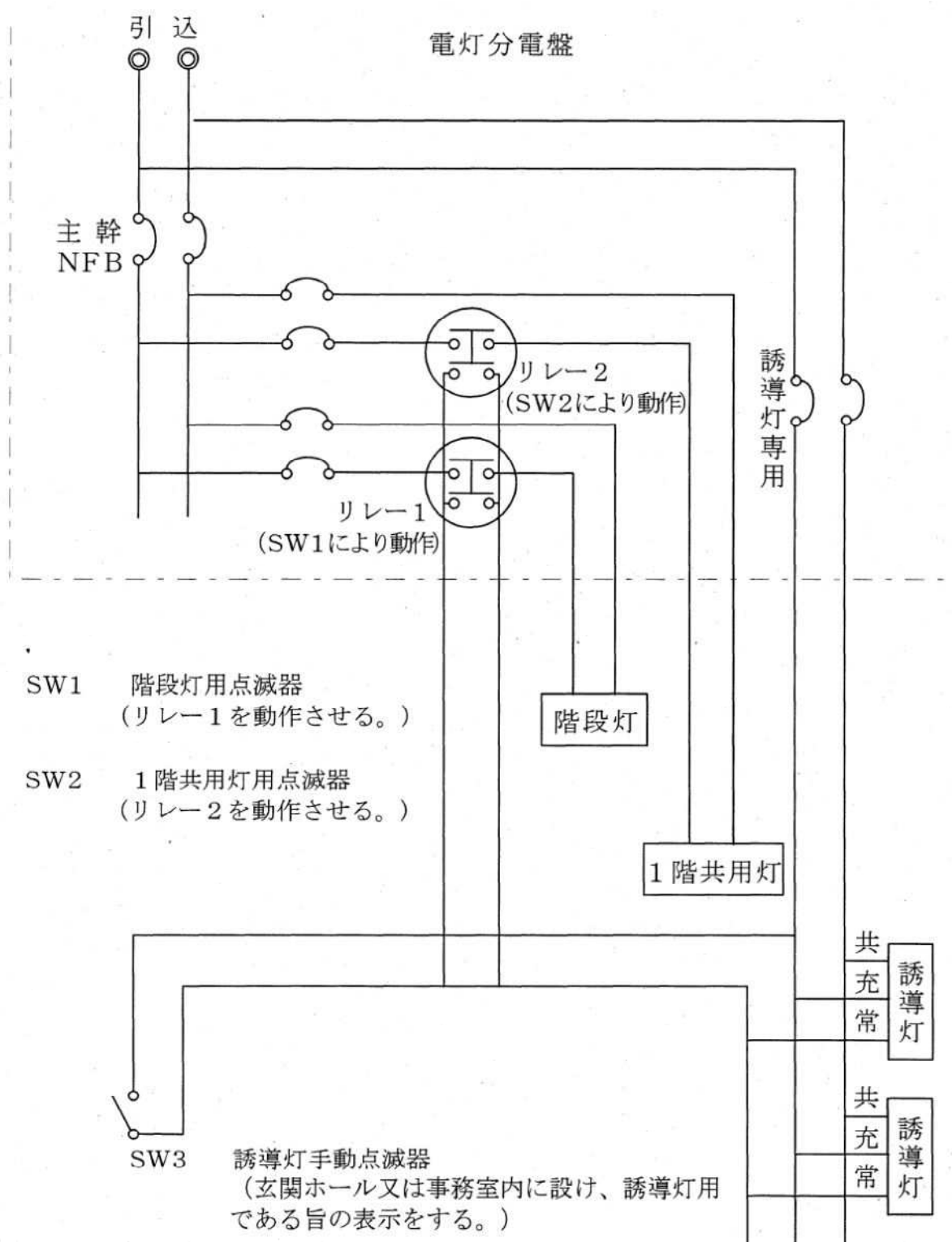
護する部分の面積（以下「防護面積」という。）の合計が3,000㎡未満であること。

- (2) 耐火建築物以外で延べ面積が2,000㎡以上であるが、防護面積の合計が2,000㎡未満であること。

第26 特例基準適用の手続き

- 1 消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）は、令第32条又は条例第41条の3による特例の適用を受けようとする者に対しては、別記様式による消防用設備等の特例基準の適用願（以下「適用願」という。）に、必要に応じ当該防火対象物の図面等を添えて予防課又は所轄消防署に提出させるものとする。ただし、特例の適用を建築物の確認申請と同時に受けようとする場合は、適用願を消防用設備等（特殊消防用設備等）工事計画届に添えて提出させるものとする。
- 2 消防長等は特例の適用を認めない場合にあっては、特例を認めない旨及びその理由を明らかにして願出人に通知するものとする。
- 3 前1の規定にかかわらず、次の(1)から(10)までのものは基準適用の手続きを必要としないものとして取り扱うものとする。
 - (1) 第14 屋内消火栓設備に対する特例
 - (2) 第15 スプリンクラー設備に対する特例（2及び4を除く。）
 - (3) 第16 不活性ガス消火設備等に対する特例
 - (4) 第17 自動火災報知設備に対する特例（1及び2を除く。）
 - (5) 第18 消防機関へ通報する火災報知設備に対する特例（1を除く。）
 - (6) 第19 放送設備に対する特例
 - (7) 第20 避難器具に対する特例（2を除く。）
 - (8) 第21 誘導灯に対する特例
 - (9) 第22 連結散水設備に対する特例（1を除く。）
 - (10) 第23 非常電源に対する特例（2を除く。）

誘導灯配線系統図



誘導灯の消灯に係る防火管理等について

○自動点灯の場合

点 灯 方 式	
---------	--

○手動点灯の場合

消 灯 す る 部 分	
消 灯 す る 誘 導 灯 の 種 別	
消 灯 す る 時 間 帯	
点 滅 器 等 の 場 所	
消 灯 操 作 責 任 者	
誘導灯の消灯に伴う防火管理等	

別記様式

年 月 日

(宛先) 岡崎市消防長
(岡崎市 消防署長)

(願出人) 住 所
氏 名

消防用設備等の特例基準の適用願

消防用設備等の設置について、消防法施行令第32条又は岡崎市火災予防条例第41条の3の規定による特例の適用を次のとおり願い出ます。

なお、本願出建築物の変更等により特例の適用条件と相違するに至ったときは消防法施行令に定める消防用設備等を設置いたします。

防火対象物	所 在 地			
	名 称		用 途	
	構 造		延べ面積	
	工 事 区 分	新築・増築・移設・改修・その他 ()		
特例の適用 を受ける消 防用設備等				
特例の適用 を受ける理 由、条件等				

3-2 スケルトン状態の防火対象物の取扱い

第1 スケルトン防火対象物に係る基本的な考え方

1 防火対象物の新築に伴うスケルトン状態の取扱い

- (1) 消防法令における防火安全対策の義務づけは、防火対象物の用途に規模、構造、収容人員等を加味して定められているが、防火対象物の中には、予定していた竣工時期においても、その一部分について具体的な利用形態を確定することができず、部分的な使用とならざるを得ないものも存する。この場合において、具体的な利用形態が確定していない部分についてスケルトン状態としたままで、それ以外の部分の使用を開始するというケースが想定されるところである。

＜想定される例＞

- テナントビル：テナントが確定しない部分については、当分の間、空きスペース（継続的にテナント募集）とし、テナントが確定している部分だけで営業を開始するケース
 - 共同住宅：入居者が確定しない住戸については、当分の間、空き住戸（継続的に入居者募集）とし、入居者が確定している住戸だけで居住を開始するケース
- (2) 消防法令においては、技術基準の遵守義務や各種手続は防火対象物全体に対し適用されることから、原則として、防火対象物全体について、技術基準への適合性が確保されていることを確認したうえで、消防用設備等の設置検査を行うこととなる。
- しかしながら、前記(1)のように、その一部をスケルトン状態にしたままで、それ以外の部分の使用を開始しようとする防火対象物については、スケルトン状態の部分の火災危険性、管理状況、消防用設備等の設置状況や、防火対象物全体としての防火安全性を勘案のうえ、令第32条の規定を適用し、火災予防上支障のないことが確認できる場合に限り、例外的に、防火対象物の一部に対して消防用設備等の設置検査を行い、使用を認めることとする。
- (3) 上記のとおりスケルトン防火対象物の使用を認める場合には、防火対象物の構造的な面での確認も必要であること、また、その後防火対象物全体を使用することとなる時点等において更に検査を行うことを担保することが必要と考えられることから、建基法に基づく仮使用の手続と並行して消防用設備等の一部の検査を行うこととする。

2 使用開始後におけるスケルトン状態の変更の取扱い

スケルトン防火対象物の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定（＝具体的なテナント、入居者等が確定）することに伴い、当該部分の変更が行われ、防火対象物全体の使用が開始されることが想定される。このようなスケルトン状態の変更については、改めて消防用設備

等の設置に係る手続及び提出書類の変更、更には防火対象物全体に対する設置検査等が必要となる。

第2 スケルトン防火対象物の使用を認める場合の消防用設備等の設置・維持に係る運用

1 スケルトン状態の部分の用途等

- (1) スケルトン状態の部分の用途、規模、構造、設備、収容人員、管理形態等については、原則として事前に計画されていた内容によること。
- (2) スケルトン防火対象物の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴い、従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には、法第17条の3の規定が適用されること。

2 スケルトン防火対象物における消防用設備等の設置・維持方法

(1) 基本的要件

スケルトン防火対象物における消防用設備等の設置・維持方法については、次に掲げる基本的要件に基づき、個別の状況を勘案のうえ的確に運用すること。

ア スケルトン状態の部分は、他の部分と防火上有効に区画されていること（直接外気に開放されているバルコニーその他これに類する部分を除く。）。この場合において、当該区画（以下「スケルトン区画」という。）は、建基法上の防火区画若しくは不燃材料による区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸又は不燃材料で造った戸が設置されていること。

イ スケルトン区画部分を含め、消防計画の作成、管理体制の整備等により、適切な防火管理が実施されていること。特に、スケルトン区画部分については、次の事項を遵守する必要があること。

- (7) 火気使用制限
- (4) 可燃物制限
- (7) 人の入出管理

ウ スケルトン防火対象物の部分又は消防用設備等のうち、次に掲げるものについては、本則基準（令第8条から第30条までに規定する消防用設備等の設置・維持に係る技術基準をいう。以下同じ。）に適合していること。

- (7) スケルトン区画部分以外の部分
- (4) 共用部分（廊下、階段、エントランスホール、エレベーターロビーその他の当該防火対象物の利用者が共用する部分をいう。以下同じ。）のうち、規則第30条第2号イに掲げる消火活動拠点及び（いわゆる）第2次安全区画（階段、一時避難場所等）。

エ スケルトン区画部分についても、具体的な利用形態が確定することに伴う変更の影響が少ない事項は、原則として本則基準に適合していること。また、本則基準に適合させることが困難な事項についても、本則基準に準ずる措置

又は同趣旨の代替措置について優先的に検討すること。

<具体例>

- 屋内消火栓設備：共用部分が完成している場合、共用部分への屋内消火栓の設置により、スケルトン区画部分についても包含され、技術基準に適合
- スプリンクラー設備：スケルトン区画部分におけるスプリンクラーヘッドの設置について、本則基準に準ずる形でスプリンクラーヘッドを仮設置、又は共用部分の補助散水栓により包含することで代替

(2) 留意事項

- ア 共用部分に係るスケルトン区画の設定については、密閉、施錠管理等がなされることから、事前の建築計画、火災時の初期対応(消火、避難等)や消防活動との整合性について、十分留意する必要があること。
- イ スケルトン防火対象物の使用を認める際に確認した本則基準又は前記(1)に掲げる要件に適合しなくなった場合においては、法第17条に不適合となることから、違反処理の対象となること。ただし、スケルトン状態の部分における工事に伴い、本則基準又は前記(1)に掲げる要件に適合しないこととなる事項については、(一般の防火対象物の場合と同様に) 工事中の消防計画により対応することとして差し支えないこと。

第3 スケルトン防火対象物の使用を認める場合の消防法令等の各種手続に係る運用

1 共通事項

- (1) スケルトン防火対象物に係る消防法令の円滑な運用のためには、設置者と消防機関の間で、事前の段階から最終的な工事完了において十分な連絡・調整を行うことが重要であること。
- (2) 防火対象物一般について必要となる事項のほか、次に掲げるスケルトン防火対象物特有の事項については、あらかじめ明確化のうえ、計画的かつ実効的な運用を図る必要があること。
 - スケルトン防火対象物として使用する理由
 - スケルトン防火対象物における施工計画(消防用設備等に係る工事の内容、スケジュール等)
 - スケルトン防火対象物の使用計画
- (3) 防火対象物の新築のほか、使用開始後におけるスケルトン状態の変更に当たっても、法第8条、第17条の3の2及び第17条の14の規定等に基づき、防火管理者の選任・消防計画の作成(工事中の消防計画を含む。)、着工届、設置届・検査等の手続が必要となること。
- (4) 各種届出の単位、添付書類、既に消防機関において保有している書類の変更等については、「4-1 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について」及び「消防用設備等の着工届に係る運用について」(平成5年10月26日付け

消防予第285号・消防危第81号) によること。また工事中の消防計画については、「工事中の防火対象物に関する消防計画について」(昭和52年10月24日付け消防予第204号) 等によること。

- (5) 使用開始後のスケルトン状態の変更に際し、前記第2による運用内容の変更、既提出書類の変更、工事中の消防計画の提出等については、消防機関により事前に一括して確認された範囲内であれば、必ずしも個々に手続を行う必要はないこと。

2 個別の手続に係る事項

(1) 着工届

ア 新築に当たって着工届が既に提出されている場合には、前記第2による運用の内容に変更が必要であること。また、(当然のことながら) 工事開始前のため着工届が行われていない場合には、前記第2による運用の内容により作成、提出する必要があること。

イ 使用開始後においてスケルトン防火対象物の消防用設備等に係る軽微な工事に関する着工届の運用については、「4-1 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について」によること。

(2) 設置届・検査

ア 設置届・検査は、原則として消防用設備等に係る工事がすべて完了した時点で防火対象物全体について行われるものであるが、スケルトン防火対象物については、前記第1及び第2に掲げるとおり、例外的にスケルトン状態の部分を除いた形での設置届・検査を認めることとしたこと。

イ 設置検査は、スケルトン状態の部分以外の部分について、設置届の内容に基づき実施すること。また、これと併せて、前記第2による運用の内容についても確認すること。

ウ 消防用設備等検査済証は、①スケルトン状態の部分が存する段階にあっては本則基準に従って設置され実際に検査を実施した消防用設備等の部分、②防火対象物全体の使用開始の段階(＝スケルトン状態の部分なし)にあっては当該防火対象物の消防用設備等全体が交付対象となること。また、①の段階で消防用設備等検査済証を交付するに当たっては、次に掲げる事項について、当該検査済証の余白、裏面等への追記や別紙として添付することにより明確にしておくこと。

- 将来的に消防用設備等の設置が予定されているが、未だ設置検査を受けていないスケルトン状態の部分
- 当該部分に設置予定の消防用設備等の種類
- 当該部分に係る前記第2による運用を認めるに当たっての要件等(検査時)

エ 使用開始後においてスケルトン状態の消防用設備等に係る軽微な工事に関する設置検査の運用については、「4-1 消防用設備等に係る軽微な工

事に関する運用について」によること。

(3) 使用開始届

条例に基づく使用開始届は、実際に使用を開始する部分について行うこととし、これと併せて未使用となるスケルトン状態の部分について明確化すること。ただし、事前の手續に伴い既に消防機関において保有している図書により、当該状況が明らかな場合には、特段の添付書類を要しない。

(4) 防火管理関係

スケルトン状態の部分を含め、防火対象物全体における防火管理者の選任や消防計画の内容が適切なものとなっていること。特に、①ハード面との整合、②スケルトン状態の部分に係る防火管理責任の明確化、③前記第22(2)の点を含め工事中の消防計画による安全性・実効性の担保等については、十分留意することが必要であること。

3 建基法による仮使用との整合的な運用

(1) 建基法においては、同法第7条の6の規定に基づく仮使用承認制度により、スケルトン防火対象物を含め運用が図られているところであり、同制度の取扱いについては、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行に伴う消防機関の協力について」（昭和52年11月29日付け消防予第228号）、「工事中の建築物の仮使用について」（昭和53年12月26日付け消防予第243号）、「仮使用承認制度の的確な運用について」（平成9年5月14日付け消防予第93号）等に通知しておりであること。

(2) 建基法による仮使用については、これらの通知により引き続き整合的な運用を図る必要があるが、消防法令の運用に当たっては、特に次のような点に留意すること。

ア 事前の段階から、建築部局及び設置者と十分な連絡・調整を行うことが重要であること。

イ スケルトン防火対象物に係る防火安全対策（消防用設備等、防火管理、工事中の消防計画等）については、仮使用と整合的な内容とすること。

ウ 消防法令の各種手續は、手順、時期、回数等について、建築基準法令の手續（建築確認、仮使用承認、完了検査等）と並行的な運用を図ること。また、消防用設備等に係る設置検査の実施、これに伴う消防用設備等検査済証の交付については、原則として次によること。

○ 仮使用承認と並行的に実施される場合→本則基準に従って設置され実際に検査を実施した消防用設備等の部分が対象（前記2(2)ウ①）

○ 完了検査と並行的に実施される場合→当該防火対象物の消防用設備等全体が対象（前記2(2)ウ②）

第4 具体的な運用例

1 ケースA：階単位又は建基法上の防火区画単位で使用部分と未使用部分が明確に区分されるスケルトン防火対象物

(1) ハード面

- スケルトン区画：建基法上の防火区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸が設置
- 内部建材：ほとんど未設置（コンクリート粗壁に近い状態）

(2) ソフト面

- 火気：使用禁止
- 可燃物：一切持ち込み禁止
- 人の入出管理：立入禁止（スケルトン区画の防火戸は施錠管理）

(3) 消防用設備等

- スケルトン区画部分（消火活動拠点及び第2次安全区画を除く。）の消防用設備等について（すべて）免除可能

2 ケースB：使用部分と未使用部分（＝専有部分のみ）が混在しているが、これらの間は建築構造的に明確に区分されるスケルトン防火対象物

(1) ハード面

- スケルトン区画：建基法上の防火区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸が設置
- 内部建材：ほとんど未設置（コンクリート粗壁に近い状態）又は内装・建築設備の一部設置

(2) ソフト面

- 火気：使用禁止
- 可燃物：原則として持ち込み禁止
- 人の入出管理：原則として立入禁止（スケルトン区画の防火戸は施錠管理）

(3) 消防用設備等

- スケルトン区画部分の消防用設備等のうち、消火器及び自動火災報知設備以外の消防用設備等について免除可能
- 自動火災報知設備については、仮設置可能。また、スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策（出火源や着火物となる物品の排除、電気設備・機器の通電停止等）が講じられている場合には免除可能

3 ケースC：使用部分と未使用部分（＝専有部分のみ）が混在しており、これらの間は簡易な形で区分されるスケルトン防火対象物

(1) ハード面

- スケルトン区画：不燃材料による区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸

又は不燃材料で造った戸が設置

- 内部建材：内装・建築設備の一部又は全部設置

(2) ソフト面

- 火気：使用禁止
- 可燃物：不用の可燃物の持ち込み禁止。整理・清掃
- 人の入出管理：不用の立入禁止（スケルトン区画の防火戸等は施錠管理又は関係者による管理の徹底）

(3) 消防用設備等

- スケルトン区画部分について、①消火設備（消火器を除く。）の仮設置、②自動火災報知設備の仮設置及び自動火災報知設備以外の警報設備の免除、③避難設備の免除がそれぞれ可能
- スプリンクラー設備については、スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策（出火源や着火物となる物品の排除、電気設備・機器の通電停止等）が講じられている場合には、共用部分への補助散水栓の設置によりスプリンクラーヘッドの免除可能
- 自動火災報知設備については、スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策（出火源や着火物となる物品の排除、電気設備・機器の通電停止等）が講じられている場合には免除可能

第5 その他

既存の防火対象物の未使用部分についても、当該基準によることができる。

第4章 届出等

4-1 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について

第1 消防用設備等の着工届並びに設置届及び消防検査については、消防用設備等を新たに設置する場合及び消防用設備等の増設、改造等を行う場合を対象としているところであるが、当該消防用設備等に係る工事の区分、内容等に応じ、次のとおり運用することとする。(参考1)

1 消防用設備等の着工届について

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届は、別紙1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。また令第36条の2第1項の規定による消防設備士でなければ行ってはならない工事から除外されている消防用設備等(以下「着工届の義務のない消防用設備等」という。)についても、当該消防用設備等の工事をする場合に消防機関の聞知しないうちに設置を完了し、その後不適事項等問題を生じることが予想されることから、事前に設備計画を確認し適正な消防用設備等の設置を指導するため、別紙1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について着工届を届け出るよう指導するものとする。ただし、別紙1、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、着工届を要しないことができるものとする。

- (1) 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。
- (2) 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書(設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等)及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。
- (3) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。
- (4) 着工届の義務のない消防用設備等に係る工事についても、(1)から(3)までによるものとし、この場合において「甲種消防設備士」は「工事施工業者等で消防用設備等の知識を有するもの」に読み替えること。

2 消防用設備等の設置届及び消防検査について

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査は、別紙1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、別紙1、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別紙2

に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことができるものとする。

- (1) 軽微な工事にあつても、設置届を省略することはできないものであること。
- (2) 軽微な工事に係る消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができること。
- (3) 軽微な工事に係る事項については、査察等の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過一覧表及び消防用設備等試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適正に設置・維持されていることを確認すること。

3 運用上の留意事項について

前1及び2により運用をするに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 消防用設備等の「撤去」については、着工届及び設置届を要しないものであるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めること等により、その実態を把握するよう努めること。
- (2) 消防用設備等に係る軽微な工事については、次によること。
 - ア 消防用設備等に係る軽微な工事の範囲については、別紙2に掲げるとおりであるが、これらに該当するか否か判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士又は工事施工業者等で消防用設備等の知識を有するものに対して、事前に相談、協議するよう指導すること。
 - イ 甲種消防設備士又は工事施工業者等で消防用設備等の知識を有するものに対しては、講習等の機会をとらえ、着工届を要する工事の区分、軽微な工事の範囲、工事实施上の留意事項等について、周知するよう努めること。
- (3) 軽微な工事に係る消防検査について、前2により現場確認を省略した場合において、消防用設備等が技術基準に適合している旨の消防機関の意思表示は、設置届の副本を返却することにより行い、検査済証の交付は行わないこと。ただし、軽微な工事に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、現場確認を行うこと。
 - ア 関係者又は工事施工業者から現場確認の要望があつた場合
 - イ 検査済証を交付する必要がある場合
 - ウ 設置届の添付書類のみでは基準適合性の確認を行うことができない場合
 - エ その他現場確認が必要と認められる場合

第2 消防用設備等に係る届出等に関する運用について

消防用設備等の着工届及び設置届については、原則として消防用設備等ごとに当該設備に係る所要の図書を添えて提出することとされている（参考2）が、消防事務の簡素合理化の観点から、次のとおり運用することとする。

1 消防用設備等の着工届について

「設置届及び着工届の添付図書等に関する運用について（通知）」（令和5年3

月 30 日付け消防予第 196 号・消防危第 68 号) によるほか、同一防火対象物について同一時期に提出される複数の着工届の添付図書のうち、次に掲げるものについては、一の着工届に代表して添付することにより、個々の消防用設備等着工届出書への添付を省略できるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 意匠図（平面図、断面図、立面図等）
- (3) 関係設備共通の非常電源関係図書
- (4) 防火対象物の概要表

2 消防用設備等の設置届について

消防用設備等の設置届に係る添付書類について、次のとおり運用することとする。

- (1) 当該設置に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書。この場合において、消防同意又は着工届に伴い既に消防機関において保有している図書に変更があったとき又は不足している図書があったときは、変更部分に係る図書の差替え又は不足図書の追加をもって足りるものとする。
- (2) 当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書。この場合において、試験結果報告書の書式の規定がないときは、これに代わる図書とすること。
- (3) 届出は、防火対象物ごとに行って差し支えないものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月22日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

消防用設備等に係る工事の区分

1 新設

防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。

2 増設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

3 移設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

4 取替え

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。

5 改造

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。

6 補修

防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。

7 撤去

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

表 1 軽微な工事の範囲（法第 17 条の 14 の規定に基づく消防用設備等）

消防用設備等	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	・ 消火栓箱 → 2 基以下で既設と同種類のものに限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	・ 消火栓箱 → 同一の警戒範囲内に限る。	・ 加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	・ ヘッド → 5 個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ・ 補助散水栓箱 → 2 個以下で既設と同種類のものに限る。	・ ヘッド → 5 個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ・ 補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内に限る。	・ 加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	・ ヘッド → 既設と同種類のもの → 一の選択弁において 5 個以下 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	・ ヘッド → 一の選択弁において 2 個以下 ・ 手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	・ 加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	・ ヘッド → 既設と同種類のもの → 一の選択弁において 5 個以下 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	・ ヘッド → 一の選択弁において 5 個以下で警戒区域の変更のない範囲 ・ 手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	・ 加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品

不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	・ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） →既設と同種類のもの →5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ・ノズル →既設と同種類のもの →5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ・移動式の消火設備 →既設と同種類のもの →同一室内に限る。 ・制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →既設と同種類のもの →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	・ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） →5個以下で放射区域の変更のない範囲 ・ノズル →5個以下で放射区域の変更のない範囲 ・移動式の消火設備 →同一室内に限る。 ・制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	・全ての構成部品 →放射区域に変更のないものに限る。
自動火災報知設備	・感知器 →既設と同種類のもの →10個以下 ・発信機、ベル、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域内に限る。	・感知器 →10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ・発信機、ベル、表示灯 →同一警戒区域内に限る。	・感知器 →10個以下 ・受信機、中継器 →7回線を超えるものを除く。 ・発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	・検知器 →既設と同種類のもの →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	・検知器 →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	・受信機を除く。
避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る。）救助袋、緩降機）	・該当なし	・本体・取付金具 →同一階に限る。 →設置時と同じ施工方法に限る。	・標識 ・本体・取付金具 →設置時と同じ施工方法に限る。

表2 軽微な工事の範囲（着工届の義務のない消防用設備等）

消防用設備等	増設	移設	取替え
動力消防ポンプ設備	・該当なし	・該当なし	・ポンプ及びポンプ駆動用の内燃機関を除く構成部品
漏電火災警報器	・音響装置	・変流器 →同一警戒電路内の場合	・全ての構成部品 →型式に変更がないものに限る。
消防機関へ通報する火災報知設備	・該当なし	・該当なし	・該当なし
非常警報設備 （ベル、サイレン）	・音響装置、起動装置又は表示灯 →既設と同種類のもの →同一階の範囲に限る。	・音響装置、起動装置又は表示灯 →同一警戒区域内に限る。	・全ての構成部品
非常警報設備 （放送設備）	・起動装置、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域内に限る。 ・スピーカー →既設と同種類のもの →5個以下	・起動装置、表示灯 →同一警戒区域内に限る。 ・スピーカー →5個以下	・増幅器、操作部又は遠隔操作器を除く構成部品
避難器具 （表1に該当しないもの）	・該当なし	・本体、取付金具 →同一階に限る。 →設置時と同じ施工方法に限る。	・標識 ・本体・取付金具 →設置時と同じ施工方法に限る。
誘導灯及び誘導標識	・該当なし	・該当なし	・全ての構成部品 →同一型に限る。
消防用水	・該当なし	・該当なし	・標識等
排煙設備	・防煙区画、排煙口、給気口及び風道 →排煙機及び給気機の能力に影響がないものに限る。 ・手動起動装置 →操作性に影響がないものに限る。 ・自動起動装置 →既設と同種類のもの	・排煙口、給気口及び風道 →排煙機及び給気機の能力に影響がないものに限る。 ・手動起動装置 →同一防煙区画内で、かつ、操作性に影響がないものに限る。 ・自動起動装置 →同一防煙区画内で、か	・排煙機及び給気機を除く構成部品

		つ、既設と同種類のもの	
連結散水設備	・ヘッド →一の送水区域において5個以下 →送水区域に変更のない範囲に限る。	・ヘッド →一の送水区域において5個以下 →送水区域に変更のない範囲に限る。	・全ての構成部品
連結送水管	・該当なし	・該当なし	・加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品で同種類のもの
非常コンセント設備	・該当なし	・該当なし	・全ての構成部品
無線通信補助設備	・該当なし	・該当なし	・増幅器を除く全ての構成部品で、方式、周波数帯域及び設置方法に変更がない場合
パッケージ型消火設備	・2基（既設と同種類）以下で、同一室内のもの	・同一室内のもの	・全ての構成部品
パッケージ型自動消火設備	・ヘッド →5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 →パッケージ型自動消火設備の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ・感知器 →10個以下で、既設と同種類のもの	・ヘッド →5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ・感知器 →10個以下で、既設と同種類のもの	・受信装置を除く構成部品
共同住宅用スプリンクラー設備	・ヘッド →5個以下で、散水障害がないもの、かつ、加圧送水装置の性能（吐出、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないもの ・補助散水栓箱 →2個以下で既設と同種類のもの	・ヘッド →5個以下で、防護範囲が変わらないもの ・補助散水栓箱 →同一警戒範囲内に限る。	・加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品

共同住宅用自動火災報知設備	・感知器 →10 個以下で既設と同種類のもの ・音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器 →既設と同種類のもの	・感知器 →10 個以下で既設と同種類のもの ・音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器 →既設と同種類のもの	・感知器 →10 個以下 ・住棟受信機、中継器 →7 回線を超えるものを除く。 ・共同住宅用受信機 ・音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器
住戸用自動火災報知設備	・感知器 →10 個以下で既設と同種類のもの ・補助音響装置、戸外表示器 →既設と同種類のもの	・感知器 →10 個以下で既設と同種類のもの ・補助音響装置、戸外表示器 →既設と同種類のもの	・感知器 →10 個以下 ・住戸用受信機、中継器、音声警報装置、補助音響装置及び戸外表示器
共同住宅用非常警報設備	・起動装置、音響装置及び表示灯 →既設と同種類のもので、同一階の範囲内に限る。	・起動装置、音響装置、スピーカー及び表示灯 →同一階の範囲内に限る。	・全ての構成部品
共同住宅用連結送水管	・該当なし	・該当なし	・加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品で同種類のもの
共同住宅用非常コンセント設備	・該当なし	・該当なし	・全ての構成部品
特定小規模施設用自動火災報知設備	・自動火災報知設備の例による	・同左	・同左
加圧防排煙設備	・排煙設備の例による	・同左	・同左
複合型居住施設用自動火災報知設備	・自動火災報知設備の例による	・同左	・同左
特定駐車場用泡消火設備	・ヘッド →泡消火設備の例による ・感知継手 →5 個以下	・ヘッド →5 個以下	・泡消火設備の例による。

※よくある質問（岡崎市消防本部の取扱い）

1 消火栓の取外し、再取付け

Q：内装等の模様替えで工事の支障となるため、消火栓箱を一時的に取外し、工事後に元に復する場合、着工届等は必要ですか。

A：消火栓箱の取替えがなく、かつ、既存配管の加工等がない場合は整備の範囲とし、着工届及び設置届は不要です。

2 スプリンクラーヘッドの一時取外し、再取付け

Q：天井材の塗装替え、クロス張替え、照明器具の修理等のために一時的にスプリンクラーヘッドを取外して配管にメクラキャップをし、工事後に取外したヘッドを再取付けする場合、着工届は必要ですか。

A：整備の範囲とし、着工届及び設置届は不要です。

3 自動火災報知設備の感知器の取替え

Q：同等の種類、機能、性能の感知器に取替える場合届出は必要ですか。

A：差動式スポット型Ⅱ種から差動式スポット型Ⅱ種への取替えなど、同じものへの取替えで、感知器のベースを触らないで取替える場合は整備の範囲とし、着工届及び設置届は不要です。

消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

工事の区分	着工届	設置	
		届出	消防検査
新設	◎届出対象 ○消防設備士が行う消防用設備等に係る工事及び整備（例 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等） ○工事施工業者等で消防用設備等の知識を有する者が行う工事又は整備（例 誘導灯、非常警報設備等）	◎届出検査対象 ○別表第一(2)項ニ、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで、ロ及びハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物 ○別表第一(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で上記の用に供する部分が存するもの ○上記以外の特定防火対象物で延べ面積が300平方メートル以上のもの ○別表第一(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項及び(12)から(14)項までに掲げる防火対象物で延べ面積が500平方メートル以上のもの ○別表第一(11)項、(15)項及び(16)項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの	
増設、移設、取替え	☆原則として必要 ☆ただし、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、不要とすることができる。 ○工事：甲種消防設備士又は工事施工業者等で消防用設備等の知識を有する者が実施 ○甲種消防設備士又は工事施工業者等で消防用設備等の知識を有する者：試験結果報告書を作成・整備 ○防火対象物の関係者：経過一覧表への記録、維持台帳の整備・保存等	新設に準ずる	☆必要 ☆ただし、別紙2に掲げる軽微な工事にあつては、次により取り扱うことにより、現場確認を省略することができる。 ○消防機関：査察時等の機会をとらえ、維持台帳の内容及び現場の状況を確認
改造	必要	必要	必要
補修撤去	不要	不要	不要

消防用設備等に係る届出関係図書

着工届出	設置届出
◎添付書類 1 消火設備 ○付近見取図 ○防火対象物の概要表 ○消火設備の概要表 ○平面図 ○断面図 ○配管系統図及び展開図 ○計算書 ○使用機器図 2 警報設備 ○付近見取図 ○防火対象物の概要表 ○警報設備の概要表 ○平面図 ○断面図 ○配線図 3 避難設備 ○付近見取図 ○避難器具の概要表 ○平面図 ○立面図 ○避難器具等の設計図等 ○計算書	◎添付書類 1 消防用設備等に関する図書 ○設計書 ○仕様書 ○計算書 ○系統図 ○配管及び配線図並びに平面図 ○立面図及び断面図 2 消防用設備等ごとの消防用設備等試験結果報告書

参考資料

(通知等)

目 次

「可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いについて（通知）」 の一部改正について（令和 6 年 8 月 23 日消防予第 404 号）	1
消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて （令和 7 年 3 月 26 日消防予第 129 号）	13

消 防 予 第 404 号
令和6年8月23日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

「可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いについて（通知）」の
一部改正について

可動式ブース（天井及び壁により囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定（工具等で簡単に取り外すことができるものを除く。）されておらず、人が出入りして利用するものをいう。以下同じ。）に係る消防用設備等の取扱いについては、「可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いについて」（令和5年3月30日消防予第211号。以下「211号通知」という。）により通知しているところです。

今般、211号通知を別添のとおり改正しましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

消 防 予 第 211 号
令和 5 年 3 月 30 日

改正 令和 6 年 8 月 23 日消防予第 404 号

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いについて（通知）

可動式ブース（天井及び壁により囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定（工具等で簡単に取り外すことができるものを除く。）されておらず、人が出入りして利用するものをいう。以下同じ。）については、事務作業のほか、様々な使用形態（休憩、喫煙等）のものや、火災時の安全性等が確認された様々な性能・仕様を有するものが開発されるなど、その活用に係るニーズが拡大していることを踏まえ、今般、可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いについて、下記のとおりとりまとめましたので、通知します。

本通知をもって、「消防用設備等に係る執務資料の送付について」（平成 30 年 11 月 2 日付け消防予第 622 号）については、別添中「問 1」及び「問 2」を削除し、「問 3」及び「問 4」をそれぞれ「問 1」及び「問 2」に改めるとともに、「消防用設備等に係る執務資料の送付について」（令和 2 年 12 月 28 日付け消防予第 420 号）については、廃止します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、その旨周知していただくようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 可動式ブース内のスプリンクラーヘッド又は感知器の設置について

スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置が義務付けられている防火対象物において、可動式ブースを設けることにより、当該可動式ブース内にスプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められる場合であっても、次の(1)及び(3)に掲げる要件を満たすもの又は次の(2)及び(4)に掲げる要件を満たすものについては、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 32 条の規定を適用し、これらの設置を要しないこととして、差し支えないこと。

- (1) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 令第5条第1項に規定する対象火気設備等及び令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等（以下「火気設備等」という。）の使用を行うもの
 - イ 宿泊を目的とするもの
 - ウ イ以外のもので、仮眠を伴うおそれがあるもの
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 火気設備等の使用を行うもの
 - イ ア以外のもので、喫煙その他の火気の使用を行うもの
 - ウ 宿泊を目的とするもの
- (3) 次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 可動式ブースの床面積は6㎡以下であること。
 - イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすこと。
 - (ア) 次のaからdまでに掲げる要件を満たすこと。
 - a 可動式ブースの天井及び壁は不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で仕上げられていること。
 - b 可動式ブース内に住宅用下方放出型自動消火装置（「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成6年3月9日付け消防予第53号。以下「53号通知」という。）に定める基準に適合するものに限る。以下同じ。）が設置されていること。
 - c bの住宅用下方放出型自動消火装置について、パッケージ型自動消火設備Ⅱ型の点検基準（該当する点検項目に限る。）の例により点検が実施され、適切に維持管理されていること。
 - d 次の(a)又は(b)のいずれにも該当しないこと。
 - (a) 当該可動式ブース内に易燃性の可燃物が存し、住宅用下方放出型自動消火装置では消火困難と認められる場合（例えば、表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されており、座面（正面幅が概ね800mm以上）及び背面からなるソファ等が存する場合）
 - (b) 53号通知別添の「住宅用下方放出型自動消火装置の技術基準」第17条の消火試験で想定されていない方法により住宅用下方放出型自動消火装置が設置される場合（例えば、床から2.5メートルを超える高さに放出口が設けられる場合）
 - (イ) 次のaからcまでに掲げる要件を満たすこと。
 - a 当該可動式ブース内で火災が発生しても確実に消火できることが別紙に定める基準による消火実験等により確認されていること。
 - b 当該可動式ブース内で火災が発生しても当該可動式ブースから1メートル離れた場所を経由して避難する者が受ける熱量が3キロワット毎平方メートル未満であり、かつ、当該可動式ブースから1メ

ートル離れた場所の一酸化炭素濃度の最大値が 1,000ppm 以下であることが別紙に定める基準による消火実験等により確認されていること（(ア) a から c までに掲げる要件を満たす場合を除く。）。

c a 及び b について、建物火災に係る工学分野に関する専門性を有する大学その他の第三者機関による検証結果が存すること。

ウ 可動式ブース外部から当該可動式ブース内で発生した火災を目視できること（可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器が有効に設置され、火災を感知した際に相互に連動させる等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災をそれぞれ当該可動式ブース外部直近及び当該可動式ブース内部において早期に覚知できるよう措置されている場合を除く。）。

(4) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア (3)ア及びイに掲げる要件を満たすこと。

イ 可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器を有効に設置し、火災を感知した際に相互に連動させる等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災をそれぞれ当該可動式ブース外部直近及び当該可動式ブース内部において早期に覚知できるよう措置されていること（仮眠中の使用者に対し、火災の発生を早期覚知させることについて、連動型住宅用防災警報器の警報音による場合と同等以上の性能を有すると認められる場合に限る。）。

ウ イの連動型住宅用防災警報器の設置（火災が発生した際に相互に連動させることを含む。）等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災を当該防火対象物における従業員等の常駐場所で覚知できるよう措置されていること。

エ 可動式ブースの出入口扉に施錠装置が設けられていないこと（非常の際に外部から容易に解錠できる場合を除く。）。

オ 可動式ブース内の見やすい箇所に喫煙その他の火気の使用を禁止する旨の表示が設けられていること。

2 可動式ブース内のスピーカーの設置について

放送設備の設置が義務付けられている防火対象物において、スピーカーから 8 メートルを超える場所に可動式ブース（カラオケボックスその他これに類する遊興の用に供することを目的とするものを除く。）を設けることにより、当該可動式ブース内にスピーカーの設置が必要と認められる場合であっても、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たすものについては、令第 32 条の規定を適用し、これらの設置を要しないこととして、差し支えないこと。

(1) 次のア又はイに掲げる要件を満たすこと。

ア 上記 1 (1)並びに(3)ア及びウに掲げる要件を満たすこと。

- イ 上記 1 (2)並びに(3)ア及び(4)イからオまでに掲げる要件を満たすこと。
(2) 次のア又はイに掲げる要件を満たすこと。

ア 当該可動式ブースの外に設置されたスピーカーによる放送について、当該可動式ブース内における音圧が 65 デシベル以上となることが確認できること。

イ 次の(ア)から(エ)までに掲げる要件を満たすこと。

(ア) スピーカーから第 1 シグナル（非常警報設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第 6 号）第 4 第 3 号(2)ニに規定する第 1 シグナルをいう。以下同じ。）が鳴動した時点で、当該可動式ブース内にいる者に対し、放送設備による火災警報がなされた旨を警報音（65 デシベル以上の音圧のものに限る。）及び発光により直ちに報知できる機器等（放送設備の起動や第 1 シグナルの鳴動等に連動して有効かつ確実に作動すること（65 デシベル以上の音圧による警報音の鳴動及び発光の起動の状態を 1 分間以上継続できることをいう。以下同じ。）が実験等により確認されたものに限る。）が設置されていること。

(イ) 当該可動式ブース内の見やすい箇所に、次の a 及び b に掲げる事項に係る表示が設けられていること。

a (ア)の警報音及び発光は、可動式ブースの外における火災発生を知らせるものであること。

b (ア)の警報音の鳴動及び発光の起動の際にとるべき行動（可動式ブース外に出て、火災の発生や避難等の要否などを確認すること等）

(ウ) (ア)の機器等の電源は、次の a 及び b に掲げる要件を満たすものであること。

a 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 20 年消防庁告示第 25 号）第 2 第 6 号の規定の例により設けられていること。

b 電池以外から供給される電力を用いる場合にあっては、当該電源が停電した場合であっても、(ア)の機器等を 10 分間以上有効かつ確実に作動することが可能な状態に維持することができる容量の電池が設けられていること。

(エ) (ア)の機器等は、点検が実施され、適切に維持管理されていること。

3 可動式ブース内の排煙口又は散水ヘッドの設置について

排煙設備又は連結散水設備の設置が義務付けられている防火対象物において、可動式ブースを設けることにより、当該ブース内に排煙口又は散水ヘッドの設置が必要と認められる場合であっても、上記 1 (1)及び(3)に掲げる要件を満たすもの又は上記 1 (2)及び(4)に掲げる要件を満たすものについては、令第 32 条の規定を適用し、これらの設置を要しないこととして、差し支えないこと。

4 その他

- (1) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に

供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号。以下「40 号省令」という。）により、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備が設置されている特定共同住宅等（40 号省令第 2 条第 1 号に規定する特定共同住宅等をいう。以下同じ。）において、40 号省令第 2 条第 3 号に規定する共用室の中又は同省令第 2 条第 4 号に規定する共用部分（以下「共用部分等」という。）に可動式ブースを設けることにより、当該可動式ブース内にスプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められる場合であっても、上記 1 (1) 及び(3)に掲げる要件を満たすもの又は上記 1 (2) 及び(4)に掲げる要件を満たすものについては、令第 32 条の規定を適用し、これらの設置を要しないこととして、差し支えないこと。

- (2) 40 号省令により、共同住宅用自動火災報知設備が設置されている特定共同住宅等において、共用部分等に可動式ブースを設けることにより、当該可動式ブース内に音声警報装置の設置が必要と認められる場合であっても、上記 2 (1) 及び(2)に掲げる要件を満たすものについては、令第 32 条の規定を適用し、その設置を要しないこととして、差し支えないこと。
- (3) 特定共同住宅等において、40 号省令第 2 条第 4 号に規定する共用部分に可動式ブースを設けることにより、当該防火対象物が「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」（平成 17 年消防庁告示第 2 号）又は「特定共同住宅等の構造類型を定める件」（平成 17 年消防庁告示第 3 号）に定める基準に適合しなくなる場合であっても、上記 1 (1) 及び(3)に掲げる要件を満たすもの又は上記 1 (2) 及び(4)に掲げる要件を満たすものについては、令第 32 条の規定を適用し、引き続き、40 号省令に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置を認めることとして、差し支えないこと。
- (4) 本通知における可動式ブースに係る取扱いについては、消防用設備等の設置が義務付けられている防火対象物の一部に可動式ブースが設置される場合を想定しているものであり、防火対象物の部分の過半を可動式ブースが占めるような活用をしている場合は想定していないこと。

消火実験基準

1 前提条件

- (1) 可動式ブースの内装の仕上げは、実際のものと同一の仕様とすること。
ただし、実際のものに複数の仕様がある場合は、不燃性能の低い仕様のものとする。
- (2) 可動式ブース内には、実際に収容が想定される家具を配置すること。ただし、実際の家具に複数の仕様がある場合は、発熱量が最も大きい家具（例：クッション材が主にポリウレタンで構成されたソファ）を配置すること。
- (3) 可動式ブース内の照明器具は、実際のものと同一とすること。
- (4) 可動式ブースに空調設備がある場合は、通常想定される運転状態とすること。
- (5) 可動式ブース前面の扉は開放した状態とすること。ただし、自動閉鎖装置が設けられている場合はこの限りでない。

2 実験条件及び判定基準

2-1 本通知中、1(3)イ(7)aからcまでに掲げる要件を満たしている可動式ブースの場合

- (1) 実験条件
 - ア 試験は、屋内の試験室内で実施すること。
 - イ 着火箇所は、発熱量が最も大きい家具等の最も速く延焼が拡大すると想定される箇所（例：ソファ座面の背もたれ側）の1箇所とし、助燃剤として、ノルマルヘプタン（50ml）を染み込ませた綿ウエスを用いること。
- (2) 判定基準
着火の確認から20分以内において、有炎現象が認められず、かつ、その後5分間はその状態が継続すること。

2-2 2-1以外の可動式ブースの場合

- (1) 実験基準
 - 2-1(1)の例によるほか、次によること。
 - ア 熱量を計測する箇所は、次に掲げる部分から1.0m離れた位置で、かつ、床面から高さ1.5mの位置に設定すること（別図1参照）。
 - (イ) 可動式ブース内を目視できる部分が存する面（光が透過する面を含む）の中心
 - (イ) 出入口扉（自動閉鎖装置が設けられている場合を除く）の中心
 - イ 一酸化炭素濃度を計測する箇所は、開口部（出入口扉（自動閉鎖装置が設けられている場合を除く）・排気口等）の中心から1.0m離れた位置で、かつ、床面から高さ1.8mの位置に設定すること（別図2参

照)。

ただし、出入口扉が自動閉鎖装置により閉鎖されており、かつ、排気口が可動式ブースの屋根部分にある場合で、当該排気口の直近において計測する場合は、これによらないことができる。

ウ ア及びイの計測は、実験の終了まで継続して行うこと。

(2) 判定基準

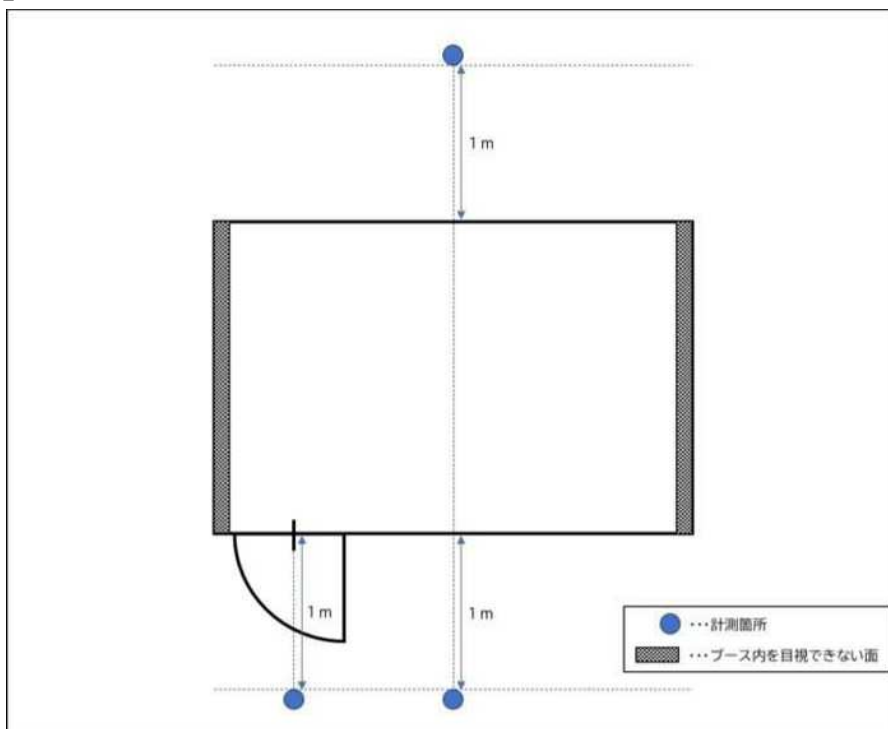
ア 着火の確認から 20 分以内において、有炎現象が認められず、かつ、その後 5 分間はその状態が継続すること。

イ アの間は、熱量が 3 kW/m^2 未満で、かつ、一酸化炭素濃度の最大値が $1,000 \text{ ppm}$ 以下であること。

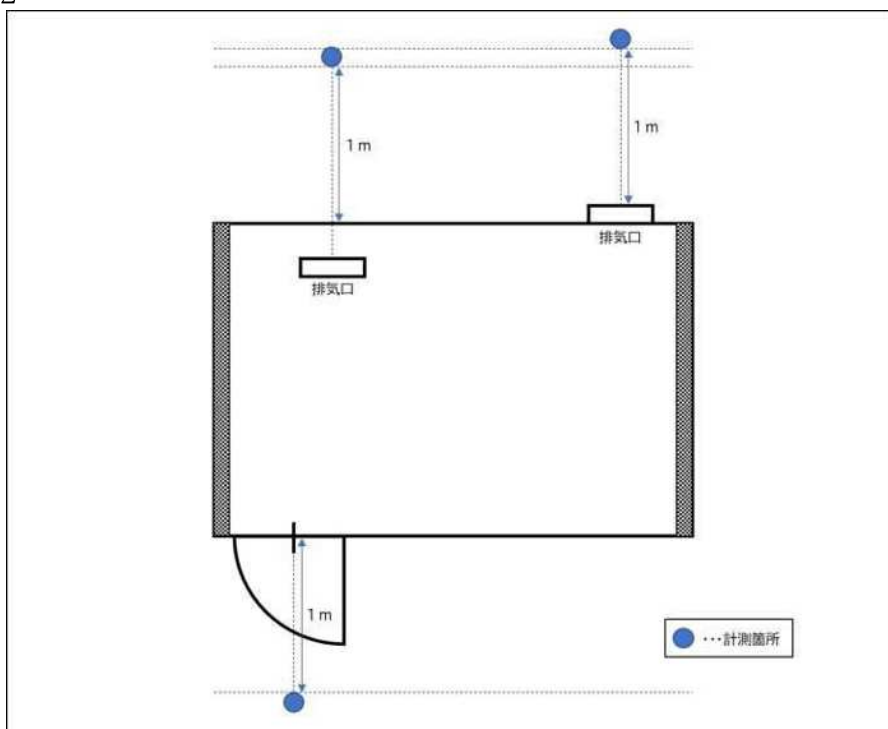
3 その他

実験を実施していない可動式ブース（以下「実験未実施可動式ブース」という。）のうち、当該可動式ブースよりも床面積が大なる可動式ブース及び小なる可動式ブース（実験未実施可動式ブースと仕様（内装の仕上げ、家具、照明器具、空調設備、扉及び消火装置等）が同一のものに限る。）が、2に定める判定基準に適合している場合は、実験を実施せずとも当該判定基準に適合しているものとして取り扱うことができる。

別図 1



別図 2



可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いについて（通知）記 新旧対照表

改正後	改正前
1 可動式ブース内のスプリンクラーヘッド又は感知器の設置について (1)・(2) 略 (3) 次に掲げる要件を満たすこと。 ア 略 イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすこと。 (ア) 略 (イ) 次の a から c までに掲げる要件を満たすこと。 a 当該可動式ブース内で火災が発生しても確実に消火できることが別紙に定める基準による消火実験等により確認されていること。 b 当該可動式ブース内で火災が発生しても当該可動式ブースから 1 メートル離れた場所を経由して避難する者が受ける熱量が 3 キロワット毎平方メートル未満であり、かつ、当該可動式ブースから 1 メートル離れた場所の一酸化炭素濃度の最大値が 1,000ppm 以下であることが別紙に定める基準による消火実験等により確認されていること（(ア) a から c までに掲げる要件を満たす場合を除く。）。 c a 及び b について、建物火災に係る工学分野に関する専門性を有する大学その他の第三者機関による検証結果が存すること。 ウ 略 (4) 略 2・3 略 4 その他 (1)～(3) 略	1 可動式ブース内のスプリンクラーヘッド又は感知器の設置について (1)・(2) 略 (3) 次に掲げる要件を満たすこと。 ア 略 イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすこと。 (ア) 略 (イ) 次の a から c までに掲げる要件を満たすこと。 a 当該可動式ブース内で火災が発生しても確実に消火できることが消火実験等により確認されていること。 b 当該可動式ブース内で火災が発生しても当該可動式ブースから 1 メートル離れた場所を経由して避難する者が受ける熱量が 3 キロワット毎平方メートル未満であり、かつ、当該可動式ブースから 1 メートル離れた場所の一酸化炭素濃度の最大値が 1,000ppm 以下であることが消火実験等により確認されていること（(ア) a から c までに掲げる要件を満たす場合を除く。）。 c a 及び b について、建物火災に係る工学分野に関する専門性を有する大学その他の第三者機関による検証結果が存すること。 ウ 略 (4) 略 2・3 略 4 その他 (1)～(3) 略

改正後	改正前
(4) 本通知における可動式ブースに係る取扱いについては、消防用設備等の設置が義務付けられている防火対象物の一部に可動式ブースが設置される場合を想定しているものであり、防火対象物の部分の過半を可動式ブースが占めるような活用をしている場合は想定していないこと。 別紙 略	

消 防 予 第 129 号
令和 7 年 3 月 26 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 23 条の消防機関へ通報する火災報知設備（以下「火災通報装置」という。）について、近年の携帯電話の機能及び普及率の向上並びに令和 6 年度消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会における検討結果を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

令第 23 条第 1 項各号に掲げる防火対象物のうち、令別表第一（5）項イ並びに（6）項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物以外の防火対象物で、以下のいずれかの要件を満たすものについては、令第 32 条の規定を適用し、火災通報装置の設置を要しないこととして差し支えないこととする。

- 1 防火対象物の所在地が自社で通信設備を整備するいずれかの携帯電話事業者（MNO）のサービスエリア範囲内である。
- 2 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 2 に規定する検査の際、携帯電話での通報が可能であることが確認できる。

岡崎市消防用設備等技術基準
(通則・運用・特例基準編 2026)

令和 8 年 4 月 1 日